

中心市街地の活性化に関する
行政評価・監視結果報告書

平成 16 年 9 月

総務省行政評価局

前 書 き

中心市街地は、城下町や宿場町といったその地域の歴史的経緯を背景に、文化や伝統を育み、居住、商業、業務、公益等の各種の機能を担ってきた市町村の中心であり、これまでの歴史、文化、伝統等を含めた広い意味での社会資本が蓄積された地域である。他方、急速な車社会の進展、消費者の生活様式の多様化や中心市街地での地価の高騰等の影響を受け、人口の郊外への移転、大規模小売店舗の郊外展開等が進み、この結果として、中心市街地において、人口の減少、商業、業務等の都市機能の空洞化が進行している。

このような中で、中心市街地の活性化を図る施策として、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的な推進に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）が制定され、地域における創意工夫を生かしつつ、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化を一体的に推進するための措置が講ぜられてきているところである。

しかしながら、中心市街地における人口や商店数等の減少傾向は続いており、さらに、大規模小売店舗の中心市街地からの撤退及び郊外への新たな進出等による商圈構造の変化など、中心市街地を取り巻く環境はますます厳しくなっており、中心市街地の活性化を図るための施策の効果的な実施が重要となっている。

この行政評価・監視は、このような状況を踏まえ、中心市街地の活性化の推進、国庫補助金の効率的な使用等を図る観点から、中心市街地の活性化の状況、中心市街地の活性化に関する基本計画の作成状況、同計画に掲げられた事業の実施状況、中心市街地の活性化に関する国の支援の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

目 次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	行政評価・監視結果	2
1	中心市街地の活性化の状況	2
2	中心市街地活性化基本計画の的確な実施と見直し	45
(1)	基本計画の的確な作成	45
ア	基本計画作成に当たっての現況及びニーズの把握	45
イ	基本計画の内容の的確化	52
(2)	事業の着実な実施	82
(3)	基本計画の見直し	109
3	国庫補助事業の効果的かつ効率的な実施	121
(参考資料)		
	調査した138市町における中心市街地の活性化の状況	161

図 表 目 次

項目 1 中心市街地の活性化の状況

図 1 -	中心市街地市街地活性化法の仕組み	8
表 1 -	中心市街地活性化法及び基本方針（抜粋） - 目的及び制度関係 -	9
表 1 -	中心市街地活性化基本計画の作成状況（都道府県別）	12
表 1 -	中心市街地の活性化指標の動向等	13
表 1 -	中心市街地の活性化指標の推移（全国データ）	24
表 1 -	調査した121市町における中心市街地の活性化の状況一覧	25
表 1 -	調査した市町における中心市街地の活性化状況（数値、割合等）	28
表 1 -	調査した市町における中心市街地の活性化状況（政令指定都市圏内外別）	30
表 1 -	調査した市町における中心市街地の活性化状況（人口規模別）	30
表 1 -	調査した市町における中心市街地の活性化状況（基本計画作成年度別）	30
表 1 -	調査した市町における中心市街地の人口動向等	31
表 1 -	調査した市町における中心市街地の商店数動向等	34
表 1 -	調査した市町における中心市街地の年間商品販売額動向等	37
表 1 -	調査した市町における中心市街地の空店舗数の比較結果（31市町）	40
表 1 -	調査した市町における中心市街地の歩行者通行量の比較結果（42市町）	41
表 1 -	調査した市町における中心市街地の活性化に関する認識	43
表 1 -	活性化していると認識している市町の中心市街地の活性化状況	44

項目 2 中心市街地活性化基本計画の的確な実施と見直し

(1) 基本計画の的確な作成

ア 基本計画作成に当たっての現況及びニーズの把握

表 2 - (1) - ア -	基本計画に係る規定内容	47
表 2 - (1) - ア -	中心市街地の要件及び規模等に係る規定内容	48
表 2 - (1) - ア -	基本計画を作成した市町村（138市町）における中心市街地に 係る基礎データの把握状況	49
表 2 - (1) - ア -	基本計画作成時において中心市街地活性化に係る基礎データ を的確に把握している例	49
表 2 - (1) - ア -	基本計画を作成した市町村（138市町）における中心市街地活 性化に係る地域住民及び商業関係者のニーズの把握状況	50
表 2 - (1) - ア -	基本計画作成時において中心市街地活性化に係る地域住民及 び商業関係者のニーズを把握している例	50
表 2 - (1) - ア -	平成10年度又は11年度に基本計画を作成した市町村における 地域住民及び商業関係者のニーズ把握と短期事業の着手率の 状況	51

イ 基本計画の内容の的確化

表 2 - (1) - イ -	国等の支援に係る規定内容	56
表 2 - (1) - イ -	基本計画に掲載された事業における国庫補助事業の実施状況	56
表 2 - (1) - イ -	基本計画の目標設定に係る規定内容	57
表 2 - (1) - イ -	基本計画に数値目標を設定している市町村の数値設定状況等	58
表 2 - (1) - イ -	基本計画に定性的な目標を設定している例	60
表 2 - (1) - イ -	基本計画における数値目標未設定の124市町の理由	61
表 2 - (1) - イ -	基本計画に数値目標を設定することに関する138市町の意向等	61
表 2 - (1) - イ -	中心市街地の区域設定の状況	62

表 2 - (1) - イ -	区域設定に関し基本計画の内容が不十分な例	62
表 2 - (1) - イ -	連絡協議会の概要	65
表 2 - (1) - イ -	重点的な支援を行うための共通の視点	66
表 2 - (1) - イ -	中心市街地活性化関係府省庁連絡協議会の実績	67
表 2 - (1) - イ -	基本方針における事業の選択に係る主な規定内容	69
表 2 - (1) - イ -	事業の選定に関し基本計画の内容が不十分な例	70
表 2 - (1) - イ -	基本計画に掲載された短期事業のうち未着手事業の未着手理由 (平成10年度又は11年度基本計画作成73市町)	80
表 2 - (1) - イ -	内容が不十分な基本計画に掲載された事業に対して国庫補助金 が交付された例	81
表 2 - (1) - イ -	基本計画に掲載された事業の概要 (平成10年度又は11年度基本 計画作成73市町)	81

(2) 事業の着実な実施

表 2 - (2) -	中心市街地活性化法及び基本方針 (抜粋) - 推進体制及び中小小売 商業高度化事業構想関係	87
表 2 - (2) -	中心市街地活性化事業の実施を推進する体制の整備状況	91
表 2 - (2) -	中心市街地活性化事業の推進体制の整備状況及び事業の実施状況 (事業の推進体制と短期事業の着手率との関係)	92
表 2 - (2) -	活動が低調な事業推進体制	93
表 2 - (2) -	中心市街地活性化事業の実施状況	95
表 2 - (2) -	基本計画作成時期別短期事業の着手率整理表	96
表 2 - (2) -	市街地の整備改善事業と商業等の活性化事業の短期事業着手率に30 %以上の差がある市町村	97
表 2 - (2) -	基本計画に掲載された短期事業のうち未着手事業の未着手理由 (平 成10年度又は11年度基本計画作成73市町)	98
表 2 - (2) -	調査した市町における人口の動向の推移と着手率等の関係等	99
図 2 - (2) -	TMO構想、TMO計画の脈略図	100
表 2 - (2) -	TMO構想の認定状況等	101
表 2 - (2) -	TMO構想未認定及び認定に2年以上を要した理由	102
表 2 - (2) -	基本計画作成からTMO構想策定着手までの期間	104
表 2 - (2) -	商業タウンマネジメント計画策定事業費補助金の交付実績	104
表 2 - (2) -	基本計画作成時期とTMO構想策定補助金の交付時期との関係別の 基本計画作成からTMO構想認定までの期間	105
表 2 - (2) -	TMO構想未認定の市町村の状況 (補助金交付市町村)	106
表 2 - (2) -	基本計画に掲載されたTMOを実施主体とした商業等活性化事業 (短期事業)の実施状況 (平成10年度又は11年度基本計画作成73 市町)	108

(3) 基本計画の見直し

表 2 - (3) -	中心市街地活性化基本計画の見直しに係る規定	112
表 2 - (3) -	基本計画に基づく事業の進ちょく状況の把握	113
表 2 - (3) -	未着手、遅延等の原因、理由を把握している市町の短期事業の着手 率の例	114
表 2 - (3) -	基本計画の達成状況の分析・評価の状況	115
表 2 - (3) -	基本計画の見直し等の状況 (その1)	116
表 2 - (3) -	基本計画の見直し等の状況 (その2)	117
表 2 - (3) -	基本計画に掲載された短期事業のうち未着手となっている事業の実 施予定等 (平成10年度又は11年度に基本計画を作成した73市町)	118
表 2 - (3) -	短期事業のうち未着手事業のある市町における今後の実施予定等	119
表 2 - (3) -	基本計画の見直し等が行われていないものの国庫補助金が交付され ている例	120

項目3 国庫補助事業の効果的かつ効率的な実施

表3 -	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）〈抄〉	127
表3 -	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003について」（平成15年6月27日閣議決定）〈抄〉	127
表3 -	調査した補助金の概要	129
表3 -	調査した補助金の予算及び執行状況	131
表3 -	調査した補助金における事業効果の発現状況等	132
表3 -	調査した補助金を受けて実施された事業のうち、施設・設備等の利用実績が見込みに達していないものや歩行者通行量が事業実施前後を比較したところ減少しているもの等	134
表3 -	整備した施設・設備の利用が低調な例	140
表3 -	調査した補助金における事業効果見込みの記載に関する規定状況	142
表3 -	調査した補助金における事業効果見込みの記載に関する規定内容	143
表3 -	中央省庁等改革基本法（平成十年法律第三号）〈抄〉	145
表3 -	「地方分権推進計画」（平成10年5月29日閣議決定）〈抄〉	145
表3 -	「地方分権推進委員会意見」（平成12年8月8日）〈抄〉	145
表3 -	調査した補助金における事業効果の報告に関する仕組みの整備及び指導・助言の状況	146
表3 -	調査した補助金における事業効果の報告に関する仕組みの内容	147
表3 -	調査した補助金の事後評価の実施状況	148
表3 -	マルチメディア街中にぎわい創出事業の要望・申請・採択・交付件数	151
表3 -	調査した都道府県における中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金の要望・申請・採択・交付件数	152
表3 -	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金、中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業の補助対象者及び補助対象事業対照表	153
表3 -	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金、中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業の変遷	157
表3 -	1施設で中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金、中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業を併用している例	158

〔参考資料〕

調査した138市町における中心市街地の活性化の状況	161
---------------------------	-----

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、中心市街地の活性化の推進、国庫補助金の効率的な使用等を図る観点から、中心市街地の活性化の状況、中心市街地の活性化に関する基本計画の作成状況、同計画に掲げられた事業の実施状況、中心市街地の活性化に関する国の支援の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

2 対象機関

(1) 行政評価・監視対象機関

国家公安委員会（警察庁）、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 7局（北海道（函館行政評価分室を含む。）、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 12事務所（福島、東京、神奈川、新潟、富山、静岡、京都、兵庫、和歌山、愛媛、熊本、鹿児島）

4 実施時期

平成15年8月～16年9月

第 2 行政評価・監視結果

1 中心市街地の活性化の状況

勸告	説明図表番号
<p>中心市街地の活性化に関する施策として、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）及び「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本方針」（平成10年農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省、自治省告示第1号。以下「基本方針」という。）に基づき、全国の593市町村において、当該市町村の区域内の611の中心市街地について、市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）が、作成されており（平成16年3月31日現在）、これに則って各種の施策が実施されている。</p> <p>基本方針において、中心市街地とは「商業、業務、居住等の都市機能が集積した地域」とされ、また、その活性化の意義については「人が住み、育ち、学び、働き、交流する生活空間としての中心市街地の活性化を図ること」や「中心市街地の商業集積が、商業機能に加えて地域コミュニティの場としての機能を有していることに着目し、中心市街地の商業全体を面的に捉えてその活性化を図ること」が重要とされている。</p> <p>今回、調査した20都道府県において、平成10年度から13年度までに基本計画を作成した138市町のうち、12年度以前に基本計画を作成した121市町（注）について、中心市街地の活性化の状況を、居住、商業及び業務に関する統計指標の基本計画作成前後の動向等により調査した結果は、次のとおりである。</p> <p>（注）後述する5つの統計指標について、基本計画作成前後の動向の把握が可能である平成12年度以前に基本計画を作成した市町を対象とした。</p> <p style="text-align: center;">中心市街地の活性化に関する各統計指標の動向</p> <p>調査した121市町について、中心市街地の活性化の状況を、5つの統計指標（中心市街地の人口、商店数、年間商品販売額、事業所数、事業所従業者数）により調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p style="text-align: center;">これら5つの統計指標の数値は、121市町の中心市街地全体として、いずれも基本計画作成前より減少</p> <p style="text-align: center;">これら5つの統計指標に係る市町村全体の数値に占める中心市街地の割合についても、同様に、いずれも基本計画作成前より低下</p> <p>ア 中心市街地の人口</p> <p>中心市街地の人口について、住民基本台帳調査結果から、基本計画作成前の平成9年と直近の15年の数値を比較した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>121市町のうち、84市町（69.4%（パーセント））の中心市街地において、平成15年の人口が減少している。121市町の中心市街地全体でみると、平成15年の人口は2.3%減少している。</p> <p>また、市町村の全人口に占める中心市街地の割合からみると、121市町のうち、87市町（71.9%）の中心市街地において、平成15年の割合が低下してい</p>	<p>図 1 -</p> <p>表 1 - 、</p> <p style="text-align: right;">表 1 -</p>

る。121市町の中心市街地全体でみると、平成15年の割合は2.9%低下している。

さらに、中心市街地の人口とそれが市町村の全人口に占める割合についてみると、121市町のうち、78市町（58.7%）において、人口及び割合ともに減少又は低下しているほか、9市町（7.4%）では、人口は増加しているものの、その割合は低下している。

イ 中心市街地の商店数

中心市街地の商店数について、商業統計調査結果から、基本計画作成前の平成9年と直近の14年の数値を比較した結果、次のような状況がみられた。

120市町（注）のうち、111市町（92.5%）の中心市街地において、平成14年の商店数が減少している。120市町の中心市街地全体でみると、平成14年の商店数は16.3%減少している。

（注）121市町から、中心市街地内の商店数が把握できない1町を除外している。

また、市町村の全商店数に占める中心市街地の割合からみると、120市町のうち、96市町（80.0%）の中心市街地において、平成14年の割合が低下している。120市町の中心市街地全体でみると、平成14年の割合は8.9%低下している。

さらに、中心市街地の商店数とそれが市町村の全商店数に占める割合についてみると、120市町のうち、96市町（80.0%）において、商店数及び割合ともに減少又は低下している。

ウ 中心市街地の年間商品販売額

中心市街地の年間商品販売額について、商業統計調査結果から、基本計画作成前の平成9年と直近の14年の数値を比較した結果、次のような状況がみられた。

120市町（注）のうち、113市町（94.2%）の中心市街地において、平成14年の年間商品販売額が減少している。120市町の中心市街地全体でみると、平成14年の年間商品販売額は28.4%減少している。

（注）121市町から、中心市街地内の年間商品販売額が把握できない1町を除外している。

また、市町村の全年間商品販売額に占める中心市街地の割合からみると、119市町（注）のうち、105市町（88.2%）の中心市街地において、平成14年の割合が低下している。119市町の中心市街地全体でみると、平成14年の割合は19.5%低下している。

（注）120市町から、市町村の全年間商品販売額が「秘匿情報」となっている1町を除外している。

さらに、中心市街地の年間商品販売額とそれが市町村の全年間商品販売額に占める割合についてみると、119市町のうち、105市町（88.2%）において、年間商品販売額及び割合ともに減少又は低下している。

エ 中心市街地の事業所数

中心市街地の事業所数について、事業所・企業統計調査結果から、基本計画作成前の平成8年と直近の13年の数値を比較した結果、次のような状況がみられた。

120市町（注）のうち、112市町（92.7%）の中心市街地において、平成13年の事業所数が減少している。120市町の中心市街地全体でみると、平成13年の事業所数は9.5%減少している。

（注）121市町から、中心市街地内の事業所数が把握できない1町を除外している。

また、市町村の全事業所数に占める中心市街地の割合からみると、120市町のうち、103市町（85.8%）の中心市街地において、平成13年の割合が低下している。120市町の中心市街地全体でみると、平成13年の割合は4.8%低下している。

さらに、中心市街地の事業所数とそれが市町村の全事業所数に占める割合についてみると、120市町のうち、99市町（82.5%）において、事業所数及び割合ともに減少又は低下しているほか、4市町（3.3%）では、事業所数は増加しているものの、その割合は低下している。

オ 中心市街地の事業所従業者数

中心市街地の事業所従業者数について、事業所・企業統計調査結果から、基本計画作成前の平成8年と直近の13年の数値を比較した結果、次のような状況がみられた。

120市町（注）のうち、100市町（83.3%）の中心市街地において、平成13年の事業所従業者数が減少している。120市町の中心市街地全体でみると、平成13年の事業所従業者数は8.1%減少している。

（注）121市町から、中心市街地内の事業所従業者数が把握できない1町を除外している。

また、市町村の全事業所従業者数に占める中心市街地の割合からみると、120市町のうち、87市町（72.5%）の中心市街地において、平成13年の割合が低下している。120市町の中心市街地全体でみると、平成13年の割合は4.5%低下している。

さらに、中心市街地の事業所従業者数とそれが市町村の全事業所従業者数に占める割合についてみると、120市町のうち、78市町（65.0%）において、事業所従業者数及び割合ともに減少又は低下しているほか、9市町（7.5%）では、事業所従業者数は増加しているものの、その割合は低下している。

また、これら5つの統計指標の数値の動向について、全国数値と調査した市町における中心市街地の数値を比較した結果、次のとおり、いずれの統計指標も調査した市町における中心市街地の方が減少率が大きくなっている。

平成15年の人口については、全国では9年と比べ1.1%増加しているのに対し、中心市街地では2.3%の減少

平成14年の商店数については、全国では9年と比べ8.4%減少しているのに対し、中心市街地では16.3%の減少

平成14年の年間商品販売額については、全国では9年と比べ8.5%減少しているのに対し、中心市街地では28.4%の減少

平成13年の事業所数については、全国では8年と比べ5.5%減少しているのに対し、中心市街地では9.5%の減少

平成13年の事業所従業者数については、全国では8年と比べ4.2%減少しているのに対し、中心市街地では8.1%の減少

表1 -

<p>中心市街地の人口、事業所数及び年間商品販売額の動向</p> <p>調査した119市町（注1）における中心市街地の活性化の状況について、居住機能を表す指標である人口、業務機能を表す指標である事業所数及び商業機能を表す指標である年間商品販売額から総体として把握した。119市町におけるこれらの3指標の動向を前述 で用いた基本計画作成前後の数値を基にみると、78市町（65.6%）の中心市街地において3指標ともに基本計画作成前に比べ減少し、他方、3指標ともに増加しているものは2市（1.7%）の中心市街地にとどまっている。また、市町村全体の数値に占める中心市街地の割合の動向で見ても、118市町（注2）のうち、72市町（61.0%）の中心市街地において3指標ともに割合が低下しており、他方、3指標ともに割合が上昇しているものは2市（1.7%）の中心市街地にとどまっている。</p> <p>（注1）121市町から、上記3指標の一部しか把握できない2町を除外している。</p> <p>（注2）119市町から、市町村の全年間商品販売額が「秘匿情報」となっている1町を除外している。</p> <p>また、中心市街地の人口、事業所数及び年間商品販売額とそれらが市町村の全人口、全事業所数及び全年間商品販売額に占める割合についてみると、118市町のうち、62市町（52.5%）において、人口、事業所数及び年間商品販売額並びにそれぞれの割合ともに減少又は低下している。</p> <p>なお、119市町は、それぞれ、位置、人口規模等の特性が異なっていることから、これらの特性と中心市街地の活性化の状況との関係を把握した。119市町における位置、人口規模等の特性と中心市街地の活性化に関する指標の動向との関係をみると、次のとおりである。</p>	<p>表1 - 、</p>
<p>ア 政令指定都市との関係</p> <p>119市町が政令指定都市圏（注）に属しているか否かで見ると、政令指定都市圏に属していない64市町のうち、52市町（81.3%）、政令指定都市圏に属している55市町のうち、26市町（47.3%）において、中心市街地の人口、事業所数及び年間商品販売額ともに減少している。</p> <p>（注）政令指定都市圏とは、国勢調査における「大都市圏」（東京都特別区部及び政令指定都市（以下「中心市」という。）並びにその周辺市町村）である。また、「その周辺市町村」とは、原則として、中心市と接続し、かつ、当該中心市への15歳以上の通勤・通学者数の割合が常住人口の1.5%以上ある市町村である。</p>	<p>表1 -</p>
<p>イ 人口規模との関係</p> <p>119市町を当該市町村全体の人口規模で見ると、人口10万人未満の64市町のうち48市町（75.0%）、人口10万人以上30万人未満の32市のうち18市（56.3%）、人口30万人以上の23市のうち12市（52.2%）において、中心市街地の人口、事業所数及び年間商品販売額ともに減少している。</p>	<p>表1 -</p>
<p>ウ 基本計画作成年度との関係</p> <p>119市町を基本計画作成年度で見ると、平成10年度に作成した30市町のうち20市町（66.7%）、平成11年度に作成した41市町のうち29市町（70.7%）、平成12年度に作成した48市町のうち29市町（60.4%）において、中心市街地の人口、事業所数及び年間商品販売額ともに減少している。</p> <p>中心市街地の人口の動向</p>	<p>表1 -</p>

調査した121市町における中心市街地の活性化の状況について、住民基本台帳調査結果を基に、基本計画作成前の人口の動向を平成6年と9年の数値の比較から、基本計画作成前後の人口の動向を9年と15年の数値の比較から把握した結果、次のとおり、連続して減少しているもの及び増加から減少に転じているものが84市町と7割弱を占めている。

連続して減少しているもの75市町（62.0%）

増加から減少に転じているもの9市町（7.4%）

減少から増加に転じているもの20市町（16.5%）

連続して増加しているもの17市町（14.1%）

また、市町村の全人口に占める中心市街地の割合の動向からみても、同様であり、121市町のうち、連続して低下しているものが80市町（66.1%）及び上昇から低下に転じているものが7市町（5.8%）と7割強を占めている。

さらに、中心市街地の人口とそれが市町村の全人口に占める割合の推移についてみると、121市町のうち、70市町（57.9%）において、人口及びその割合ともに連続して減少又は低下している。

中心市街地の商店数の動向

調査した120市町（注）における中心市街地の活性化の状況について、商業統計調査結果を基に、基本計画作成前の商店数の動向を平成6年と9年の数値の比較から、基本計画作成前後の商店数の動向を9年と14年の数値の比較から把握した結果は、次のとおり、連続して減少しているもの及び増加から減少に転じているものが111市町と9割強を占めている。

連続して減少しているもの82市町（68.3%）

増加から減少に転じているもの29市町（24.2%）

減少から増加に転じているもの7市町（5.8%）

連続して増加しているもの2市（1.7%）

（注）121市町から、中心市街地内の商店数が把握できない1町を除外している。

また、市町村の全商店数に占める中心市街地の割合の動向からみても、ほぼ同様であり、120市町のうち、連続して低下しているものが53市町（44.2%）及び上昇から低下に転じているものが43市町（35.8%）と8割を占めている。

さらに、中心市街地の商店数とそれが市町村の全商店数に占める割合の推移についてみると、120市町のうち、53市町（44.2%）において、商店数及びその割合ともに連続して減少又は低下している。

中心市街地の年間商品販売額の動向

調査した120市町（注）における中心市街地の活性化の状況について、商業統計調査結果を基に、基本計画作成前の年間商品販売額の動向を平成6年と9年の数値の比較から、基本計画作成前後の年間商品販売額の動向を9年と14年の数値の比較から把握した結果は、次のとおり、連続して減少しているもの及び増加から減少に転じているものが113市町と9割強を占めている。

連続して減少しているもの85市町（70.1%）

増加から減少に転じているもの28市町（23.3%）

減少から増加に転じているもの5市町（4.2%）

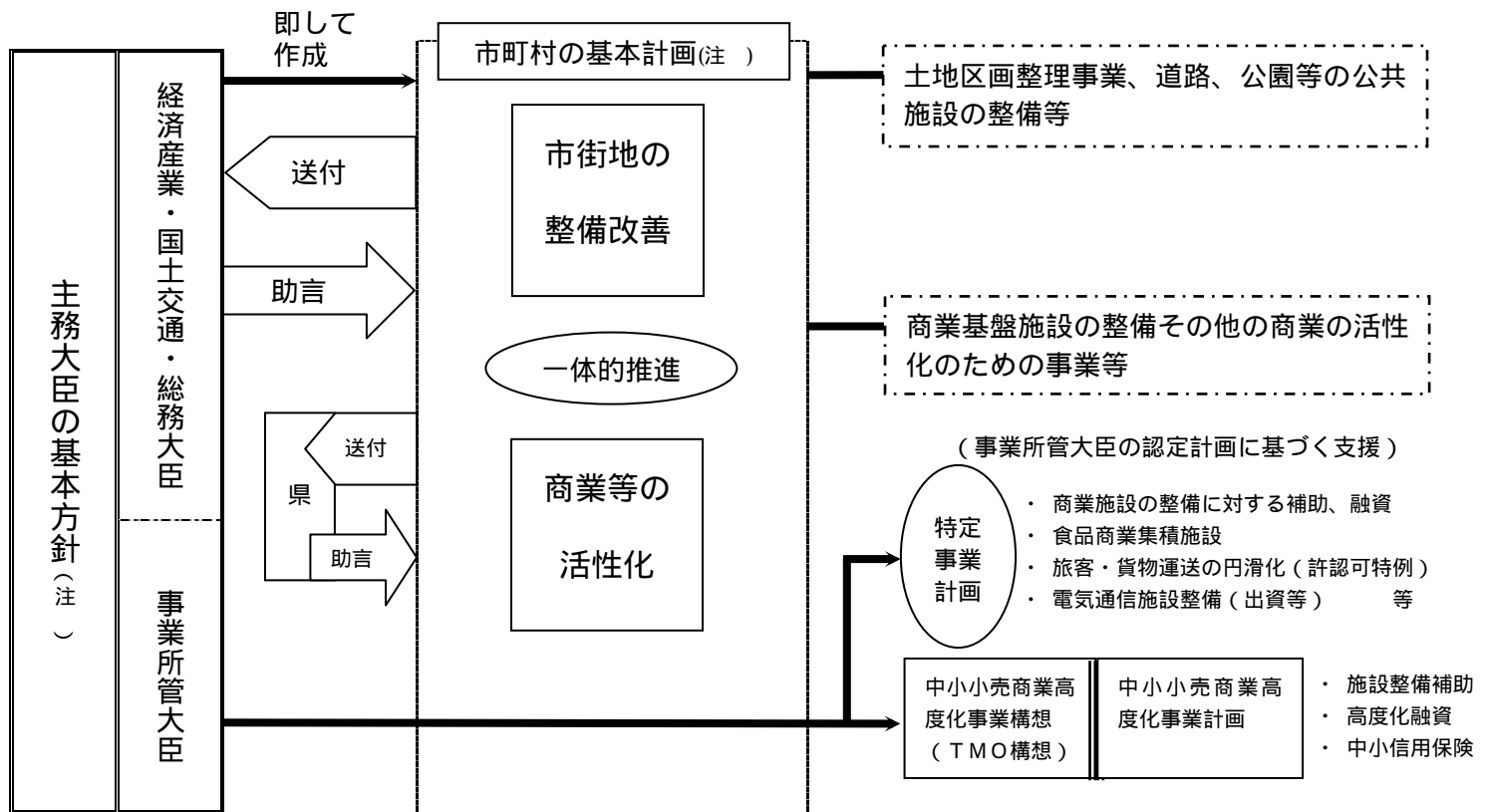
表 1 -

表 1 -

表 1 -

<p>連続して増加しているもの2市(1.7%)</p> <p>(注)121市町から、中心市街地内の年間商品販売額が把握できない1町を除外している。</p> <p>また、市町村の全年間商品販売額に占める中心市街地の割合の動向からみても、同様であり、119市町(注)のうち、連続して低下しているものが88市町(74.0%)及び上昇から低下に転じているものが17市町(14.3%)と9割弱を占めている。</p> <p>(注)120市町から、市町村の全年間商品販売額が「秘匿情報」となっている1町を除外している。</p> <p>さらに、中心市街地の年間商品販売額とそれが市町村の全年間商品販売額に占める割合の推移についてみると、119市町のうち、79市町(66.4%)において、年間商品販売額及びその割合ともに連続して減少又は低下している。</p> <p>中心市街地の空店舗数及び歩行者通行量の動向</p> <p>今回、上記の5つの統計指標のほか、市町村が独自に把握している空店舗数及び歩行者通行量について、121市町のうち、基本計画作成前後における空店舗数の動向を把握できた31市町(25.6%)、歩行者通行量の動向を把握できた42市町(34.7%)を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>ア 空店舗数の動向</p> <p>31市町の空店舗数の動向をみると、空店舗数が増加しているものが24市町と8割弱を占めている。</p> <p>イ 歩行者通行量の動向</p> <p>42市町の歩行者通行量の動向をみると、歩行者通行量が減少しているものが38市町と9割強を占めている。</p> <p>中心市街地の活性化に関する市町の認識</p> <p>調査した121市町において中心市街地の活性化の状況に関する市町の認識を把握したところ、71市町(58.7%)が「活性化していない」と回答しており、「活性化している」と回答しているのは36市町(29.8%)と3割に満たない状況となっている。</p> <p>71市町が「活性化していない」と判断した理由をみると、「人口の減少」(43市町、60.6%)及び「商業指標の減少」(42市町、59.2%)がともに約6割を占めており、また、「活性化していない」原因については、「まちづくり推進機関の取組不足(未設置を含む。)」(45市町、63.4%)、「郊外での大型店の立地」(38市町、53.5%)及び「実施事業の遅延(未実施を含む。)」(37市町、52.1%)とするものが多くなっている(複数の事項に該当する市町が存在する。)</p> <p>以上のように、調査した121市町の中心市街地における人口、事業所数、年間商品販売額等の統計指標の動向等から判断すると、中心市街地の活性化が図られていると認められる市町は少ない状況となっている。</p>	<p>表1 -</p> <p>表1 -</p> <p>表1 - 、</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------

中心市街地活性化法の仕組み



国は、市町村による基本計画の作成や関連事業に対し、国庫補助金等による支援を実施

(注) 中心市街地活性化に関する基本的な事項、中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項、中心市街地活性化のための事業に関する事項等を規定
 中心市街地活性化に関する基本的な方針、中心市街地の位置及び区域、事業の概要等を規定

中心市街地活性化法及び基本方針（抜粋）

- 目的及び制度関係 -

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号）

第1条（目的）

この法律は、都市の中心の市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、都市機能の増進及び経済活力の向上を図ることが必要であると認められる中心市街地について、地域における創意工夫を生かしつつ、市街地の整備改善及び商業等の活性化を一体的に推進するための措置を講ずることにより、地域の振興及び秩序ある整備を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第2条（中心市街地）

この法律による措置は、都市の中心の市街地であって、次に掲げる要件に該当するもの（以下「中心市街地」という。）について講じられるものとする。

- 一 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。
- 二 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。
- 三 当該市街地において市街地の整備改善及び商業等の活性化を一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。

第3条（施策における配慮）

国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策の策定及び実施に当たっては、地域住民等の理解と協力を得るとともに、民間事業者の能力の活用を図るよう配慮し、その施策全般にわたり、必要な施策を総合的かつ相互に連携を図りつつ講ずるよう努めなければならない。

第5条（基本方針）

主務大臣は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 中心市街地における市街地の整備改善及び商業の活性化の一体的推進の意義に関する事項
 - 二 中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項
 - 三 中心市街地における土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和29年法律第109号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）市街地再開発事業（都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する基本的な事項
 - 四 中心市街地における商業基盤施設の整備その他の商業の活性化のための事業及びこれと併せて実施される都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のための事業に関する基本的な事項
 - 五 前二号の事業の一体的推進に関する事項その他必要な事項
- 3 基本方針においては、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 前項第三号及び第四号と一体的に推進する次に掲げる事業に関する基本的な事項
 - イ 公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業
 - ロ 電気通信の高度化を図るための事業
 - 二 特定事業及び中小小売商業高度化事業の実施について指針となるべき事項
- 4 主務大臣は、基本方針を定めるに当たっては、基本計画に基づき行われる第二項第三号及び第四号の事業並びに前項第一号イ及びロに掲げる事業並びに同項第二号の事業が一体的かつ総合的に行われるようこれを定めるものとする。
- 5 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 6 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第6条（基本計画）

市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地について、市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的な推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成することができる。

- 2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な方針
 - 二 中心市街地の位置及び区域
 - 三 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進の目標
 - 四 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整

備改善のための事業に関する事項

- 五 商業の活性化のための事業(これと併せて実施する企業等の立地の促進のための事業について定める場合にあっては、当該事業を含む。)に関する事項(中小小売商業高度化事業について定める場合にあっては、当該事業の対象とすべき商業の集積及び当該事業の目標)
- 六 前二号の事業の一体的推進のために必要な事業
- 3 基本計画においては、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めることができる。
- 一 前項第四号及び第五号の事業と一体的に推進する次に掲げる事業に関する事項
- イ 公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業
- ロ 電気通信の高度化を図るための事業
- 二 第四条第四項第三号から第六号までに掲げる特定事業に関する事項
- 三 その他必要な事項
- 4 基本計画は、都市計画及び都市計画法(昭和43年法律第100号)第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法(昭和22年法律第67号)第二条第四項の基本構想に即したものでなければならない。
- 5 市町村は、基本計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、第二項第五号に掲げる事項について、当該市町村の区域をその地区とする商工会議所又は商工会の意見を聴かななければならない。
- 6 市町村は、基本計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣及び都道府県に基本計画の写しを送付しなければならない。
- 7 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により基本計画の写しの送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な方針(平成10年農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省、自治省告示第1号)

中心市街地は、商業、業務、居住等の都市機能が集積し、長い歴史の中で文化、伝統を育み、各種の機能を培ってきた「街の顔」とも言うべき地域である。

しかしながら、近年、モータリゼーションの進展への対応の遅れ、商業を取り巻く環境変化等から、中心市街地の空洞化が進みつつある。

本方針は、そのような中心市街地の活性化に向け、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号。以下「法」という。)に基づき、地域住民等の理解と協力を得るとともに民間事業者の能力の活用を図りながら進められる市町村の主体的取り組みを、関係省庁が連携しつつ支援し、市町村が各種の事業を総合的かつ集中的に実施するための基本的な方針として定めるものである。

一 基本計画に記載する必要のある事項に関する指針

市町村は、法第六条第一項の市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を作成する場合には、以下の事項に基づいて作成することが必要である。

1 中心市街地における市街地の整備改善及び商業の活性化の一体的推進の意義に関する事項

(1) 中心市街地の活性化の意義

中心市街地は、以下のような点を始めとする経済社会的な意味において、各地域及び我が国全体の発展に重要な役割を果たすべきものであり、国民生活及び経済活動の基盤として、その活性化を図ることは今日の重要な課題である。

ア 小売業者や様々な都市機能が集積しており、住民や事業者へのまとまったサービスを提供できること

イ 商業、公共サービス等の機能が身近に備わっていることから、高齢者等にも暮らしやすい生活環境を提供できること

ウ 商工業者その他の事業者や各層の消費者が近接して立地し相互に交流することによって、効率的な経済活動を支える基盤と新規産業の誕生を促す苗床の役割を果たすこと

エ 過去の投資の蓄積を活用しつつ、各種の投資を集中することによって、投資の効率性が確保できるとともに、環境負荷の小さな街づくりにもつながること

特に、都市が人口や産業の集中に伴って外延的に拡大する段階から、人口動向の安定化等に伴って成熟すべき段階へと歴史的転換期を迎えていることに対応して、都市の再構築を図ることがこれからの重要課題であるが、この点においても、人が住み、育ち、学び、働き、交流する生活空間としての中心市街地の活性化を図ることは重要である。

また、自然発生的に形成されてきた中心市街地の商業集積が、近年の消費者のライフスタイルの変化やニーズの多様化といった環境変化に十分に対応していくためには、中心市街地の商業集積が、商業機能に加えて地域コミュニティの場として機能を有していることに着目し、中心市街地の商業全体を面的に捉えてその活性化を図ることが重要である。

(2) 基本計画に基づく各種事業の一体的推進の重要性

中心市街地の活性化を図っていく上では、近年の中心市街地の空洞化がモータリゼーションの進展への対応の遅れ、商業を取り巻く環境変化等の複合的な要因によるものであることを踏まえ、市街地の整備改善と商業の活性化

を車の両輪として、各種事業を一体的に推進することが重要である。

この各種事業の一体的推進に当たって基本計画の果たす役割は極めて重要であり、市町村は、以下の点に留意して基本計画を作成することが必要である。

目標の明確化

各種事業の実施に当たっては、当該中心市街地におけるまちづくりの目標や将来像、まちづくりの戦略等について、市町村、事業実施予定者、地域住民等の中で共通認識が醸成されることが重要である。

このため、基本計画には、当該中心市街地の置かれている自然的、歴史的、文化的及び社会的条件、地域住民の意向を踏まえつつ、必要に応じて、高齢化、情報化、国際化等の進展、余暇時間の増大、環境との共生等への対応も視野に入れ、できる限り具体的かつ明確な目標を設定することが重要である。

各種事業の連携と集中実施

市街地の整備改善のための事業と商業の活性化のための事業（これと併せて実施する都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のための事業について定める場合にあつては、当該事業を含む。）とともに基本計画に盛り込み、それらが互いに連携して相乗効果を生み出すように、それぞれの事業の実施区域、実施時期、実施方法等について、基本計画の作成を通じて調整を図りつつ、集中的に実施することが重要である。

また、必要に応じて、公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業、電気通信の高度化を図るための事業、食品流通の円滑化に資する事業、貨物運送の効率化を図るための事業及び住宅供給、教育・文化・スポーツ、福祉等に関する事業との連携についても同様に配慮し、集中的に実施することが重要である。

(3) 基本計画に基づく各種事業の一体的推進に当たっての基本的視点

基本計画に基づく市街地の整備改善と商業の活性化の一体的推進に当たっては、以下の基本的視点が重要である。

市町村による主体的な取組み

中心市街地の空洞化には、個々の地域の実情を反映した様々な要因が影響しており、また、中心市街地には、地域の歴史、文化、伝統、風土等の諸条件が色濃く反映している。したがって、中心市街地に対する取組みは、地域の特性を十分に把握しており、地域に最も身近な行政主体である市町村が中心となって、地域の関係者の積極的な協力を得つつ、基本計画の作成及びこれに基づく事業の推進を図ることが重要である。

地域住民の理解と協力

中心市街地の活性化を図るに当たっては、基本計画に位置づけられた各種事業が円滑に実施されるよう、地域住民等の理解と協力を得ることが重要である。

民間活力の最大限の活用

中心市街地の活性化のためには、民間資金の流入や民間事業者の回帰・進出等民間投資の誘導・促進を強力に推進すべきであり、市町村等の公的主体は、民間活動の前提となる条件や基盤の整備を積極的に行うとともに、民間事業者との緊密な連携確保に努めることが重要である。

広域的観点を踏まえた取組み

交通手段の発達等により、実際の都市圏や商圏は市町村の区域を越えて大きな広がりを見せている。このため、市町村の基本計画の作成及びこれに基づく事業の実施に当たっては、市町村を超えた広域的観点からの基本計画相互の整合性や連携の確保にも留意する必要がある。

(注) 下線は、当省が付した。

表 1 -

中心市街地活性化基本計画の作成状況(都道府県別)

(平成16年3月31日現在)

都道府県名等	中心市街地活性化基本計画作成地区数	平成	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	作成市町村数	市区	町	村	備考 (複数の中心市街地活性化基本計画を作成している市区町村)	
		10年度											
北海道	34	1	8	7	6	6	6	34	19	13	2		
東北	宮城	13	4	3	3	1	2	0	13	9	4	0	
	青森	9	2	2	3	2	0	0	8	8	0	0	むつ市2地区
	岩手	20	1	4	8	4	0	3	20	11	8	1	
	秋田	12	3	4	1	0	2	2	12	8	4	0	
	山形	13	2	2	3	2	2	2	13	9	4	0	
	福島	19	4	6	1	3	1	4	19	9	10	0	
関東	埼玉	30	1	2	7	10	6	4	29	26	3	0	さいたま市2地区
	茨城	15	0	5	3	5	1	1	15	14	1	0	
	栃木	16	6	0	5	1	3	1	16	10	6	0	
	群馬	7	1	0	2	0	3	1	7	6	1	0	
	千葉	19	0	2	8	4	2	3	19	15	4	0	
	東京	15	5	1	4	1	3	1	14	14	0	0	大田区2地区
	神奈川	15	2	3	5	2	2	1	13	12	1	0	相模原市2地区、横浜市2地区
	新潟	20	0	7	5	5	2	1	19	14	5	0	上越市2地区
	山梨	6	0	1	2	1	1	1	6	3	3	0	
	長野	25	3	5	6	6	5	0	22	16	6	0	長野市3地区、佐久市2地区
中部	愛知	26	2	2	13	6	2	1	26	21	5	0	
	富山	17	4	1	8	1	3	0	16	8	8	0	小矢部市2地区
	石川	11	2	1	3	4	1	0	11	6	5	0	
	岐阜	11	4	2	2	2	1	0	11	11	0	0	
	静岡	19	6	2	5	1	2	3	19	16	3	0	
	三重	11	1	4	1	2	2	1	11	10	1	0	
近畿	大阪	7	0	1	3	1	2	0	7	7	0	0	
	福井	7	0	3	2	0	0	2	7	5	2	0	
	滋賀	9	2	1	1	2	0	3	9	6	3	0	
	京都	6	0	1	1	1	3	0	5	3	2	0	舞鶴市2地区
	兵庫	21	5	6	3	4	1	2	21	15	6	0	
	奈良	6	0	1	3	2	0	0	6	4	2	0	
	和歌山	8	1	2	0	3	2	0	8	5	3	0	
中国四国	広島	16	4	3	7	0	1	1	16	10	6	0	
	鳥取	4	1	3	0	0	0	0	4	2	2	0	
	島根	8	2	1	2	2	0	1	8	6	2	0	
	岡山	5	2	1	0	2	0	0	4	3	1	0	岡山市2地区
四国	山口	8	1	1	5	1	0	0	8	7	1	0	
	香川	6	1	2	2	0	1	0	6	5	1	0	
	徳島	4	0	2	1	0	0	1	4	4	0	0	
	愛媛	13	0	4	4	2	2	1	13	9	4	0	
九州	高知	5	0	2	1	1	1	0	5	5	0	0	
	福岡	21	1	6	5	4	4	1	16	13	3	0	北九州市6地区
	佐賀	7	2	4	0	0	1	0	7	6	1	0	
	長崎	9	0	3	4	1	1	0	9	6	3	0	
	熊本	22	0	10	4	4	2	2	22	8	14	0	
	大分	9	0	1	5	0	3	0	9	9	0	0	
	宮崎	10	3	1	2	1	3	0	10	6	4	0	
鹿児島	10	3	4	1	1	1	0	9	8	1	0	鹿児島市2地区	
沖縄	7	1	3	2	0	0	1	7	6	1	0		
計	611	83	133	163	101	80	51	593	433	157	3		

(注) 1 中心市街地活性化推進室のデータに基づき当省が作成した。

2 全国の市区町村数(H16.3.31現在) 市:689 町:1,903 村:540 計3,132 (東京都特別区:23)

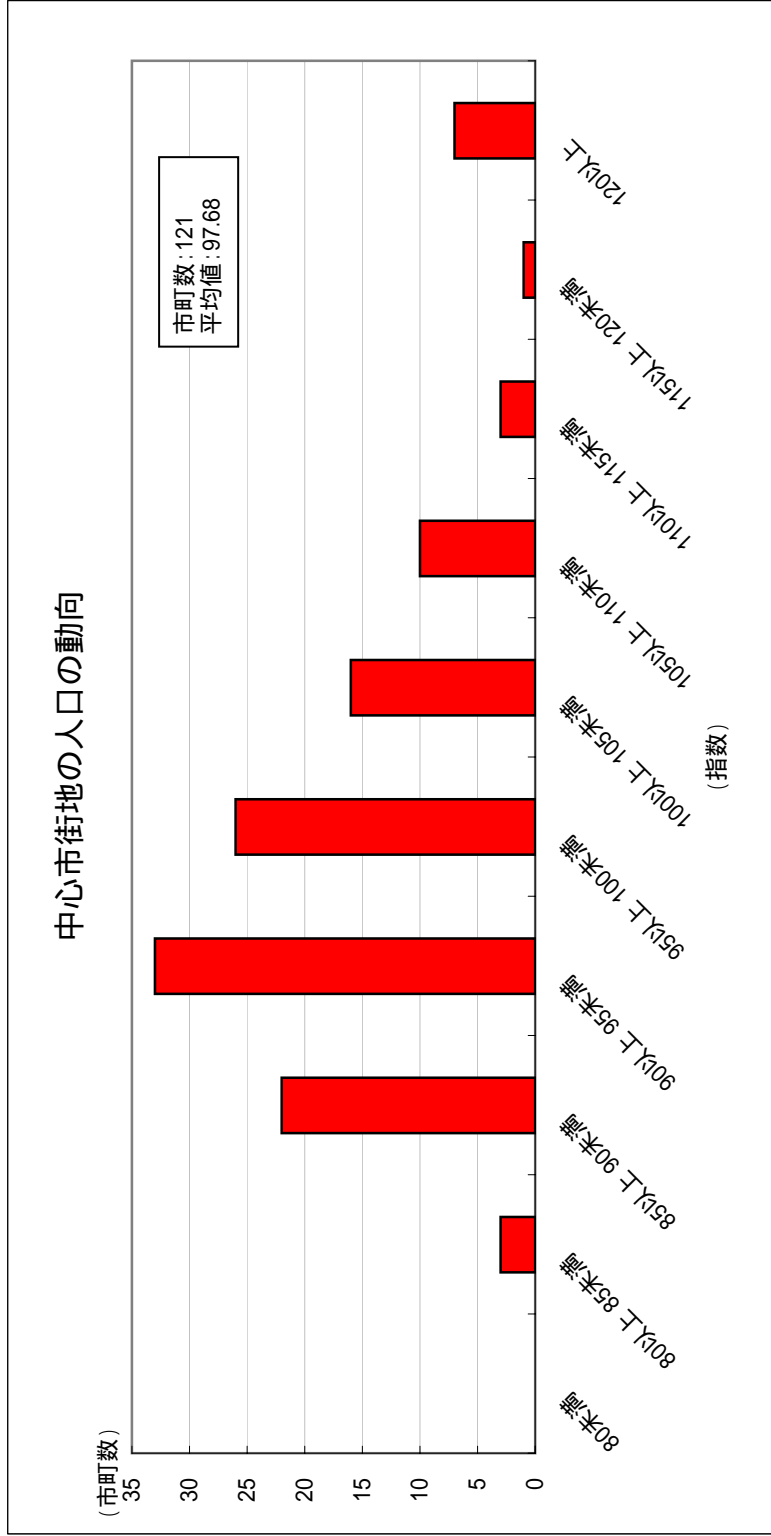
表 1 - ア -

中心市街地の人口の動向(平成9年度を100とした15年度の指数)

		(単位:市町、%)										計
80未満	80以上 85未満	85以上 90未満	90以上 95未満	95以上 100未満	100以上 105未満	105以上 110未満	110以上 115未満	115以上 120未満	120以上			
0	3	22	33	26	16	10	3	1	7	121		
市町数	3	22	33	26	16	10	3	1	7	121		
平均値	84.18	88.14	92.38	97.08	102.22	106.80	110.48	118.05	128.90	97.68		

7割弱の市町で減少

減少市町数	84	69.42%
増加市町数	37	30.58%



(注) 当省の調査結果による。

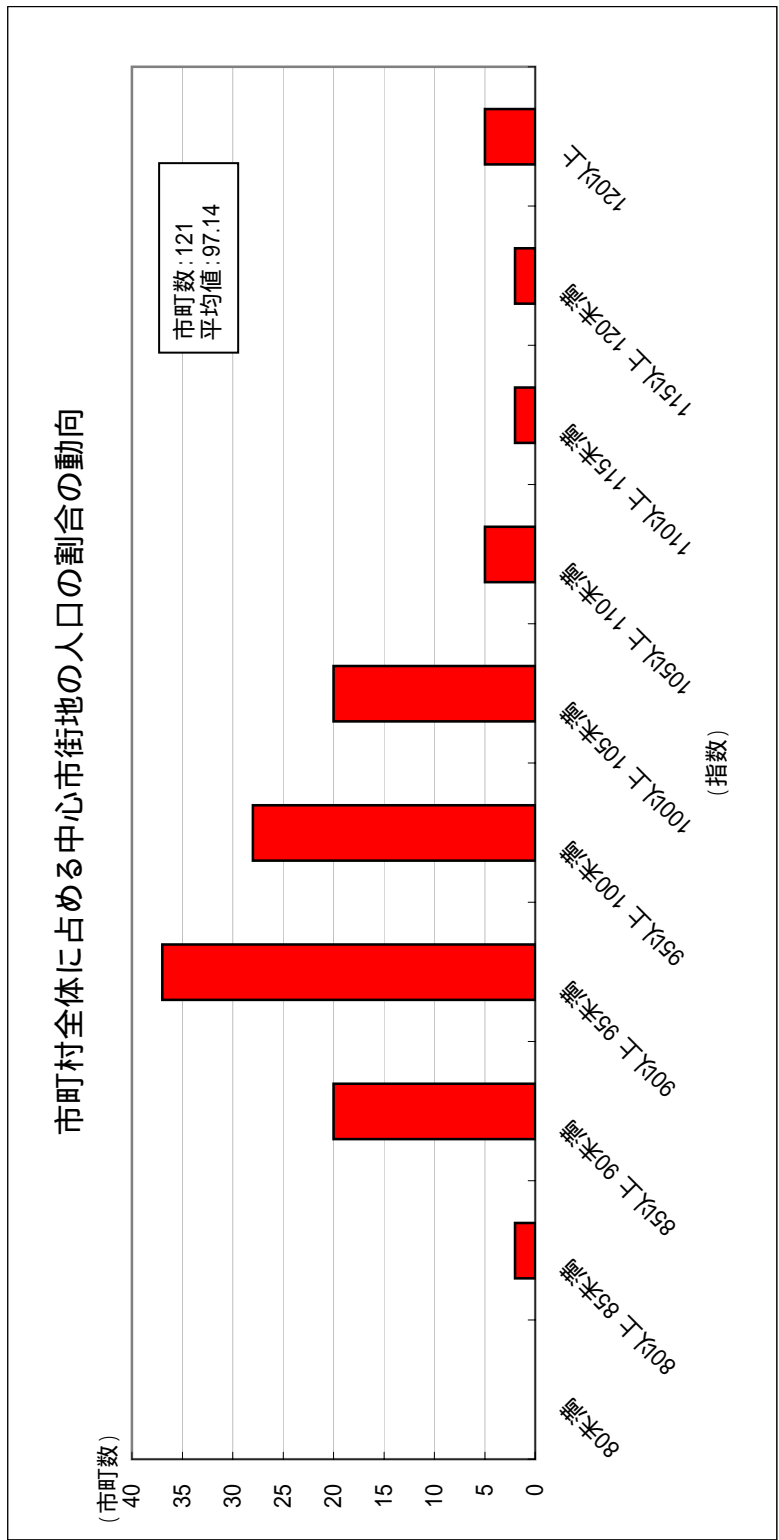
表 1 - ア -

市町村全体に占める中心市街地の人口の割合の動向(平成9年度を100とした15年度の指数)

		(単位:市町、%)										
		80未満	80以上 85未満	85以上 90未満	90以上 95未満	95以上 100未満	100以上 105未満	105以上 110未満	110以上 115未満	115以上 120未満	120以上	計
市町村数	0	2	20	37	28	20	5	2	2	2	5	121
平均値	-	83.33	88.02	92.78	97.23	102.40	107.65	110.79	117.61	125.67	97.14	

7割強の市町で低下

低下市町村数	87	71.90%
上昇市町村数	34	28.10%

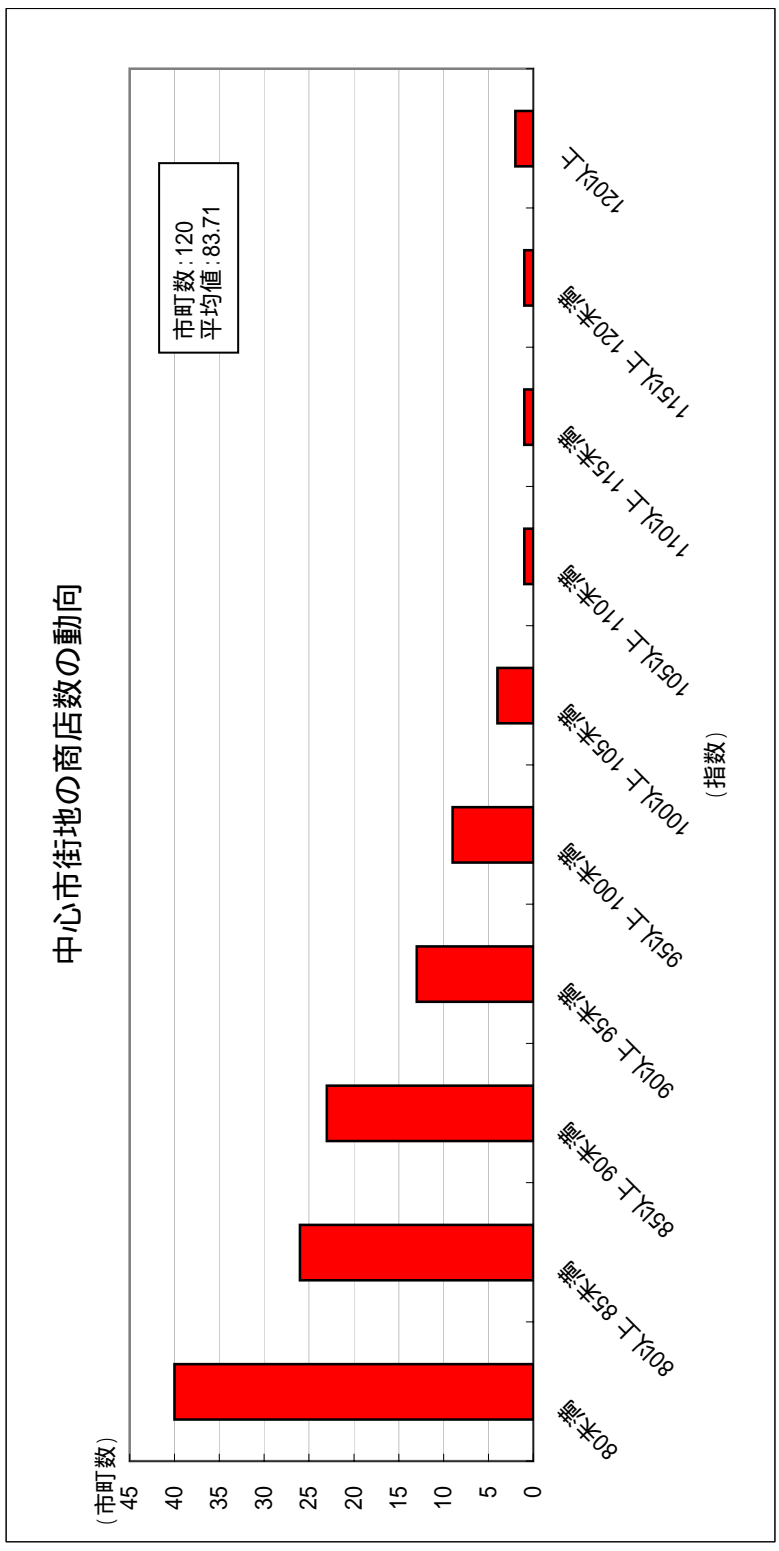


(注) 当省の調査結果による。

表 1 - - イ -

中心市街地の商店数の動向(平成9年度を100とした14年度の指数)

		(単位:市町、%)										9割強の市町で減少		
		80未満	80以上 85未満	85以上 90未満	90以上 95未満	95以上 100未満	100以上 105未満	105以上 110未満	110以上 115未満	115以上 120未満	120以上	計	減少市町数	増加市町数
市町数	40	26	23	13	9	4	1	1	1	1	2	120	111	92.50%
平均値	70.24	82.61	87.34	92.36	96.73	102.10	107.19	113.64	115.50	131.58	83.71	9	7.50%	



(注) 当省の調査結果による。

表 1 - - イ -

市町村全体に占める中心市街地の商店数の割合の動向(平成9年度を100とした14年度の指数)

		(単位:市町、%)										8割の市町で低下		
		80未満	80以上 85未満	85以上 90未満	90以上 95未満	95以上 100未満	100以上 105未満	105以上 110未満	110以上 115未満	115以上 120未満	120以上	計	低下市町数	上昇市町数
市町数	18	19	17	19	23	11	6	2	1	4	120	96	80.00%	
平均値	71.27	82.36	87.42	92.47	97.27	101.95	106.21	111.30	116.56	126.96	91.11	24	20.00%	

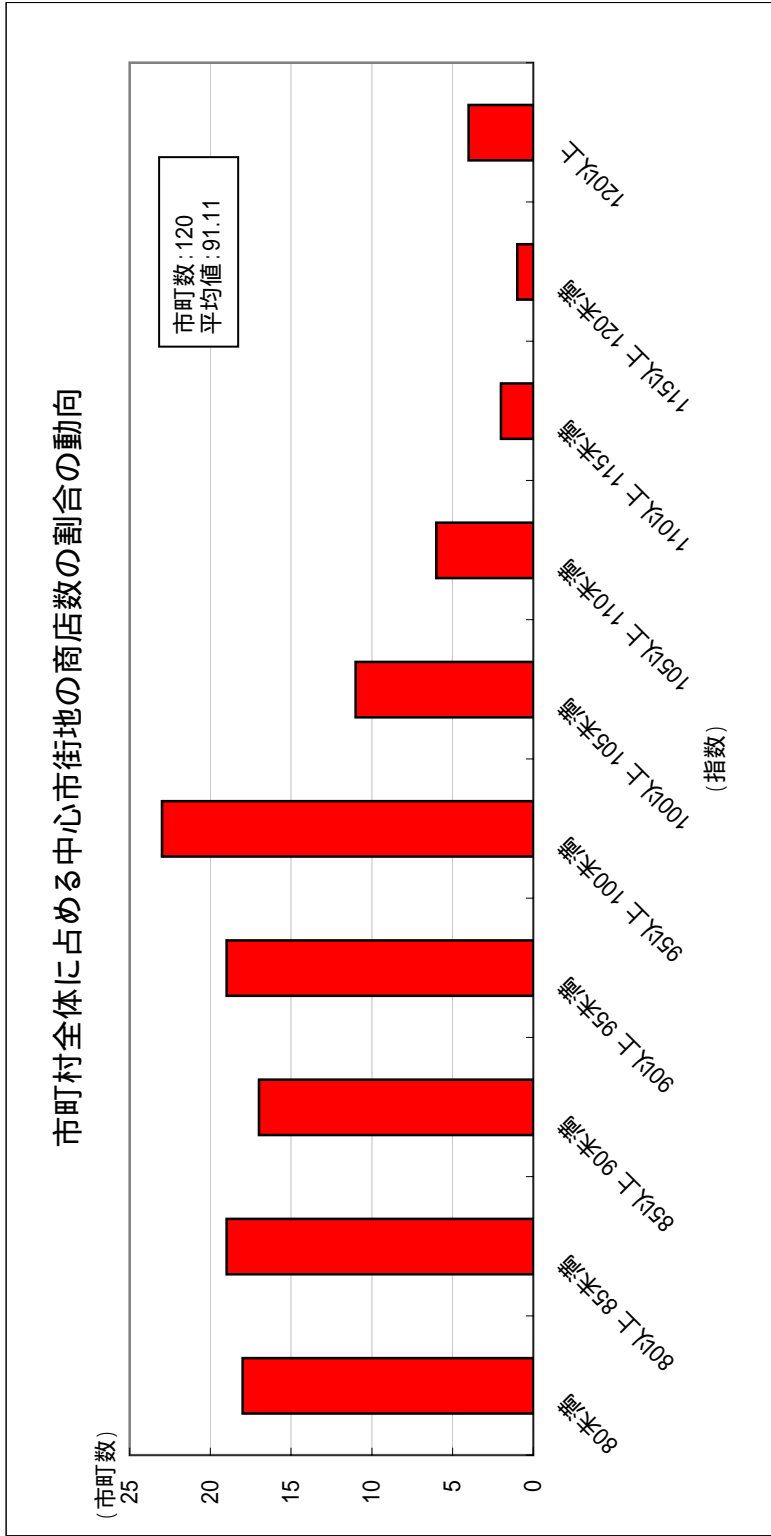
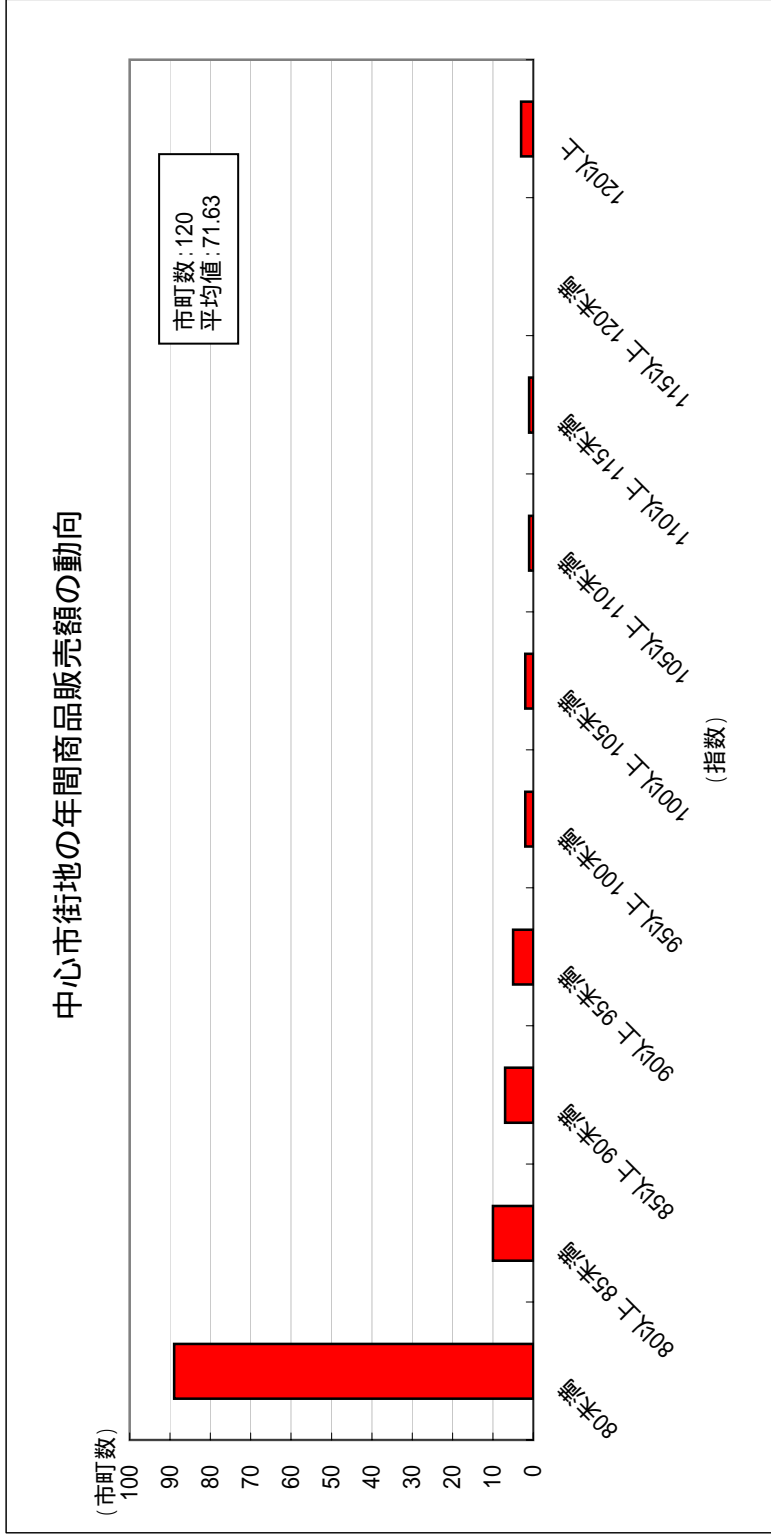


表 1 - ウ -

中心市街地の年間商品販売額の動向(平成9年度を100とした14年度の指数)

		(単位:市町、%)										9割強の市町で減少		
		80未満	80以上 85未満	85以上 90未満	90以上 95未満	95以上 100未満	100以上 105未満	105以上 110未満	110以上 115未満	115以上 120未満	120以上	計	減少市町数	増加市町数
市町数	89	10	7	5	2	2	1	1	1	0	3	120	113	94.17%
平均値	63.41	82.55	87.30	91.91	98.34	101.16	109.79	110.06	-	145.78	71.63	7	5.83%	



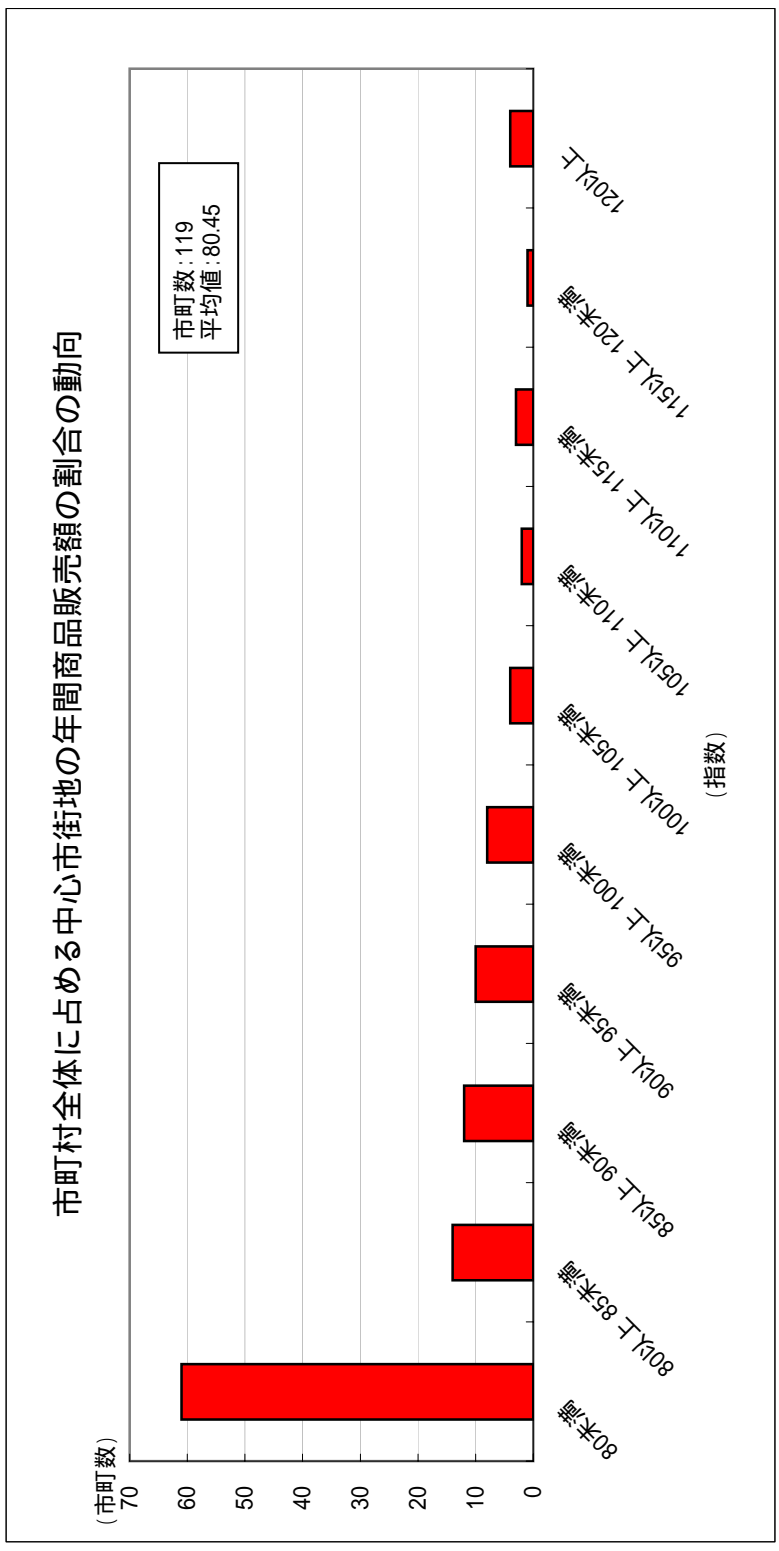
(注) 当省の調査結果による。

表 1 - ウ - 市町村全体に占める中心市街地の年間商品販売額の割合の動向(平成9年度を100とした14年度の指数)

		(単位:市町、%)										
		80未満	80以上 85未満	85以上 90未満	90以上 95未満	95以上 100未満	100以上 105未満	105以上 110未満	110以上 115未満	115以上 120未満	120以上	計
市町村数	61	14	12	10	8	4	2	3	1	4	119	
平均値	69.25	83.14	87.86	91.89	97.04	101.38	107.32	110.38	115.49	144.11	80.45	

9 割弱の市町で低下

低下市町村数	105	88.24%
上昇市町村数	14	11.76%



(注) 当省の調査結果による。

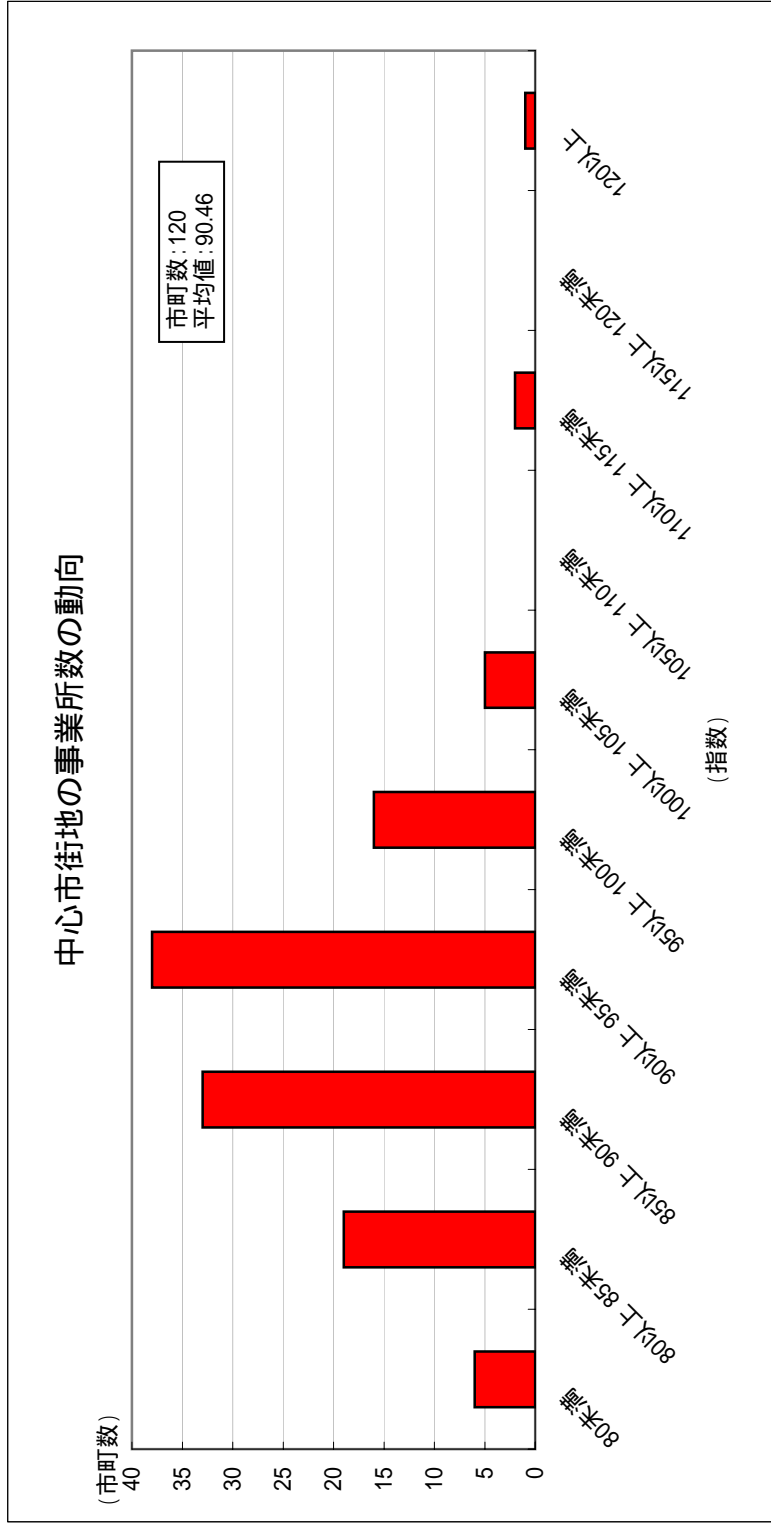
表 1 - - 工 -

中心市街地の事業所数の動向(平成8年度を100とした13年度の指数)

		(単位:市町、%)												
		80未満	80以上 85未満	85以上 90未満	90以上 95未満	95以上 100未満	100以上 105未満	105以上 110未満	110以上 115未満	115以上 120未満	120以上	計		
市町数	6	19	33	38	16	5	0	2	0	1	120	減少市町数	112	93.33%
平均値	73.79	83.19	87.67	92.87	96.69	102.39	-	112.66	-	125.55	90.46	増加市町数	8	6.67%

9割強の市町で減少

減少市町数	112	93.33%
増加市町数	8	6.67%



(注) 当省の調査結果による。

表 1 - 工 -

市町村全体に占める中心市街地の事業所数の割合の動向(平成8年度を100とした13年度の指数)

		(単位:市町、%)										
		80未満	80以上 85未満	85以上 90未満	90以上 95未満	95以上 100未満	100以上 105未満	105以上 110未満	110以上 115未満	115以上 120未満	120以上	計
市町村数	3	5	9	32	54	11	4	1	0	1	1	120
平均値	71.84	82.44	87.52	93.05	97.00	102.54	106.96	111.43	-	122.45	95.17	

9 割弱の市町で低下

低下市町村数	103	85.83%
上昇市町村数	17	14.17%

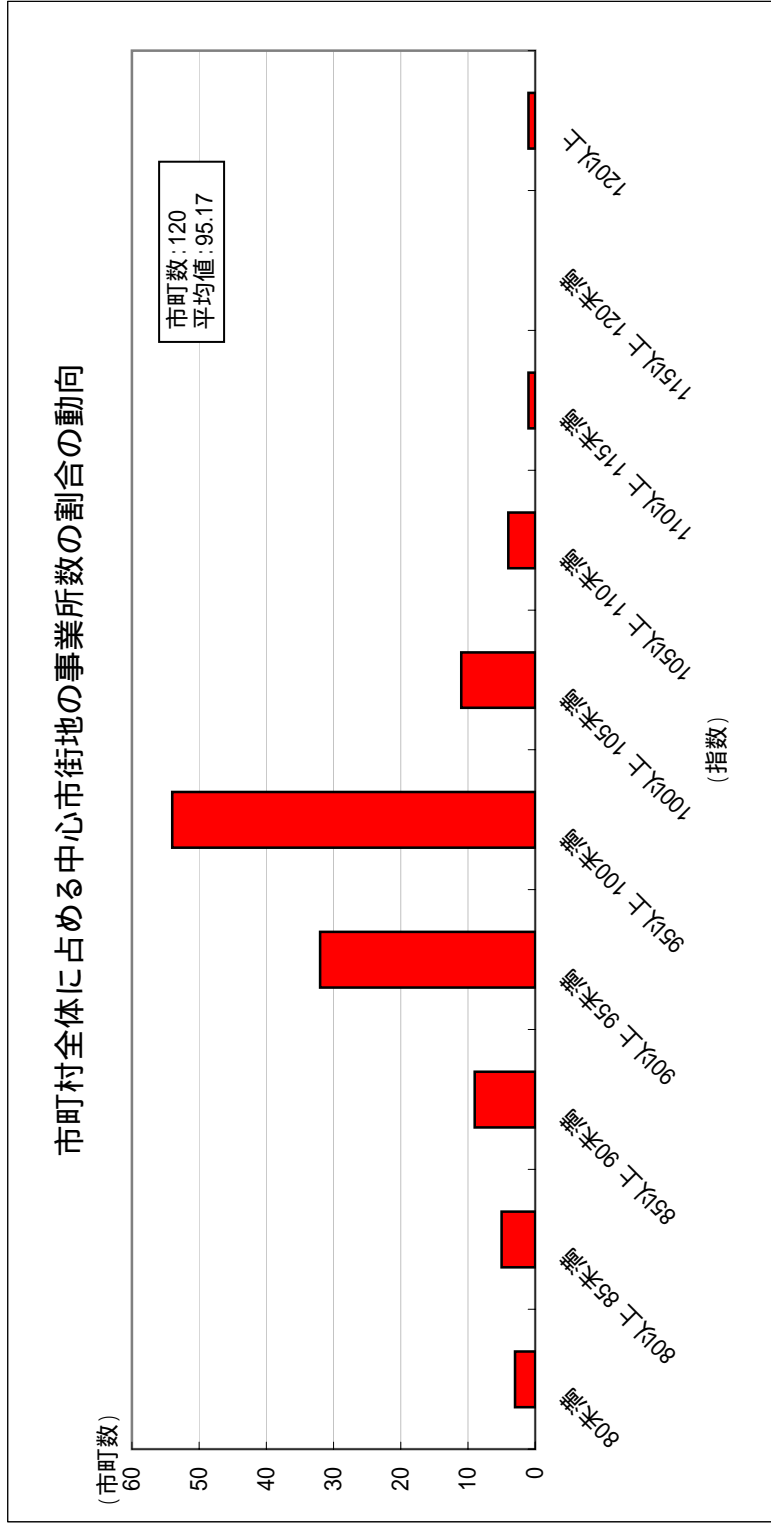


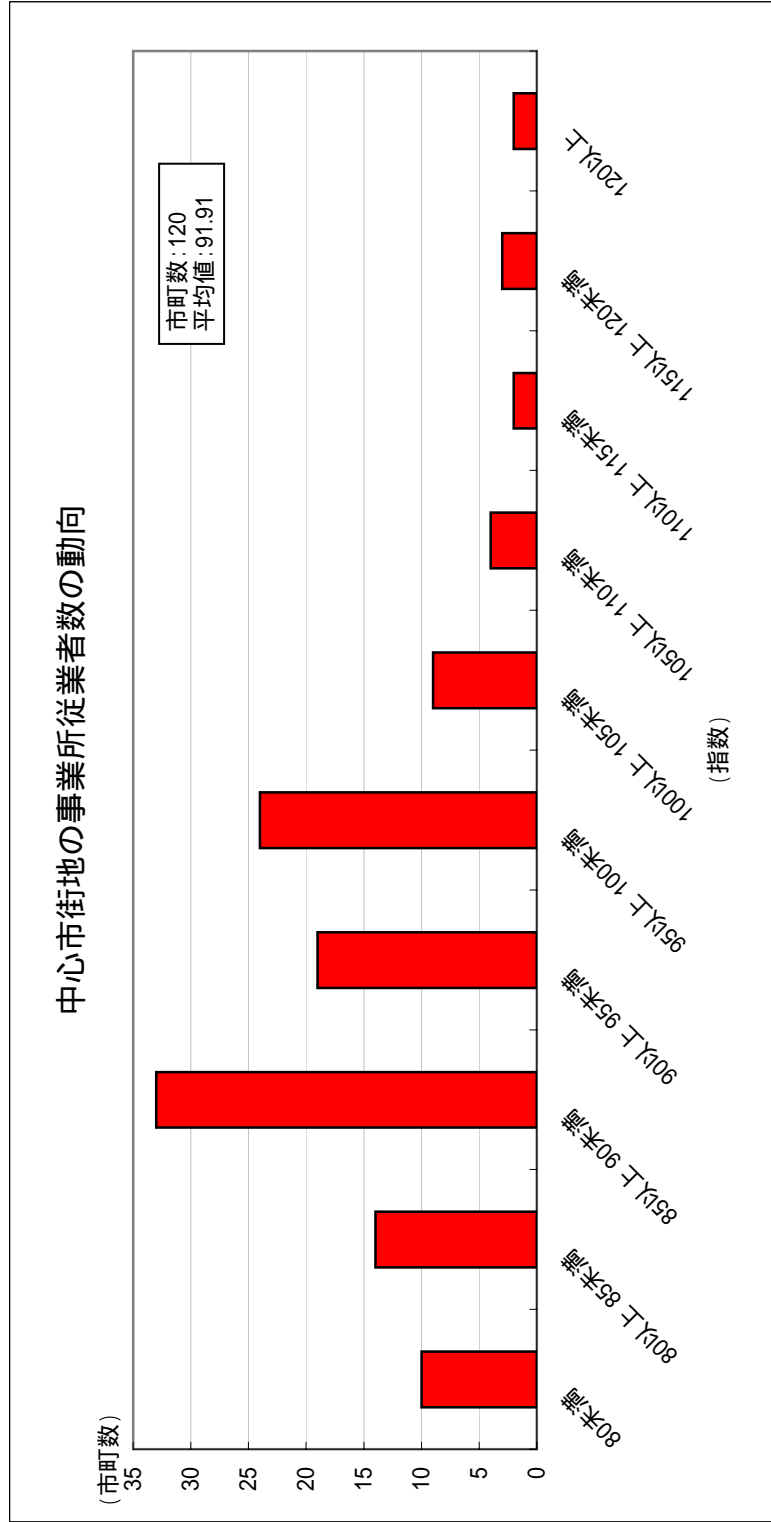
表 1 - - 才 -

中心市街地の事業所従業者数の動向(平成8年度を100とした13年度の指数)

		(単位:市町、%)										
		80未満	80以上 85未満	85以上 90未満	90以上 95未満	95以上 100未満	100以上 105未満	105以上 110未満	110以上 115未満	115以上 120未満	120以上	計
市町数	10	14	33	19	24	9	4	2	3	2	120	
平均値	72.28	82.80	87.51	91.97	97.08	101.86	106.97	113.32	116.72	130.31	91.91	

8割強の市町で減少

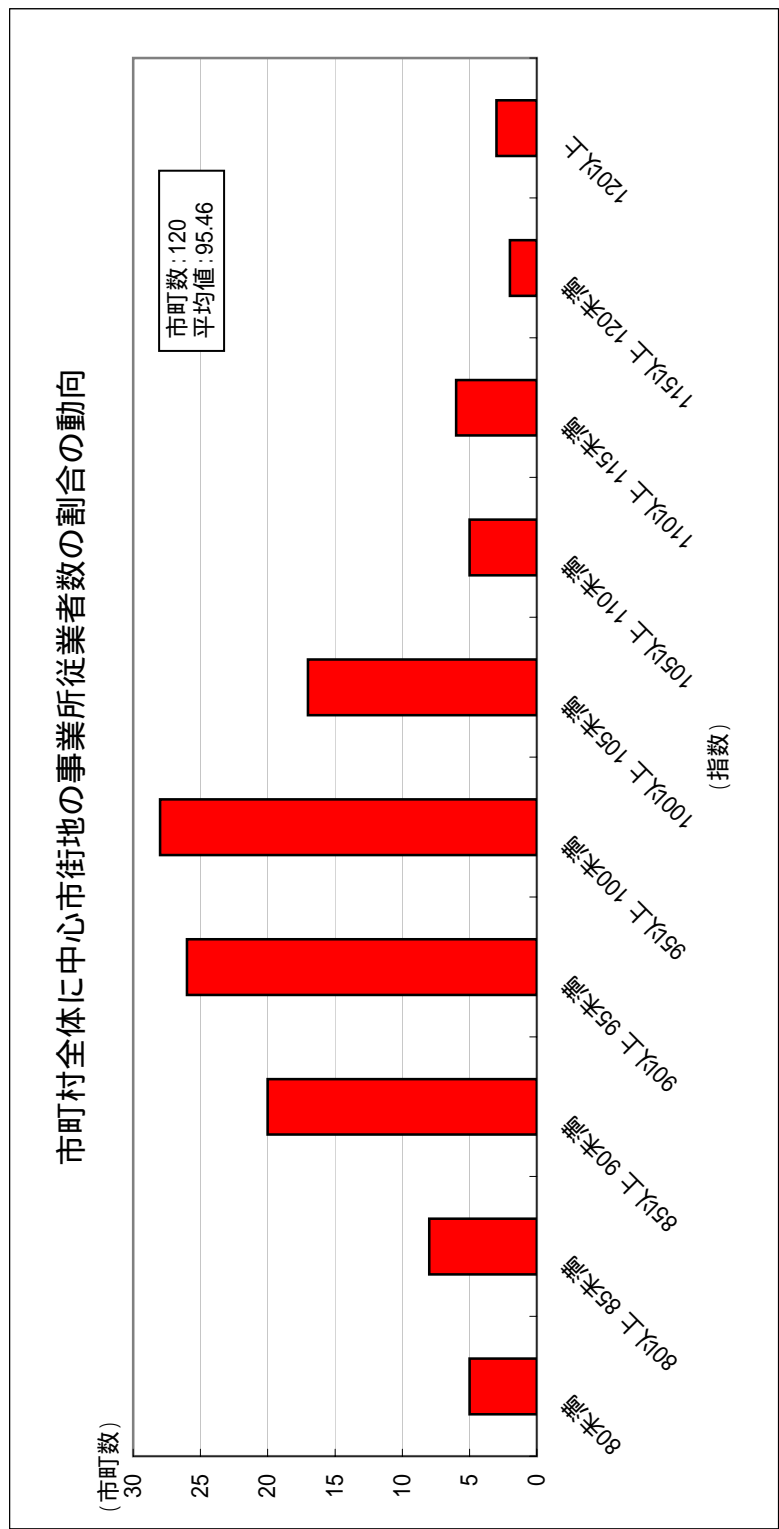
減少市町数	100	83.33%
増加市町数	20	16.67%



(注) 当省の調査結果による。

表 1 - 才 - 市町村全体に占める中心市街地の事業所従業者数の割合の動向(平成8年度を100とした13年度の指数)

		(単位: 市町、%)										7割強の市町で低下		
		80未満	80以上 85未満	85以上 90未満	90以上 95未満	95以上 100未満	100以上 105未満	105以上 110未満	110以上 115未満	115以上 120未満	120以上	計	低下市町数	上昇市町数
市町村数		5	8	20	26	28	17	5	6	2	3	120	87	72.50%
平均値		70.11	82.39	88.05	92.70	97.26	102.06	107.49	111.35	115.96	125.99	95.46	33	27.50%



(注) 当省の調査結果による。

表 1 - - カ

中心市街地の各数値とそれが市町村全体に占める割合の関係

人口

(単位：市町、%)

	A・A	A・B	B・A	B・B	計
市町数	28	9	6	78	121
割合	23.14	7.44	4.96	64.46	100.00

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 「A・A」から「B・B」は、以下の指標を表す。
 A・A：人口、人口割合ともに増加、上昇
 A・B：人口は増加、人口割合は低下
 B・A：人口は減少、人口割合は上昇
 B・B：人口、人口割合ともに減少、低下

商店数

(単位：市町、%)

	A・A	A・B	B・A	B・B	計
市町数	9	0	15	96	120
割合	7.50	0.00	12.50	80.00	100.00

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 「A・A」から「B・B」は、以下の指標を表す。
 A・A：商店数、商店数割合ともに増加、上昇
 A・B：商店数は増加、商店数割合は低下
 B・A：商店数は減少、商店数割合は上昇
 B・B：商店数、商店数割合ともに減少、低下

年間商品販売額

(単位：市町、%)

	A・A	A・B	B・A	B・B	計
市町数	7	0	7	105	119
割合	5.88	0.00	5.88	88.24	100.00

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 「A・A」から「B・B」は、以下の指標を表す。
 A・A：年間商品販売額、年間商品販売額割合ともに増加、上昇
 A・B：年間商品販売額は増加、年間商品販売額割合は低下
 B・A：年間商品販売額は減少、年間商品販売額割合は上昇
 B・B：年間商品販売額、年間商品販売額割合ともに減少、低下

事業所数

(単位：市町、%)

	A・A	A・B	B・A	B・B	計
市町数	4	4	13	99	120
割合	3.33	3.33	10.83	82.50	100.00

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 「A・A」から「B・B」は、以下の指標を表す。
 A・A：事業所数、事業所数割合ともに増加、上昇
 A・B：事業所数は増加、事業所数割合は低下
 B・A：事業所数は減少、事業所数割合は上昇
 B・B：事業所数、事業所数割合ともに減少、低下

事業所従業者数

(単位：市町、%)

	A・A	A・B	B・A	B・B	計
市町数	11	9	22	78	120
割合	9.17	7.50	18.33	65.00	100.00

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 「A・A」から「B・B」は、以下の指標を表す。
 A・A：事業所従業者数、事業所従業者数割合ともに増加、上昇
 A・B：事業所従業者数は増加、事業所従業者数割合は低下
 B・A：事業所従業者数は減少、事業所従業者数割合は上昇
 B・B：事業所従業者数、事業所従業者数割合ともに低下

表 1 -

中心市街地の活性化指標の推移(全国データ)

(単位:人、世帯、事業者、百万円、㎡)

区分	平成3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
人口	数値 123,156,678	123,587,297	123,957,458	124,322,801	124,655,498	124,914,373	125,257,061	125,568,035	125,860,006	126,071,305	126,284,805	126,478,672	126,688,364
	指数 98.32	98.67	98.96	99.25	99.52	99.73	100.00	100.25	100.48	100.65	100.82	100.98	101.14
世帯数	数値 41,797,445	42,457,975	43,077,126	43,665,843	44,235,735	44,830,961	45,498,173	46,156,796	46,811,712	47,419,905	48,015,251	48,637,789	49,260,791
	指数 91.87	93.32	94.68	95.97	97.23	98.53	100.00	101.45	102.89	104.22	105.53	106.90	108.27
事業所数	数値 6,753,858	-	-	-	-	6,717,025	-	-	-	-	6,350,101	-	-
	指数 100.55	-	-	-	-	100.00	-	-	-	-	94.54	-	-
事業所従業者数	数値 60,018,831	-	-	-	-	62,781,253	-	-	-	-	60,158,044	-	-
	指数 95.60	-	-	-	-	100.00	-	-	-	-	95.82	-	-
商店(小売)数	数値 1,605,583	-	-	1,499,948	-	-	1,419,696	-	1,406,884	-	-	1,300,057	-
	指数 113.09	-	-	105.65	-	-	100.00	-	99.10	-	-	91.57	-
商店(小売)従業者数	数値 7,000,226	-	-	7,384,177	-	-	7,350,712	-	8,028,558	-	-	7,972,805	-
	指数 95.23	-	-	100.46	-	-	100.00	-	109.22	-	-	108.46	-
年間商品販売額	数値 142,291,133	-	-	143,325,065	-	-	147,743,116	-	143,832,551	-	-	135,109,295	-
	指数 96.31	-	-	97.01	-	-	100.00	-	97.35	-	-	91.45	-
売場面積	数値 109,901,497	-	-	121,623,712	-	-	128,083,639	-	133,869,296	-	-	140,619,288	-
	指数 85.80	-	-	94.96	-	-	100.00	-	104.52	-	-	109.79	-
1店当たり商品販売額	数値 88.623	-	-	95.553	-	-	104.07	-	102.23	-	-	103.93	-
	指数 85.16	-	-	91.82	-	-	100.00	-	98.24	-	-	99.86	-
1店当たり売場面積	数値 68.45	-	-	81.09	-	-	90.22	-	95.15	-	-	108.16	-
	指数 75.87	-	-	89.88	-	-	100.00	-	105.47	-	-	119.89	-

(注) 1 各種統計調査結果に基づき、当省が作成した。

2 各種統計調査とは、住民基本台帳調査、商業統計調査、事業所・企業統計調査である。

表 1 - - ア

調査した市町における中心市街地の活性化状況(数値)

(単位：市町、%)

	A・A・A	A・A・B	A・B・A	B・A・A	A・B・B	B・A・B	B・B・A	B・B・B	計
市 町 数	2	2	3	0	29	3	2	78	119
割 合	1.68	1.68	2.52	0.00	24.37	2.52	1.68	65.55	100.00

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「A・A・A」から「B・B・B」は、以下の指標を表す。

A・A・A：人口、事業所数、年間商品販売額ともに増加

A・A・B：人口、事業所数は増加、年間商品販売額は減少

A・B・A：人口、年間商品販売額は増加、事業所数は減少

B・A・A：人口は減少、事業所数、年間商品販売額は増加

A・B・B：人口は増加、事業所数、年間商品販売額は減少

B・A・B：人口、年間商品販売額は減少、事業所数は増加

B・B・A：人口、事業所数は減少、年間商品販売額は増加

B・B・B：人口、事業所数、年間商品販売額ともに減少

表 1 - - イ

調査した市町における中心市街地の活性化状況(市町村全体に占める割合)

(単位：市町、%)

	A・A・A	A・A・B	A・B・A	B・A・A	A・B・B	B・A・B	B・B・A	B・B・B	計
市 町 数	2	8	3	1	18	6	8	72	118
割 合	1.69	6.78	2.54	0.85	15.25	5.08	6.78	61.02	100.00

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「A・A・A」から「B・B・B」は、以下の指標を表す。

A・A・A：人口割合、事業所数割合、年間商品販売額割合ともに上昇

A・A・B：人口割合、事業所数割合は上昇、年間商品販売額割合は低下

A・B・A：人口割合、年間商品販売額割合は上昇、事業所数割合は低下

B・A・A：人口割合は低下、事業所数割合、年間商品販売額割合は上昇

A・B・B：人口割合は上昇、事業所数割合、年間商品販売額割合は低下

B・A・B：人口割合、年間商品販売額割合は低下、事業所数割合は上昇

B・B・A：人口割合、事業所数割合は低下、年間商品販売額割合は上昇

B・B・B：人口割合、事業所数割合、年間商品販売額割合ともに低下

表 1 - - ウ

調査した市町における中心市街地の活性化状況 (数値及び市町村全体に占める割合)

(単位：市町)

		市町村全体に占める割合								計
		A・A・A	A・A・B	A・B・A	B・A・A	A・B・B	B・A・B	B・B・A	B・B・B	
数 値	A・A・A	2								2
	A・A・B		1			1				2
	A・B・A			2				1		3
	B・A・A									0
	A・B・B		5			15			8	28
	B・A・B				1				2	3
	B・B・A							2		2
	B・B・B		2	1		2	6	5	62	78
	計	2	8	3	1	18	6	8	72	118

(注) 1 当省の調査結果による。

2 数値及び市町村全体に占める割合欄の「A・A・A」から「B・B・B」は、以下の指標を表す。

- A・A・A：人口、事業所数、年間商品販売額ともに増加（上昇）
- A・A・B：人口、事業所数は増加（上昇）、年間商品販売額は減少（低下）
- A・B・A：人口、年間商品販売額は増加（上昇）、事業所数は減少（低下）
- B・A・A：人口は減少（低下）、事業所数、年間商品販売額は増加（上昇）
- A・B・B：人口は増加（上昇）、事業所数、年間商品販売額は減少（低下）
- B・A・B：人口、年間商品販売額は減少（低下）、事業所数は増加（上昇）
- B・B・A：人口、事業所数は減少（低下）、年間商品販売額は増加（上昇）
- B・B・B：人口、事業所数、年間商品販売額ともに減少（低下）

表 1 -

調査した市町における中心市街地の活性化状況(政令指定都市圏内外別)

(単位:市町、%)

	A・A・A	A・A・B	A・B・A	B・A・A	A・B・B	B・A・B	B・B・A	B・B・B	計
政令指定都市圏内	2	2	3	0	20	1	1	26	55
割 合	3.64	3.64	5.45	0.00	36.36	1.82	1.82	47.27	100.00
政令指定都市圏外	0	0	0	0	9	2	1	52	64
割 合	0.00	0.00	0.00	0.00	14.06	3.13	1.56	81.25	100.00

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 「A・A・A」から「B・B・B」は、以下の指標を表す。
- A・A・A:人口、事業所数、年間商品販売額ともに増加
 - A・A・B:人口、事業所数は増加、年間商品販売額は減少
 - A・B・A:人口、年間商品販売額は増加、事業所数は減少
 - B・A・A:人口は減少、事業所数、年間商品販売額は増加
 - A・B・B:人口は増加、事業所数、年間商品販売額は減少
 - B・A・B:人口、年間商品販売額は減少、事業所数は増加
 - B・B・A:人口、事業所数は減少、年間商品販売額は増加
 - B・B・B:人口、事業所数、年間商品販売額ともに減少

表 1 -

調査した市町における中心市街地の活性化状況(人口規模別)

(単位:市町、%)

	A・A・A	A・A・B	A・B・A	B・A・A	A・B・B	B・A・B	B・B・A	B・B・B	計
5万人未満	0	0	1	0	4	2	1	27	35
割 合	0.00	0.00	2.86	0.00	11.43	5.71	2.86	77.14	100.00
5万人以上10万人未満	0	0	0	0	7	1	0	21	29
割 合	0.00	0.00	0.00	0.00	24.14	3.45	0.00	72.41	100.00
10万人以上30万人未満	0	1	2	0	10	0	1	18	32
割 合	0.00	3.13	6.25	0.00	31.25	0.00	3.13	56.25	100.00
30万人以上	2	1	0	0	8	0	0	12	23
割 合	8.70	4.35	0.00	0.00	34.78	0.00	0.00	52.17	100.00

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 「A・A・A」から「B・B・B」は、以下の指標を表す。
- A・A・A:人口、事業所数、年間商品販売額ともに増加
 - A・A・B:人口、事業所数は増加、年間商品販売額は減少
 - A・B・A:人口、年間商品販売額は増加、事業所数は減少
 - B・A・A:人口は減少、事業所数、年間商品販売額は増加
 - A・B・B:人口は増加、事業所数、年間商品販売額は減少
 - B・A・B:人口、年間商品販売額は減少、事業所数は増加
 - B・B・A:人口、事業所数は減少、年間商品販売額は増加
 - B・B・B:人口、事業所数、年間商品販売額ともに減少

表 1 -

調査した市町における中心市街地の活性化状況(基本計画作成年度別)

(単位:市町、%)

	A・A・A	A・A・B	A・B・A	B・A・A	A・B・B	B・A・B	B・B・A	B・B・B	計
平成10年度作成	2	1	0	0	7	0	0	20	30
割 合	6.67	3.33	0.00	0.00	23.33	0.00	0.00	66.67	100.00
平成11年度作成	0	0	0	0	9	2	1	29	41
割 合	0.00	0.00	0.00	0.00	21.95	4.88	2.44	70.73	100.00
平成12年度作成	0	1	3	0	13	1	1	29	48
割 合	0.00	2.08	6.25	0.00	27.08	2.08	2.08	60.42	100.00

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 「A・A・A」から「B・B・B」は、以下の指標を表す。
- A・A・A:人口、事業所数、年間商品販売額ともに増加
 - A・A・B:人口、事業所数は増加、年間商品販売額は減少
 - A・B・A:人口、年間商品販売額は増加、事業所数は減少
 - B・A・A:人口は減少、事業所数、年間商品販売額は増加
 - A・B・B:人口は増加、事業所数、年間商品販売額は減少
 - B・A・B:人口、年間商品販売額は減少、事業所数は増加
 - B・B・A:人口、事業所数は減少、年間商品販売額は増加
 - B・B・B:人口、事業所数、年間商品販売額ともに減少

表 1 - ア -

調査した市町における中心市街地の人口動向

(単位：市町、%)

	A・A	A・B	B・A	B・B	計
市町数	17	20	9	75	121
割合	14.05	16.53	7.44	61.98	100.00

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「A・A」から「B・B」は、以下の指標を表す。

A・A：「平成9年から15年」、「6年から9年」ともに増加

A・B：「平成9年から15年」は増加、「6年から9年」は減少

B・A：「平成9年から15年」は減少、「6年から9年」は増加

B・B：「平成9年から15年」、「6年から9年」ともに減少

表 1 - ア -

調査した市町における中心市街地の人口動向(分布)

(単位：市町)

		平成6年を基準とした9年の動向										
		80未満 (B5)	80以上 85未満 (B4)	85以上 90未満 (B3)	90以上 95未満 (B2)	95以上 100未満 (B1)	100以上 105未満 (A1)	105以上 110未満 (A2)	110以上 115未満 (A3)	115以上 120未満 (A4)	120以上 (A5)	計
平成9年を基準とした15年の動向	120以上 (A5)		1		1		1	1		1	2	7
	115以上 120未満 (A4)										1	1
	110以上 115未満 (A3)					1	1	1				3
	105以上 110未満 (A2)					6	3	1				10
	100以上 105未満 (A1)			1	2	8	4	1				16
	95以上 100未満 (B1)			1	4	17	4					26
	90以上 95未満 (B2)			1	16	11	4		1			33
	85以上 90未満 (B3)				16	6						22
	80以上 85未満 (B4)				2	1						3
	80未満 (B5)											0
計	0	1	3	41	50	17	4	1	1	3	121	

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - -イ-

調査した市町全体に占める中心市街地の人口割合の動向

(単位：市町、%)

	A・A	A・B	B・A	B・B	計
市町数	16	18	7	80	121
割合	13.22	14.88	5.79	66.12	100.00

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「A・A」から「B・B」は、以下の指標を表す。

A・A：「平成9年から15年」、「6年から9年」ともに上昇

A・B：「平成9年から15年」は上昇、「6年から9年」は低下

B・A：「平成9年から15年」は低下、「6年から9年」は上昇

B・B：「平成9年から15年」、「6年から9年」ともに低下

表 1 - -イ-

調査した市町全体に占める中心市街地の人口割合の動向(分布)

(単位：市町)

		平成6年を基準とした9年の動向										
		80未満 (B5)	80以上 85未満 (B4)	85以上 90未満 (B3)	90以上 95未満 (B2)	95以上 100未満 (B1)	100以上 105未満 (A1)	105以上 110未満 (A2)	110以上 115未満 (A3)	115以上 120未満 (A4)	120以上 (A5)	計
平成9年を基準とした15年の動向	120以上 (A5)		1				1		1	1	1	5
	115以上 120未満 (A4)				1		1					2
	110以上 115未満 (A3)					1			1			2
	105以上 110未満 (A2)					2	2	1				5
	100以上 105未満 (A1)			1	3	9	6	1				20
	95以上 100未満 (B1)		1		8	15	3	1				28
	90以上 95未満 (B2)			2	15	17	2		1			37
	85以上 90未満 (B3)				14	6						20
	80以上 85未満 (B4)			1		1						2
	80未満 (B5)											0
	計	0	2	4	41	51	15	3	3	1	1	121

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - - ウ

調査した市町における中心市街地の人口及びそれが市町全体に占める割合の関係

(単位：市町)

		平成 6 年を基準とした 9 年の動向				
		A・(A)	A・(B)	B・(A)	B・(B)	計
平成 9 年を基準とした 15 年の動向	A・(A)	12	2	2	12	28
	A・(B)	2	1	0	6	9
	B・(A)	2	0	0	4	6
	B・(B)	4	3	1	70	78
	計	20	6	3	92	121

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「平成 9 年を基準とした 15 年の動向」及び「平成 6 年を基準とした 9 年の動向」欄の「A・(A)」から「B・(B)」は、以下の指標を表す。

A・(A)：数、割合ともに増加、上昇

A・(B)：数は増加、割合は低下

B・(A)：数は減少、割合は上昇

B・(B)：数、割合ともに低下

表 1 - - 工

調査した市町における中心市街地の人口の単年度増減率の状況

(単位：市町、%)

		市町数	平成 9 年の単年度増減率(平均)	平成 15 年の単年度増減率(平均)	単年度増減率の差
連続して減少しているもの	単年度減少率が拡大	21 17.36	-1.16	-1.67	-0.50
	単年度減少率が縮小	54 44.63	-1.95	-1.17	0.77
増加から減少に転じているもの		9 7.44	0.77	-0.84	-1.61
減少から増加に転じているもの		20 16.53	-1.45	0.97	2.42
連続して増加しているもの	単年度増加率が縮小	10 8.26	3.84	2.38	-1.46
	単年度増加率が拡大	7 5.79	1.00	2.29	1.30
計		121 100.00	-0.88	-0.39	0.49

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - ア -

調査した市町における中心市街地の商店数動向

(単位：市町、%)

	A・A	A・B	B・A	B・B	計
市町数	2	7	29	82	120
割合	1.67	5.83	24.17	68.33	100.00

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「A・A」から「B・B」は、以下の指標を表す。

A・A：「平成9年から14年」、「6年から9年」ともに増加

A・B：「平成9年から14年」は増加、「6年から9年」は減少

B・A：「平成9年から14年」は減少、「6年から9年」は増加

B・B：「平成9年から14年」、「6年から9年」ともに減少

表 1 - ア -

調査した市町における中心市街地の商店数動向(分布)

(単位：市町)

		平成6年を基準とした9年の動向										
		80未満 (B5)	80以上 85未満 (B4)	85以上 90未満 (B3)	90以上 95未満 (B2)	95以上 100未満 (B1)	100以上 105未満 (A1)	105以上 110未満 (A2)	110以上 115未満 (A3)	115以上 120未満 (A4)	120以上 (A5)	計
平成9年を基準とした14年の動向	120以上 (A5)			1			1					2
	115以上 120未満 (A4)					1						1
	110以上 115未満 (A3)	1										1
	105以上 110未満 (A2)	1										1
	100以上 105未満 (A1)	1			1	1				1		4
	95以上 100未満 (B1)			1	1	1	2	3			1	9
	90以上 95未満 (B2)		1	1	8	1	1			1		13
	85以上 90未満 (B3)	1	3	4	3	5	3	1	1		2	23
	80以上 85未満 (B4)	2	3	4	4	5	3	2	1	1	1	26
	80未満 (B5)	4	6	7	9	8	3				3	40
計	10	13	18	26	22	13	6	2	3	7	120	

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - -イ-

調査した市町全体に占める中心市街地の商店数割合の動向

(単位：市町、%)

	A・A	A・B	B・A	B・B	計
市町数	14	10	43	53	120
割合	11.67	8.33	35.83	44.17	100.00

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「A・A」から「B・B」は、以下の指標を表す。

A・A：「平成9年から14年」、「6年から9年」ともに上昇

A・B：「平成9年から14年」は上昇、「6年から9年」は低下

B・A：「平成9年から14年」は低下、「6年から9年」は上昇

B・B：「平成9年から14年」、「6年から9年」ともに低下

表 1 - -イ-

調査した市町全体に占める中心市街地の商店数割合の動向(分布)

(単位：市町)

		平成6年を基準とした9年の動向										
		80未満 (B5)	80以上 85未満 (B4)	85以上 90未満 (B3)	90以上 95未満 (B2)	95以上 100未満 (B1)	100以上 105未満 (A1)	105以上 110未満 (A2)	110以上 115未満 (A3)	115以上 120未満 (A4)	120以上 (A5)	計
平成9年を基準とした14年の動向	120以上 (A5)	1			1	2						4
	115以上 120未満 (A4)						1					1
	110以上 115未満 (A3)						1				1	2
	105以上 110未満 (A2)		1			2	1	1	1			6
	100以上 105未満 (A1)	1				2	5			1	2	11
	95以上 100未満 (B1)			3	1	6	6	1	3	3		23
	90以上 95未満 (B2)	1	1	1	1	5	4	3	2		1	19
	85以上 90未満 (B3)	1			8	3	2		1		2	17
	80以上 85未満 (B4)	3	2	4	3	5	1				1	19
	80未満 (B5)			2		3	9	2			2	18
計	7	4	10	14	28	30	7	7	4	9	120	

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - - ウ

調査した市町における中心市街地の商店数及びそれが市町全体に占める割合の関係

(単位：市町)

		平成 6 年を基準とした 9 年の動向				
		A・(A)	A・(B)	B・(A)	B・(B)	計
平成 9 年を基準とした 14 年の動向	A・(A)	1	1	2	5	9
	A・(B)	0	0	0	0	0
	B・(A)	6	0	5	4	15
	B・(B)	23	0	20	53	96
	計	30	1	27	62	120

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「平成 9 年を基準とした 14 年の動向」及び「平成 6 年を基準とした 9 年の動向」欄の「A・(A)」から「B・(B)」は、以下の指標を表す。

A・(A)：数、割合ともに増加、上昇

A・(B)：数は増加、割合は低下

B・(A)：数は減少、割合は上昇

B・(B)：数、割合ともに低下

表 1 - - 工

調査した市町における中心市街地の商店数の単年度増減率の状況

(単位：市町、%)

		市町数	平成 9 年の単年度増減率(平均)	平成 15 年の単年度増減率(平均)	単年度増減率の差
連続して減少しているもの	単年度減少率が拡大	42 35.00	-2.05	-4.67	-2.62
	単年度減少率が縮小	40 33.33	-4.81	-2.94	1.87
増加から減少に転じているもの		29 24.17	5.06	-3.34	-8.40
減少から増加に転じているもの		7 5.83	-5.66	2.35	8.00
連続して増加しているもの	単年度増加率が縮小	1 0.83	6.38	0.26	-6.12
	単年度増加率が拡大	1 0.83	1.12	4.85	3.74
計		120 100.00	-1.37	-3.24	-1.88

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - ア -

調査した市町における中心市街地の年間商品販売額動向

(単位：市町、%)

	A・A	A・B	B・A	B・B	計
市町数	2	5	28	85	120
割合	1.67	4.17	23.33	70.83	100.00

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「A・A」から「B・B」は、以下の指標を表す。

A・A：「平成9年から14年」、「6年から9年」ともに増加

A・B：「平成9年から14年」は増加、「6年から9年」は減少

B・A：「平成9年から14年」は減少、「6年から9年」は増加

B・B：「平成9年から14年」、「6年から9年」ともに減少

表 1 - ア -

調査した市町における中心市街地の年間商品販売額動向(分布)

(単位：市町)

		平成6年を基準とした9年の動向										
		80未満 (B5)	80以上 85未満 (B4)	85以上 90未満 (B3)	90以上 95未満 (B2)	95以上 100未満 (B1)	100以上 105未満 (A1)	105以上 110未満 (A2)	110以上 115未満 (A3)	115以上 120未満 (A4)	120以上 (A5)	計
平成9年を基準とした14年の動向	120以上 (A5)	1					1				1	3
	115以上 120未満 (A4)											0
	110以上 115未満 (A3)					1						1
	105以上 110未満 (A2)				1							1
	100以上 105未満 (A1)	1				1						2
	95以上 100未満 (B1)		1			1						2
	90以上 95未満 (B2)				1		2	1	1			5
	85以上 90未満 (B3)		1	1	1	3				1		7
	80以上 85未満 (B4)	3		2	2	3						10
	80未満 (B5)	14	11	12	22	7	7	2	4	1	9	89
	計	19	13	15	27	16	10	3	5	2	10	120

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - -イ-

調査した市町全体に占める中心市街地の年間商品販売額割合の動向

(単位：市町、%)

	A・A	A・B	B・A	B・B	計
市町数	4	10	17	88	119
割合	3.36	8.40	14.29	73.95	100.00

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「A・A」から「B・B」は、以下の指標を表す。

A・A：「平成9年から14年」、「6年から9年」ともに上昇

A・B：「平成9年から14年」は上昇、「6年から9年」は低下

B・A：「平成9年から14年」は低下、「6年から9年」は上昇

B・B：「平成9年から14年」、「6年から9年」ともに低下

表 1 - -イ-

調査した市町全体に占める中心市街地の年間商品販売額割合の動向(分布)

(単位：市町)

		平成6年を基準とした9年の動向										計
		80未満 (B5)	80以上 85未満 (B4)	85以上 90未満 (B3)	90以上 95未満 (B2)	95以上 100未満 (B1)	100以上 105未満 (A1)	105以上 110未満 (A2)	110以上 115未満 (A3)	115以上 120未満 (A4)	120以上 (A5)	
平成9年を基準とした14年の動向	120以上 (A5)	1			1	1					1	4
	115以上 120未満 (A4)					1						1
	110以上 115未満 (A3)	2						1				3
	105以上 110未満 (A2)	1							1			2
	100以上 105未満 (A1)		2	1			1					4
	95以上 100未満 (B1)	1	1		2	3			1			8
	90以上 95未満 (B2)		1	1	3	4	1					10
	85以上 90未満 (B3)	4	1	2	3		1	1				12
	80以上 85未満 (B4)	2	1	3	5	1		1		1		14
	80未満 (B5)	20	8	6	8	8	1	3	1		6	61
	計	31	14	13	22	18	4	5	3	2	7	119

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - - ウ

調査した市町における中心市街地の年間商品販売額及びそれが市町全体に占める割合の関係

(単位：市町)

		平成 6 年を基準とした 9 年の動向				
		A・(A)	A・(B)	B・(A)	B・(B)	計
平成 9 年 を基 準と した 14 年の 動向	A・(A)	1	1		5	7
	A・(B)	0	0	0	0	0
	B・(A)	3	0	0	4	7
	B・(B)	15	9	2	79	105
	計	19	10	2	88	119

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「平成 9 年を基準とした 14 年の動向」及び「平成 6 年を基準とした 9 年の動向」欄の「A・(A)」から「B・(B)」は、以下の指標を表す。

A・(A)：数、割合ともに増加、上昇

A・(B)：数は増加、割合は低下

B・(A)：数は減少、割合は上昇

B・(B)：数、割合ともに低下

表 1 - - 工

調査した市町における中心市街地の年間商品販売額の単年度増減率の状況

(単位：市町、%)

		市町数	平成 9 年の 単年度増減 率(平均)	平成 15 年の 単年度増減 率(平均)	単年度増減 率の差
連続して減 少している もの	単年度減少 率が拡大	57 47.50	-2.93	-6.89	-3.95
	単年度減少 率が縮小	28 23.33	-8.30	-4.91	3.39
増加から減少に転じて いるもの		28 23.33	9.24	-6.52	-15.77
減少から増加に転じて いるもの		5 4.17	-6.57	3.96	10.53
連続して増 加している もの	単年度増加 率が縮小	1 0.83	16.95	6.24	-10.71
	単年度増加 率が拡大	1 0.83	0.93	5.85	4.92
計		120 100.00	-1.30	-5.67	-4.38

(注) 当省の調査結果による。

調査した市町における中心市街地の空店舗数の比較結果(31市町)

(単位：人、店舗、%)

都道府県名	市町村名	基本計画 作成年度	区域 面積 (ha)	大都市圏 との関係	人口		計画作成前		計画作成後			判定	備考	
					増減	年度	空店舗数	年度	空店舗数	指数	単年度			
1	北海道	a60町	47		6,704	B1	H9	13	H14	10	76.92	-4.6154	A	空店舗率も減少
2	神奈川県	a2市	150	東京40km	616,355	A1	H10	15	H15	2	13.33	-17.3333	A	空店舗率も減少
3	富山県	a49市	70		20,416	B1	H9	29	H14	22	75.86	-4.8276	A	空店舗率も減少
4	富山県	a53市	229		57,484	B1	H11	40	H14	32	80.00	-6.6667	A	空店舗率も減少
5	香川県	a103市	165		35,972	B1	H9	65	H14	64	98.46	-0.3077	A	空店舗率は増加
6	愛媛県	a108市	99		31,224	A1	H10	30	H14	22	73.33	-6.6667	A	空店舗率も減少
7	鹿児島県	a118市	227		80,011	A1	H9	65	H14	41	63.08	-7.3846	A	空店舗率も減少
8	北海道	a59市	210		147,196	B2	H9	29	H14	53	182.76	16.5517	B	空店舗率も増加
9	北海道	a62市	117		110,715	A1	H9	12	H15	25	208.33	18.0556	B	空店舗率も増加
10	宮城県	a28市	145	仙台周辺	73,448	A2	H9	23	H14	52	226.09	25.2174	B	空店舗率も増加
11	宮城県	a29市	85	仙台周辺	68,019	A2	H9	7	H14	18	257.14	31.4286	B	空店舗率も増加
12	宮城県	a52町	110	仙台周辺	22,646	B1	H9	52	H14	85	163.46	12.6923	B	空店舗率も増加
13	福島県	a67市	900		333,202	A1	H7	52	H13	59	113.46	2.2436	B	空店舗率も増加
14	福島県	a69市	200		116,023	B1	H9	56	H14	72	128.57	5.7143	B	空店舗率も増加
15	新潟県	a78市	104		191,212	A1	H10	18	H14	23	127.78	6.9444	B	空店舗率も増加
16	新潟県	a80市	510		515,192	A2	H9	59	H14	136	230.51	26.1017	B	空店舗率も増加
17	新潟県	a81市	171		85,510	B1	H9	39	H14	54	138.46	7.6923	B	空店舗率も増加
18	富山県	a89市	243		321,025	B1	H9	32	H15	38	118.75	3.1250	B	空店舗率も増加、H10-12は減少
19	富山県	a90市	150		171,463	B1	H9	42	H14	45	107.14	1.4286	B	空店舗率も増加
20	静岡県	a50市	250		467,959	B1	H9	35	H13	85	242.86	35.7143	B	空店舗率も増加
21	兵庫県	a21市	75	大阪10km	462,386	B1	H10	50	H13	54	108.00	2.6667	B	空店舗率は減少
22	広島県	a99市	187		407,456	A2	H9	32	H14	49	153.13	10.6250	B	空店舗率も増加
23	香川県	a55市	250		337,202	A1	H9	66	H14	121	183.33	16.6667	B	空店舗率も増加
24	香川県	a51市	130		58,065	B1	H9	80	H14	188	235.00	27.0000	B	空店舗率も増加
25	愛媛県	a106市	113		61,423	B2	H9	31	H15	35	112.90	2.1505	B	空店舗率も増加、H 9-10は減少
26	愛媛県	a107市	164		38,984	A1	H10	44	H14	52	118.18	4.5455	B	空店舗率も増加
27	福岡県	a56市	202	北九州周辺	60,021	B1	H10	31	H15	35	112.90	2.5806	B	空店舗率も増加
28	福岡県	a109市	227	福岡周辺	235,383	A1	H9	30	H14	43	143.33	8.6667	B	空店舗率も増加
29	福岡県	a110市	160	北九州周辺	79,879	B1	H9	59	H14	70	118.64	3.7288	B	空店舗率も増加
30	福岡県	a111市	42	北九州周辺	71,308	A1	H9	45	H14	55	122.22	4.4444	B	空店舗率も増加
31	熊本県	a116市	17		106,269	B1	H9	33	H15	47	142.42	7.0707	B	空店舗率も増加

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「人口」欄の「A5」から「B5」は、以下の指標を表す。

- A5 : 20%以上の増加
- A4 : 15%以上20%未満の増加
- A3 : 10%以上15%未満の増加
- A2 : 5%以上10%未満の増加
- A1 : 5%未満の増加
- B1 : 5%未満の減少
- B2 : 5%以上10%未満の減少
- B3 : 10%以上15%未満の減少
- B4 : 15%以上20%未満の減少
- B5 : 20%以上の減少

表 1 -

調査した市町における中心市街地の歩行者通行量の比較結果(42市町)

(単位：人、%)

	都道府県名	市町村名	基本計画 作成年度	区域 面積 (ha)	大都市圏 との関係	人口		計画作成前		計画作成後			判定	備考	
						増減	年度	年度	通行量	年度	通行量	指数			単年度
1	神奈川県	a15市	H11	90	東京50km	120,220	A1	H8	43,720	H14	47,325	108.25	1.3743	A	
2	新潟県	a80市	H12	510		515,192	A2	H9	178,687	H13	187,131	104.73	1.1814	A	H13-15は減少
3	広島県	a23市	H10	99	広島周辺	119,344	A2	H6	5,864	H14	7,961	135.76	4.4701	A	
4	愛媛県	a105市	H11	450		475,274	A1	H9	216,599	H13	231,004	106.65	1.6626	A	
5	北海道	a59市	H11	210		147,196	B2	H10	64,170	H14	46,446	72.38	-6.9051	B	
6	北海道	a61市	H11	414		360,995	B1	H10	243,730	H15	233,796	95.92	-0.8152	B	
7	北海道	a13市	H11	135		172,703	A1	H9	271,146	H13	169,344	62.45	-9.3863	B	
8	北海道	a62市	H12	117		110,715	A1	H9	18,050	H14	12,569	69.63	-6.0731	B	
9	福島県	a67市	H10	900		333,202	A1	H9	119,127	H14	87,567	73.51	-5.2985	B	
10	福島県	a68市	H10	270		288,632	A1	H9	39,336	H15	21,857	55.56	-7.4059	B	
11	福島県	a69市	H10	200		116,023	B1	H9	29,814	H14	24,440	81.97	-3.6050	B	H13-14は増加
12	東京都	a1市	H10	103	東京40km	393,666	A2	H8	648,929	H14	566,691	87.33	-2.1121	B	
13	愛知県	a31市	H12	230		372,901	A1	H9	26,567	H14	15,269	57.47	-8.5053	B	
14	愛知県	a32市	H12	210	名古屋30km	356,049	A1	H9	44,611	H14	34,720	77.83	-4.4343	B	
15	愛知県	a86市	H12	80		36,744	A1	H9	3,438	H14	2,154	62.65	-7.4695	B	
16	富山県	a89市	H11	243		321,025	B1	H9	71,906	H14	51,941	72.23	-5.5531	B	
17	富山県	a90市	H12	150		171,463	B1	H9	33,024	H14	20,998	63.58	-7.2832	B	H14-15は増加
18	静岡県	a91市	H10	310		598,162	A1	H9	630,595	H14	547,385	86.80	-2.6391	B	H9-13は増加
19	静岡県	a92市	H10	47		76,148	A1	H8	23,078	H13	11,456	49.64	-10.0719	B	
20	静岡県	a93市	H12	123		111,373	A1	H7	59,068	H13	41,423	70.13	-4.9787	B	
21	静岡県	a50市	H12	250		467,959	B1	H9	536,210	H14	470,183	87.69	-2.4627	B	
22	京都府	a94市	H12	127		69,000	A1	H11	24,109	H14	19,593	81.27	-6.2439	B	
23	兵庫県	a20市	H10	133	京阪神周辺	266,142	A1	H9	100,120	H14	85,680	85.58	-2.8845	B	
24	兵庫県	a21市	H11	75	大阪10km	462,386	B1	H6	82,746	H15	70,662	85.40	-1.6226	B	
25	和歌山県	a44市	H11	150	京阪神周辺	381,901	B1	H9	26,965	H14	16,793	62.28	-7.5446	B	
26	広島県	a99市	H10	187		407,456	A2	H9	216,019	H15	158,099	73.19	-4.4687	B	
27	広島県	a100市	H11	200		93,091	B1	H8	87,391	H14	73,128	83.68	-2.7202	B	
28	香川県	a55市	H10	250		337,202	A1	H9	177,533	H14	155,166	87.40	-2.5198	B	
29	香川県	a102市	H11	185		80,564	A1	H9	22,876	H14	14,747	64.46	-7.1070	B	
30	香川県	a51市	H12	130		58,065	B1	H9	33,520	H14	23,110	68.94	-6.2112	B	
31	愛媛県	a106市	H11	113		61,423	B2	H8	42,833	H14	28,079	65.55	-5.7409	B	
32	福岡県	a56市	H10	202	北九州周辺	60,021	B1	H9	36,698	H14	26,243	71.51	-5.6979	B	
33	福岡県	a109市	H11	227	福岡周辺	235,383	A1	H7	136,587	H15	93,190	68.23	-3.9716	B	H14-15は増加
34	福岡県	a110市	H11	160	北九州周辺	79,879	B1	H9	33,212	H15	18,904	56.92	-7.1801	B	
35	福岡県	a111市	H11	42	北九州周辺	71,308	A1	H9	11,017	H14	6,851	62.19	-7.5629	B	H13-14は増加
36	福岡県	a112市	H11	47	北九州周辺	29,315	B1	H10	3,662	H13	3,012	82.25	-5.9166	B	
37	熊本県	a35市	H11	270		657,968	A1	H9	852,732	H15	788,853	92.51	-1.2485	B	

都道府県名	市町村名	基本計画 作成年度	区域 面積 (ha)	大都市圏 との関係	人口		計画作成前		計画作成後				判定	備考
					増減	年度	年度	通行量	年度	通行量	指数	単年度		
38 熊本県	a26市	H11	89		38,453	B1	H9	15,890	H14	12,082	76.04	-4.7930	B	
39 熊本県	a116市	H11	17		106,269	B1	H9	23,414	H14	19,049	81.36	-3.7285	B	H12-14は増加
40 鹿児島県	a117市	H10	110		73,067	A1	H7	9,548	H14	5,785	60.59	-5.6302	B	
41 鹿児島県	a118市	H10	227		80,011	A1	H9	6,611	H14	5,977	90.41	-1.9180	B	H12-14は増加
42 鹿児島県	a27市	H11	279		545,876	A1	H10	412,182	H14	380,233	92.25	-1.9378	B	H12-14は増加

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「人口」欄の「A5」から「B5」は、以下の指標を表す。

A5 : 20%以上の増加

A4 : 15%以上20%未満の増加

A3 : 10%以上15%未満の増加

A2 : 5%以上10%未満の増加

A1 : 5%未満の増加

B1 : 5%未満の減少

B2 : 5%以上10%未満の減少

B3 : 10%以上15%未満の減少

B4 : 15%以上20%未満の減少

B5 : 20%以上の減少

表 1 -

調査した市町における中心市街地の活性化に関する認識

(単位：市町、%)

基本計画 作成年 度	市町村における 活性化の判断			中心市街地が活性化していると判断したもの										中心市街地が活性化していないと判断したもの																				
	市町数	活性化している	活性化していない	判定できない	活性化している と判断した理由					活性化した原因					活性化していない と判断した理由					活性化していない原因														
					人口の増加	商業指標の増加	来街者の増加	新規開業者の存在	民間事業者の参入	人口等の減少に歯止め	地元住民の意識向上	その他	基本計画を十分検討して作成	市町村の取組が十分	実施事業が進ちよく	まちづくり推進機関の取組が十分	地域住民等の取組が十分	観光資源の存在	中核商業施設等の存在	その他	基本計画を十分検討せず作成	市町村の取組が不十分	実施事業の遅延等	まちづくり推進機関の取組が不十分	地域住民等の取組が不十分	郊外での大型店の立地	中核商業施設等の撤退	市街地の外延化	その他					
平成10 ~ 13年度	121	36	71	14	10	6	17	3	4	7	4	2	3	15	20	23	21	6	9	1	43	42	28	6	3	20	16	37	45	33	38	12	8	3
平成10 年度	30	15	10	5	5	2	8	2	0	3	1	1	2	7	9	9	7	2	4	0	4	3	4	3	1	1	3	7	7	2	6	3	2	0
平成11 年度	43	12	27	4	2	3	4	1	3	2	2	0	1	5	7	7	7	1	2	0	19	17	11	1	1	8	4	14	14	15	17	4	3	2
平成12 年度	48	9	34	5	3	1	5	0	1	2	1	1	0	3	4	7	7	3	3	1	20	22	13	2	1	11	9	16	24	16	15	5	3	1
		18.8	70.8	10.4	33.3	11.1	55.6	0.0	11.1	22.2	11.1	11.1	0.0	33.3	44.4	77.8	77.8	33.3	33.3	11.1	58.8	64.7	38.2	5.9	2.9	32.4	26.5	47.1	70.6	47.1	14.7	8.8	2.9	

(注) 1 当省の調査結果による。
2 権数の事項に該当する市町がある。

表 1 -

活性化していると認識している市町の中心市街地の活性化状況

(単位：市町、%)

	A・A・A	A・A・B	A・B・A	B・A・A	A・B・B	B・A・B	B・B・A	B・B・B	B・A・-	計
市 町 数	2	2	2	0	7	0	1	21	1	36
割 合	5.56	5.56	5.56	0.00	19.44	0.00	2.78	58.33	2.78	100.00

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「A・A・A」から「B・B・B」は、以下の指標を表す。

- A・A・A：人口、事業所数、年間商品販売額ともに増加
- A・A・B：人口、事業所数は増加、年間商品販売額は減少
- A・B・A：人口、年間商品販売額は増加、事業所数は減少
- B・A・A：人口は減少、事業所数、年間商品販売額は増加
- A・B・B：人口は増加、事業所数、年間商品販売額は減少
- B・A・B：人口、年間商品販売額は減少、事業所数は増加
- B・B・A：人口、事業所数は減少、年間商品販売額は増加
- B・B・B：人口、事業所数、年間商品販売額ともに減少
- B・A・-：人口は減少、事業所数は増加、年間商品販売額は不明

2 中心市街地活性化基本計画の的確な実施と見直し

(1) 基本計画の的確な作成

ア 基本計画作成に当たっての現況及びニーズの把握

勸告	説明図表番号
<p>市町村が作成する基本計画については、中心市街地活性化法第6条第2項において、()中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進(以下「中心市街地活性化」という。)に関する基本的な方針、()中心市街地の位置及び区域、()中心市街地活性化の目標、()市街地の整備改善及び商業等の活性化のための事業等を定めることとされている。</p> <p>中心市街地活性化法における中心市街地は、()相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積し、市町村の中心としての役割を果たしていること、()土地利用、小売商業の店舗数や販売額等の状況・動向等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生ずるおそれがあると認められること、()中心市街地活性化が当該市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められることの要件に該当するものとされている。</p> <p>基本計画の作成に当たっては、基本計画の対象とする市街地がこのような中心市街地の要件に該当するか否かを判断するため、また、中心市街地活性化の課題の把握や目標の設定、実施事業の選択等のための基礎資料とするために、人口及び商店数の推移、公益施設(文化施設、教育施設、スポーツ施設等)の設置状況等の中心市街地についての客観的かつ統計的な基礎データ(以下「基礎データ」という。)及びアンケートやインタビュー調査等による地域住民及び商業関係者の中心市街地に係るニーズを把握・分析することが重要である。</p> <p>今回、調査した20都道府県において、平成10年度から13年度までに基本計画を作成した138市町について、基本計画の作成に当たっての中心市街地の現況並びに中心市街地活性化に関する地域住民及び商業関係者のニーズの把握状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>中心市街地の現況の把握</p> <p>中心市街地活性化の根幹となる基本計画を作成するに当たっては、中心市街地の現況についての基礎データである人口及び商店数の推移、公益施設の設置状況等を把握・分析することはもちろん、関係者間の共通認識を醸成させる等のため、把握・分析した基礎データを基本計画の資料として関係者に提示することが重要である。</p> <p>他方、基本方針においては、基礎データを把握・分析し、その結果を関係者に提示することについて具体的に示されていない。</p> <p>調査した138市町における基礎データの把握状況をみると、基本計画を作成するに当たって、中心市街地の現況についての的確に把握するため必要な中心市街地における人口の推移を把握している市町が120市町(87.0%)、同じく商店数の推移を把握している市町が106市町(76.8%)、同じく公益施設の設置状況を把握している市町が106市町(76.8%)となっているものの、これら3つの基礎データすべてを把握している市町は76市町(55.1%)にとどまっている。さら</p>	<p>表2-(1)-ア-</p> <p>表2-(1)-ア-</p> <p>表2-(1)-ア-</p>

に、これらを全く把握していない市町が2町(1.4%)ある。

地域住民及び商業関係者における中心市街地活性化に関するニーズ等の把握
基本計画の作成に当たっては、基礎データの把握・分析、中心市街地の課題の把握、目標の設定を経て、実施事業の選択等を行っていくこととなるが、中心市街地の課題の把握や実施事業の選定等を的確に実施するためには、基礎データと併せて中心市街地について地域住民及び商業関係者がどのようなニーズを有しているか把握・分析することが重要である。さらに、関係者間の共通認識を醸成させる等のため、地域住民及び商業関係者のニーズの把握・分析結果等を基本計画の資料として関係者に提示することが重要である。

他方、基本方針においては、地域住民及び商業関係者のニーズの把握・分析の実施及び関係者への提示並びにこれらの結果を踏まえての課題の関係者への提示について具体的に示されていない。

調査した138市町における地域住民等のニーズの把握状況をみると、基本計画の作成に当たって、地域住民のニーズを把握している市町が94市町(68.1%)、商業関係者のニーズを把握している市町が91市町(65.9%)となっているものの、両方のニーズを把握している市町は76市町(55.1%)にとどまっている。さらに、これらを全く把握していない市町は、29市町(21.0%)にのぼっている。

また、138市町のうち、基本計画作成からおおむね5年を経過した、平成10年度又は11年度に基本計画を作成した73市町について、地域住民及び商業関係者のニーズの把握の有無と基本計画作成後5年以内に着手する事業(以下「短期事業」という。)の着手率(基本計画に定めた事業のうち着手した事業の割合)との関係をみたところ、地域住民及び商業関係者のニーズを把握している市町が把握していない市町に比べ短期事業の着手率においていずれも約6ポイント高くなっている。このことから、地域住民及び商業関係者のニーズを把握・分析し、中心市街地活性化の課題の把握や実施事業の選定等に活かしていく方が、中心市街地活性化のための事業の着実な実施につながると推測される。

したがって、総務省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、的確な基本計画の作成を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

人口及び商店数の推移等の必要な基礎データにより中心市街地の現況を的確に把握・分析し、その結果を関係者に提示することの必要性に係る基本方針の考え方について、その具体的内容を明示すること。

地域住民及び商業関係者のニーズを把握・分析し、その結果とともにこれを反映した中心市街地活性化の課題を関係者に提示することの必要性に係る基本方針の考え方について、その具体的内容を明示すること。

表2 - (1) - ア -
、

表2 - (1) - ア -

基本計画に係る規定内容

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成九年法律第九十二号）（抄）

（基本計画）

第六条 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地について、市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成することができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な方針

二 中心市街地の位置及び区域

三 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進の目標

四 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

五 商業の活性化のための事業（これと併せて実施する都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のための事業について定める場合にあっては、当該事業を含む。）に関する事項（中小小売商業高度化事業について定める場合にあっては、当該事業の対象とすべき商業の集積及び当該事業の目標）

六 前二号の事業の一体的推進のために必要な事項

3 基本計画においては、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めることができる。

一 前項第四号及び第五号の事業と一体的に推進する次に掲げる事業に関する事項

イ 公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業

ロ 電気通信の高度化を図るための事業

二 第四条第四項第三号から第六号までに掲げる特定事業に関する事項

三 その他必要な事項

4 基本計画は、都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即したものでなければならない。

5 市町村は、基本計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、第二項第五号に掲げる事項について、当該市町村の区域をその地区とする商工会議所又は商工会の意見を聴かななければならない。

6 市町村は、基本計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣及び都道府県に基本計画の写しを送付しなければならない。

7 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により基本計画の写しの送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

（注）下線は当省が付した。

表2 - (1) - ア -

中心市街地の要件及び規模等に係る規定内容

区分	中心市街地活性化法（抄）	基本方針（抄）
位置 付け	〔第二条〕 この法律による措置は、都市の中心の市街地であって、次に掲げる要件に該当するもの（以下「中心市街地」という。）について講じられるものとする。	〔－２（１） 中心市街地の要件〕 基本計画を定めるに当たっては、市町村は、その中心の市街地が、以下の点を踏まえ、法第二条各号の要件を満たし、都市機能の増進及び経済活力の向上を図ることが必要であると認められる場合に、当該市街地を中心市街地と位置づけるものとする。
集積 要件	〔第二条第一号〕 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。	〔－２（１） 〕 中心市街地が備えるべき小売商業者及び都市機能の集積の程度は、それぞれの市町村ごとに異なるものであり、当該市街地が存在する市町村内の他の地域と比較して、相当数の小売商業者が集積し、各種事業所、公益施設等が密度高く集積することによって様々な都市活動が展開され、それを核として一定の商圈や通勤圏が形成されていることなど、当該市町村における当該市街地の経済的、社会的役割に着目して判断することが重要である。
趨勢 要件	〔第二条第二号〕 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。	〔－２（１） 〕 低・未利用地の状況、小売商業の店舗数や販売額、その他の都市活動に係る事業者数や従業員数等当該市街地の土地利用、商業活動等の状況・動向を参考に判断することが適当である。
広域的 効果 要件	〔第二条第三号〕 当該市街地において市街地の整備改善及び商業等の活性化を一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。	〔－２（１） 〕 当該市町村及び周辺地域の市街地の規模、配置、相互関係等の現状、都市計画や産業振興に関するビジョン等の今後の地域づくりの方針等に照らして、事業実施の効果を判断することが適当である。
中心 市街 地の 規模		〔－２（２） 中心市街地の規模等〕 中心市街地の規模等は、それぞれの市町村ごとに多様であると考えられるが、土地利用や諸機能の集積の実態、想定される事業の実施範囲等の観点から、一体性があり、集中的・効果的な取組が可能な適切な広さになるよう定めることが必要である。

表2 - (1) - ア -

基本計画を作成した市町村（138市町）における中心市街地に係る基礎データの把握状況
（基礎データ別の状況）（単位：市町村、％）

区分	把握している市町村数	未把握の市町村数	計
人口の推移	120 (87.0)	18 (13.0)	138 (100)
商店数の推移	106 (76.8)	32 (23.2)	138 (100)
公益施設の状況	106 (76.8)	32 (23.2)	138 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。
2 ()内は構成比を示す。

(把握項目数別の状況) (単位：市町村、％)

区分	3項目すべてを把握	2項目のみ把握	1項目のみ把握	3項目すべてを未把握	計
市町村数 (構成比)	76 (55.1)	44 (31.9)	16 (11.6)	2 (1.4)	138 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。
2 項目数は、「基礎データ別の状況」表の3つの基礎データを示す。

表2 - (1) - ア -

基本計画作成時において中心市街地活性化に係る基礎データを的確に把握している例

市町村名	基本計画作成年度	人口の推移	商店数の推移	公益施設の状況	その他事項
b1市	平10年度	平成2年、7年、10年の人口の推移及び中心市街地の市全体に占める割合	平成6年、9年の商店数の推移、中心市街地の市全体に占める割合及び増減率	市出張所、公民館、文化ホール、図書館等市関連施設、郵便局、総合病院等	世帯数の推移、売場面積及び年間販売額の推移等
b2市	平11年度	平成6年から10年の中心市街地、その背後地等の人口の推移及び増加率	昭和60年、63年、平成6年の商店数の推移及び平成6年の商店分布図	文化会館、商工会館、図書館、総合福祉会館	世帯数の推移、年代別人口の推移、従業者数及び年間販売数の推移等
b3市	平11年度	平成元年、5年、10年の人口の推移、中心市街地の市全体に占める割合及び増減率	平成6年、9年の町内別の商店数の推移、全市におけるシェア及び増減率	教育施設、福祉施設、文化施設、体育施設	世帯数の推移、年代別人口の推移、従業者数及び年間商品販売数の推移等

(注) 各市の基本計画に基づき当省が作成した。

表 2 - (1) - ア -

基本計画を作成した市町村（138市町）における中心市街地活性化に係る地域住民及び商業関係者のニーズの把握状況

（ニーズ別の状況）

（単位：市町村、％）

区分	把握している市町村数	未把握の市町村数	計
地域住民のニーズ	94 (68.1)	44 (31.9)	138 (100)
商業関係者のニーズ	91 (65.9)	47 (34.1)	138 (100)

（注）1 当省の調査結果による。

2 ()内は構成比を示す。

3 本表における「ニーズの把握」は、調査対象市町村が基本計画を作成する年度、その前年度又はその前々年度に実施したアンケートやインタビュー調査等を示す。

（把握項目数別の状況）

（単位：市町村、％）

区分	2項目すべてを把握	1項目のみ把握	2項目すべてを未把握	計
市町村数 (構成比)	76 (55.1)	33 (23.9)	29 (21.0)	138 (100)

（注）1 当省の調査結果による。

2 項目数は、「ニーズ別の状況」表の2つのニーズを示す。

表 2 - (1) - ア -

基本計画作成時において中心市街地活性化に係る地域住民及び商業関係者のニーズを把握している例

市町村名 (基本計画作成年度)	区分	把握方法等 (実施年月)	把握内容
b4市 (平成10)	地域住民のニーズ	市民アンケート (平成10年11月)	中心市街地への来訪の目的、利用交通機関、利用頻度とその動向、中心市街地の活性化の方向(目指すべき方向、まちづくりのコンセプト、施設整備の方向、活性化の方策、居住地としての整備方向)
	商業関係者のニーズ	商店経営者アンケート (平成10年11月)	経営者の住まい、店舗の経営状況(来客数・売上げ、客層の変化)、商店街(会)の現況(魅力の有無、問題点)、今後の商店活動の展望(今後の売上げ見通し、今後の経営方針、営業時間延長の見通し、共同事業への取組についての考え方)、中心市街地全体のまちづくり(将来性、商業機能の在り方、まちづくりのコンセプト、効果的な方策)
		事業所アンケート (平成10年11月)	事業所の役割と活動エリア、立地場所の満足度と移転の意向、中心市街地の評価、まちづくりの方向(目指すべき方向)

（注）基本計画に基づき当省が作成した。

表 2 - (1) - ア -

平成10年度又は11年度に基本計画を作成した市町村における地域住民及び商業関係者のニーズ把握と短期事業の着手率の状況 (単位:市町村、%)

区分	把握している市町村数	未把握の市町村数	計
地域住民のニーズ (構成比)	46 (63.0)	27 (37.0)	73 (100)
短期事業の着手率	61.4	55.0	59.0
市街地の整備改善に係る短期事業着手率	60.7	55.2	58.7
商業関係者のニーズ (構成比)	49 (67.1)	24 (32.9)	73 (100)
短期事業の着手率	61.0	55.0	59.0
商業活性化に係る短期事業着手率	58.9	53.3	57.1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 着手率は、表頭の事項に該当する市町村の平均を示す。

イ 基本計画の内容の的確化

勸告	説明図表番号
<p>市町村が策定する基本計画については、中心市街地活性化法第6条第2項において、) 中心市街地の位置及び区域、) 中心市街地活性化の目標、) 市街地の整備改善のための事業及び商業の活性化のための事業等を定めることとされている。</p> <p>また、市町村は、中心市街地活性化法第6条第6項において、基本計画を作成し、又は変更したときは、主務大臣及び都道府県に基本計画の写しを送付しなければならないとされている。</p>	<p>表2 - (1) - ア -</p>
<p>さらに、国は、基本方針において、基本計画の内容を先進性、独自性、熟度等の観点から評価し、総体として優れた基本計画に定められた事業に対して重点的に支援を行うこととされ、このため関係省庁（内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）からなる中心市街地活性化関係省庁連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設けて関係省庁間の緊密な連携を図るものとされている。</p>	<p>表2 - (1) - イ -</p>
<p>なお、平成10年度又は11年度に基本計画を作成した73市町における着手済の1,721事業のうち678事業に対しては、総額5,351億円の国庫補助金が交付されている。</p>	<p>表2 - (1) - イ -</p>
<p>今回、平成10年度から13年度までに基本計画を作成した138市町について、基本計画の作成内容及び基本計画の評価状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p>基本計画の作成内容 目標の設定状況</p> <p>市町村が基本計画に定める中心市街地活性化の目標については、基本方針において、「できる限り具体的かつ明確な目標を設定することが重要である」とされている。</p> <p>目標の設定に当たっては、目標の達成状況を把握・分析・評価しやすくし、評価の結果を事業の推進や基本計画の見直しに活用すること、関係者の中心市街地の活性化に関する事業推進の意識の醸成・高揚を図ること等のために、適切な時点での、例えば、人口、小売販売額、歩行者通行量、店舗数、従業員数などの定量的な目標を設定することが有効と考えられる。他方、基本方針では、数値目標を設定すること、数値目標として掲げる指標及びその設定方法等について具体的に示されていない。</p>	<p>表2 - (1) - イ -</p>
<p>調査した138市町における目標の設定状況をみると、基本計画において目標が掲げられているものの、人口、歩行者通行量等の何らかの数値目標を掲げている市町は、14市町（10.1%）と少ない。残りの市町の目標は、標語（スローガン）、視点及び考え方（コンセプト）等定性的なものにとどまっている。</p> <p>このようなこともあって、後述項目2(3)のとおり、基本計画の達成状況を把握している市町は、18市町（13.0%）と少なく、分析・評価を行って</p>	<p>表2 - (1) - イ -</p>

<p>るものは13市町(9.4%)と更に少なくなっているものと考えられる。</p> <p>また、数値目標を設定していない124市町についてその理由を調査したところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ） 中心市街地活性化法や基本方針に数値目標を設定することが示されていない(30市町、24.2%) ） 経済情勢の変動や環境の変化等の外部要因等が影響を及ぼすので設定が困難(22市町、17.7%) ） 数値目標の設定の認識がなかった(20市町、16.1%) ） 適切な指標や算定方法がわからない(14市町、11.3%) <p>などとなり(複数の事項に該当する市町がある。)数値目標の設定の有効性の認識が低い状況等がうかがわれる。</p> <p>また、数値目標を設定することに関し意見を有している125市町の意向を調査したところ、数値目標を設定することが望ましいとしたものが67市町(53.6%)みられた。さらに、数値目標を設定する場合、設定することが適当とする指標について67市町の意向を調査したところ、歩行者通行量(34市町、50.7%)、小売販売額(29市町、43.3%)、人口(27市町、40.3%)などが挙げられた(複数の指標に該当する市町がある。)</p> <p>区域の設定状況</p> <p>中心市街地の区域を設定するに当たっては、中心市街地活性化法第2条及び基本方針において、対象とする市街地は、次の要件を満たし、都市機能の増進及び経済活力の向上を図ることが必要であると認められるものであることとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ） 相当数の小売商業者が集積し、及び各種事業所、公益施設等都市機能が相当程度集積し、市町村の中心としての役割を果たしていること。 ） 土地利用、商店数や販売額等の状況・動向等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められること。 ） 中心市街地活性化が当該市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。 <p>また、その規模等は、基本方針において、土地利用や諸機能の集積の実態、想定される事業の実施範囲等の観点から、一体性があり、集中的かつ効果的な取組が可能な適切な広さになるよう定めることが必要であるとされている。</p> <p>他方、基本方針においては、このように中心市街地の区域設定に当たっての考え方が示されているものの、居住、商業、業務等の機能の集積の有無及びその程度並びに想定される事業の実施の有無及びその実施範囲と面積の関係について具体的に示されていない。</p> <p>調査した138市町の基本計画に記載されている中心市街地の区域面積は、中心市街地や市町の現況等がそれぞれ異なることもあって、最小が12ha(当該市町の面積の0.12%)、最大が900ha(同1.19%)、平均で138.8ha(同0.74%)となっている。</p>	<p>表2 - (1) - イ -</p> <p>表2 - (1) - イ -</p> <p>表2 - (1) - ア -</p> <p>表2 - (1) - イ -</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------

<p>138市町ごとの中心市街地の区域の設定状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ）中心市街地の区域内では商店が点在しており、商業統計の調査対象となる商店街がない、又は新たな市街地を形成する目的で区域を設定しており、市町村全体に占める区域内の商店数が少ない等区域要件に該当しているとはみられない区域を中心市街地としているもの（2市町） ）旧市街地のほかに、新たな都市拠点を含めて区域を設定しているため、競合により旧市街地の活性化に支障のおそれがあるとしているもの（2市） ）離れた2つの駅周辺地域とそれを結ぶ地域を含めて区域設定しているものの、一方の地域において事業が計画・実施されていない等区域として設置する必要性の乏しい地域が含まれているもの（3市） 	<p>表2 - (1) - イ -</p>
<p>基本計画の評価状況等</p> <p>連絡協議会等における基本計画の評価状況等</p> <p>基本方針においては、「国は、（中略）基本計画に定められた事業に対する支援に当たっては、その内容を独自性、先進性、熟度等の観点から評価し、そうした点において総体として優れた基本計画に定められた事業に対して重点的に支援を行う」こと、このため、「関係府省からなる中心市街地活性化関係省庁連絡協議会を設けて緊密な連携を図るものとする」こととされている。</p>	<p>表2 - (1) - イ -</p>
<p>これを受けて、平成10年8月に連絡協議会が設置され、年4回（5月、8月、11月及び翌年3月）、定期的に課長級会議が開催されている。</p>	<p>表2 - (1) - イ -</p>
<p>基本計画の内容の評価に関しては、関係府省が重点的な支援を行うために協議し連携を図るための共通の視点が関係府省間で取りまとめられている。また、連絡協議会においては、「基本計画に定められた事業に対する支援の方針」を議題として連絡協議が行われている。</p>	<p>表2 - (1) - イ -</p>
<p>しかしながら、連絡協議会及び関係府省における基本計画の内容の評価については、それぞれの基本計画に定められた個々の事業に対する所管府省の支援の有無は整理されているものの、基本計画の評価の結果については取りまとめられておらず、的確な評価が行われているとは認められない。</p>	
<p>基本計画の内容（事業の選定等）</p> <p>調査した138市町の基本計画の内容について、中心市街地活性化法及び基本方針に沿ったものとなっているかについて見たところ、前述のとおり、区域の設定に関し基本計画の内容が不十分と認められる7市町のほか、次のとおり、事業の選定に関し基本計画の内容が不十分と認められる市町が14市町（注）みられた。</p>	<p>表2 - (1) - イ -</p>
<ul style="list-style-type: none"> ）市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進という中心市街地活性化法の趣旨があるにもかかわらず、商業の活性化のための事業を全く実施しないもの（1市） ）実施予定のない国・都道府県の事業を前提とした事業を計画したため、当該事業及び関連事業が着手できていないもの（3市町） 	

<p>) 核となる事業の検討が不十分なため、当該事業及び関連事業が実施できず、短期事業に全く着手できていないもの(1町)</p> <p>) 想定される事業を網羅的に計画しているため、今後の実施の見込みのない事業が多数を占めているもの(6市町)</p> <p>) 実施事業の種類が偏っている等のため、基本方針で求められている一体的、集中的な事業の実施が行われていないもの(2市)</p> <p>) 事業の実施地域に偏りがあるため、区域全体の活性化につながらないおそれがあるもの(3市)</p> <p> (注) 上記の調査結果については、複数の事項に該当する市町がある。</p> <p> また、平成10年度又は11年度に基本計画を作成した73市町の未着手事業(826事業)について、その理由を調査したところ、</p> <p>) 地元住民、商店街等の合意形成等が不十分(246事業、29.8%)</p> <p>) 事業実施の必要性又は可能性が低い(225事業、27.2%)</p> <p>) 前提となる又は関連する事業の遅延、中止等(126事業、15.3%)</p> <p> などとなっている(複数の事項に該当する事業がある。)</p> <p> 以上のように、市町において、区域の設定や事業の選定の検討が不十分なまま基本計画を作成している状況がみられた。</p> <p> 基本計画に掲載された事業への国庫補助金の交付</p> <p> 前述 のとおり、連絡協議会等における基本計画の評価が的確に行われていない一方、基本計画に掲載されている事業の中には、中心市街地の活性化を直接の目的とするものではなく、基本計画への位置付けが要件となっていない事業が存在することもあり、前述 のとおり中心市街地活性化の観点から内容が不十分と認められる基本計画に掲載されている事業に対しても、国庫補助金が交付されている場合がみられる。</p> <p> したがって、総務省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、的確な基本計画の作成の推進及び国庫補助金の効率的な使用を図る観点から、次の措置を構 ずる必要がある。</p> <p>) 基本計画における数値目標設定の有効性並びに数値目標として掲げる指標、) 中心市街地の区域設定に当たっての要件に係る基本方針の考え方について、その具体的内容を明示すること。</p> <p> 連絡協議会等を活用して優れた基本計画に対し重点的な支援を行うため、基本計画の内容を的確に評価すること。</p>	<p>表2 - (1) - イ -</p> <p>表2 - (1) - イ -</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------

表 2 - (1) - イ -

国等の支援に係る規定内容

<p>中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な方針 (平成十年通商産業省、建設省、自治省、農林水産省、運輸省、郵政省告示第一号)(抄)</p> <p>[5 (3)]</p> <p>国等の支援の考え方</p> <p>国は、市町村の主体的な取組みを尊重しつつ、市町村が選択可能な各種支援措置の整備に努めるとともに、<u>基本計画に定められた事業に対する支援に当たっては、その内容を独自性、先進性、熟度等の観点から評価し、そうした点において総体として優れた基本計画に定められた事業に対して重点的に支援を行うものとする。</u></p> <p><u>このため、関係省庁からなる中心市街地活性化関係省庁連絡協議会を設けて関係省庁間の緊密な連携を図るものとする。</u></p>

(注) 下線は、当省が付した。

表 2 - (1) - イ -

基本計画に掲載された事業における国庫補助事業の実施状況

(単位: 件、百万円)

区分	基本計画に記載された事業数	実施事業数	国庫補助事業			
			事業数	総事業費		
				うち国庫補助額		
平成10年度作成	市街地整備改善	760	464	265	1,053,297	295,926
	商業の活性化	607	322	84	97,918	38,069
	その他	130	78	17	25,591	9,042
	計	1,497	864	366	1,176,806	343,038
平成11年度作成	市街地整備改善	837	419	208	612,530	171,836
	商業の活性化	807	371	86	59,911	17,305
	その他	131	67	18	7,251	2,909
	計	1,775	857	312	679,691	192,050
計	市街地整備改善	1,597	883	473	1,665,827	467,762
	商業の活性化	1,414	693	170	157,829	55,374
	その他	261	145	35	32,841	11,951
	計	3,272	1,721	678	1,856,497	535,087

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、平成10年度又は11年度に基本計画を作成した市町のうち、当省が調査した76市町(10年度作成30市町村、11年度作成43市町)の基本計画に掲載された事業に係る基本計画作成年度から14年度までの国庫補助金の交付状況を示す。

基本計画の目標設定に係る規定内容

中心市街地活性化法（抄）	基本方針（抄）
<p>〔 第六条第二項 〕</p> <p>基本計画においては、次に定める事項について定めるものとする</p> <p>一、二（略）</p> <p>三 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進の目標</p>	<p>〔 一（ 2 ） 〕</p> <p>目標の明確化</p> <p>各種事業の実施に当たっては、当該中心市街地におけるまちづくりの目標や将来像、まちづくりの戦略等について、市町村、事業実施予定者、地域住民等の間で共通認識が醸成されることが重要である。</p> <p>このため、基本計画には、当該中心市街地の置かれている自然的、歴史的、文化的及び社会的条件、地域住民の意向等を踏まえつつ、必要に応じて、高齢化、情報化、国際化等の進展、余暇時間の増大、環境との共生等への対応も視野に入れ、<u>できる限り具体的かつ明確な目標を設定することが重要である。</u></p>

（注）下線は、当省が付した。

表2 - (1) - イ - -

基本計画に数値目標を設定している市町村の数値設定状況

番号	都道府県名	市町村名	基本計画作成年度	目標年	基本計画に設定している数値目標					数値目標の内容	数値目標の設定状況
					人口	歩行者通行量	販売額等	その他	計		
1	北海道	c1市	H12	なし					1	34,886人 (10月末の金、土、日の3日間)	重点整備地区は交流拠点を目指す地区であり、人の往来は活性化の目安として適当と判断(歩行者通行量がピークである昭和58年の値が目標値)
2	宮城県	c2市	H10	H15					3	人口3,250人(平成15年度) 来街者:平日8,000人、10,000人(平成15年度) 小売業年間販売額:350億円	平成13年度にオープンする商業・サービス集積関連施設による波及効果を元に、元年の水準をやや上回る値を設定
3	宮城県	c3市	H10	H20					2	居住人口:平成20年5,100人 全市に占める商業活動(商品販売額ペース)のシェア:平成20年で約4割	平成12年3月策定の都市計画マスタープラン(案)の将来フレームによる。
4	愛知県	c4市	H12	H17、H22、H32				事業所従業者数	4	5年後の目標 人口:12,000人 13,000人 歩行者通行量:19,000人 22,000人(平日) 商業販売額:1,641億円 1,800億円 事業所従業者数:11,404人 12,000人	5年後(2005年)、10年後(2010年)、20年後(2020年)における各目標数値を設定
5	愛知県	c5市	H12	H22				全産従業者数	3	旧市の産業従業者数36,323人(平成8年) 平成22:38,000人 中心市街地の来街者数(平成7年を100として)平成22:170 旧市の人口55,712人(平成11)平成22:58,000人	目標の実現に向けた取組の着実な推進を図るために、基本計画作成から10年後の平成22年における目標水準を設定
6	静岡県	c6市	H10	H15				店舗数	3	人口:当面約850人増(面的整備約750人、再開発約100人) 店舗数:約50店舗増加(平成15年度) 年間商品販売額:約50億円増加(平成15年度)	過去の数値まで回復させることを目標値として設定
7	静岡県	c7市	H10	H20					3	人口:28,039人(平成9年) 35,000人(平成22年) 来街者数(歩行者通行量):100(平成9年度を100として)120(平成22年) 年間小売販売額:1,780億円(平成9年度)2,100億円(平成22年度)	過去の最高数値に準じて設定(表2(1)イ参照)
8	静岡県	c8市	H10	H20					2	人口:45,000 商業販売額:790億円	人口を昭和60年度、年間販売額を63年度程度に戻す。 なお、目標値は市町村合併前の旧市街地の値であり、市街地の現状が正確に反映されないもの
9	大阪府	c9市	H12	H17、H19				観光施設利用客数	3	人口:約9,500人(平成17年)、商業販売額:約260億円(平成19年)、観光施設:約125,000人(平成17年度)	市民・事業者・行政が一体となって活性化に向けた事業を展開していくためには、それぞれが具体的な目標を持つことが必要。そのため、関係者ができるだけ共通して持てる活性化の目標を設定し、目標年次とフレームを掲げることによって積極的な目標値について設定
10	大阪府	c10市	H13	H22					3	平成22年度の目標数値 人口:4,500人 歩行者通行量:一日23,000人 年間販売額:100億円	中心市街地の目標像の具体化のため、理念だけでなく、明確で客観的な指標による目標を定めることにより市当局及び事業者について、活性化への取り組みへの認識を高めるため設定
11	和歌山県	c11市	H11	なし					1	販売額70億円 流出ストップ 4.2億円 観光客増 10億円 名物開発 6億円 定住者増 1.2億円	販売額を70億円増加させなければ商店街を一体的に維持することができないとの試算結果を掲載し、定住者増等の試算額を例示
12	広島県	c12町	H12	なし					1	居住人口は、将来とも約2000人を維持すること	-
13	熊本県	c13市	H11	H16				実施事業数	2	基本計画の実施事業着手数を平成13年度の37事業から16年度には49事業まで増やすこと 中心市街地の歩行者通行量を12年度の53,481人から16年度には56,000人まで増やすこと	上位計画である「総合計画」の「実行計画」に数値目標を記載
14	熊本県	c14市	H11	H22					2	過去10年で14.1%(1,272人)減少した中心市街地の人口を10年後に取り戻すこと 経年的に減少している休日の歩行者通行量を増加に転換すること	人口については住民基本台帳から、歩行者通行量は3年ごとの調査で確認することができ、達成度が明らかになり取り組みやすいため設定
計	14市町村	-	-	有11無3	11	8	9	5	33	-	-

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「基本計画に設定している数値目標」欄の印は、数値目標の設定があることを示す。

表2 - (1) - イ - -

数値目標を設定した市町村における数値の把握方法及びその活用予定等の例

都道府県名	静岡県	市町村名	c7市	基本計画作成年度	平成10年度
数値目標の設定状況	<p>平成22年において次の目標値を達成（過去の最高数値に準じて設定）</p> <p>人口：28,039人（平成9年） 35,000人（平成22年）</p> <p>来街者数（歩行者通行量）：100（平成9年を100として） 120（平成22年）</p> <p>年間小売販売額：1,780億円（平成9年度） 2,100億円（平成22年）</p>				
数値目標を設定した理由及び指標の選定理由	<p>目標像実現に向けた取組の着実な推進を図るため、目標値の設定が必要と判断して設定</p> <p>人口：日常のにぎわいをみるため選定</p> <p>来街者数：中心部のにぎわい・交流拠点としての吸引力をみるため選定</p> <p>年間小売販売額：中心部の商業集積・拠点性をみるため選定</p>				
数値目標の把握方法	<p>商工部中心市街地活性化事務局において、商業統計による年間販売額を把握</p> <p>また、毎年1回、関係課に照会し、基本計画で目標設定した人口（住民基本台帳）、来街者数（中心市街地歩行量調査）、中心市街地の固定資産税、都市計画税の課税状況の経年推移を把握</p>				
把握した数値の活用予定	<p>市では、市町村合併（平成17年3月）・政令市構想（平成19年3月予定）のため、その時期に合わせて達成状況の分析・評価を行うとともに、基本計画の改定を行う予定</p> <p>（注）当初、平成16年度に5か年目の評価を行うこと、また、その後の5か年に向けた活性化事業の見直しに活用する予定であった。</p>				
短期事業の着手率	87%				

（注）当省の調査結果による。

表2 - (1) - イ -

基本計画に定性的な目標を設定している例

都道府県市 町村名 (基本計画作成年度)	目標内容	左記目標を設定した理由
宮城県 c 15市 (平12)	住んでいる人 ・気軽にみんなが集まれるスポットづくり ・安全、安心な街づくり・ゆとりある暮らしの環境づくり ・快適な生活環境づくり 訪れる人 ・城下町の魅力が感じられる街づくり ・中心市街地へ立ち寄ってもらえるしかけづくり 商業環境 ・楽しみながら買物できる商業環境づくり ・賑わいのある商業環境づくり ・利用しやすい商業環境づくり	さまざまなデータや調査により中心市街地における課題が浮き彫りになってきたことから、それらの課題を解消するためにどうすべきかという視点から設定した
宮城県 c 16町 (平13)	【市街地の整備改善の目標】 「新しい都市型生活基盤の整備」 情報サービス・文化サービス等といった新たな時代ニーズに対応した機能を導入することにより、圏域中心都市の中心地として、本来商店街が持っていた地域交流拠点を再構築し、高次生活向上機能を担う。 「交通基盤施設の整備」 モータリゼーションに対応した駐車場や、近隣来街者の重要な来街拠点であるバスターミナル等、拠点性を高める交通ターミナル機能の整備を行うと共に、高齢者・障害者等に対応した安全・快適な都市空間を形成する道路環境の整備を行う。 【商業等活性化の目標】 「個別店舗の機能強化」 消費者ニーズの多様化、高度化に対応するため、業種・業態の再構築や豊富な商品構成、きめ細やかな顧客サービス等、個店それぞれが質の高い商業空間の構築を行う。 「複合化商業施設の整備」 消費者の生活総合拠点として、広域からの集客の誘引機能を担う商都・佐沼らしい「商業・サービス+文化施設等」の一体的整備を図る。	コンサルタントの提案による。
新潟県 c 17町 (平11)	頼りになるまちなかづくり - “おたがいさま”のまちづくり ・人々が参加できるまちなか(力がふるえるまちなか) ・人々が心地よいまちなか(居場所があるまちなか) ・人々が誇れるまちなか(あてにできるまちなか)	課題を掘り起こした結果、定住人口、就業環境、高齢化、観光振興、住民のまちづくりへの参加等、様々な問題を抱えていることが判明 温泉等地域資源を有効的に利用し、温泉施設のまわりに公共施設や商業施設を集積させることで、まちの魅力を大いに引き出し、人が集まる場所をつくり、住民、観光客等の相互交流を促進し、コミュニティの場を形成することで、町の活性化につなげていきたいと考えたため

(注) 当省の調査結果による。

表2 - (1) - イ -

基本計画における数値目標未設定の124市町の理由

(単位: 件、%)

区分		計	比率
数値目標の設定の認識が希薄	設定の認識がなかった	20	16.1
	基本計画は方針・概念的なもの	12	9.7
	中心市街地活性化法や基本方針に示されておらず、国から指導も受けていない	30	24.2
数値目標の設定が困難	適切な指標や算定方法が分からない	14	11.3
	プラスの目標の設定は困難	4	3.2
	経済情勢の変動や環境の変化等外部要因のほか、市の財政状況や民間の合意形成が事業の実施や効果の発現に影響を及ぼす	22	17.7
	事業の実施から数値として効果が現れるまでに時間を要する	2	1.6
	基本計画総体として数値目標を設定するのは困難	3	2.4
	商店街の意識向上等数値として測れない効果がある	5	4.0
	基本計画が、想定される事業を詳細な検討なしに列挙したものか、逆に実施確実な事業のみを掲載したものとなっており、これら事業を前提とした数値目標の設定は困難	9	7.3
その他の理由から数値目標の設定は困難(困難とする理由不明を含む。)	21	16.9	
上位計画に数値目標を記載している		3	2.4
その他(不明を含む)		17	13.7

(注) 1 当省の調査結果による。

2 数値目標を設定していないのは、調査した市町村のうち124市町であるが、複数回答を認めているため、回答数の合計は未設定市町村数と一致しない。また、比率は、数値目標を設定していない124市町村に対する当該理由件数の率を示す。

表2 - (1) - イ - -

基本計画に数値目標を設定することに関する138市町の意向

(単位: 件、%)

区分		計	構成比	
数値目標を設定することが望ましい	数値目標を設定済のもの	14	11.2	
	数値目標を設定予定	2	1.6	
	設定することが必要・望ましい	必要であるが、指標の設定等が難しい	15	12.0
		事業を実施する上で必要	10	8.0
		評価を行うため必要	7	5.6
		市民に説明するため必要	3	2.4
		その他	16	12.8
小計	51	40.8		
計	67	53.6		
数値目標を設定する必要はない	適切な指標が設定できない	17	13.6	
	経済情勢等で設定することが困難	8	6.4	
	業務量が増加、支出の増加等を伴うので現状では困難	7	5.6	
	設定しても実現可能性が低い	7	5.6	
	その他	4	3.2	
計	43	34.4		
不要	7	5.6		
その他	8	6.4		
合計	125	100.0		
意見なし	13	-		

(注) 当省の調査結果による。

表2 - (1) - イ - -

市町村が基本計画に数値目標を設定する場合に適切と考えている指標

(単位: 件、%)

指標	人口	世帯数	小売販売額	空き店舗率	歩行者通行量	観光客数	空き店舗数
市町村	27	17	29	15	34	17	1
比率	40.3	25.3	43.3	22.4	50.7	25.4	1.5

(注) 1 当省の調査結果による。

2 比率は、数値目標を設定することが望ましいとする67市町村に対する当該市町が適切と考える指標数の割合を示す。

表 2 - (1) - イ -

中心市街地の区域設定の状況

(単位：h a、%)

区分	市町の全面積 (A)	区域面積 (B)	全面積に占める区域 面積の割合 (B / A)
138市町平均	18,716.8	144.4	0.77
区域面積最大	75,706	900	1.19
区域面積最小	10,278	12	0.12

(注) 当省が調査した138市町の基本計画を基に作成した。

事例表 2 - (1) - イ - - 区域設定に関し基本計画の内容が不十分な例

区分	件名	区域要件に該当しているとはみられない区域を中心市街地としているもの ()				
	都道府県	新潟県	市町村名	c 17 町	中心市街地の区域面積	45 h a
	基本計画作成年度	平成 11 年度		T M O 構想認定年度	平成 12 年度	
事例 内容	<p>c 17 町が設定した中心市街地の区域においては、商店は約 30 店が県道沿いに点在している。また、同町は、商店街単位で調べている商業統計（指定統計第 23 号）の立地環境特性別統計編の調査対象地域とはなっていない。さらに、同町の基本計画においては、中心市街地区域内の商店等の分布図は記載されているものの、商店の集積に関する記載はない。このように、同町では、商店街が形成されているとはみられない状況にある。</p> <p>一方、中心市街地の要件としては、中心市街地活性化法において、「当該地に相当数の小売商業者が集積し」ているものとされている。</p> <p>したがって、同町の設定した中心市街地の区域は、集積要件を満たしているとはみられないものとなっている。</p>					
基本計画において計画している事業数		市街地	商業	その他	計	
		13	19	0	35	
着手率		短期事業：48.6%（全事業：48.6%）				
中心市街地の 活性化の認識	市町村の活性化の認識	「活性化している」				
	上記の原因	市町村の取組、T M O の取組				

区分	件名	区域要件に該当しているとはみられない区域を中心市街地としているもの ()				
	都道府県	宮城県	市町村名	c 18 市	中心市街地の区域面積	36 h a
	基本計画作成年度	平成 13 年度		T M O 構想認定年度	平成 13 年度	
事例 内容	<p>c 18 市の基本計画においては、中心市街地の商業に係る基礎データは記載されていない。また、区域内の商店数は、平成 9 年度で 50 店と市全体の商店数 570 店の 1 割弱となっている。</p> <p>このように同市では、市内において中心市街地を形成する地区がみられない状況であったため、土地区画整理事業、鉄道高架化事業を核として、新たな中心市街地を形成する目的で区域設定を行っている。</p> <p>一方、中心市街地の要件としては、中心市街地活性化法において、「当該地に相当数の小売商業者が集積し」ているものとされている。また、中心市街地活性化法の趣旨は、空洞化し、機能的な都市活動の確保が困難となっている等の問題が深刻化している中心市街地の課題に対処するための措置を講ずることとされている。</p> <p>したがって、同市の設定した中心市街地の区域は、集積要件を満たしているとはみられないものとなっている。また、同市の区域設定は、こうした中心市街地活性化法の趣旨にかなったものとは認められないものとなっている。</p>					
基本計画において計画している事業数		市街地	商業	その他	計	
		13	29	7	49	
着手率		短期事業：47.6%（全事業：51.0%）				
中心市街地の 活性化の認識	市町村の活性化の認識	「活性化していない」				
	上記の原因	基本計画を十分検討せず作成、中核商業施設等の撤退				

事例表 2 - (1) - イ - 区域設定に関し基本計画の内容が不十分な例

区分	件名	競合により旧市街地の活性化に支障のおそれがあるとしているもの ()				
	都道府県	愛媛県	市町村名	c 19 市	中心市街地の区域面積	438 h a
	基本計画作成年度	平成 11 年度		T M O 構想認定年度	-	
事例 内容	<p>c 19 市は、基本計画を作成するに当たり、平成元年に策定されていた「c 19 市都市基本計画策定調査」にプロジェクト実施地区として記載されていた既存の中心商店街地域及び新たな都市拠点とする 2 つの地域 (土地区画整理事業を進めている J R 駅周辺地域及び民間による大規模複合商業施設の開発が進んでいる地域 (以下「大規模複合商業施設地域」という。)) の 3 地域を拠点とし、これら 3 拠点を結んだ周辺地域含めて中心市街地の区域と設定としており、面積は 438ha と広くなっている。</p> <p>3 拠点については、それぞれ機能の棲み分けを行い、相互に連携してまちの魅力を高めることとされているが、3 拠点間の周遊距離は 8 km を超えるため、歩行のみでの回遊は困難なものとなっている。</p> <p>また、同市の基本計画においては、大規模複合商業施設地域について、当該地域が整備されれば「(既存の) 中心商店街との競合はさけられない」とし、「既存の中心商店街の衰退に拍車をかける可能性がある」としている。</p> <p>以上のことから、当該区域設定は、中心市街地区域内の各拠点間の競合により既存の市街地である中心商店街地域の活性化に支障を及ぼすおそれがあるものとみられる。</p>					
	基本計画において計画している事業数	市街地	商業	その他	計	
		26	25	14	65	
	着手率	短期事業 : 43.6% (全事業 : 33.8%)				
中心市街地の 活性化の認識	市町村の活性化の認識	「活性化していない」				
	上記の原因	基本計画を十分検討せずに作成、市町村の取組が不十分、T M O の取組が不十分、その他 (郊外での大型店の立地)				

区分	件名	競合により旧市街地の活性化に支障のおそれがあるとしているもの ()				
	都道府県	兵庫県	市町村名	c 20 市	中心市街地の区域面積	150 h a
	基本計画作成年度	平成 10 年度		T M O 構想認定年度	平成 12 年度	
事例 内容	<p>c 20 市は、民間による大規模複合商業施設の開発が進んでいる新たな都市拠点地区に総務省の「マルチメディア街中にぎわい創出事業」を活用して情報基盤施設を整備することとした。事業の実施に当たっては、基本計画に同事業を盛り込むことが補助金交付の必須要件であったことから、同市では、商工会議所で検討途上にあった中心市街地活性化方策の素案を基に基本計画を作成した。基本計画の設定区域は、情報基盤施設の設置予定の新都市拠点地区と既存の商店街のある旧市街地地区を合わせて 150 h a と広くなっている。</p> <p>基本計画においては、2 つの地区の機能の棲み分けを行い、相互に連携してまちの魅力を高めることとされているが、新都市拠点地区が中心市街地区域の北東端に位置し旧市街地と離れており、また、同市の基本計画において、「中心市街地は、ヨーロッパの典型的なオールドタウン 3 都市がすっぽり入る」ほどであり、「人間が歩き回る上では極めて大きい」としている等中心市街地内を歩行で回遊することは困難なものとなっている。</p> <p>他方、同市では、当初、新都市拠点地区の来街者が旧市街地に回遊することによる相乗効果を期待していたが、回遊はほとんどなく、新都市拠点地区は活性化しているものの、旧市街地の活性化は認められないとしている。</p> <p>以上のことから、当該区域設定は、今後、中心市街地区域内の各拠点間の競合により既存の市街地である中心商店街地域の活性化に支障を及ぼすおそれがあるものとみられる。</p>					
	基本計画において計画している事業数	市街地	商業	その他	計	
		9	22	0	37	
	着手率	短期事業 : 58.3% (全事業 51.4%)				
中心市街地の 活性化の認識	市町村の活性化の認識	「活性化していない」				
	上記の原因	その他 (郊外での大型店の立地)				

事例表 2 - (1) - イ - 区域設定に関し基本計画の内容が不十分な例

区分	件名		区域として設定する必要性の乏しい地域が含まれているもの ()			
	都道府県	福岡県	市町村名	c 21 市	中心市街地の区域面積	140 h a
	基本計画作成年度		平成 12 年度		TMO 構想認定年度	-
事例内容	<p>c 21 市の中心市街地の区域は、私鉄駅周辺に形成されている商店街の再生や私鉄駅周辺の渋滞の解消等のため、2つの私鉄駅周辺の徒歩圏約 500 メートルの範囲（面積 140ha）で設定している。この区域内で実施される市街地活性化のための事業は、6 事業（短期が 3 事業、中長期が 3 事業）と少なく、いずれの事業も一つの私鉄駅周辺地域のみで実施されることとなっている。その他の地域については、基本計画において、活性化のための整備方針は示されているものの具体的な事業は計画されていない。</p> <p>一方、中心市街地の規模等としては、基本方針において、「想定される事業の実施範囲等の観点から、一体性があり、集中的・効果的な取組が可能な適切は広さになる必要がある」とされている。以上のことから、同市の中心市街地の区域設定は、事業が実施される区域からみて過大なものとなっている。</p> <p>なお、中心市街地区域内においては、人口は増加しているものの、商店数は、平成 9 年から 14 年にかけて 22.5 ポイント、事業者数は、平成 8 年から 13 年にかけて 9.3 ポイントとそれぞれ減少している。</p>					
基本計画において計画している事業数			市街地	商業	その他	計
			6	0	0	6
着手率			短期事業：66.7%（商業等活性化：0.0%）			
中心市街地の活性化の認識	市町村の活性化の認識		「活性化していない」			
	上記の原因		基本計画を十分検討せずに作成、地域住民等の取組が不十分			

区分	件名		区域として設定する必要性の乏しい区域が含まれているもの ()			
	都道府県	宮城県	市町村名	c 22 市	中心市街地の区域面積	200 h a
	基本計画作成年度		平成 10 年度		TMO 構想認定年度	-
事例内容	<p>c 22 市の中心市街地の区域は、神社から JR 駅を経て遊覧船等乗場に至る約 35ha（全体の 17.5%）を軸とし、これを包含する形で 5 つの JR 駅の駅勢圏が重なり合う東西及び南北各方向に約 2 km の区域（面積 200ha）となっている。</p> <p>この区域内で実施される事業は、6 事業（継続が 2 事業、短期が 4 事業）と少なく、いずれの事業も基本計画で中心市街地の軸としている神社から JR 駅を経て遊覧船等乗場に至る地域内で実施されている。その他の地域については、基本計画において、活性化のために必要な支援事業の例を掲げているのみで、具体的な事業は計画されていない。</p> <p>一方、中心市街地の規模等としては、基本方針において、「想定される事業の実施範囲等の観点から、一体性があり、集中的・効果的な取組が可能な適切は広さになる必要がある」とされている。以上のことから、同市の中心市街地の区域設定は、事業が実施される区域からみて過大なものとなっている。</p>					
基本計画において計画している事業数			市街地	商業	その他	計
			2	4	0	6
着手率			短期事業：75.0%（全事業：83.3%）			
中心市街地の活性化の認識	市町村の活性化の認識		「活性化していない」			
	上記の原因		実施事業が少ないこと、TMO の取組が不十分（設置されていないこと）等			

区分	件名		区域として設定する必要性の乏しい地域が含まれているもの ()			
	都道府県	北海道	市町村名	c 23 市	中心市街地の区域面積	202 h a
	基本計画作成年度		平成 13 年度		TMO 構想認定年度	-

事例 内容	<p>c 23 市の中心市街地の区域は、JR 駅をおおむね中心として国道沿いに南北約 3 km、東西約 1 km の区域（面積 202ha）となっている。当該区域は、市内にあるすべての商店街（10 商店街）すべての商業・準商業地域（約 43ha）を含んでいるものの、区域内における商業・準商業地域が占める割合は、26.2%となっており、住居地域等（約 132ha）が 65.3%、準工業地域（約 17ha）が 6.8%と商業・準商業地域以外の地域が 7 割強を占めている。</p> <p>同市では、区域内を商業・準商業地域を基本とした「商業活性化ゾーン」の周囲を取り巻く「まちなか居住ゾーン」の大きく二つに区分しているほか、市街地開発を進めるため JR 駅を中心に両ゾーンに重なる形で「開発促進ゾーン」を設定している。このうち、「開発促進ゾーン」を除いた中心市街地の過半を占める「まちなか居住ゾーン」においては、区域の最北部西側と最南部東側でそれぞれ道路整備事業が行われているものの、この事業以外では中心市街地全域を対象とした公営住宅整備事業を継続事業として実施しているのみである。</p> <p>一方、中心市街地の規模等としては、基本方針において、「想定される事業の実施範囲等の観点から、一体性があり、集中的・効果的な取組が可能な適切は広さになる必要がある」とされている。以上のことから、同市の中心市街地の区域設定は、事業が実施される区域からみて過大なものとなっている。</p>			
	基本計画において計画している事業数	市街地 13	商業 14	その他 0
着手率		短期事業：71.4%（全事業：51.9%）		
中心市街地の 活性化の認識	市町村の活性化の認識	「活性化していない」		
	上記の原因	実施事業の遅延等、TMOの取組が不十分（未設置）		

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (1) - イ - 連絡協議会の概要

区分	内 容	
設置根拠	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な方針（平成 10 年農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省、自治省告示第 1 号）－ 5 (3) 国等の支援の考え方	
設置目的	市町村が作成した基本計画に定められた事業に対する国の支援を行うに当たって、その内容を独自性、先進性、熟度等の観点から評価し、そうした点において総体として優れた基本計画に定められた事業に対して重点的に支援を行うため設置	
設置年月日	平成 10 年 8 月 27 日	
構成員	構成府省庁	連絡窓口
	経済産業省 国土交通省 総務省 農林水産省 警察庁 文部科学省 厚生労働省 内閣府	商務情報政策局流通産業課中心市街地活性化室、経済産業政策局産業施設課 中小企業庁経営支援部商業課 都市・地域整備局まちづくり推進課、総合政策局交通計画課、北海道局地政課 自治行政局地域振興課、情報通信政策局地域通信振興課 総合食料局流通課 交通局交通規制課 生涯学習政策局政策課地域政策室 政策統括官付労働政策担当参事官室 沖縄振興局総務課
協議内容	特に重要な事項を扱う局長級会議と、個々の基本計画に関する支援の方針など実務的な事項を扱う課長級会議が置かれ、次の事項について協議を行うこととされている。 市町村の取り組みに対する支援の連携・重点化に関する協議 市町村の取り組み状況を踏まえた支援のあり方に関する検討 その他中心市街地活性化に関する情報交換等	
庶務	幹事省（総務省、経済産業省、国土交通省）と中心市街地活性化推進室が共同	
年間スケジュール	原則として年 4 回（5 月下旬、8 月下旬、11 月下旬及び 3 月下旬）定期的に課長級会議を開催 このほか特に必要があれば、議題に応じて局長級会議又は課長級会議を随時開催	

（注）連絡協議会の資料に基づき当省が作成した。

重点的な支援を行うための共通の視点

この「判断の視点」は、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な方針（平成10年7月31日付け6省告示第1号。」の「5.（3）「国等の支援の考え方」に基づき、基本計画に定められた市町村の取組みに対して重点的な支援を行うにあたり、関係省庁の連携を円滑に行うための共通の視点として整理したものです。

すなわち、基本計画に定められた事業について、関係省庁それぞれの所管事業に関する個別判断を尊重しつつも、取組み全体として優れているものに対して重点的な支援が行われるように、下記の視点に留意しながら関係省庁が協議し、連携を図るためのものです。

視点1：実効性（中心市街地の活性化に効果がある取組みとなっているか。）

（例）

- 中心市街地活性化に向けた街の楽しさや住みやすさ、美しさ、安全などの実現に密接な関係を有する事業が盛り込まれている。
- 計画全体や個々の事業が市町村の規模や中心市街地の実態に応じて適切なものとなっている。
- 中心市街地活性化に当たっての現状や課題及び目標や方針等が地域住民等にわかりやすく具体的に描かれている。
- 郊外を含む市町村全域の総合的な計画や実態をふまえた事業計画となっている。
など

視点2：独自性・先進性（地域の特性や創意工夫が活かされた取組みとなっているか。）

（例）

- 中心市街地活性化の目標、事業の組合せ、推進体制等について創意工夫がある。
- 地域の自然、歴史、文化等を踏まえつつ、当該市町村らしさがうまく目標や事業に表われている。
- 高齢化、情報化、国際化、環境共生等今後予想される課題への対応の中で、当該市町村にふさわしいものが盛り込まれている。
など

視点3：熟度（実現可能性の高い取組みとなっているか。）

（例）

- 事業の推進に地域の関係者等の合意や意欲の盛り上がりがある。
- 市町村内部の推進体制や民間団体等との連携体制が整備されている。
- 個々の事業について実現可能性や採算性が高い。
など

視点4：その他（そのほか優れた点があるか。）

（例）

- 地域全体の交通ネットワーク整備や土地利用に関する計画の内容等からみて、当該中心市街地の活性化が地域全体に良好な波及効果を及ぼしうる。
- 地域全体の消費者・住民のニーズの動向に合致した事業となっている。
- 各種の事業が民間投資を誘発するよう計画されている。
- 人材育成を含む幅広い内容となっている。
- 目に見えた効果が期待できるなど事業実施の効果が測りやすい。
など

（注）中心市街地活性化推進室の資料による。

表2 - (1) - イ -

中心市街地活性化関係府省庁連絡協議会の実績

開催年月日 (出席者)	議事	資料	基本計画の 評価結果に 関する資料
平 14. 5 .27 (内閣府 1 人、警 察庁 1 人、総務省 2 人、文部科学省 1 人、厚生労働省 1 人、農林水産省 1 人、経済産業省 2 人、中小企業庁 1 人、国土交通省 5 人) 計 15 人	基本計画に定められた事 業(14 年度)に対する支援の 方針について 診断・助言事業について その他	基本計画の提出状況(平成 14 年 5 月 10 日現在)491 市区町 村 506 地区 提出された基本計画の特徴について 提出された基本計画の概要及び関係省庁の支援方針案 平成 13 年度市町村の中心市街地活性化の取り組みに対す る診断・助言事業報告(案)(平成 14 年 5 月中心市街地活性 化推進室) 市町村の中心市街地活性化への取り組みに対する診断・ 助言事業(案)(平成 14 年度事業)(平成 14 年 5 月中心市街 地活性化推進室)	なし
平 14. 8 .29 (内閣府 1 人、警 察庁 1 人、総務省 2 人、文部科学省 1 人、厚生労働省 1 人、農林水産省 1 人、経済産業省 2 人、中小企業庁 1 人、国土交通省 4 人) 計 14 人	基本計画に定められた事 業(14 年度)に対する支援の 方針について 中心市街地活性化室にお ける大型閉鎖店舗活用支援 策の相談受付の開始につ いて その他	基本計画の提出状況(平成 14 年 8 月 9 日現在)517 市区町 村 534 地区 提出された基本計画の特徴について 提出された基本計画の概要及び関係府省庁の支援方針案 中心市街地活性化推進室における大型閉鎖店舗活用支援 策の相談受付について(案)(平成 14 年 8 月) 中心市街地における大型店の空き店舗に関する調査(概 要)(平成 14 年 8 月中小企業庁商業課) 平成 14 年度 TMO サポート事業実施地区について(お知 らせ)(平成 14 年 8 月 13 日中小企業庁)	なし
平 14. 12. 5 (内閣府 1 人、警 察庁 1 人、総務省 2 人、文部科学省 1 人、厚生労働省 1 人、農林水産省 1 人、経済産業省 2 人、中小企業庁 1 人、国土交通省 5 人) 計 15 人	基本計画に定められた事 業(14 年度)に対する支援の 方針 中心市街地活性化への取 り組みに対する診断・助言 事業について 中心市街地活性化シンポ ジウムの概要について 中心市街地活性化フォロ ーアップ調査について 中心市街地における大型 閉鎖店舗活用策相談の受付 期間の延長について その他	基本計画の提出状況(平成 14 年 11 月 19 日現在)531 市区 町村 548 地区 提出された基本計画の特徴について 提出された基本計画の概要及び関係府省庁の支援方針案 市町村の中心市街地活性化への取り組みに対する診断・ 助言事業(案)(平成 14 年度事業)(平成 14 年 12 月中心市街 地活性化推進室) 平成 14 年度中心市街地活性化推進室シンポジウム開催 (案)～街を育む・まちづくりのバランス～(仮題)～(平成 14 年 12 月中心市街地活性化推進室) 中心市街地活性化に関するフォローアップ調査(案)につ いて	なし
平 15. 3 .28 (資料なし)	基本計画に定められた事 業(15 年度)に対する支援の 方針 診断助言事業の結果につ いて 中心市街地活性化シンポ ジウムの結果について その他	基本計画の提出状況(平成 15 年 3 月 12 日現在)541 市区町 村 558 地区 提出された基本計画の特徴について 提出された基本計画の概要及び関係省庁の支援方針案 平成 15 年度中心市街地活性化関係当初予算額 市町村の中心市街地活性化の取り組みに対する診断・助 言事業(平成 15 年 3 月中心市街地活性化推進室) 中心市街地活性化シンポジウムの結果について(平成 15 年 3 月中心市街地活性化推進室) 大型閉鎖店舗活用支援相談案件一覧(平成 15 年 3 月)	なし
平 15. 5 .28 (内閣府 1 人、警 察庁 1 人、総務省 2 人、文部科学省 1 人、厚生労働省 1 人、農林水産省 1 人、経済産業省 2 人、中小企業庁 1 人、国土交通省	基本計画に定められた事 業(15 年度)に対する支援の 方針について 市町村の中心市街地活性 化への取り組みに対する診 断・助言事業(案)について 中心市街地活性化に向け てのワークショップ開催事 業(案)について	基本計画の提出状況(平成 15 年 5 月 12 日現在)556 市区町 村 573 地区 提出された基本計画の特徴について 提出された基本計画の概要及び関係府省庁の支援方針案 市町村の中心市街地活性化への取り組みに対する診断・ 助言事業(案)(平成 15 年度事業)(平成 15 年 5 月中心市街 地活性化推進室) 中心市街地活性化に向けてのワークショップ開催事業 (案)(平成 15 年度事業)(平成 15 年 5 月中心市街地活性化	なし

5人)計15人	その他	推進室) 大型閉鎖店舗再生等対策のための総合プロデュース人材育成研修事業(平成15年5月中心市街地活性化推進室) 中心市街地の活性化に関する行政評価・監視について(平成15年5月中心市街地活性化推進室) 中心市街地活性化に関するフォローアップ調査について	
平15.8.26 (内閣府1人、警察庁1人、総務省2人、文部科学省1人、厚生労働省1人、農林水産省1人、経済産業省2人、中小企業庁1人、国土交通省5人)計15人	講演 基本計画に定められた事業(15年度)に対する支援の方針 その他	基本計画の提出状況(平成15年8月12日現在)578市区町村595地区 提出された基本計画の特徴について 提出された基本計画の概要及び関係府省庁の支援方針案	なし
平15.12.10 (内閣府1人、警察庁1人、総務省2人、文部科学省1人、厚生労働省1人、農林水産省1人、経済産業省2人、中小企業庁1人、国土交通省5人)計15人	基本計画に定められた事業(15年度)に対する支援の方針について 平成15年度中心市街地活性化への取り組みに対する診断・助言事業について 平成15年度中心市街地活性化ワークショップについて 中心市街地活性化に関するフォローアップ調査結果の公表について その他	基本計画の提出状況(平成15年11月17日現在)585市区町村602地区 提出された基本計画の特徴について 提出された基本計画の概要及び関係府省庁の支援方針案 平成15年度市町村の中心市街地活性化への取り組みに対する診断・助言事業(平成15年12月中心市街地活性化推進室) 平成15年度中心市街地活性化ワークショップ開催事業(平成15年12月中心市街地活性化推進室) 基本計画策定市町村の現状・取り組み事例	なし

- (注) 1 中心市街地活性化関係府省庁連絡協議会の資料に基づき当省が作成した。
2 主な会議及び資料の概要は、次のとおりである。

	議事及び資料	内容
議事	基本計画に定められた事業に対する支援の方針について	各省の年度の新規支援実施事業及び新規支援の可能性のある事業並びに既支援事業を市町村ごとに整理し提示
	診断・助言事業について	前年度「市町村の中心市街地活性化への取組に対する診断・助言事業」の結果報告及び当該年度同事業の事業概要、推進体制等案提示
	中心市街地活性化シンポジウムの概要について	市町村の事業事例の紹介等を行うシンポジウムの開催日・場所、プログラム等案提示
	中心市街地活性化フォローアップ調査について	市町村の現況、具体の事業の実績及び効果、都道府県の意見等に関する調査の方法、実施体制、時期、結果の処理方法等案提示
資料	基本計画の提出状況	市町村名、提出年月日、中心市街地の位置と規模等の一覧
	提出された基本計画の特徴について	基本計画における中心市街地の形成経緯、取り組みの内容等
	提出された基本計画の概要及び関係府省庁の支援方針案	新規提出及び変更提出があった基本計画のうちの基本計画ごとの、当該年度の新規支援実施事業及び新規支援の可能性のある事業並びに既支援事業一覧

- (注) 中心市街地活性化関係府省庁連絡協議会の資料に基づき当省が作成した。

基本方針における事業の選択に係る主な規定内容

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な方針
(平成十年通商産業省、建設省、自治省、農林水産省、運輸省、郵政省告示第一号)(抄)

一 基本計画に記載する必要がある事項に関する指針

1 中心市街地における市街地の整備改善及び商業の活性化の一体的推進の意義に関する事項

(1)(略)

(2) 基本計画に基づく各種事業の一体的推進の重要性

中心市街地の活性化を図って行く上では、近年の中心市街地の空洞化がモータリゼーションの進展への対応の遅れ、商業を取り巻く環境変化等の複合的な要因によるものであることを踏まえ、市街地の整備改善と商業の活性化を車の両輪として、各種事業を一体的に推進することが重要である。

この各種事業の一体的推進に当たって基本計画の果たす役割は極めて重要であり、市町村は、以下の点に留意して基本計画を作成することが必要である。

(略)

各種事業の連携と集中実施

市街地の整備改善のための事業と商業の活性化のための事業(これと併せて実施する都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のための事業について定める場合にあっては、当該事業を含む。)をともに基本計画に盛り込み、それらが互いに連携して相乗効果を生み出すように、それぞれの事業の実施区域、実施時期、実施方法等について、基本計画の作成を通じて調整を図りつつ、集中的に実施することが重要である。

(略)

3 中心市街地における土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する基本的な事項

(1)(略)

(2) 具体的事業の内容等

具体的事業の内容

(中略)

なお、事業の選択に当たっては、低・未利用地の賦存状況を含む土地利用の状況、都市基盤の状況、関係権利者や地域住民の意向等地域の実情や、都市計画制度上の取扱いを踏まえ、さらには事業を実施することになる者の意思を尊重しつつ、市街地の整備改善の目標に沿って最も適切かつ実現性の高い事業手法を選択することが重要である。

記載事項

基本計画には、原則として、現在施行中又はおおむね五年以内に着手できると考えられる事業について、当該事業の種類、実施予定者、おおむねの位置又は区域、おおよその実施時期等をそれぞれ記載するものとする。

(略)

4 中心市街地における商業基盤施設の整備その他の商業の活性化のための事業及びこれと併せて実施される都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のための事業に関する基本的な事項

(1)(略)

(2) 具体的事業の内容等

(略)

選択の考え方

事業の選択に当たっては、現に立地している小売商業者の集積の業種構成・店舗配置、当該集積が地域において果たしている役割及び今後の果たすべき役割、当該地域における新たな事業のシーズやそれへのニーズ等を勘案し、また、関係事業者や地域住民の意思を尊重しつつ、商業の活性化等の目標に沿って最も適切かつ実現性の高い事業を地域の実情に合わせて選択することが重要である。

その際、地域の特性に応じて多様な事業手法を組み合わせ、それら事業間の連携による相乗効果を生み出すように配慮することが必要である。

記載事項

基本計画には、市街地の整備改善のための事業と同様、原則として、当該事業の種類、実施予定者、おおむねの位置又は区域、おおよその実施時期等をそれぞれ記載するものとする。

(注) 下線は、当省が付した。

事例表 2 - (1) - イ - - 事業の選定に関し基本計画の内容が不十分な例

区分	件名	市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的実施という法の趣旨があるにもかかわらず、商業の活性化のための事業を全く実施しないもの				
	都道府県	福岡県	市町村名	c 21 市	中心市街地の区域面積	140 h a
	基本計画作成年度	平成 12 年度		TMO 構想認定年度	-	
事例内容	<p>c 21 市の基本計画においては、2 つの私鉄駅周辺の渋滞の解消や駅周辺に形成されている商店街の再生等のため、2 つの私鉄駅周辺の徒歩圏約 500 メートルを区域（面積 140ha）としている。</p> <p>実施する事業の内容をみると、都市基盤整備の実施により活性化させるため、市街地の整備改善事業のみを 6 事業（土地区画整理事業、道路延伸事業、街路事業（2 事業）、鉄道立体交差事業、駅周辺整備事業）記載しており、基本方針において、当該事業と合わせて実施し、一体的に推進するとされている商業の活性化のための事業が全く記載されていない。また、基本計画においては、TMO の設置についても全く言及しておらず、TMO も未設置である。</p>					
	基本計画において計画している事業数	市街地	商業	その他	計	
		6	0	0	6	
着手率		短期事業：66.7%（商業等活性化事業：0.0%）				
中心市街地の活性化の認識	市町村の活性化の認識	「活性化していない」				
	上記の原因	基本計画以外の事業実施なし、基盤整備の遅れ、地域住民の取組なし				

事例表 2 - (1) - イ - - 事業の選定に関し基本計画の内容が不十分な例

区分	件名	実施予定のない国・都道府県の事業を前提とした事業を計画したため、当該事業及び関連事業が着手できていないもの（ ）				
	都道府県	宮城県	市町村名	c 24 町	中心市街地の区域面積	24 h a
	基本計画作成年度	平成 11 年度		TMO 構想認定年度	-	
事例内容	<p>c 24 町は、基本計画において、中心市街地の整備改善の事業として、県道の改良工事（県事業主体）とその関連事業（町事業主体）を実施することとしている。</p> <p>しかし、基本計画作成後、当該改良工事とその関連事業を実施するためには改良予定道路の途中にある橋の架け替えとそれに伴う道路全体の嵩上げが必要と判明し、その結果、中心市街地の拠点とする方針であった交差点が機能を失うこととなるため、当該改良工事及び交差点修景事業等関連する事業の計 4 事業の施工を断念している。</p> <p>一方、基本方針では、中心市街地の整備改善の事業について、「市街地の整備改善の目標に沿って最も適切かつ実現性の高い事業手法を選択することが重要」とされ、「原則、現在施行中又は 5 年以内に着手できると考えられる事業」を基本計画に記載することされている。</p> <p>以上のことから、同町の基本計画における事業の選択に当たって、最も適切かつ実現可能性の高いものを選択するための検討が十分行われたとは認められないものとなっている。</p> <p>なお、同町の基本計画策定委員会には、県の道路部局を含め国・県の関係機関は参加していない。</p>					
	基本計画において計画している事業数	市街地	商業	その他	計	
		4	8	4	16	
着手率		短期事業：30.0%（全事業：31.3%）				
中心市街地の活性化の認識	市町村の活性化の認識	「活性化していない」				
	上記の原因	市街地の整備改善事業が未実施、商業者とのコンセンサスが得られていないこと等				

区分	件名	実施予定のない国・都道府県の事業を前提とした事業を計画したため、当該事業及び関連事業が着手できていないもの()				
	都道府県	宮城県	市町村名	c 25 市	中心市街地の区域面積	85 h a
	基本計画作成年度	平成 11 年度		TMO構想認定年度	-	
事例 内容	<p>c 25 市は、基本計画において、中心市街地の整備改善の事業として、国道の拡幅工事に併せて沿道の景観形成や商業基盤整備を実施する国道沿線整備事業を実施することとしている。</p> <p>しかし、国土交通省では、既に国道のバイパスが市内に整備済みであるため当該箇所の拡幅を行う計画はないとしているため、当該事業は頓挫している。</p> <p>一方、基本方針では、中心市街地の整備改善の事業について、「市街地の整備改善の目標に沿って最も適切かつ実現性の高い事業手法を選択することが重要」とされ、「原則、現在施行中又は5年以内に着手できると考えられる事業」を基本計画に記載することされている</p> <p>以上のことから、同市の基本計画の事業における選択に当たって、最も適切かつ実現可能性の高いものを選択するための検討が十分行われたとは認められないものとなっている。</p> <p>なお、同市では、基本計画の策定に当たり、市民等の意見を反映させるため基本計画策定懇話会を設置しており、国道工事事務所副所長が委員に任命されているものの、当該委員の出席は開催5回のうち概要説明のあった初回のみとなっている。</p>					
	基本計画において計画している事業数		市街地	商業	その他	計
			9	4	8	16
	着手率		短期事業：66.7%（全事業：52.5%）			
中心市街地の 活性化の認識	市町村の活性化の認識	「活性化していない」				
	上記の原因	市街地の整備改善事業が未実施、TMOは未設置等				

区分	件名	実施予定のない国・都道府県の事業を前提とした事業を計画したため、当該事業及び関連事業が着手できていないもの()				
	都道府県	広島県	市町村名	c 26 町	中心市街地の区域面積	96 h a
	基本計画作成年度	平 12 年度		TMO構想認定年度	平成 13 年度	
事例 内容	<p>c 26 町は、基本計画を策定するに当たり、中心市街地活性化のために9つのプロジェクトを設定し、このうち県が管理者である港湾を再生するプロジェクトについては県に意見・助言を求めている。県では、しまなみ街道の開通により港湾の利用者が減少しているため当該港湾の整備事業を休止しており、県が事業主体の当該計画は実施困難であること、商業スペースの確保を目的として係留施設である既存栈橋を拡張するのは困難であること等の助言を行っている。</p> <p>しかし、同町は、基本計画において、港湾再生プロジェクトの内訳として県が事業主体の港湾再生整備事業を「県では、しまなみ海道の開通により、港湾の利用客が減少していることから、港湾整備事業を中止している」とした上で掲載している。その後、当該事業について同町は、県に対して当該事業実施のための協議・陳情を行っておらず、事業は着手されていない。</p> <p>また、基本計画においては、37事業が掲載されているが、その事業の実施期間（開始年度あるいは短期、中期、長期の着手区分）が定められておらず、事業の重点化、一体的な整備が行われるか否か判断できないものとなっており、事業全体の着手率は10.8%となっている。</p> <p>一方、基本方針では、中心市街地の整備改善の事業について、「市街地の整備改善の目標に沿って最も適切かつ実現性の高い事業手法を選択することが重要」とされ、「原則、現在施行中又は5年以内に着手できると考えられる事業」を基本計画に記載することされている。</p> <p>以上のことから、当該基本計画においては、事業の選択に当たって、最も適切かつ実現可能性の高いものを選択するための検討が十分行われたとは認められないものとなっている。</p>					
	基本計画において計画している事業数		市街地	商業	その他	計
			20	17	0	37
	着手率		短期事業：実施期間区分なし（全事業：10.8%）			
中心市街地の 活性化の認識	市町村の活性化の認識	「活性化していない」				
	上記の原因	基本計画を十分検討せず作成、実施事業の選定、地域住民等の取組が不十分				

事業の選定に関し基本計画の内容が不十分な例

区分	件名	核となる事業が検討不十分のため、当該事業及び関連事業が実施できず、短期事業に全く着手できていないもの				
	都道府県	広島県	市町村名	c 12 町	中心市街地の区域面積	64 h a
	基本計画作成年度	平成 12 年度		TMO 構想認定年度	平成 14 年度	
事例内容	<p>c 12 町の基本計画では、市街地の整備に関する事業として「バスターミナル施設整備事業」(町が事業主体) 商業等の活性化に関する事業として、この「バスターミナル施設整備事業」と併せて複合化する施設整備である「共同店舗の整備事業」、「共同事務所ビルの整備事業」及び「共同駐車場整備事業」の 3 事業 (TMO が事業主体) の計 4 事業が計画されていたが、TMO (商工会) がバスターミナルの整備に代えて「道の駅」の整備を要望したこと等から、現在、この 4 事業は休止となっている。</p> <p>また、基本計画では、商業等の活性化に関する事業として、「伝統芸能常設展示館の整備事業」、「空き店舗活用事業」が計画されていたが、地元負担について合意形成が困難であることから未着手となっている。</p> <p>なお、同町では、基本計画を作成するに当たって、町の基本計画策定委員会に商業関係者や想定される中心市街地の関係団体を委員に任命したことから、意見を取り入れたとして、地域住民及び商業関係者(商工会) のニーズを把握していない。</p> <p>さらに、基本計画に記載された事業の着手率をみると、21.1% となっており、基本計画が策定された時点において実施されていた継続事業を除くと 0% となっている。</p> <p>一方、基本方針では、事業の選定に当たっては、地域住民等関係者の意思・意向を尊重しつつ、最も適切かつ実現性の高い事業等を選択することが重要とされている。</p> <p>以上のことから、事業内容の検討が不十分なことから事業の着手が遅れている。</p>					
基本計画において計画している事業数		市街地	商業	その他	計	
		14	5	0	19	
着手率		短期事業：0% (全事業：21.1%)				
中心市街地の活性化の認識	市町村の活性化の認識	「活性化していない」				
	上記の原因	事業の実施の遅れ、TMO の取組 (意見の相違) 等				

事例表 2 - (1) - イ - - 事業の選定に関し基本計画の内容が不十分な例

区分	件名	想定される事業を網羅的に計画しているため、今後の実施の見込みのない事業が多数を占めているもの()					
	都道府県	宮城県	市町村名	c 16 町	中心市街地の区域面積	110 h a	
	基本計画作成年度	平成 12 年度		TMO 構想認定年度	平成 13 年度		
事例内容	<p>c 16 町では、当初、特定商業集積法に基づく基本構想を作成するため、商店街・商業集積地等活性化基本構想策定事業補助金を活用して、平成 11 年 3 月に「c 29 町商業集積等活性化基本構想策定事業報告書」(以下「活性化基本構想」という。)を作成しており、その後、活性化基本構想を基に中心市街地活性化法に基づく基本計画を作成している。この基本計画の作成作業においては、基本計画作成委員会等による検討は行われておらず、「活性化基本構想」を「基本計画」に置き換える程度となっている。</p> <p>また、活性化基本構想においては、住民アンケートで把握した多数の要望を事業(84 事業)として計画したが、基本計画においても、これをそのまま計上し、県から事業効果が期待されている事業に絞り込む必要があるとの助言を受けて、基本計画作成委員会等による検討を行わないまま 14 事業を減じて 70 事業としている。</p> <p>さらに、同町では、短期事業で予定していた事業のうち、着手していない 19 事業について、実施の予定がないとしている。また、基本計画において TMO を事業主体とする 21 事業のうち、9 事業については、TMO 構想を作成する過程で実施困難と判断され TMO 構想から除外されている。このようなこともあり、短期事業の着手率は、9.0%となっている。</p> <p>一方、基本方針では、事業の選定に当たっては、最も適切かつ実現性の高い事業等を選択することが重要とされている。</p> <p>以上のことから、各種事業が連携し、集中的に実施するため、最も適切かつ実現性の高い事業の選択が行われているとは認められないものとなっている。</p>						
	基本計画において計画している事業数			市街地	商業	その他	計
				24	46	0	70
	着手率			短期事業 : 9.0% (全事業 : 12.9%)			
中心市街地の活性化の認識	市町村の活性化の認識		「活性化していない」				
	上記の原因		基本計画を十分検討せず作成、市町村の取組が不十分、TMO の取組が不十分				

区分	件名	想定される事業を網羅的に計画しているため、今後の実施の見込みのない事業が多数を占めているもの()				
	都道府県	富山県	市町村名	c 27 町	中心市街地の区域面積	78 h a
	基本計画作成年度	平成 12 年度		TMO 構想認定年度	平成 13 年度	
事例内容	<p>c 27 町の基本計画においては、7 構想(駅前パティオ構想、商店街再設計構想、散策ロード構想、等)を定め、この構想実現のために 62 事業を実施することとしている。このうち短期事業は、市街地の整備に関する事業が 43 事業中 28 事業、商業の活性化のための事業が 19 事業中 11 事業の計 39 事業となっているが、市街地の整備に関する事業(28 事業)は、いずれも事業を実施する際の活用予定の制度については検討しておらず記載されていない。また、市街地の整備に関する事業の短期事業で着手したものは、2 事業(着手率 7.7%)であり、未着手の事業(26 事業)のうち、15 事業は具体的な事業計画がない、市街地の整備改善に関する事業が進ちよくないと取り組めない等として、今後の実施予定が立っていない。</p> <p>一方、基本方針では、事業の選定に当たっては、最も適切かつ実現性の高い事業等を選択することが重要とされている。</p>					

<p>以上のことから、各種事業が連携し、集中的に実施するため、最も適切かつ実現性の高い事業の選択が行われているとは認められないものとなっている。</p> <p>なお、同町では、基本計画は活性化策の理想として7構想を定め、この構想実現のために実現可能性を十分検討せず想定される事業を列挙したものであるとしている。</p>					
基本計画において計画している事業数		市街地	商業	その他	計
		43	19	0	62
着手率		短期事業：7.7%（全事業：6.5%）			
中心市街地の活性化の認識	市町村の活性化の認識	「活性化していない」			
	上記の原因	市町村の取組が不十分、実施事業の遅延等、その他（郊外での大型店の立地）			

区分	件名	想定される事業を網羅的に計画しているため、今後の実施の見込みのない事業が多数占めているもの（ ）				
	都道府県	広島県	市町村名	c 28 町	中心市街地の区域面積	47 h a
	基本計画作成年度	平成 12 年度		TMO構想認定年度	-	
事例内容	<p>c 28 町の基本計画においては、市街地の整備改善に関する事業が 25 事業、商業の活性化のための事業が 14 事業、その他の事業が 20 事業の計 59 事業を実施することとしている。このうち短期事業は 23 事業あるが、市街地の整備に関する事業(13 事業)においては、県が事業主体である都市計画道路整備事業(2 事業)が着手されたのみで、その他の未着手の事業は、当該事業が関連し、基本計画の核となる事業である駅南口の土地区画整理事業と隣接市の連続立体交差事業が進捗よくしていないこともあり、事業実施の見通しが立っていない。また、商業の活性化のための事業(5 事業)においては、実施主体を商工会(TMO)等としているものの、商業活性化に取組方法について町と商工会とで意見の相違があることもあり、TMOが設置されておらず、事業の実施の見通しも立っていない。このため、短期事業の着手率は、8.7%となっている。</p> <p>一方、基本方針では、事業の選定に当たっては、地域住民等関係者の意思・意向を尊重しつつ、目標に沿って最も適切かつ実現性の高い事業等を選択することが重要とされている。</p> <p>以上のことから、各種事業が連携し、集中的に実施するため、最も適切かつ実現性の高い事業の選択が行われているとは認められないものとなっている。</p> <p>なお、同町では、中心市街地を住み易い街にするために必要と考えられるすべての事業を基本計画に盛り込んだ結果、当該事業数となったもので、事業は熟度の高いものから実施していくこととしている。</p>					
	基本計画において計画している事業数		市街地	商業	その他	計
			25	14	20	59
	着手率		短期事業：8.7%（全事業 27.1%）			
中心市街地の活性化の認識	市町村の活性化の認識	「活性化していない」				
	上記の原因	TMO未設置、地域住民等の取組が不十分、その他（郊外での大型店の立地）				

件名	想定される事業を網羅的に計画しているため、今後の実施の見込みのない事業が多数を占めているもの（ ）				
都道府県	埼玉県	市町村名	c 29 市	中心市街地の区域面積	99 h a
基本計画作成年度	平成 13 年度		TMO構想認定年度	平成 15 年度	

事例 内容	<p>c 29 市の基本計画においては、市街地の整備改善のための事業は、継続事業が 1 事業、中長期事業が 12 事業の計 13 事業を実施することとされているものの、短期事業は計画されていない。基本計画の策定後 2 年 5 か月を経過した時点においても、継続事業並びに既に着手されたバリアフリー整備事業（市、TMO、JR が事業主体）及びアクセス道路整備事業（県、市が事業主体）以外の 10 事業は今後の実施予定はないとしている。また、商業の活性化のための事業は、短期事業が 6 事業、中長期事業が 25 事業の計 31 事業（すべての事業で TMO が事業主体に入っている。）を実施することとされているが、TMO 構想策定事業が実施されたのみで、その他の事業は実施されていない。TMO 構想では、基本計画に記載されていた事業のうち、短期事業のうち 4 事業、中長期事業のうち 20 事業が同構想に記載されていない。</p> <p>一方、基本方針では、事業の選定に当たっては、最も適切かつ実現性の高い事業等を選択することが重要とされている。</p> <p>以上のことから、同市の全事業の着手率は、9.1%であり、継続事業を除く短期事業の着手率は 16.7%となっており、基本計画の策定時点において、集中的に事業を実施するため最も適切かつ実現の高い事業を選択したとは認められないものとなっている。</p> <p>なお、同市では、基本計画は中心市街地の活性化の大枠を定めるものと認識しており、中心市街地の活性化のために実施可能な事業を総花的に基本計画に取り入れたとしている。</p>					
	基本計画において計画している事業数		市街地	商業	その他	計
			13	31	0	44
	着手率		短期事業：16.7%（全事業 9.1%）			
	中心市街地の 活性化の認識	市町村の活性化の認識	「活性化していない」			
上記の原因		実施事業の遅延等、TMO の取組が不十分、地域住民等の取組が不十分				

区分	件名	想定される事業を網羅的に計画しているため、今後の実施の見込みのない事業が多数を占めているもの（ ）				
	都道府県	愛媛県	市町村名	c 19 市	中心市街地の区域面積	438 h a
	基本計画作成年度	平成 11 年度		TMO 構想認定年度	-	
事例 内容	<p>c 19 市の基本計画においては、市街地の整備改善に関する事業が 26 事業、商業の活性化のための事業が 25 事業、その他の事業が 14 事業の計 65 事業を実施することとされている。短期事業は 39 事業あるが、市街地の整備改善に関する事業（6 事業）のうち 3 事業、商業活性化のための事業（19 事業）のうち 6 事業、その他の事業（14 事業）のうち 12 事業の計 22 事業は着手されていない。この中には庁内の推進体制が整備されていないため整備方針が決まっていない等として、19 事業の実施の見通しが立っていないものがある。</p> <p>また、中長期的に実施する事業（25 事業）の中においても、18 事業において実施の見通しが立っていないものがある。この中には、JR 線高架化事業（事業主体未定）のように、1 日当たり交通遮断量が国庫補助採択基準を満たしていないことや事業そのものが相当長期化することが予想されたことから、高架化せず、道路を土地区画整理事業と併せて立体化する方向が市の長期総合計画（平成 2 年）において示されていたにもかかわらず、基本計画（平成 11 年）に掲載されているものがある。</p> <p>一方、基本方針では、事業の選定に当たっては、最も適切かつ実現性の高い事業等を選択することが重要とされている。</p> <p>以上のことから、基本計画の策定時点において、集中的に事業を実施するため最も適切かつ実現の高い事業を選択したとは認められないものとなっている。</p> <p>なお、同市では、基本計画の作成段階においては、中心市街地活性化に関連すると想定される事業について、関係部課から網羅的に計上させたものであり、実施の具体化に向けての事業内容の検討は行われて</p>					

いないとしている。				
基本計画において計画している事業数	市街地	商業	その他	計
	26	25	14	65
着手率		短期事業：43.6%（全事業：33.8%）		
中心市街地の活性化の認識	市町村の活性化の認識	「活性化していない」		
	上記の原因	基本計画を十分検討せずに作成、市町村の取組が不十分、TMOの取組が不十分（未設置）、その他（郊外での大型店の立地）		

区分	件名	想定される事業を網羅的に計画しているため、今後の実施の見込みのない事業が多数を占めているもの（ ）				
	都道府県	熊本県	市町村名	c30市	中心市街地の区域面積	89ha
	基本計画作成年度	平成11年度		TMO構想認定年度	平成12年度	
事例内容	<p>c30市の基本計画においては、市街地の整備改善に関する事業が25事業、商業の活性化のための事業が25事業の計50事業を実施することとされている。短期事業は23事業であるが、このうち市街地の整備に関する事業(7事業)については、事業を実施する際の活用予定の事業名等、事業主体及び事業の実施位置・区域が未定のものが2事業、活用予定の事業名等が未定のものが1事業みられ、商業の活性化のための事業(16事業)においては、活用予定の事業名等、事業主体及び事業の実施位置・区域が未定のものが1事業みられるほか、計9事業において事業に関する記載事項が未定となっている。</p> <p>一方、基本方針では、事業の選定に当たっては、最も適切かつ実現性の高い事業等を選択することが重要とされている。</p> <p>以上のことから、各種事業が連携し、集中的に実施するため、最も適切かつ実現性の高い事業の選択が行われているとは認められないものとなっている。</p> <p>なお、同市では、短期事業における事業主体等が未定と記載したことについて、重点地区で実施予定の20事業について、集中的に基本計画策定委員会及び同作業部会で検討したため、ほかの事業については十分検討する時間的余裕がなかったためであるとしている。</p>					
基本計画において計画している事業数		市街地	商業	その他	計	
		25	25	0	50	
着手率		短期事業：30.4%（全事業：20.0%）				
中心市街地の活性化の認識	市町村の活性化の認識	「活性化していない」				
	上記の原因	市町村の取組が不十分、TMOの取組が不十分、その他（中核商業施設等の撤退）				

事業の選定に関し基本計画の内容が不十分な例

区分	件名		実施事業の種類が偏っている等のため、基本方針で求められている一体的、集中的な事業の実施が行われていないもの()																											
	都道府県	宮城県	市町村名	c22市	中心市街地の区域面積	200ha																								
	基本計画作成年度		平成10年度		TMO構想認定年度	-																								
事例 内容	<p>c22市の基本計画においては、市街地活性化のための事業が6事業(継続が2事業、短期が4事業)と少なく、すべて土地区画整理事業等のハード事業であり、ソフト事業の基本計画に掲載されていない。</p> <p>また、短期事業の着手率は75%となっており、このうち商業の活性化のための事業(2事業)は、すべて完了しているものの、中心市街地内の事業者数や商店数等の商業の活性化を図る指標は低下傾向にある。</p> <p>一方、基本方針においては、市街地の整備改善事業と商業の活性化の事業は、一体的に推進することが必要とし、また、事業の選定に当たっては、最も適切かつ実現性の高い事業手法等を選択することが重要とされている。</p> <p>以上のことから、各種事業が連携し、集中的に実施するため、最も適切かつ実現性の高い事業の選択が行われているとは認められないものとなっている。</p> <p style="text-align: center;">基本計画に記載されている事業の実施状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業区分</th> <th>実施時期</th> <th>実施状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地の整備改善に関する事業</td> <td>街なか再生土地区画整理事業</td> <td>短期</td> <td>実施中</td> </tr> <tr> <td>街なか再生市街地再開発事業</td> <td>短期</td> <td>準備組合が解散し事業断念</td> </tr> <tr> <td>街路整備事業</td> <td>継続</td> <td>実施中</td> </tr> <tr> <td>身近なまちづくり支援街路事業</td> <td>継続</td> <td>実施中</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">商業等の活性化に関する事業</td> <td>街路灯設置事業</td> <td>短期</td> <td>完了</td> </tr> <tr> <td>顧客利便施設設置事業</td> <td>短期</td> <td>完了</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、中心市街地の活性化のための事業については、経済産業省の産業構造審議会流通部会及び中小企業政策審議会流通小委員会の合同会議が取りまとめた「中心市街地における商業の振興について」(平成9年8月21日)において、「商業の活性化を促すことが適当とされる地域に対しては、ハード・ソフト両面から総合的かつ集中的な支援措置を講じていくことが必要である。」と提言されているほか、基本方針において、「基盤整備及びソフト事業を総合的に推進し、中心市街地における商業集積の一体的かつ計画的な整備を図る」とされている。</p>						区分	事業区分	実施時期	実施状況	市街地の整備改善に関する事業	街なか再生土地区画整理事業	短期	実施中	街なか再生市街地再開発事業	短期	準備組合が解散し事業断念	街路整備事業	継続	実施中	身近なまちづくり支援街路事業	継続	実施中	商業等の活性化に関する事業	街路灯設置事業	短期	完了	顧客利便施設設置事業	短期	完了
	区分	事業区分	実施時期	実施状況																										
市街地の整備改善に関する事業	街なか再生土地区画整理事業	短期	実施中																											
	街なか再生市街地再開発事業	短期	準備組合が解散し事業断念																											
	街路整備事業	継続	実施中																											
	身近なまちづくり支援街路事業	継続	実施中																											
商業等の活性化に関する事業	街路灯設置事業	短期	完了																											
	顧客利便施設設置事業	短期	完了																											
基本計画において計画している事業数		市街地	商業	その他	計																									
		4	2	0	6																									
着手率		短期事業：75.0% (全事業：83.3%)																												
中心市街地の 活性化の認識	市町村の活性化の認識	「活性化していない」																												
	上記の原因	実施事業(実施済事業が少ないこと)、TMOの取組(未設置)等																												

区分	件名	実施事業の種類が偏っているため、基本方針で求められている一体的、集中的な事業の実施が行われていないもの()				
	都道府県	富山県	市町村名	c31 市	中心市街地の区域面積 135 h a	
	基本計画作成年度	平成 10 年度		TMO 構想認定年度	-	
事例 内容	<p>c31 市は、基本計画を作成するに当たって、中心市街地の基礎データとして、土地区画整理事業の実施状況等を把握しているが、小売業の統計など商業関係の基礎データは基本計画に未掲載であり、商店街の状況について定性的な記述にとどまっている。また、商業関係者のニーズの把握も実施していない。一方、同市の基本計画に掲げられた事業は、市街地の整備改善に関する事業(21 事業)は、すべてハード事業となっており、商業の活性化のための事業(6 事業)は市街地の整備改善に関する事業と比べると極端に少ないものとなっている。</p> <p>基本方針では、市街地の整備改善事業と商業の活性化の事業は、一体的に推進することが必要とし、また、事業の選定に当たっては、最も適切かつ実現性の高い事業手法等を選択することが重要とされている。</p> <p>以上のことから、当該基本計画においては、中心市街地の現況について十分に検討されないまま、計画した事業が市街地の改善整備のための事業に偏っており、商業活性化のための事業と一体的に推進するものとは認められないものとなっている。</p> <p>なお、基本計画の審議を行う基本計画作成委員会は、1 回開催されたのみで十分に審議されたとはいえない状況となっている。</p> <p>また、中心市街地の活性化のための事業については、経済産業省の産業構造審議会流通部会及び中小企業政策審議会流通小委員会の合同会議が取りまとめた「中心市街地における商業の振興について」(平成9年8月21日)において、「商業の活性化を促すことが適当とされる地域に対しては、ハード・ソフト両面から総合的かつ集中的な支援措置を講じていくことが必要である。」と提言されているほか、基本方針において、「基盤整備及びソフト事業を総合的に推進し、中心市街地における商業集積の一体的かつ計画的な整備を図る」とされている。</p>					
	基本計画において計画している事業数		市街地	商業	その他	計
			21	6	0	27
	着手率		短期事業：84.6% (全事業：88.9%)			
中心市街地の 活性化の認識	市町村の活性化の認識	「活性化していない」				
	上記の原因	基本計画以外の事業実施なし、TMO未設置、地域住民の取組なし(今後、現状を把握し、新規事業の必要あり)				

事例表 2 - (1) - イ - -

事業の選定に関し基本計画の内容が不十分な例

件名	事業の実施地域に偏りがあるため、区域全体の活性化につながらないおそれのあるもの()					
都道府県	福岡県	市町村名	c 21 市	中心市街地の区域面積	140 h a	
基本計画作成年度	平成 12 年度		T M O 構想認定年度	-		
事例内容	事例表 2 - (1) - イ - - の 参照					
基本計画において計画している事業数			市街地	商業	その他	計
			6	0	0	6
着手率			短期事業：66.7% (商業等活性化：0.0%)			
中心市街地の活性化の認識	市町村の活性化の認識		「活性化していない」			
	上記の原因		基本計画を十分検討せずに作成、地域住民等の取組が不十分			

区分	件名	事業の実施地域に偏りがあるため、区域全体の活性化につながらないおそれのあるもの()				
	都道府県	宮城県	市町村名	c 22 市	中心市街地の区域面積	200 h a
	基本計画作成年度	平成 10 年度		T M O 構想認定年度	-	
事例内容	事例表 2 - (1) - イ - - の 参照					
基本計画において計画している事業数			市街地	商業	その他	計
			2	4	0	6
着手率			短期事業：75.0% (全事業：83.3%)			
中心市街地の活性化の認識	市町村の活性化の認識		「活性化していない」			
	上記の原因		実施事業が少ないこと、T M O の取組が不十分(設置されていないこと) 等			

区分	件名	事業の実施地域に偏りがあるため、区域全体の活性化につながらないおそれのあるもの()				
	都道府県	北海道	市町村名	c 23 市	中心市街地の区域面積	202 h a
	基本計画作成年度	平成 13 年度		T M O 構想認定年度	-	
事例内容	事例表 2 - (1) - イ - - の 参照					
基本計画において計画している事業数			市街地	商業	その他	計
			13	14	0	27
着手率			短期事業：71.4% (全事業：51.9%)			
中心市街地の活性化の認識	市町村の活性化の認識		「活性化していない」			
	上記の原因		実施事業の遅延等、T M O の取組が不十分(未設置)			

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (1) - 1 -

基本計画に掲載された短期事業のうち未着手事業の未着手理由（平成10年度又は11年度基本計画作成73市町）

都道府県数	市町村数	基本計画作成年月日	事業区分	基本計画（基本計画における事業実施主体の予定）	基本計画に掲載された短期事業数	実施事業数	短期事業の着手率	未着手事業数	短期事業の未着手の理由									
									1 実施時期未到来	2 実施の必要性、可能性が低い事業を掲載（基本計画作成時の検討不十分）	3 TMO未設立（遅延）、構想未策定（策定遅延）等	4 TMOの財政基盤、人材等不十分	5 地元住民、商店街等民間事業者の合意形成等不十分（民間の資金確保困難、地権者の反対等の事情を含む。）	6 市町の財政事情（悪化等）	7 関連する事業の遅延、中止等	8 国庫補助事業等の活用困難	9 社会経済情勢の変化により、実施が困難な事情（再開発事業の保留床の処分困難等）	0 その他（理由不明等）
20都道府県	73市町	平成10年度及び11年度基本計画作成	1 市街地の整備改善	うち市町村	732	424	57.9%	308	4	76	1	12	70	48	74	1	13	67
			2 商業等の活性化	うち市町村	543	326	60.0%	217	4	54	1	5	30	45	52	1	6	53
			3 その他	うちTMO	48	20	41.7%	28	0	10	1	8	9	5	5	0	0	2
			4 事業全体	うちTMO	929	484	52.1%	445	18	131	38	69	149	25	45	1	13	84
				うち市町村	203	127	62.6%	76	3	25	8	4	21	6	12	0	3	12
				うちTMO	548	274	50.0%	274	16	88	34	57	88	2	30	0	8	42
					155	82	52.9%	73	0	18	5	5	27	6	7	3	0	15
				うち市町村	96	51	53.1%	45	0	10	3	1	16	6	6	1	0	10
				うちTMO	35	19	54.3%	16	0	3	0	1	4	2	0	3	0	3
					1,816	990	54.5%	826	22	225	44	86	246	79	126	5	26	166
				うち市町村	842	504	59.9%	338	2.7%	27.2%	5.3%	10.4%	29.8%	9.6%	15.3%	0.6%	3.1%	20.1%
				うちTMO	631	313	49.6%	318	2.1%	26.3%	3.6%	3.0%	19.8%	16.9%	20.7%	0.6%	2.7%	22.2%
									16	101	35	66	101	9	35	3	8	47
									5.0%	31.8%	11.0%	20.8%	31.8%	2.8%	11.0%	0.9%	2.5%	14.8%

(注) 1 当省の調査結果に基づき作成した。
2 複数の事項に該当する市町がある。

表2 - (1) - イ -

内容が不十分な基本計画に掲載された事業に対して国庫補助金が交付された例
(単位：件、百万円)

基本計画作成年度	市町村名	事業数	事業費	
				うち国庫補助額
平10	c 20市	4	1,076	540
	c 22市	4	5,372	1,695
	c 31市	13	3,604	1,294
平11	c 17町	6	4,567	1,872
	c 19市	6	26,657	8,853
	c 25市	5	5,554	2,101
	c 30市	4	8,686	4,345
平12	c 16町	1	385	134
	c 21市	3	1,921	960
	c 27町	2	892	450
	c 28町	1	470	154
平13	c 18市	13	8,935	3,096
	c 23市	5	460	211
	c 29市	4	25,908	9,661
合計		70	94,487	35,366

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 本表は、事例表2 - (1) - イ - 及び2 - (1) - イ - のうち、国庫補助金が支出されているものを記載した。
 3 本表における国庫補助金は、各市町の基本計画に記載された事業に係るもののうち、基本計画作成年度から平成14年度までに交付されたものを示す。

表2 - (1) - イ -

基本計画に掲載された事業の概要 (平成10年度又は11年度基本計画作成73市町)

(単位：件)

事業区分	実施時期	基本計画に掲載された事業数	基本計画に記載された事業において活用予定として挙げられた措置の所管府省								
			国家公安委員会	総務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	その他	未定
市街地の整備改善	継続	345	0	13	2	4	1	5	165	0	1
	短期	732	2	57	6	9	5	26	325	0	0
	中長期	493	0	25	6	5	0	21	239	0	0
	未定	27	0	0	0	0	0	0	5	0	0
	計	1,597	2	95	14	18	6	52	734	0	1
商業等の活性化	継続	148	0	3	0	0	0	47	11	0	2
	短期	929	0	22	6	2	3	377	56	1	5
	中長期	330	1	11	3	1	1	136	31	0	2
	未定	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0
	計	1,414	1	36	9	3	4	567	98	1	9
その他	継続	50	0	1	2	2	0	1	5	0	1
	短期	155	0	16	4	3	0	10	9	0	1
	中長期	54	1	2	1	2	0	2	13	0	1
	未定	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	261	1	19	7	7	0	13	27	0	3
事業全体	継続	543	0	17	4	6	1	53	181	0	4
	短期	1,816	2	95	16	14	8	413	390	1	6
	中長期	877	2	38	10	8	1	159	283	0	3
	未定	36	0	0	0	0	0	7	5	0	0
	計	3,272	4	150	30	28	10	632	859	1	13

(注) 当省の調査結果による。

(2) 事業の着実な実施

勸告	説明図表番号
<p>基本方針では、中心市街地活性化のため、市街地の整備改善のための事業（以下「市街地整備改善事業」という。）及び商業等の活性化のための事業（以下「商業等活性化事業」という。）をともに基本計画に盛り込み、それらが互いに連携して相乗効果を生み出すように、集中的に実施することが重要であるとし、また、事業を円滑かつ効果的に実施していくためには、関係者間の十分な情報交換及び連携が必要であり、このため、必要に応じ民間事業者も含めた連携を推進するための体制整備が必要であるとしている。</p> <p>市街地整備改善事業及び商業等活性化事業の選択に当たっては、基本方針では、それぞれの目標に沿って最も適切かつ実現性の高い事業等を選択することが重要であるとし、原則として、当該事業の種類、実施予定者、おおむねの位置又は区域、およそその実施時期等を、それぞれ基本計画に記載するものとしている。</p> <p>また、中心市街地の活性化、特に商店街等の商業集積を広く面的に活性化していくためには、中心市街地活性化法第4条第5項に規定する中小小売商業高度化事業の実施が有効であるとし、同法第18条第1項において、商工会、商工会議所又は政令で定める要件に該当する第三セクター（以下「商工会等」という。）は、基本計画に同事業が記載されている場合は、同事業に関する総合的かつ基本的な構想（以下「TMO構想」という。なお、TMOは、Town Management Organizationの略である。）を作成し、市町村の認定を受けること（以下、当該認定を受けた者を「TMO」という。）ができることとされている。このTMO構想は、中心市街地における商業等活性化事業の具体的な計画として位置付けられるとし、これを推進するTMOについては、中小小売商業高度化事業の実施や推進だけではなく、行政、商業者、住民等の様々な事業実施主体間を横断的かつ総合的に調整しながら、商業等活性化事業全体の推進を担うことが期待されている。</p> <p>今回、調査した138市町における基本計画に基づく各種の事業（以下、総称して「中心市街地活性化事業」という。）の実施状況及びTMO構想の策定状況を調査した結果は、次のとおりである。</p> <p>中心市街地活性化事業の実施状況</p> <p>推進体制の整備状況</p> <p>基本方針では、中心市街地活性化事業を円滑かつ効果的に実施していくためには、基本計画の作成段階やそれぞれの事業準備段階から、関係者が十分に情報交換を行い、連携を図ることが必要であり、このためには、市町村の行政担当部局間の連携のみならず、必要に応じ民間事業者も含めた連携のための推進体制の整備に努めることが必要であるとし、次のような推進体制の例を掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none">）市町村における関係部局間の連絡調整を行うための会議）中心市街地の活性化に関する企画立案や広報、関係部局間の連絡調整事務、情報の収集・整理、対外的な窓口業務等を市町村において一元的に行	表2 - (2) -

<p>う組織</p> <p>）商工会議所又は商工会を始め、中心市街地の活性化に一体となって取り組む民間組織との連携を円滑にするための協議会等</p> <p>しかしながら、調査した138市町について、上記 ）及び ）のような市町村の部局間の連携のための推進体制（以下「市町村における推進体制」という。）並びに上記 ）のような民間事業者も含めた連携のための推進体制（以下「民間連携のための推進体制」という。）の整備状況をみると、</p> <p>）両推進体制を整備している市町は、40市町（29.0%）</p> <p>）市町村における推進体制のみ整備している市町は、32市町（23.2%）</p> <p>）民間連携のための推進体制のみ整備している市町は、27市町（19.6%）</p> <p>）いずれの推進体制も整備していない市町は、39市町（28.2%）</p> <p>と、両推進体制を整備している市町は、少ない状況となっている。</p>	<p>表 2 - (2) -</p>
<p>また、このような推進体制の整備の有無と短期事業の着手率の関係をみると、両推進体制を整備している市町における短期事業の着手率は58.9%であり、いずれの推進体制も整備していない市町の38.3%に比べて20ポイントもの差が生じている。さらに、基本方針において、その整備に努めることが市町村の判断に委ねられている民間連携のための推進体制について、その整備の有無と短期事業の着手率の関係をみると、整備している市町における短期事業の着手率は56.1%であり、整備していない市町の44.7%に比べて10ポイント以上の差が生じている。これらのことから、中心市街地活性化事業を計画的かつ着実に推進するためには、市町村における推進体制だけではなく、民間連携のための推進体制も併せて整備することが有効であると認められる。</p>	<p>表 2 - (2) -</p>
<p>なお、これらの推進体制を整備している99市町の中には、活動実績が皆無である市町及び2年以上活動が休止状態にある市町が16市町（16.2%）認められる。</p>	<p>表 2 - (2) -</p>
<p>中心市街地活性化事業の実施状況</p> <p>中心市街地の活性化に向けては、基本計画に基づき、市街地整備改善事業と商業等活性化事業が一体となって、着実かつ的確に実施されることが重要であり、基本方針においても、両事業が互いに連携して相乗効果を生み出すように集中的に実施すること及び最も適切かつ実現性の高い事業等を選択することとしている。</p>	<p>表 2 - (2) -</p>
<p>調査した138市町の中心市街地活性化事業は、総数6,146事業となっており、うち市街地整備改善事業が2,924事業（47.6%）、商業等活性化事業が2,761事業（44.9%）等となっている。このうち、短期事業の実施状況をみると、総数3,361事業に対し着手済のものは1,621事業（着手率48.2%）と低調である。</p>	<p>表 2 - (2) -</p>
<p>これを、基本計画作成からおおむね5年を経過した、平成10年度又は11年度に基本計画を作成した73市町に限って着手率をみても、10年度作成30市町で54.9%、11年度作成43市町で54.2%とともに5割強にとどまっており、中には、着手率が3割に満たない市町が、両年度で4市町ある。</p>	<p>表 2 - (2) -</p>

<p>また、138市町全体で市街地整備改善事業と商業等活性化事業の着手率を比較すると、商業等活性化事業では44.1%であり、市街地整備改善事業の54.1%と比べ低い状況にある。</p>	
<p>さらに、138市町ごとに両事業の着手率を比較すると、44市町（31.8%）では30ポイント以上の差が生じており、このうち9市町では、一方の事業が全く着手されていないなど、市街地整備改善事業と商業等活性化事業の一体的な推進が図られていない状況が認められる。</p>	表 2 - (2) -
<p>次に、平成10年度又は11年度に基本計画を作成した73市町の未着手事業（826事業）について、その理由を調査したところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ）地元住民、商店街等の合意形成等が不十分（246事業、29.8%）、 ）事業実施の必要性又は可能性が低い（225事業、27.2%） ）前提となる又は関連する事業の遅延、中止等（126事業、15.3%） <p>などとなっており（複数の事項に該当する事業がある。）関係者間の合意の取りまとめや実施事業間の調整等が進まないため、事業の着手に至っていない状況がみられた。</p>	表 2 - (2) -
<p>また、前述項目 1 において中心市街地の活性化の状況を把握した平成10年度から12年度に基本計画を作成した121市町における中心市街地について、「平成 6 年から 9 年」及び「平成 9 年から15年」の人口の動向と中心市街地活性化事業の着手率及び完了率の関係をみたところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ）連続して減少している 75 市町：着手率48.0%、完了率15.8%、 ）増加から減少に転じている 9 市町：着手率35.8%、完了率10.5%、 ）減少から増加に転じている20市町：着手率47.7%、完了率15.9%、 ）連続して増加している 17 市町：着手率62.7%、完了率22.8% <p>と、 ）の人口が連続して増加している市町と ）の人口が増加から減少に転じている市町とでは、着手率において25ポイント以上、また、完了率において 2 倍以上の開きが認められる。</p>	表 2 - (2) -
<p>TMO構想の策定状況</p> <p>基本計画においてTMO構想の策定を盛り込もうとする場合には、中心市街地の活性化を図る上で、商工会等は、基本計画作成・変更段階の早い時期からTMO構想の策定に着手し、TMO構想を速やかに策定するよう努め、基本計画に記載された商業等活性化事業を推進していくことが有効である。</p>	図 2 - (2) -
<p>他方、基本方針では、TMO構想について、その趣旨、想定すべき構想期間、事業対象、推進体制等は示しているものの、TMO構想の策定に着手する時期については言及していない。</p>	
<p>調査した138市町のうち基本計画にTMO構想の策定を予定しない1市を除いた137市町について、TMO構想の認定状況をみると、37市町（27.0%）では認定に至っておらず、また、100市町（73.0%）では認定に至ってはいるが基本計画作成からTMO構想の認定までに2年以上の長期を要した市町が23市町ある。</p>	表 2 - (2) -
<p>これらのTMO構想を未認定の37市町及び認定までに長期を要した23市町の合計60市町について、その理由を調査したところ、</p>	表 2 - (2) -

<p>) 地元商店街等との合意形成が進まない、又は、合意形成に時間を要した (23市町、38.3%)) TMOの設立母体の決定が進まない、又は、決定に時間を要した (21市町、35.0%)) 基本計画作成時にTMOについて十分検討しなかった (17市町、28.3%) などとなっており (複数の事項に該当する市町がある。) 基本計画作成に際し、TMO構想に関する関係者との検討や合意形成が不十分なことが、TMO構想の策定の遅れや未策定の原因となっているものと考えられる。 このような状況の中、TMO構想の策定着手時期をみたところ、基本計画作成からTMO構想の認定まで6か月未満の22市町では、いずれも基本計画作成前にTMO構想の策定に着手していたのに比べ、基本計画作成からTMO構想の認定までに2年以上の長期を要した23市町では、基本計画作成後TMO構想の策定着手までに平均338日を要している。 また、TMO構想の策定事業については、商業タウンマネジメント計画策定事業費補助金 (以下「TMO構想策定補助金」という。) が交付されている。上述したTMO構想の認定が行われた100市町のうち、TMO構想の策定に当たって、商工会等がTMO構想策定補助金の交付を受けている90市町について、基本計画作成時期とTMO構想策定補助金の交付時期との関係別に、基本計画作成からTMO構想の認定までの期間について調査した結果、次のような状況がみられた。) 基本計画作成年度前にTMO構想策定補助金の交付を受けている17市町では、平均193日) 基本計画作成年度と同一年度にTMO構想策定補助金の交付を受けている40市町では、平均366日) 基本計画作成年度の翌年度にTMO構想策定補助金の交付を受けている29市町では、平均686日) 基本計画作成年度の翌々年度にTMO構想策定補助金の交付を受けている4市町では、平均1,064日 これらの状況をみると、基本計画作成からTMO構想策定補助金の交付までの期間の長短が、そのまま、TMO構想認定までの期間に反映しており、商工会等にTMO構想を速やかに策定させるためには、TMO構想策定補助金の交付対象を、基本計画作成年度以前にTMO構想の策定に着手することを予定している者とするのが有効な状況がうかがわれる。 さらに、平成10年度又は11年度に基本計画を作成した73市町について、基本計画にTMOを事業主体として予定していた商業等活性化事業のうち短期事業の着手率をみたところ、TMO構想を認定済の58市町が53.0%であるのに比べ、TMO構想が未認定の15市町では27.7%と約2分の1にとどまっており、TMO構想の未認定が商業等活性化事業の進ちょくに相当の影響を与えているものと認められる。 したがって、総務省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、中心市街地 </p>	<p>表2 - (2) -</p> <p>表2 - (2) - ~</p> <p>表2 - (2) -</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------

活性化事業を計画的かつ着実に推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

中心市街地活性化事業の推進に当たっては、市町村における推進体制だけではなく、地元住民や関係事業者等を含めた民間連携のための推進体制も併せて整備し、活動することの有効性に係る基本方針の考え方について、その具体的内容を明示すること。

また、市街地整備改善事業と商業等活性化事業を一体として、集中的かつ効率的に推進するよう、市町村に対し、助言を行うこと。

基本計画においてTMO構想の策定を盛り込もうとする場合には、基本計画作成・変更段階の早い時期から商工会等がTMO構想の策定に着手し、TMO構想を速やかに策定することの有効性に係る基本方針の考え方について、その具体的内容を明示すること。

また、経済産業省は、今後基本計画にTMO構想の策定が盛り込まれる場合には、TMO構想策定補助金の交付対象を、原則として、基本計画を作成・変更する年度以前にTMO構想の策定に着手することを予定している者とする必要がある。

中心市街地活性化法及び基本方針(抜粋)
- 推進体制及び中小小売商業高度化事業構想関係 -

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成10年法律第92号)

第1条(目的)

この法律は、都市の中心の市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、都市機能の増進及び経済活力の向上を図ることが必要であると認められる中心市街地について、地域における創意工夫を生かしつつ、市街地の整備改善及び商業等の活性化を一体的に推進するための措置を講ずることにより、地域の振興及び秩序ある整備を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第4条(定義)

5 この法律において、「中小小売商業高度化事業」とは、第十九条第一項の認定構想推進事業者と共同で次の各号に掲げる者が実施(第一号又は第二号に掲げる場合にあっては、第一号又は第二号に掲げる者の組合員又は所属員による実施を含む。)をする当該各号に定める事業及び同項の認定構想推進事業者であって次の各号に掲げる者が単独で実施する当該各号に定める事業をいう。

- 一 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第百一号)第四条第一項に規定する商店街振興組合等 主として中小小売商業業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るために行う同項に規定する事業(事業の用に供されていない店舗を賃借する事業を含む。)
- 二 中小小売商業振興法第四条第二項に規定する事業協同組合等 主として中小小売商業業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るために行う店舗を一の団地に集団して設置する同項の事業
- 三 事業協同組合又は事業協同小組合 中小小売商業業者である組合員のための中小小売商業振興法第四条第三項第一号に規定する共同店舗等(第六号において「共同店舗等」という。)の設置の事業
- 四 協業組合 中小小売商業振興法第四条第三項第二号に定める事業
- 五 二以上の中小小売商業業者が合併をして設立された小売業に属する事業を主たる事業として営む会社(合併存続している会社を含む。) 当該会社の店舗等(中小小売商業振興法第四条第三項第二号に規定する店舗等をいう。次号において同じ。)の設置の事業
- 六 二以上の中小小売商業業者が資本の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 当該会社及び当該会社に出資している中小小売商業業者のための共同店舗等の設置の事業又は小売業に属する事業を主たる事業として営む当該会社の店舗等の設置の事業
- 七 商工会、商工会議所又は中小企業者が出資している会社であって政令で定める要件に該当するもの(以下「特定会社」という。)若しくは民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人(以下「公益法人」という。) 商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業業者の経営の近代化を支援するために行う中小小売商業振興法第四条第六項に規定する事業(事業の用に供されていない店舗を賃借する事業を含む。)

第18条(中小小売商業高度化事業構想の認定)

商工会、商工会議所又は特定会社若しくは公益法人であって政令で定める要件(注)に該当するものその他中心市街地における中小小売商業高度化事業の総合的な推進を図るのにふさわしい者として政令で定める者は、基本計画に中小小売商業高度化事業に係る事項が記載されている場合にあっては、当該中小小売商業高度化事業を当該者と共同で実施すると見込まれる者の意見を聴いた上で、当該中小小売商業高度化事業に関する総合的かつ基本的な構想(以下「中小小売商業高度化事業構想」という。)を作成し、これを市町村に提出して、当該中小小売商業高度化事業構想が適当である旨の認定を申請することができる。

(注) 政令で定める要件

特定会社にあつてはその発行済株式の総数又は出資金額の百分の三以上が地方公共団体により所有され又は出資されていること、公益法人にあつては財団法人であつてその基本財産の額の百分の三以上が地方公共団体により拠出されていること

- 2 中小小売商業高度化事業構想には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 特定中心市街地における中小小売商業高度化事業の概要
 - 二 前号の事業を実施することにより期待される効果
- 3 市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その中小小売商業高度化事業構想が基本計画の内容に照らして適切なものであり、かつ、当該中小小売商業高度化事業構想に係る事業が実施可能であると認めるときは、その認定をするものとする。
- 4 市町村は、前項の規定による認定を行ったときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第19条(中小小売商業高度化事業構想の変更等)

前条第三項の認定を受けた者(以下「認定構想推進事業者」という。)は、当該認定に係る中小小売商業高度化事業

構想を変更しようとするときは、市町村の認定を受けなければならない。

- 2 市町村は、認定構想推進事業者が作成した当該認定に係る中小小売商業高度化事業構想（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。）に係る事業が、経済事情の変動その他情勢の推移により実施可能でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な方針（平成10年農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省、自治省告示第1号）

一 基本計画に記載する必要のある事項に関する指針

市町村は、法第六条第一項の市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成する場合には、以下の事項に基づいて作成することが必要である。

1 中心市街地における市街地の整備改善及び商業の活性化の一体的推進の意義に関する事項

(2) 基本計画に基づく各種事業の一体的推進の重要性

各種事業の連携と集中実施

市街地の整備改善のための事業と商業の活性化のための事業（これと併せて実施する都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のための事業について定める場合にあっては、当該事業を含む。）をともに基本計画に盛り込み、それらが互いに連携して相乗効果を生み出すように、それぞれの事業の実施区域、実施時期、実施方法等について、基本計画の作成を通じて調整を図りつつ、集中的に実施することが重要である。

（略）

3 中心市街地における土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する基本的な事項

(2) 具体的事業の内容等

具体的事業の内容

（略）

なお、事業の選択に当たっては、低・未利用地の賦存状況を含む土地利用の状況、都市基盤の状況、関係権利者や地域住民の意向等地域の実情や、都市計画制度上の取扱いを踏まえ、さらには事業を実施することになる者の意思を尊重しつつ、市街地の整備改善の目標に沿って最も適切かつ実現性の高い事業手法を選択することが重要である。

記載事項

基本計画には、原則として、現在施行中又はおおむね五年以内に着手できると考えられる事業について、当該事業の種類、実施予定者、おおむねの位置又は区域、おおよその実施時期等をそれぞれ記載するものとする。

4 中心市街地における商業基盤施設の整備その他の商業の活性化のための事業及びこれと併せて実施される都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のための事業に関する基本的な事項

(2) 具体的事業の内容等

選択の考え方

事業の選択に当たっては、現に立地している小売事業者の集積の業種構成・店舗配置、当該集積が地域において果たしている役割及び今後の果たすべき役割、当該地域における新たな事業のシーズやそれへのニーズ等を勘案し、また、関係事業者や地域住民の意思を尊重しつつ、商業の活性化等の目標に沿って最も適切かつ実現性の高い事業を地域の実情に合わせて選択することが重要である。

その際、地域の特性に応じて多様な事業手法を組み合わせ、それら事業間の連携による相乗効果を生み出すように配慮することが必要である。

記載事項

基本計画には、市街地の整備改善のための事業と同様、原則として、当該事業の種類、実施予定者、おおむねの位置又は区域、おおよその実施時期等をそれぞれ記載するものとする。

ただし、中小小売商業高度化事業については、基本計画に続いて中小小売商業高度化事業構想が作成されることを念頭に置いて、当該事業の趣旨及びおおむねの実施区域を記載することとする。

5 3及び4の事業の一体的推進に関する事項その他必要な事項

(1) 推進体制の整備

基本計画に基づく各種の事業を円滑かつ効果的に実施していくためには、基本計画の作成段階やそれぞれの事業準備段階から、関係者が十分に情報交換を行い、連携を図ることも必要である。

このため、市町村の行政担当部局間の連携のみならず、必要に応じ民間事業者も含めた連携のための推進体制の整備に努めることが必要である。

なお、具体的には次のような例が考えられる。

ア 市町村における関係部局間の連絡調整を行うための会議の設置

イ 中心市街地の活性化に関する企画立案や広報、関係部局間の連絡調整事務、情報の収集・整理、対外的な窓口

業務等を市町村において一元的に行う組織の設置

ウ 商工会議所又は商工会を始め、中心市街地の活性化に一体となって取り組む民間組織との連携を円滑にするための協議会の設置等

エ 一般の市民、企業等の幅広い理解を得るための広報活動の展開等

(2) 事業推進上の留意点等

地域特性等の尊重や創意工夫

各種事業の計画及び実施に当たっては、事業効率を高めるため、地域の歴史的・文化的な資源の活用、快適な歩行者空間の確保、美しい都市景観の創造等に留意するとともに、定期借地権の活用、円滑な土地取引の促進のための取組み、イベントとの連携等様々な創意工夫に努めることが重要である。

都市計画との調和

基本計画に基づく各種の事業、特に市街地の整備改善のための事業については、都市計画が定められている場合には都市計画に適合して行われる必要があるため、基本計画も、都市計画及び都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれている必要がある。

また、必要に応じて地区計画、特別用途地区、建築協定等の計画誘導手法の活用を図ることが事業効果を高める上で有効である。

地方公共団体の基本構想等との整合性

市町村は、その事務を処理するに当たっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に基づく基本構想に即して行うようにしなければならないため、基本計画に基づく事業もこの基本構想に即していなければならない。

また、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）に基づく市町村計画を始め、他法令に基づく種々の計画との調和を図ることも必要である。

環境等への配慮

中心市街地及び周辺地域における各種事業の計画及び実施に当たっては、良好な環境の保全、交通の安全と円滑な確保等に影響がないよう配慮することが重要である。

その他基本計画作成上の留意事項

基本計画は、市町村の発意と主体性に基づき自由な発想で作成されるものであるため、この基本方針に定めのない事項について基本計画に記載することを妨げるものではない。

また、これまで当該中心市街地に関して行われた既存の調査・検討の成果を活用することも有効である。

基本計画の変更についても、市町村が、環境の変化その他必要に応じて適切な時期に行うことが望ましい。

(3) 国等の支援の考え方

国は、市町村の主体的な取組みを尊重しつつ、市町村が選択可能な各種支援措置の整備に努めるとともに、基本計画に定められた事業に対する支援に当たっては、その内容を独自性、先進性、熟度等の観点から評価し、そうした点において総体として優れた基本計画に定められた事業に対して重点的に支援を行うものとする。

このため、関係省庁からなる中心市街地活性化連絡協議会を設けて関係省庁間の緊密な連携を図るものとする。

また、市町村等に対する統一窓口を設置し、基本計画の写しの受理、市町村からの各種問合せ・相談への対応、その他中心市街地の活性化に関する情報の収集、整理及び提供を行うことにより、市町村の事務負担の軽減と連絡の円滑化を図るものとする。

なお、都道府県においても同様に必要な体制整備を行い、広域的観点から基本計画相互の整合性の確保やそれぞれの事業の連携促進を図ることを含め、市町村への適切な支援や助言を行うことが望ましい。

二 その他の事項

市町村は、基本計画において必要に応じ次に掲げる事項について定めることができる。また、基本計画に定められた法第四条第四項の特定事業及び同条第五項の中小小売商業高度化事業を実施しようとする者は、当該事業に関する計画が次の2に掲げる事項に照らして適切なものであるよう定める必要がある。

2 商業集積の活性化に関する事業

2の1の1 中小小売商業高度化事業

(1) 趣旨

本事業は、中心市街地における商業集積の活性化のための取組みが、従来、個々の商店街ごとの活性化努力に止まり、中心市街地に展開する商業集積間の連携が必ずしも十分でなかったこと、専ら基盤整備などの周辺事業に止まり、商業集積としての競争力の根幹である業種揃え・店舗揃えの最適化に関する取組みが不十分であったこと等を踏まえ、中心市街地における商業集積を一体として捉え、業種構成・店舗配置等のテナント配置、基盤整備及びソフト事業を総合的に推進し、中心市街地における商業集積の一体的かつ計画的な整備を図るものである。

(2) 事業の要件

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号）第九条に定めるところによる。

(3) 留意事項

中小小売商業高度化事業構想

ア 想定すべき期間

商業集積の業種構成・店舗配置の改善等には相当の期間を要することが一般的であることから、おおよそ

五年から十年程度の期間を想定したものとすべきである。

イ 事業内容

事業構想の内容は、中心市街地に存する商店街等の商業集積の大半を対象とすること、当該商業集積全体における業種構成や店舗配置の計画性の確保・向上を図ることが必要であり、それぞれの事業は、そのような全体の構想の一環として進められることが望ましい。

推進体制

事業の確実な実施を図るためには、市町村においては関係部局間で十分な連絡調整を行うことが重要である。また、事業構想の策定・推進に当たっては、商店街関係者はもちろんのこと、域内の大手小売業者を含めた幅広い関係事業者間のコンセンサスの形成に努めるとともに、地域住民の代表の参画を得ることが望ましい。

認定構想推進事業者の組織

認定構想推進事業者、いわゆるタウンマネジメント機関（TMO）の組織については、市町村、商店街関係者その他の関係事業者、商工会・商工会議所等の経済団体、住民等幅広い関係者の代表が運営・事業推進の基本的方針の決定等に当たるとともに、具体的な事業の企画、運営等については、高度の専門性を有する者を事務局として招へいし、又は内部で育成して作業に当たらせることが望ましい。

（注） 下線は、当省が付した。

表2 - (2) -

中心市街地活性化事業の推進体制の整備状況及び事業の実施状況
 (事業の推進体制と短期事業の着手率との関係)

(単位：市町)

		市町村の推進体制 (庁内委員会等)		
		○推進体制あり	×推進体制なし	計
民間連携 のための 推進体制 (協議会 等)	○推進体制あり	40 着手率58.9%	27 着手率51.9%	67 着手率56.1%
	×推進体制なし	32 着手率52.6%	39 着手率38.3%	71 着手率44.7%
			(うちTMO未設置) (15) (着手率34.9%)	
計	72 着手率56.1%	66 着手率43.9%	138 着手率50.2%	

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (2) - - ア

活動が低調な市町村における事業推進体制

市町村名	基本計画 作成年度	TMO構想 認定年度	推進体制名	設置年度	活動状況	短期 事業 着手率
d1市	H11	H12	d1市中心市 街地活性化 推進委員会	H10	(2年以上休止状態) 平成11年11月25日以降、開 催実績なし	76.9%
d2町	H12	H13	d2町中心市 街地活性化 推進協議会	H12	(2年以上休止状態) 平成13年11月1日以降、開 催実績なし	33.3%
d3市	H10	H13	d3市中心市 街地活性化 推進会議	H10	(2年以上休止状態) 平成12年8月8日以降、開 催実績なし	57.9%
d4町	H12	H13	d4町づくり 計画検討委 員会	H12	(未活動) 整備されているが、活動実 績なし	9.0%
d5区	H12	H14	d5区検討委 員会	H11	(2年以上休止状態) 平成13年10月30日以降、開 催実績なし	33.3%
d6市	H10	H11	中心市街地 活性化対策 推進会議	H10	(2年以上休止状態) 平成11年4月27日以降、開催 実績なし	90.9%
d7市	H10	-	d7市中心市 街地推進連 絡調整会議	H12	(未活動) 整備されているが、活動実 績なし	50.0%
d8市	H12	-	d8市中心市 街地活性化 庁内連絡協 議会	H11	(2年以上休止状態) 平成12年11月1日以降、活 動休止中	27.3%
d9市	H12	H13	d9市中心市 街地活性化 庁内連絡会 議	H10	(2年以上休止状態) 平成11年8月23日以降、開 催実績なし	34.1%
d10町	H11	H13	d10町中心 市街地活性 化検討委員 会	H11	(未活動) 整備されているが、活動実 績なし	61.5%
d11市	H12	H15	d11市中心 市街地活性 化基本計画 策定庁内連 絡会議	H11	(2年以上休止状態) 基本計画作成以降、開催実 績なし	50.0%
d12市	H13	H13	d12市中心 市街地活性 化基本計画 行政連絡会 議	H13	(2年以上休止状態) 基本計画作成以降、開催実 績なし	60.9%

市町村名	基本計画作成年度	TMO構想認定年度	推進体制名	設置年度	活動状況	短期事業着手率
d13町	H11	H11	d13町中心市街地活性化委員会	H11	(2年以上休止状態) 平成12年5月22日以降、開催実績なし	80.0%
d14市	H11	H12	d14市中心市街地活性化事業推進連絡会議	H10	(2年以上休止状態) 基本計画作成以降、開催実績なし	52.6%
d15市	H10	H11	d15市中心市街地活性化連絡調整会議	H11	(2年以上休止状態) 平成12年8月1日以降、開催実績なし	35.0%
15市町	-	-	-	-	-	50.2%

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (2) - -イ

活動が低調な関係団体における事業推進体制

市町村名	基本計画作成年度	TMO構想認定年度	推進体制名	設置年度	活動状況	短期事業着手率
d2町	H12	H13	d2町タウンマネージメント推進協議会	H13	(未活動) 設立会議(平成14年2月14日)以降、開催実績なし	33.3%
d16町	H12	-	d16町中心市街地活性化基本計画推進協議会	H12	(2年以上休止状態) 平成13年2月15日以降、開催実績なし	66.7%
d13町	H11	H11	d13町中心市街地活性化委員会	H11	(2年以上休止状態) 平成13年2月27日以降、開催実績なし	80.0%
3町	-	-	-	-	-	60.0%

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (2) -

中心市街地活性化事業の実施状況

(単位：事業)

都道府県数	基本計画作成年度	市町村数	事業区分	基本計画に記載された事業			基本計画に記載された全事業数 D (A+B+C)	全事業に占める継続事業の割合 (A/D)	全事業に占める短期事業の割合 (B/D)	基本計画に掲載された事業の構成比 E	基本計画に掲載された短期事業の構成比 F	継続・短期事業の実施状況			短期事業の着手率 (G+H-A)/B
				実施時期								完了 G	実施中 H	未着手等 I	
				継続 A	短期 B	中長期等 C									
20都道府県	平成10年度から13年度	138市町	1 市街地の整備	599	1,328	997	2,924	20.5%	45.4%	47.6%	39.5%	485	833	609	54.1%
			2 商業等活性化	298	1,791	672	2,761	10.8%	64.9%	44.9%	53.3%	304	783	1,002	44.1%
			3 特定事業	0	8	7	15	0.0%	53.3%	0.2%	0.2%	4	1	3	62.5%
			4 その他	102	234	110	446	22.9%	52.5%	7.3%	7.0%	63	147	126	46.2%
			計	999	3,361	1,786	6,146	16.3%	54.7%	100.0%	100.0%	856	1,764	1,740	48.2%
	平成10年度	30市町	1 市街地の整備	223	341	196	760	29.3%	44.9%	50.8%	42.9%	180	241	143	58.1%
			2 商業等活性化	89	371	147	607	14.7%	61.1%	40.5%	46.7%	100	181	179	51.8%
			3 特定事業	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	0	0	0.0%
			4 その他	28	82	20	130	21.5%	63.1%	8.7%	10.3%	22	52	36	56.1%
	計	340	794	363	1,497	22.7%	53.0%	100.0%	100.0%	302	474	358	54.9%		
	平成11年度	43市町	1 市街地の整備	122	391	324	837	14.6%	46.7%	47.2%	38.3%	148	200	165	57.8%
			2 商業等活性化	59	558	190	807	7.3%	69.1%	45.5%	54.6%	114	237	266	52.3%
			3 特定事業	0	3	7	10	0.0%	30.0%	0.6%	0.3%	2	1	0	100.0%
			4 その他	22	70	29	121	18.2%	57.9%	6.8%	6.8%	22	33	37	47.1%
	計	203	1,022	550	1,775	11.4%	57.6%	100.0%	100.0%	286	471	468	54.2%		
	平成12年度	48市町	1 市街地の整備	217	447	343	1,007	21.5%	44.4%	47.3%	38.9%	139	302	223	50.1%
			2 商業等活性化	121	645	224	990	12.2%	65.2%	46.5%	56.1%	79	280	407	36.9%
			3 特定事業	0	5	0	5	0.0%	100.0%	0.2%	0.4%	2	0	3	40.0%
			4 その他	28	53	47	128	21.9%	41.4%	6.0%	4.6%	18	35	28	47.2%
	計	366	1,150	614	2,130	17.2%	54.0%	100.0%	100.0%	238	617	661	42.5%		
	平成13年度	17市町	1 市街地の整備	37	149	134	320	11.6%	46.6%	43.0%	37.7%	18	90	78	47.7%
2 商業等活性化			29	217	111	357	8.1%	60.8%	48.0%	54.9%	11	85	150	30.9%	
3 特定事業			0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	0	0	0.0%	
4 その他			24	29	14	67	35.8%	43.3%	9.0%	7.3%	1	27	25	13.8%	
計	90	395	259	744	12.1%	53.1%	100.0%	100.0%	30	202	253	35.9%			

(注) 当省の調査結果による。

基本計画作成時期別短期事業の着手率整理表

短期事業の着手率	平成 10 年度基本計画作成		平成 11 年度基本計画作成		平成 12 年度基本計画作成		平成 13 年度基本計画作成		合 計
100%	1	d17 区 (100.0%)	2	d43 町 (100.0%) d44 市 (100.0%)	1	d82 市 (100.0%)	0		4
90%以上 100%未満	2	d18 市 (92.9%) d6 市 (90.9%)	2	d45 市 (90.3%) d46 市 (90.0%)	0		0		4
80%以上 90%未満	4	d19 市 (87.0%) d20 市 (84.6%) d21 市 (83.3%) d22 町 (82.6%)	5	d47 市 (85.0%) d48 市 (83.3%) d49 市 (81.8%) d50 市 (80.0%) d13 町 (80.0%)	1	d83 市 (80.7%)	1	d123 市 (81.8%)	11
70%以上 80%未満	4	d23 市 (75.0%) d24 市 (74.4%) d25 市 (73.7%) d26 市 (72.7%)	4	d51 市 (77.3%) d1 市 (76.9%) d52 市 (71.4%) d53 市 (70.6%)	2	d84 市 (77.8%) d85 市 (71.7%)	1	d124 市 (71.4%)	11
60%以上 70%未満	3	d27 市 (66.7%) d28 市 (64.7%) d29 市 (64.7%)	8	d54 市 (66.7%) d55 市 (66.7%) d56 市 (66.7%) d57 市 (65.0%) d58 市 (64.4%) d10 町 (61.5%) d59 町 (61.1%) d60 市 (60.5%)	10	d86 市 (69.0%) d87 市 (68.2%) d88 市 (66.7%) d89 市 (66.7%) d90 市 (66.7%) d16 町 (66.7%) d91 市 (66.7%) d92 市 (61.5%) d93 市 (60.0%) d94 市 (60.0%)	1	d12 市 (60.9%)	22
50%以上 60%未満	8	d30 市 (58.3%) d3 市 (57.9%) d31 市 (57.1%) d32 町 (55.0%) d15 市 (54.3%) d33 市 (53.8%) d7 市 (50.0%) d34 市 (50.0%)	8	d61 市 (59.3%) d62 市 (52.6%) d14 市 (52.6%) d63 市 (52.4%) d64 市 (52.4%) d65 市 (51.2%) d66 市 (50.9%) d67 市 (50.0%)	8	d95 市 (59.5%) d96 市 (59.1%) d97 市 (56.0%) d98 町 (55.6%) d99 市 (52.6%) d100 市 (51.6%) d101 市 (50.0%) d11 市 (50.0%)	1	d125 市 (50.0%)	24
40%以上 50%未満	1	d35 市 (41.0%)	5	d68 町 (48.6%) d69 市 (45.5%) d70 市 (43.8%) d71 市 (43.6%) d72 市 (42.6%)	1	d102 市 (47.4%)	3	d126 市 (47.6%) d127 市 (45.0%) d128 町 (44.0%)	11
30%以上 40%未満	6	d36 市 (38.5%) d37 町 (37.0%) d38 市 (35.0%) d39 市 (31.3%) d40 市 (30.3%) d41 市 (30.0%)	6	d73 町 (39.3%) d74 市 (37.5%) d75 市 (35.7%) d76 市 (33.3%) d77 市 (30.4%) d78 町 (30.0%)	8	d103 市 (38.5%) d104 市 (38.5%) d105 市 (36.7%) d9 市 (34.1%) d2 町 (33.3%) d106 市 (33.3%) d5 区 (33.3%) d107 市 (31.3%)	2	d129 町 (35.0%) d130 町 (30.8%)	20
20%以上 30%未満	1	d42 市 (22.9%)	1	d79 町 (22.7%)	8	d108 市 (27.3%) d109 市 (27.3%) d8 市 (27.3%) d110 市 (26.7%) d111 市 (25.7%) d112 市 (25.0%) d113 町 (23.5%) d114 市 (20.0%)	4	d131 市 (25.0%) d132 市 (24.4%) d133 市 (21.7%) d134 市 (20.0%)	16
10%以上 20%未満	0		1	d80 市 (14.7%)	2	d115 市 (19.4%) d116 市 (14.7%)	3	d135 市 (17.0%) d136 市 (16.7%) d137 市 (15.4%)	6
10%未満	0		1	d81 町 (3.2%)	6	d4 町 (9.0%) d117 町 (8.7%) d118 町 (7.7%) d119 町 (7.1%) d120 町 (6.9%) d121 町 (0.0%)	1	d138 町 (0.0%)	8
短期事業なし	0		0		1	d122 町 ()	0		1
合計	30	平均 54.9%	43	平均 54.2%	48	平均 42.5%	17	平均 35.9%	138 平均 48.2%

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (2) - - ア

市街地の整備改善事業と商業等の活性化事業の
短期事業着手率に 30%以上の差がある市町村

(単位：市町)

基本計画 作成年度	全市町村数	短期事業着手率 に30%以上の差 がある市町村数	割合
	(A)	(B)	(B/A)
平成10年度	30	9	30.0%
11年度	43	12	27.9%
12年度	48	18	37.5%
13年度	17	5	29.4%
計	138	44	31.9%

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 基本計画に、市街地の整備改善または商業等活性化に係る短期事業を記載していない市町村は除外した。

表 2 - (2) - - イ

市街地の整備改善事業と商業等の活性化事業の短期事業着手率に 30%以上の差がある市町村
(どちらかの着手率が0.0%の市町村)

計画作成年度	市町村名	区分	計画 事業数	着手 事業数	着手率	事業の推進 体制の有無		
						行政	民間 連携	
平成10年度	d36市	市街地整備改善	5	0	0.0%	×	×	
		商業等活性化	8	5	62.5%			
平成11年度	d78町	市街地整備改善	1	0	0.0%	×	×	
		商業等活性化	5	2	40.0%			
	d55市	市街地整備改善	5	5	100.0%		×	×
		商業等活性化	2	0	0.0%			
平成12年度	d110市	市街地整備改善	4	4	100.0%	×	×	
		商業等活性化	11	0	0.0%			
	d16町	市街地整備改善	1	0	0.0%		×	
		商業等活性化	8	6	75.0%			
	d114市	市街地整備改善	4	3	75.0%		×	×
		商業等活性化	11	0	0.0%			
	d119町	市街地整備改善	3	1	33.3%		×	×
		商業等活性化	11	0	0.0%			
平成13年度	d133市	市街地整備改善	13	5	38.5%			
		商業等活性化	10	0	0.0%			
	d130町	市街地整備改善	2	1	50.0%			
		商業等活性化	5	0	0.0%			

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 基本計画に、市街地の整備改善または商業等活性化に係る短期事業を記載していない市町村は除外した。
3 「事業の推進体制の有無」欄の「 」は推進体制を整備していることを、「×」は推進体制を整備していないことを、それぞれ示している。

基本計画に掲載された短期事業のうち未着手事業の未着手理由（平成10年度又は11年度基本計画作成73市町）

都道府県数	市町村数	基本計画作成年度	事業区分	(基本計画における事業実施主体の予定)	基本計画に掲載された短期事業数	実施事業数	短期事業の着手率	未着手事業数	短期事業の未着手の理由									
									1 実施時期未到来	2 実施の必要性、可能性が低い事業掲載(基本計画作成時の検討不十分)	3 TMO未設立(遅延)、構想未策定(策定遅延)等	4 TMOの財政基盤、人材等不十分	5 地元住民、商店街等民間事業者の合意形成等不十分(民間の資金確保、困難、地権者の反対等の事情を含む。)	6 市町の財政事情(悪化等)	7 関連する事業の遅延、中止等	8 国庫補助事業等の活用困難	9 社会経済情勢の変化により、実施が困難な事情(再開発、事業の保留、床の処分、困難等)	0 その他(理由不明等)
20都道府県	73市町	平成10年度及び11年度基本計画作成	1 市街地の整備改善	うち市町村	732	424	57.9%	308	4	76	1	12	70	48	74	1	13	67
			2 商業等の活性化	うち市町村	543	326	60.0%	217	4	54	1	5	30	45	52	1	6	53
			3 その他	うちTMO	48	20	41.7%	28	0	10	1	8	9	5	5	0	0	2
			4 事業全体	うちTMO	929	484	52.1%	445	18	131	38	69	149	25	45	1	13	84
				うち市町村	203	127	62.6%	76	3	25	8	4	21	6	12	0	3	12
				うちTMO	548	274	50.0%	274	16	88	34	57	88	2	30	0	8	42
					155	82	52.9%	73	0	18	5	5	27	6	7	3	0	15
				うち市町村	96	51	53.1%	45	0	10	3	1	16	6	6	1	0	10
				うちTMO	35	19	54.3%	16	0	3	0	1	4	2	0	3	0	3
					1,816	990	54.5%	826	22	225	44	86	246	79	126	5	26	166
				うち市町村	842	504	59.9%	338	7	89	12	10	67	57	70	2	9	75
				うちTMO	631	313	49.6%	318	16	101	35	66	101	9	35	3	8	47
									5.0%	31.8%	11.0%	20.8%	31.8%	2.8%	11.0%	0.9%	2.5%	14.8%

(注) 1 当省の調査結果による。
2 複数の事項に該当する市町がある。

表 2 - (2) - - ア

調査した市町における人口の動向の推移と着手率等の関係

(単位：市町、%)

	市町数	全事業の着手率	全事業の完了率
連続して増加しているもの	17 14.0%	62.7%	22.8%
減少から増加に転じているもの	20 16.5%	47.7%	15.9%
増加から減少に転じているもの	9 7.4%	35.8%	10.5%
連続して減少しているもの	75 62.0%	48.0%	15.8%
計	121 100.0%	49.1%	16.4%

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (2) - - イ

平成15年の人口が減少している84市町の単年度増減率と着手率の関係

(単位：市町、%)

	市町数	平成9年の単年度増減率	平成15年の単年度増減率	単年度増減率の差	全事業の着手率	全事業の完了率
増加から減少に転じているもの	9 10.7%	0.77	-0.84	-1.62	35.8%	10.5%
連続して減少しているもの	単年度減少率が拡大 21 25.0%	-1.16	-1.67	-0.50	48.8%	13.9%
	単年度減少率が縮小 54 64.3%	-1.95	-1.17	0.77	47.6%	15.0%
計	84 100.0%	-1.46	-1.26	0.20	46.7%	15.3%

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (2) - - ウ

調査した市町における空店舗数の増減動向と着手率等の関係

(単位：市町、%)

	市町数	商業等活性化事業の着手率	商業等活性化事業の完了率
空店舗数が減少しているもの	7 22.6%	42.8%	26.6%
空店舗数が増加しているもの	24 77.4%	48.6%	13.2%
計	31 100.0%	48.4%	16.6%

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (2) - - エ

調査した市町における歩行者通行量の増減動向と着手率等の関係

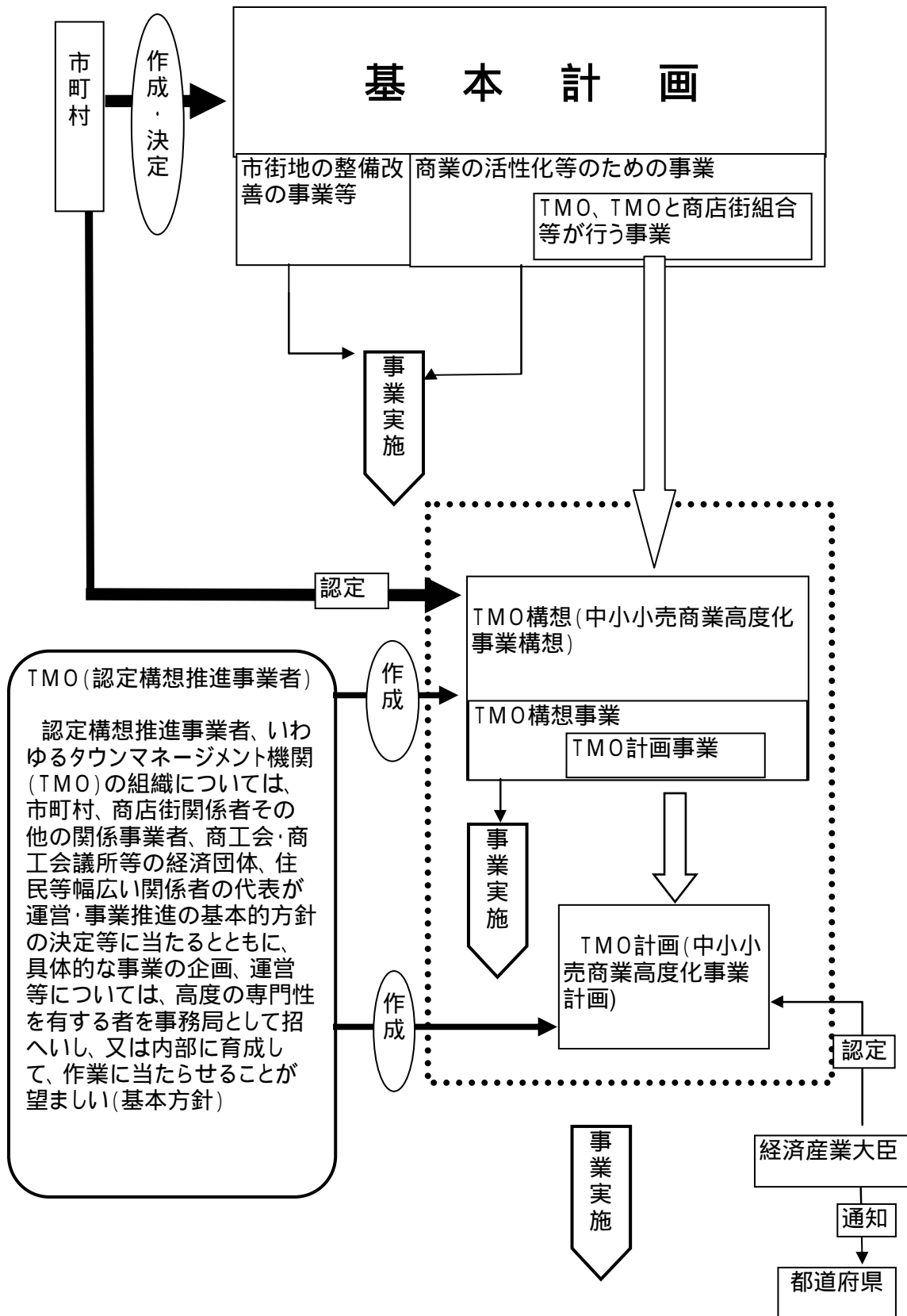
(単位：市町、%)

	市町数	商業等活性化事業の着手率	商業等活性化事業の完了率
歩行者通行量が増加しているもの	4 9.5%	66.0%	15.6%
歩行者通行量が減少しているもの	38 90.5%	56.1%	16.1%
計	42 100.0%	57.0%	16.1%

(注) 当省の調査結果による。

図 2 - (2) -

TMO構想、TMO計画の脈絡図



(注) 経済産業省の資料に基づき当省が作成した。

表 2 - (2) - ア

T M O 構 想 の 認 定 状 況

(単位：市町、%)

基本計画作成年度			平成10年度	11年度	12年度	13年度	計
基本計画作成市町村 A			30	43	47	17	137
T M O 構 想 認 定 状 況	認 定 市 町 村	認定まで2年未満 B	17	25	29	6	77
		認定まで2年以上 C	6	10	5	2	23
未認定市町村 D			7	8	13	9	37
基本計画作成市町村に対するTMO構想認定市町村の割合 (B+C)/A			76.7	81.4	72.3	47.1	73.0
基本計画作成に対するTMO構想未認定市町村の割合 D/A			23.3	18.6	27.7	52.9	27.0
基本計画作成市町村に対するTMO構想認定まで2年以上及び未認定市町村の割合 (C+D)/A			43.3	41.9	38.3	64.7	43.8

(注) 1 当省の調査結果による。

2 基本計画でTMO構想を予定していない1市を除いてある。

表 2 - (2) - イ

基本計画作成からTMO構想認定までの期間別市町村数

(単位：市町)

区 分		1月	1月	6月	1年	1年	2年	2年	3年	3年	4年	計
		未満	以上 6月 未満	以上 1年 未満	以上 1年 6月 未満	以上 6月 未満	以上 2年 未満	以上 2年 6月 未満	以上 3年 未満	以上 3年 6月 未満	以上 4年 未満	
T M O 構 想 認 定 市 町 村 数	平成10年度	0	7	1	6	3	3	0	1	2	0	23
	11年度	1	5	8	8	3	5	4	0	1	0	35
	12年度	3	6	5	8	7	3	1	1	0	0	34
	13年度	1	1	2	2	0	2	-	-	-	-	8
	計	5	19	16	24	13	13	5	2	3	0	100
	2年未満及び以上の計	77					23					100

(注) 1 当省の調査結果による。

2 1月を30日として換算した。

表 2 - (2) - - ア

TMO 構想未認定及び認定に2年以上を要した理由

(単位：市町、%)

基本計画 作成年度	TMO 構想未 認定及 び認定 までに 2年以 上を要 した市 町村数	TMO構想が未認定及び認定に長期を要した主な理由				
		地元商店街等 の合意形成が 進まない、また は、時間を要し た。	TMOの設立 母体の決定が 進まない、また は、時間を要し た。	TMO構想の 内容検討に時 間を要してい る、または、時 間を要した。	基本計画作成 時にTMOに ついて十分検 討しなかった。	その他
平成10年度	13	3	4	3	1	5
11年度	18	5	4	4	4	8
12年度	18	9	9	2	8	1
13年度	11	6	4	0	4	4
計	60	23	21	9	17	18
構成比	100.0	38.3	35.0	15.0	28.3	30.0

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 基本計画でTMO構想を予定していない1市を除いてある。
 3 複数の事項に該当する市町がある。

表 2 - (2) - - イ

T M O 構 想 未 認 定 の 理 由

(単位：市町、%)

基本計画 作成年度	TMO 構想未 認定市 町村数	TMO構想が未認定の主な理由				
		地元商店街等 の合意形成が 進まない。	TMOの設立 母体の決定が 進まない。	TMO構想の 内容検討に時 間を要してい る。	基本計画作成 時にTMOに ついて十分検 討しなかった。	その他
平成10年度	7	3	3	1	0	1
11年度	8	4	1	1	3	3
12年度	13	5	9	0	6	1
13年度	9	5	3	0	4	3
計	37	17	16	2	13	9
構成比	100.0	45.9	43.2	5.4	35.1	21.6

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 基本計画でTMO構想を予定していない1市を除いてある。
 3 複数の事項に該当する市町がある。

表 2 - (2) - - ウ

T M O 構 想 認 定 に 2 年 以 上 を 要 し た 理 由

(単位：市町、%)

基本計画 作成年度	TMO 構想認 定に2 年以上 を要し た市町 村数	TMO構想認定に2年以上を要した主な理由				
		地元商店街等 の合意形成に 時間を要した。	TMOの設立 母体の決定に 時間を要し た。	TMO構想の 内容検討等に 時間を要した。	基本計画作成 時にTMOに ついて十分検 討しなかった。	その他
平成10年度	6	0	1	2	1	4
11年度	10	1	3	3	1	5
12年度	5	4	0	2	2	0
13年度	2	1	1	0	0	1
計	23	6	5	7	4	10
構成比	100.0	26.1	21.7	30.4	17.4	43.5

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 複数の事項に該当する市町がある。

表 2 - (2) -

基本計画作成からTMO構想策定着手までの期間

(単位：市町、日、%)

基本計画作成 からTMO構想 認定までの期間	市町村数	基本計画作成 からTMO 構想策定着手 までの期間 (平均)	基本計画作成 からTMO 構想認定まで の期間 (平均)	商業等活性化 事業(短期事 業)の着手率
6 か 月 未 満	22	-232.3	78.0	56.2
6 か月以上1年未満	16	-6.8	286.1	55.0
1年以上1年6か月未満	24	114.1	432.6	45.9
1年6か月以上2年未満	13	254.5	654.2	56.5
2 年 以 上	23	338.4	949.1	42.9
計(平均)	98	87.9	479.7	50.4

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 TMO構想検討会議等の第1回開催年月日を、着手時期とみなした。
 3 TMO構想検討会議等を設置していない2市は除外した。

表 2 - (2) -

商業タウンマネージメント計画策定事業費補助金の交付実績

(単位：市町、千円)

補 助 金 交付年度	補助金交付 市 町 村 数	補助金交付額	TMO構想の認定状況	
			認 定	未認定
平成10年度	17(0)	73,380	17(0)	0
11年度	35(9)	210,932	31(9)	4
12年度	29(12)	182,717	28(12)	1
13年度	14(8)	40,326	13(8)	1
14年度	2(7)	15,692	1(7)	1
計	97(36)	523,047	90(36)	7

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 補助金交付市町村数は、初年度交付市町村数である。
 3 補助金交付市町村数の()書きは、初年度交付市町村以外の市町村数で外書きである。
 4 TMO構想策定年度以降に、初年度交付を受けた2市は、除いてある。

表 2 - (2) -

基本計画作成時期とTMO構想策定補助金の交付時期と
の関係別の基本計画作成からTMO構想認定までの期間

(単位：市町、日、%)

基本計画作成時期と TMO構想策定補助金 の交付時期の区分	市町村数	基本計画作成 からTMO 構想認定まで の期間 (平均)	商業等活性化 事業(短期事 業)の着手率
基本計画作成年度前に TMO構想策定補助金を交付	17	193.1	54.3
基本計画作成年度と同一年度に TMO構想策定補助金を交付	40	365.8	45.9
基本計画作成年度の翌年度に TMO構想策定補助金を交付	29	685.6	53.7
基本計画作成年度の翌々年度に TMO構想策定補助金を交付	4	1,064.3	66.4
計(平均)	90	467.2	50.9

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (2) -

TMO構想未認定の市町村の状況（補助金交付市町村）

市町村名	基本計画 作成年度	補助金交付額 (千円)	TMO構想未認定の状況	商業等活性化事業（短期事業）の 着手率
d80市	H11	H11: 2,400	<p>中心市街地内で実施している土地区画整理事業の進ちょくに併せてTMOを設立し、TMO事業に着手する予定であったが、土地区画整理事業が遅延しており、TMOを設立してもTMO事業を実施できる環境にない。</p> <p>また、中心市街地内の事業者は、土地区画整理事業終了後に、商店街が再構築できるかどうか判明していないこと、換地に際して、建物等の除却・再建築のため多額の投資が必要であり、商業を続けていくことができるかどうか確信をもてないこと、商店街の衰退に併せて経済力が低下する傾向にあることなどから、TMOに対する出資に消極的になっており、TMOの資本金が円滑に集まる目途がたっていない。</p> <p>国庫補助事業（TMO構想策定委員会）の結果、TMO構想（案）を作成したが、上記のような状況から、認定申請が行えない状況となっている。</p>	16.7%
d79町	H11	H11: 3,600	<p>基本計画においては、再開発ビルの運営・管理を行う第三セクターをTMO組織として想定していたが、体制的、財政的にTMO活動まで実施できないと判断された。</p> <p>国庫補助事業（TMO構想基礎調査）の結果、「商工会をTMO組織とする方が適当である」とされたが、商工会では、TMOを設立しても活性化の見込みは低いと思われることや3町（d79町ほか2町）合併後に事業の再検討が必要と考えていることなどを理由に、TMO構想の策定を行っていない。</p>	17.4%
d114市	H12	H11: 5,711	<p>商工会議所では、基本計画の作成作業に前後して、国庫補助事業（TMO構想策定委員会）により、TMO構想（案）を作成しており、同構想（案）において、市の出資による第三セクターとしてのTMOが必要であるとしている。</p> <p>しかし、市が出資に難色を示しており、第三セクター設立の目途は立っていない。</p>	0.0%
d138町	H13	H11: 6,022	<p>商工会が、平成11年度に国庫補助事業（TMO構想策定委員会）により、TMO構想（案）を作成しており、12年9月の基本計画策定着手前から、TMO構想策定に向けて取り組んでいた。</p> <p>しかし、基本計画に定めた事業の実施が町財政に及ぼす負担が過重であると町長が判断したため、現在、基本計画の推進を凍結しており、TMOを設立しても、実施する事業がない状況となっている。</p> <p>なお、凍結解除の見通しは立っていない。</p>	0.0%
d90市	H12	H12: 6,000	<p>当初、商工会がTMOの受け皿として考えられていたが、商工会では、中心市街地は市全域ではなく、他の地域の会員との問題もあり、商工会としての屋台骨が崩れるとの懸念から、TMOとなることを受け入れなかった。</p> <p>国庫補助事業（TMO構想策定委員会）の結果、TMOは第三セクターが望ましいという方向は示したが、補助金を貰わなくてもできる事業があるや補助金を貰って行うにしても、TMO</p>	37.5%

市町村名	基本計画 作成年度	補助金交付額 (千円)	TMO構想未認定の状況	商業等活性化事業(短期事業)の 着手率
			<p>にならなくても貰える補助金があるなどの意見がだされ、結論が出せなかったことから、TMO構想の案は平成13年3月に作成したものの、認定にいたっていない。</p> <p>TMO設立に向けた事業者の意識・気運が高まっておらず、TMO設立までに時間を要する状況にある。</p>	
d101市	H12	H13: 2,275	<p>市は、商工会議所がTMOとなることを希望しているが、商工会議所は、人員面、資金面から、単体でTMOとなることは無理であるとして、第三セクターによるTMO設立を希望していた。これに対し、市は、行政が経営に携わることへの警戒感や庁内の合意が得られないことなどを理由に、難色を示しており、市と商工会議所の間で合意が得られず、TMOが設立できない状況となっている。</p> <p>国庫補助事業(TMO構想策定委員会)の結果、TMO構想報告書を作成したが、メイン事業が実施不可能となるなど、実現性に欠けるものとなっており、TMO設立母体が決定しても、認定できない状況となっている。</p>	38.5%
d107市	H12	H14: 2,000	<p>商工会議所では、TMOの財政基盤を確保する点から、第三セクター方式による設置を含めた検討を行っているが、市では、第三セクター方式に関しては事業計画が全く白紙の段階であり、今後、企業に出資を求めるにしても困難な経済情勢であることから、商工会議所が主体となった企画調整型のTMOが望ましいとしており、TMO設立母体の方針確定に至っていない。</p> <p>国庫補助事業(TMO構想策定委員会)の結果、TMO構想(案)を作成したが、上記のとおり、TMO設立母体の方針確定に至っていないため、認定申請が行えない状況となっている。</p>	40.0%

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (2) -

基本計画に掲載されたTMOを実施主体とした商業等活性化事業（短期事業）の実施状況
（平成10年度又は11年度基本計画作成73市町）

（単位：事業）

都道府県数	基本計画作成年度	市町村数	TMO構想認定の有無	事業の区分等	基本計画に掲載された商業等の活性化のための短期事業数	事業の実施状況			実施事業数	着手率	
						1完了	2実施中	3未着手			
20都道府県	平成10年度及び11年度	73市町		総事業数	929	172	312	445	484	52.1%	
				TMOを実施主体とした事業	548	67	207	274	274	50.0%	
				TMOを実施主体とした事業の割合	59.0%	39.0%	66.3%	61.6%	56.6%	-	
		58市町	TMO構想認定済	総事業数	761	144	263	354	407	53.5%	
				TMOを実施主体とした事業	483	63	193	227	256	53.0%	
				TMOを実施主体とした事業の割合	63.5%	43.8%	73.4%	64.1%	62.9%	-	
	15市町	TMO構想未認定	総事業数	168	28	49	91	77	45.8%		
			TMOを実施主体とした事業	65	4	14	47	18	27.7%		
			TMOを実施主体とした事業の割合	38.7%	14.3%	28.6%	51.6%	23.4%	-		
		平成10年度	30市町		総事業数	371	74	118	179	192	51.8%
					TMOを実施主体とした事業	231	25	81	125	106	45.9%
					TMOを実施主体とした事業の割合	62.3%	33.8%	68.6%	69.8%	55.2%	-
23市町			TMO構想認定済	総事業数	317	60	98	159	158	49.8%	
				TMOを実施主体とした事業	231	25	81	125	106	45.9%	
				TMOを実施主体とした事業の割合	72.9%	41.7%	82.7%	78.6%	67.1%	-	
7市町			TMO構想未認定	総事業数	54	14	20	20	34	63.0%	
				TMOを実施主体とした事業	0	0	0	0	0	0.0%	
				TMOを実施主体とした事業の割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	
平成11年度		43市町		総事業数	558	98	194	266	292	52.3%	
				TMOを実施主体とした事業	317	42	126	149	168	53.0%	
				TMOを実施主体とした事業の割合	56.8%	42.9%	64.9%	56.0%	57.5%	-	
		35市町	TMO構想認定済	総事業数	444	84	165	195	249	56.1%	
				TMOを実施主体とした事業	252	38	112	102	150	59.5%	
				TMOを実施主体とした事業の割合	56.8%	45.2%	67.9%	52.3%	60.2%	-	
		8市町	TMO構想未認定	総事業数	114	14	29	71	43	37.7%	
				TMOを実施主体とした事業	65	4	14	47	18	27.7%	
				TMOを実施主体とした事業の割合	57.0%	28.6%	48.3%	66.2%	41.9%	-	

（注） 当省の調査結果による。

(3) 基本計画の見直し

勸告	説明図表番号
<p>市町村が作成する基本計画については、計画期間が複数年度にわたるものであることから、基本計画に基づく事業の進ちょく状況や計画期間中に生じた社会経済情勢の変化等により、基本計画の内容が中心市街地の現状等とそぐわなくなったり、そのようなことが見込まれる場合には、見直しが必要となってくる。</p> <p>このため、中心市街地活性化法第6条第5項及び第6項では、市町村は基本計画を変更することができる」とされている。また、基本方針では、「基本計画の変更についても、市町村が、環境の変化その他の必要に応じて適切な時期に行うことが望ましい。」とされている。</p> <p>今回、調査した138市町における基本計画に基づく事業の進ちょく状況の把握の状況、基本計画の見直しの実施状況、国の財政支援の状況等について調査した結果は、次のとおりである。</p> <p>基本計画の見直しの実施状況等</p> <p>基本計画に基づく事業の進ちょく状況の把握の状況</p> <p>基本計画に基づく事業を着実に推進するためには、事業の進ちょく状況及び未着手の事業がある場合には未着手となっている原因・理由について把握することが有効である。他方、基本方針では、事業の進ちょく状況を把握すること等については示されていない。</p> <p>調査した138市町における基本計画に基づく事業全体の進ちょく状況の把握の状況をみると、事業の進ちょく状況を把握しているものは96市町（69.6%）にすぎず、把握していないものは42市町（30.4%）となっている。</p> <p>また、把握していると回答している96市町の中で、未着手事業のある92市町のうち、事業の未着手の原因・理由まで把握しているものは、12市町（13.0%）と少ない状況にある。</p> <p>さらに、事業の未着手の原因・理由を把握している12市町における短期事業の着手率をみると、調査した138市町の着手率の平均（48.2%）に比べて12ポイント高くなっている。</p> <p>なお、事業の進ちょく状況を把握していない42市町について、未把握の理由を調査したところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ）事業が進ちょくしておらず、進ちょく状況を把握する必要性がないとするものが18市町（42.9%） ）事業の進ちょく状況は各課が把握しており、全体として把握しなくても支障はないとするものが17市町（40.5%） ）進ちょく状況の把握は必要であると認識しているものの、把握するための組織体制を整備していないとするものが11市町（26.2%） <p>などとなっている（複数の事項に該当する市町がある）。</p> <p>基本計画の達成状況の把握の状況等</p> <p>中心市街地活性化事業を着実に推進するためには、基本計画の達成状況、未達成の原因・理由や今後の達成可能性の有無等について把握・分析・評価</p>	<p>表2 - (3) -</p> <p>表2 - (3) -</p> <p>表2 - (3) -</p>

することが有効と考えられる。他方、基本方針では、「環境の変化その他の必要に応じて適切な時期に基本計画変更を行うことが望ましい。」としているにとどまり、把握・分析・評価の方法については示されていない。

調査した138市町における基本計画の達成状況の把握・分析・評価の実施状況をみると、達成状況を把握しているものは18市町（13.0%）と少なく、また、これを分析・評価しているものは13市町（9.4%）にとどまっている。

また、分析・評価を行っていない125市町について、未実施の理由を調査したところ、

）基本計画において具体的な数値目標を設定していないため分析、評価が困難とするものが45市町（36.0%）

）達成状況を把握し、分析・評価するための指標や方法が分からないため実施していないとしているものが12市町（9.6%）

）国が基本計画の達成状況を把握し、分析・評価することを求めているため実施していないとするものが4市町（3.2%）

などとなっている（複数の事項に該当する市町がある）。なお、事業を実施中であり把握を行う段階にないとするものが35市町（28.0%）みられる。

基本計画の見直しの実施状況等

基本計画の内容が中心市街地の現状等とそぐわない場合などには、早期に基本計画を見直すことが必要であることはもちろんのこと、中心市街地活性化事業を計画的かつ着実に推進するためには、事業の進ちょく状況や基本計画の目標の達成状況を定期的に把握し、基本計画を見直すことが有効であると考えられる。他方、基本方針においては、基本計画の変更は適切な時期に行うことが望ましいとするのみである。

調査した138市町における基本計画の見直し状況をみると、見直しを行っているものは46市町（33.3%）と少なく、計画的に見直しを行っているものは2市町（4.3%）とわずかである。

また、社会経済情勢の変化等に対応した全般的な見直しを行っているものは8市町（17.4%）のみで、残り38市町（82.6%）は、基本計画に記載することが必要とされる国庫補助事業等を実施するために基本計画に当該事業を追加するなどにとどまっている。

さらに、平成10年度又は11年度に基本計画を作成した73市町について、未着手となっている短期事業（826事業）の今後の実施予定を調査した結果、次のような状況がみられた。

）今後の実施予定が無い事業があるもの26市町（35.6%）

）今後実施するか否かが未定の事業があるもの23市町（31.5%）

（注）上記の調査結果については、複数の事項に該当する市町がある。

これら44市町や前述2（1）イに示した市町については、基本計画の見直しが必要な状況にある。

また、基本計画を作成した市町に対する国庫補助金の交付状況をみると、短期事業の着手率が低調であり、基本計画の見直しを行う必要があるなど中心市街地活性化の観点から内容が不十分と認められる基本計画に掲載されている事

表2 - (3) -

表2 - (3) - 、

表2 - (3) - 、

表2 - (3) -

業について、国庫補助金が交付されている場合もみられる。

これらの状況をみると、進ちよく状況等に応じた基本計画の見直しを行うことが必要であると考えられる。

一方、前述項目2(1)イのとおり、連絡協議会等では、基本計画についての的確に評価が行われていない。

したがって、総務省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、中心市街地活性化事業の計画的かつ着実な推進及び国庫補助金の効率的な使用を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

基本計画に掲げられた事業の進ちよく状況及び中心市街地の活性化の達成状況の定期的な把握並びにそれを踏まえた基本計画の見直しを行うことの必要性に係る基本方針の考え方について、その具体的内容を明示すること。

また、連絡協議会等を活用して、優れた基本計画に対し重点的な支援を行うため、上記の進ちよく状況や達成状況の把握に基づいた的確な基本計画の見直しが行われたか否かについても的確に評価すること。

中心市街地活性化基本計画の見直しに係る規定

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な方針（平成十年農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省、自治省告示第一号）（抄）

一 基本計画に記載する必要がある事項に関する指針

市町村は、法第六条第一項の市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成する場合には、以下の事項に基づいて作成することが必要である。

1～2（略）

3 中心市街地における土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する基本的な事項

(1) 市街地の整備改善のための事業の必要性（略）

(2) 具体的事業の内容

具体的事業の内容（略）

記載事項

基本計画には、原則として、現在施行中又はおおむね5年以内に着手できると考えられる事業について、当該事業の種類、実施予定者、おおむねの位置又は区域、およその実施時期等をそれぞれ記載するものとする。 以下略

4 中心市街地における商業基盤施設の整備その他の商業の活性化のための事業及びこれと併せて実施される都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のための事業に関する基本的な事項（略）

5 3及び4の事業の一体的推進に関する事項その他必要な事項

(1) 推進体制の整備（略）

(2) 事業推進上の留意点等

～（略）

その他基本計画作成上の留意事項

基本計画は、市町村の発意と主体性に基づき自由な発想で作成されるものであるもので、この基本方針に定めのない事項について基本計画に記載することを妨げるものではない。

また、これまで当該中心市街地に関して行われた既存の調査・検討の成果を活用することも有効である。

基本計画の変更についても、市町村が、環境の変化その他の必要に応じて適切な時期に行うことが望ましい。

（注） 下線は、当省が付した。

表 2 - (3) -

基本計画に基づく事業の進ちょく状況の把握

(単位：市町)

基本計画年度	市町村数	把握の有無		各年度別の把握状況			把握内容				未把握の理由						
		有	無	平成12年度	平成13年度	平成14年度	完了、実施中等の進捗状況	整備事業費(実績、予算)の状況	補助事業等支援措置の整備状況	今後の準備予定	未着手、遅延しているもの等の原因、理由等	把握結果に基づく推進方策(見直し)検討等	把握する必要があるが組織体制未整備	事業が進捗せず抄要	各課が把握し必要な確認で支障なし	基本計画作成後期間未経過のため	TMO等に委ねている
平成10年度	30	23	7	19	21	19	100.0%	7	2	6	23	1	2	4	1	0	0
11年度	43	31	12	26	28	31	100.0%	31	4	4	31	4	5	5	1	0	1
12年度	48	33	15	20	28	30	100.0%	32	2	3	32	5	5	7	1	4	1
13年度	17	9	8	2	9	9	100.0%	9	0	1	9	1	6	1	1	0	0
合計	138	96	42	67	86	89	100.0%	95	8	12	95	11	18	17	4	4	2
		69.6%						16.8%	8.4%	12.6%	100.0%	26.2%	42.9%	40.5%	9.5%	9.5%	4.8%

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「把握の有無」欄の%の数値は、事業の進捗状況を把握している市町の割合である。
 3 「把握内容」及び「未把握の理由」欄の%の数値は、把握内容及び未把握の理由の項目に該当する市町の割合である(複数回答)。
 4 事業の進ちょく状況を把握している96市町のうち4市町は、短期事業の着手率が100%である。

表 2 - (3) -

未着手、遅延等の原因、理由を把握している
市町の短期事業の着手率の例

番号	基本計画 作成年度	都道府県名	市町村名	短期事業 の着手率 (%)	把握結果に基づく推 進方策(見直し)検 討等の状況	
					有	無
1	H11	北海道	e1市	80.0		
2	H10	神奈川県	e2市	90.9		
3	H11	神奈川県	e3市	66.7		
4	H12	神奈川県	e4市	14.7		
5	H12	神奈川県	e5市	77.8		
6	H12	神奈川県	e6市	60.0		
7	H11	新潟県	e7市	51.2		
8	H11	新潟県	e8町	48.6		
9	H10	兵庫県	e9市	58.3		
10	H10	兵庫県	e10市	30.3		
11	H11	広島県	e11市	60.5		
12	H13	熊本県	e12市	81.8		
上記12市町平均				60.1	-	-
調査138市町平均				48.2	-	-

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (3) -

基本計画の達成状況の分析・評価の状況

(単位：市町)

基本計画年度	市町村数	基本計画の達成状況の有無		分析・評価の有無		基本計画において達成している具体的な数値目標を設定していないため把握が困難	国が達成状況の把握・分析・評価を求めている	把握状況の把握が困難	達成状況の把握が困難	達成状況を把握するために必要なこと	目標とした期間が過ぎている	目標と実施との関係が明確でない	計画と実施との関係が不明確でない	把握状況に不足している	整備を進めている段階に達している	今後達成状況を把握・分析・評価する予定はない	基本計画について具体的な数値目標を設定や把握は不要	個々の事業の進捗状況把握ができていない	事業の進捗状況を把握できていない	事業の完了を目標と考えている	事業の進捗状況を把握できていない	各事業ごとに関係する各課・業務等が把握・評価している	TMO等に委ねている	その他	不明	
		有	無	有	無																					
平成10年度	30	4	26	3	27	11	2	0	0	0	0	0	0	0	8	2	2	1	0	0	0	2	0	0	0	4
11年度	43	6	37	3	40	19	0	0	1	0	4	0	0	4	6	0	8.0%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.0%	0.0%	0.0%	0	7
12年度	48	7	41	6	42	12	0	0	2	2	7	0	1	3	14	1	5.4%	5.4%	2.7%	2.7%	0.0%	2.7%	2.7%	0	7	
13年度	17	1	16	1	16	3	0	0	0	0	2	0	0	3	7	1	17.1%	7.3%	0.0%	0.0%	2.4%	4.9%	0.0%	0	3	
合計	138	18	120	13	125	45	2	4	1	1	15	0	1	11	35	4	32.6%	32.6%	1.4%	1.4%	6.5%	6.5%	6.5%	1	21	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「分析・評価をしていない理由」欄の%の数値は、把握、分析・評価をしていない理由等の項目に該当する市町の割合である(複数回答)。

表2 - (3) -

基本計画の見直し等の状況（その1）

（単位：市町）

基本計画作成年度	市町村数	変更の有無		変更回数	基本計画に協議の有無		基本計画に分析の有無		同等の助言の有無		基本計画の変更理由																				
		有	無		有	無	有	無	不明	国等の助言	国庫補助事業の採択率（補助要等）として必要	県補助事業の採択率（補助要等）として必要	特定事業認定、TMO計画の採択率（補助要等）として必要	TMO構想に伴う整合性の確保	基本計画作成後の状況変化による追加された事業等	基本計画作成後の状況変化による実施の困難等	基本計画の計画的な見直しによる	不明													
平成10年度	30	18 60.0%	12	28	9	9	6	11	1	10	7	1	5	2	4	3	0	7	0	1	27.8%	0.0%	11.1%	22.2%	16.7%	0.0%	38.9%	0.0%	0.0%	0.0%	
11年度	43	18 41.9%	25	23	8	10	4	14	0	10	8	0	1	0	7	7	2	2	0	0	5.6%	0.0%	16.7%	38.9%	38.9%	11.1%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	
12年度	48	9 18.8%	39	14	3	6	1	8	0	4	5	0	1	1	3	1	0	1	0	0	11.1%	11.1%	33.3%	11.1%	11.1%	0.0%	11.1%	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%
13年度	17	1 5.9%	16	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	138	46 33.3%	92	66	20	26	11	34	1	24	21	1	7	6	14	11	2	11	2	1	15.2%	2.2%	13.0%	30.4%	23.9%	4.3%	23.9%	4.3%	4.3%	2.2%	2.2%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「変更の有無」欄の%の数値は、基本計画を変更している市町の割合である。

3 「基本計画の変更理由」欄の%の数値は、基本計画の変更理由に該当する市町の割合である（複数回答）。

表 2 - (3) -

基本計画の見直し等の状況（その2）

（単位：市町）

基本計画作成年度	市町村数	変更の有無		基本計画の変更内容					基本計画の変更によるメリット等									
		有	無	事業の追加	事業の追加除	事業内容の変更	事業区分、実施主体、実施時期、活用予定、国庫補助事業等の明確化	その他	不明	事業に対する国庫補助金の交付等の支援	事業に対する単年度の補助金の交付等の支援	基本計画とTMO構想、TMO計画との整合性の確保	基本計画と中心市街地等の状況との整合性の確保	基本計画に基づく事業の実況に對心した実現可能性の確保	その他の具体的な実施による円滑な実施等	特になし	不明	
平成10年度	30	18 60.0%	12	5 27.8%	11 61.1%	4 22.2%	4 22.2%	10 55.6%	0 0.0%	1 5.6%	5 27.8%	0 0.0%	4 22.2%	3 16.7%	2 11.1%	6 33.3%	2 11.1%	1 5.6%
11年度	43	18 41.9%	25	3 16.7%	14 77.8%	3 16.7%	3 16.7%	9 50.0%	1 5.6%	0 0.0%	9 50.0%	0 0.0%	3 16.7%	1 5.6%	2 11.1%	7 38.9%	2 11.1%	0 0.0%
12年度	48	9 18.8%	39	0 0.0%	6 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	8 88.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%	1 11.1%	1 11.1%	0 0.0%	3 33.3%	0 0.0%	2 22.2%	0 0.0%
13年度	17	1 5.9%	16	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
合計	138	46 33.3%	92	8 17.4%	31 67.4%	7 15.2%	7 15.2%	28 60.9%	1 2.2%	1 2.2%	16 34.8%	1 2.2%	8 17.4%	4 8.7%	7 15.2%	13 28.3%	6 13.0%	1 2.2%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「変更の有無」欄の%の数値は、基本計画を変更している市町の割合である。

3 「基本計画の変更内容」及び「基本計画の変更によるメリット等」欄の%の数値は、変更内容等に該当する市町の割合である(複数回答)。

表 2 - (3) -

基本計画に掲載された短期事業のうち未着手となっている事業の実施予定等
 (平成 10 年度又は 11 年度に基本計画を作成した 73 市町)

(単位：市町)

事業区分	基本計画に掲載された事業数	うち短期事業数	未着手事業数	今後の事業実施予定						
				有		無		事業内容の見直しを検討中又は予定	実施するかどうか未定	不明(未把握)
				実施予定時期あり	実施予定時期未定	実施予定時期あり	実施予定時期未定			
市街地の整備改善	1,597	732	308 (100%)	131 (42.5%)	42 (13.6%)	89 (28.9%)	33 (10.7%)	7 (2.3%)	75 (24.5%)	62 (20.1%)
商業等の活性化	1,414	929	445 (100%)	184 (41.3%)	53 (11.9%)	131 (29.4%)	55 (12.4%)	20 (4.5%)	129 (29.0%)	57 (12.8%)
その他	261	155	73 (100%)	21 (28.8%)	2 (2.7%)	19 (26.0%)	16 (21.9%)	4 (5.5%)	18 (24.7%)	14 (19.2%)
計	3,272	1,816	826 (100%)	336 (40.7%)	97 (11.7%)	239 (28.9%)	104 (12.6%)	31 (3.8%)	222 (26.9%)	133 (16.1%)
うち、予定された事業主体に TMO が含まれる事業	884	631	318 (100%)	113 (35.5%)	33 (10.4%)	80 (25.1%)	52 (16.4%)	12 (3.8%)	115 (36.2%)	26 (8.2%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は未着手事業数を 100 とした場合の割合である。

表 2 - (3) -

短期事業のうち未着手事業のある市町における今後の実施予定等

番号	基本計画 作成年度	都道府県名	市町村名	今後の実施 予定が無い 事業数	今後の実施 予定が未定 の事業数	基本計画の 変更の有無	
						有	無
1	H11	北海道	e13市	-	1		
2	H11	北海道	e14市	4	-		
3	H11	北海道	e15町	-	4		
4	H11	北海道	e1市	-	1		
5	H10	宮城県	e16市	1	-		
6	H10	宮城県	e17市	10	2		
7	H10	宮城県	e18市	-	6		
8	H11	宮城県	e19町	-	34		
9	H11	宮城県	e20市	1	-		
10	H10	福島県	e21市	1	-		
11	H10	福島県	e22市	10	-		
12	H11	福島県	e23市	-	1		
13	H10	埼玉県	e24市	3	11		
14	H10	東京都	e25市	1	-		
15	H11	新潟県	e26市	5	-		
16	H10	愛知県	e27市	-	46		
17	H10	富山県	e28町	9	-		
18	H10	富山県	e29市	1	-		
19	H11	富山県	e30市	6	-		
20	H10	静岡県	e31市	-	4		
21	H10	静岡県	e32市	-	3		
22	H10	静岡県	e33町	-	12		
23	H10	静岡県	e34市	6	-		
24	H11	大阪府	e35市	6	-		
25	H10	兵庫県	e9市	1	7		
26	H10	兵庫県	e10市	2	38		
27	H11	兵庫県	e36町	1	-		
28	H11	兵庫県	e37市	-	2		
29	H11	兵庫県	e38市	1	-		
30	H10	和歌山県	e39市	-	6		
31	H11	和歌山県	e40市	-	15		
32	H10	広島県	e41市	-	1		
33	H10	広島県	e42市	-	3		
34	H11	広島県	e11市	1	16		
35	H11	香川県	e43市	1	-		
36	H11	香川県	e44市	-	3		
37	H11	愛媛県	e45市	-	4		
38	H11	愛媛県	e46市	5	-		
39	H11	愛媛県	e47市	19	-		
40	H10	福岡県	e48市	2	-		
41	H11	福岡県	e49市	2	-		
42	H11	福岡県	e50市	-	2		
43	H10	鹿児島県	e51市	4	-		
44	H10	鹿児島県	e52市	1	-		
合計				104	222	-	-

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「基本計画の変更の有無」欄は、前述表2 - (3) - の「基本計画の全般的な内容変更」のほか、「事業の追加」、「事業内容の変更」等も含むものである。

表 2 - (3) -

基本計画の見直し等が行われていないものの国庫補助金が交付されている例

番号	都道府県名	市町村名	基本計画作成年度	短期事業の着手率	事業を推進する組織の整備の有無	基本計画の一般的な見直しの有無	国庫補助金の交付状況
1	福島県	e53町	H11	39.3%	無	無	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年度 中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助事業（経済産業省） 国庫補助金額：10,288万円 テナントミックス店舗 平成14年度 まちづくり総合支援事業費補助(国土交通省) 国庫補助金額：4,900万円 道路改良、公園、高質空間形成施設等
2	愛知県	e54市	H10	38.5%	無	無	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年度 中心市街地活性化フォーラム支援事業（経済産業省） 国庫補助金額：239万円 フォーラム開催等 平成13年度～14年度 まちづくり総合支援事業費補助(国土交通省) 国庫補助金額：50,500万円 区画整理 平成14年度 まちづくり総合支援事業費補助(国土交通省) 国庫補助金額：200万円 耐震性貯水槽
3	富山県	e28町	H10	37.0%	無	無	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年度～14年度 まちづくり総合支援事業費補助(国土交通省) 国庫補助金額：6,400万円 街路(3,200万円)、地方道(3,200万円) 平成13年度 まちづくり総合支援事業費補助(国土交通省) 国庫補助金額：1,500万円 道路消雪設備 平成14年度 まちづくり総合支援事業費補助(国土交通省) 国庫補助金額：1,300万円 公園、歩道整備
4	愛媛県	e46市	H11	35.7%	無	無	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年度 まちづくり総合支援事業費補助(国土交通省) 国庫補助金額：500万円 地方道（橋梁補修）(318万円)、情報案内板の整備（182万円）

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「基本計画の一般的な見直しの有無」欄は、前述表2 - (3) - によるものであり、「事業の追加」等は含まれていない。

3 国庫補助事業の効果的かつ効率的な実施

勸告	説明図表番号
<p>国は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化を推進するため、基本計画を作成した市町村等が行う)道路の拡幅、街並みの統一、公園や広場の整備等の環境整備、)多目的ホール、催事場、駐車場等の施設の整備、)各種イベントの開催、人材の育成等のソフト事業等に対して、補助金による財政的支援を実施している。</p> <p>国の補助金については、補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 3 条において、各省各庁の長は、補助金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われていることに特に留意し、補助金が法令等で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならないとされている。</p> <p>このため、中心市街地の活性化に係る補助金についても、財政資金の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、補助金を交付する各省等が補助事業の採択に当たって、事業効果の見込み等について厳正に審査をすることなどが重要である。</p> <p>また、国の補助金に関しては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」(平成 15 年 6 月 27 日閣議決定)の「国庫補助負担金等整理合理化方針」において、国庫補助負担金については原則として廃止・縮減を図っていくとともに、国の義務付けの縮減、交付金化、統合メニュー化、統合補助金化、運用の弾力化等の改革を進めるとされているところである。</p> <p>今回、中心市街地の活性化に係る補助金については、多種多様にわたっているため、このうち、補助金交付要綱の内容から主として中心市街地の活性化を目的としていると判断されるもの、及び基本計画に基づく事業に対する交付実績が相当数あると判断されるものを、中心市街地の活性化と密接な関係を有する補助金として次のとおり選定し、調査した(注)。</p> <p>補助金交付要綱の内容から主として中心市街地の活性化を目的としていると判断される補助金</p> <ul style="list-style-type: none">) 事業の実施を基本計画に盛り込むことが交付の必須要件となっている補助金 <ul style="list-style-type: none"> 〔 総務省：マルチメディア街中にぎわい創出事業 経済産業省：商業・サービス業集積関連施設整備費補助金 中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金 〕) 中心市街地内で実施する場合に、優遇措置（他法律に基づいて実施される場合に比べ補助率が高い等）がある補助金 <ul style="list-style-type: none"> 〔 経済産業省：中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金 中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業 〕) 補助事業者が中心市街地活性化法に基づく TMO に限定されている補助金（経済産業省：TMO 自立支援事業費補助事業）) 事業の実施を基本計画に盛り込むことが交付の一つの要件となっている補 	<p>表 3 -</p> <p>表 3 -</p> <p>表 3 - 、</p>

助金

〔経済産業省：新事業支援施設整備費補助金〕

基本計画に基づく事業実績が相当数あると判断される補助金

〔経済産業省：商店街等活性化事業費補助事業〕
〔国土交通省：バス利用促進等総合対策事業〕

(注) 選定に当たっては、中心市街地の活性化の一体的推進の対象である「市街地の整備改善」及び「商業等の活性化」並びに「その他（市街地の整備改善及び商業の活性化と一体的に推進する事業）」にそれぞれ分類した上で行ったが、「市街地の整備改善」に該当する補助金等、一部の補助金については、平成 16 年度からその内容等が大幅に改められたため、分析から除外した。

(1) 的確な採択審査の実施及び指導・助言等

9 補助金の交付を受けて実施された事業のうち、調査した 138 基本計画に記載され、かつ、平成 10 年度から 14 年度までに採択された 179 事業（国庫補助額約 126 億円）について、採択審査の実施状況、事業効果の発現状況、事業実施後の事業効果の把握状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 補助事業の採択審査の実施状況等

(ア) 9 補助金の交付を受けて実施した事業について、補助事業者等が交付要望時等において、商店数、商店街の年間販売額及び歩行者通行量のそれぞれの増加や空き店舗数の減少等、当該事業又は当該事業と関連する他の事業とが中心市街地の活性化にもたらす効果（以下「活性化効果」という。）の見込みや施設・設備等の利用についての見込みを設定している場合には、当該見込みに対する実績、そのような見込みを設定していない場合において、歩行者通行量の推移等、事業実施の前後で比較することが可能な指標が把握できた場合には、当該指標等を用いて、それぞれ事業効果の発現状況をみたところ、施設・設備等の利用実績が見込みに達していないものや歩行者通行量が事業実施前後を比較したところ減少しているものなどが、6 補助金において次のとおりみられた。

表 3 - ~

所管省名	補助金名	調査事業数	左のうち、事業効果を測定可能なもの	左のうち、施設・設備等の利用実績が見込みに達していないものや歩行者通行量が事業実施前後を比較したところ減少しているもの等
総務省	マルチメディア街中にぎわい創出事業	8	4	3
経済産業省	商業・サービス業集積関連施設整備費補助金	42	8	6
	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金	35	16	10
	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業	25	7	2
	商店街等活性化事業費補助事業	49	12	1
	TMO 自立支援事業費補助事業	5	5	4

なお、9補助金においては、活性化効果や施設・設備等の利用についての見込みを設定しておらず、歩行者通行量等も把握していないものなどが、調査した179事業中118事業を占めており、これらの事業については、事業効果の測定は不可能であった。

- (1) 中心市街地の活性化のための補助事業の採択に当たっては、財政資金の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、各省は、活性化効果の見込み等の事業効果について厳正に審査する必要がある。また、その際当該事業が、利用実績を把握できる多目的ホール、駐車場等の施設・設備を整備するもの又は宅配サービス事業等のソフト事業である場合には、当該施設・設備又はソフト事業の利用が活性化効果と密接な関係を有することから、活性化効果の見込みに加えて、地域住民や近隣商業関係者への需要調査結果等、客観的な検証データに基づいた施設・設備等の的確な利用見込みを審査することが重要である。

しかしながら、前述(ア)に掲げた6補助金について、活性化効果の見込みや施設・設備等の利用見込みに関する審査の実施状況を調査した結果、次のように、的確な採択審査が行われていないものがみられた。

2補助金については、活性化効果の見込み及び施設・設備等の利用見込みを審査することとされていない(マルチメディア街中にぎわい創出事業、商店街等活性化事業費補助事業)。

1補助金については、施設・設備等の利用見込みは審査することとされているものの、活性化効果の見込みを審査することとされていない(TMO自立支援事業費補助事業)。

2補助金については、「事業採算性」を記載することとされているものの、その内容が実施する事業の種類に応じて、活性化効果の見込み及び施設・設備等の利用見込みを設定することとされていない(中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金、中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業)。

イ 事業実施後の事業効果の把握及び指導・助言の状況

- (ア) 国の補助金に関しては、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)第44条第2項第3号において、「補助の効果をしてできる限り客観的に評価して公表する仕組みを整備すること」とされており、かつ、前述ア(ア)に示したとおり、今回調査した補助金の中には、施設・設備等の利用実績が見込みに達していない事業や歩行者通行量が事業実施前後を比較したところ減少している事業などが相当数みられることなどから、補助金を受けて実施された事業の効果を、前述ア(イ)のとおり事業の種類に応じた的確に把握し、評価することが重要となっている。

また、中心市街地の活性化のためには、これに加えて、事業効果を把握した結果、効果が不十分であると認められる場合において、補助事業者に対し、市町村が基本計画を見直す際に活性化効果や利用実績の状況を踏まえた改善を行わせるなどの指導・助言を行うことが重要である。

表3 - 、

表3 - ~

<p>しかしながら、調査した9補助金について、活性化効果や施設・設備等の利用実績の把握状況及び指導・助言の状況を調査した結果、次のとおり、活性化効果や利用実績を報告させる仕組みがないものやこれらの事業に係る指導・助言が行われていない状況がみられた。</p> <p>6補助金については、活性化効果及び施設・設備等の利用実績を報告させておらず(注)、また、活性化効果や利用実績が不十分な場合における指導・助言も行われていない(中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金、新事業支援施設整備費補助金、中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金、中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業、商店街等活性化事業費補助事業、TMO自立支援事業費補助事業)。</p> <p>(注) 中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金及び新事業支援施設整備費補助金については、平成16年度から活性化効果及び施設・設備等の利用実績を経済産業省に報告することとされた。</p> <p>2補助金については、活性化効果及び施設・設備の利用実績について、事業の種類に応じて報告させるべきにもかかわらず、どちらか一方のみを一律に報告させており(注)、また、活性化効果や利用実績が不十分な場合における指導・助言も行われていない(マルチメディア街中にぎわい創出事業、商業・サービス業集積関連施設整備費補助金)。</p> <p>(注) 商業・サービス業集積関連施設整備費補助金については、平成16年度から活性化効果及び施設・設備等の利用実績を経済産業省に報告することとされた。</p> <p>(1) 前述ア(ア)に示した施設・設備等の利用実績が見込みに達していない事業や歩行者通行量が事業実施前後を比較したところ減少している事業などがある補助金の中には、次のようなものがみられた。</p> <p>交付要望件数及び交付件数が低調なもの(マルチメディア街中にぎわい創出事業)</p> <p>交付要望件数が伸びず、予算額に対する執行額が低調なもの(中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金)</p>	<p>表3 - ~</p> <p>表3 -</p> <p>表3 -</p> <p>表3 -</p>
<p>(2) 補助金の統合</p> <p>今回、9補助金について、補助金の効率化、利便性の向上、補助事業者等の負担軽減等の観点から、補助目的、補助対象者、補助対象事業、事務手続等を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金(平成16年度当初予算額28億5,000万円)と中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業は、主にTMO計画等に基づき、アーケードやイベント広場等の「商店街・商業集積の活性化を図るとともに一般公衆の利便に寄与する施設」を整備する第3セクターや商店街振興組合等に補助を行う都道府県等に対し補助を行うものであり、いずれも中小企業庁経営支援部商業課が所管している。</p> <p>両補助金では、補助対象者はほぼ同一である。また、補助対象事業は、公債金対象経費(注)である中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金</p>	<p>表3 - 、</p>

がアーケード、多目的ホール等の一般公衆の利便に寄与する施設を主な対象とし、公債金非対象経費である中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業が中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金の対象とならないイベント広場等の一般公衆の利便に寄与する施設やテナントミックス（商店街に不足している業種等を補うこと。）に資する店舗等の商業施設を主な対象とする関係にあるが、いずれも商店街・商業集積の活性化を図る施設を主な対象としている点において、両補助金の趣旨、内容は実質的に同一のものと認められる。さらに、中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業は、中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金等により整備された施設を利用したソフト事業も対象とするなど、商店街・商業集積の活性化をソフト面からも支援するものとなっている。このようなことから、今回調査した両補助金に対応する都道府県補助金を設置している 19 都道府県のうち、12 都道府県においては両補助金を一本化している。

（注） 財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 4 条の規定に基づき、公債を財源とする公共事業費をいう。

今回の調査においては、1 施設内で中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金と中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業を併用している例が複数みられており、補助事業者である都道府県から、両補助金が並立していると手続きが煩雑になるため、統合してもらいたいとの要望が複数提出されている。

また、中心市街地活性化推進室が平成 15 年 2 月から 3 月にかけて行った「中心市街地活性化に関するフォローアップ調査」においても、都道府県から「両補助金の仕組みはほぼ同様のものであり、事務の煩雑さの解消等のため、補助要綱上も一本化してもらいたい。」との要望が出されている。

なお、中心市街地の活性化に係る補助金については、内閣官房地域再生推進室が平成 15 年 12 月から 16 年 1 月の間に行った、地域再生を推進するために必要な政府の支援措置についての要望の募集に対し、複数の都道府県、市町村等から、補助金の統合が要望されているところである。

したがって、総務省及び経済産業省は、補助金の効果的かつ効率的な使用、利便性の向上等を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

的確な採択審査の実施及び指導・助言等

補助事業の採択において、実施する事業の種類に応じて、活性化効果の見込みや客観的な検証データに基づいた施設・設備等の利用見込みについて審査することを補助金交付要綱等に明示し、これに基づき、厳正な採択審査を行うこと。

総務省：マルチメディア街中にぎわい創出事業

経済産業省：中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金

中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業

補助事業

商店街等活性化事業費補助事業

表 3 -

TMO自立支援事業費補助事業

補助事業の実施後において、実施する事業の種類に応じて、活性化効果や施設・設備等の利用実績を定期的に報告させ、活性化効果や利用実績が不十分と認められるものがある場合には、補助事業者に対し、市町村が基本計画を見直す際に活性化効果や利用実績の状況を踏まえた改善を行わせるなどの指導・助言を行うこと。

また、上記の結果補助金の効果が不十分と判断されるもの及び交付要望件数や予算執行率等からニーズに乏しいと判断される補助金については、廃止・縮減等補助金の在り方について検討すること。

総務省：マルチメディア街中にぎわい創出事業

経済産業省：商業・サービス業集積関連施設整備費補助金

中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金

中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業

商店街等活性化事業費補助事業

TMO自立支援事業費補助事業

中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金及び中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業については、公債金非対象経費である中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業の交付対象を段階的に拡大すること等により統合する方向で検討すること。(経済産業省)

表3 -

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）〈抄〉

（関係者の責務）

第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

表3 -

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003 について」（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定）〈抄〉

第2部 構造改革への具体的な取組

6. 「国と地方」の改革

(2) 三位一体改革の具体的な改革工程

国庫補助負担金の改革

地方の権限と責任を大幅に拡大するとともに、国・地方を通じた行政のスリム化を図る観点から、「自助と自律」にふさわしい国と地方の役割分担に応じた事務事業及び国庫補助負担金のあり方の抜本的な見直しを行う。

このため、「改革と展望」の期間（当初策定時の期間で平成 18 年度までをいう。以下、「6. 『国と地方』の改革」において同じ。）において、別紙2の「国庫補助負担金等整理合理化方針」に掲げる措置及びスケジュールに基づき、事務事業の徹底的な見直しを行い、国庫補助負担金については、広範な検討を更に進め、概ね4兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。その際、国・地方を通じた行政の効率化・合理化を強力に進めることにより、公共事業関係の国庫補助負担金等についても改革する。

別紙2「国庫補助負担金等整理合理化方針」

事務事業及び国庫補助負担金の在り方については、「改革と展望」の期間中において、1の基本方針に沿って見直しを行う。重点項目の改革工程は、2に掲げるとおりである。

1 「改革と展望」の期間中における基本方針

事務事業及び国庫補助負担金の在り方の見直しに関する「改革と展望」の期間中における基本方針は、以下のとおりである。

(1) 国庫補助金の廃止・縮減

国庫補助金については、原則として廃止・縮減を図っていく。

国庫補助金のうち、補助率が低いもの（3分の1未満）又は創設後一定期間経過したものについては、廃止又は一般財源化などの見直しを行う。

(2) 国庫負担金の廃止・縮減

国が一定水準を確保することに責任を持つべき行政分野に関して負担する経常的国庫負担金については、国と地方公共団体の役割分担の見直しに伴い、国の関与の整理合理化等と併せて見直し、社会経済情勢等の変化をも踏まえ、その対象を真に国が義務的に負担を行うべきと考えられる分野に限定していく。

総合的に樹立された計画に従って実施させるべき建設事業に係る国庫負担金については、従来のシェア配分にとらわれずにその対象を国家的なプロジェクト等広域的效果を持つ根幹的な事業などに限定するなど、投資の重点化を図るとともに、住民に身近な生活基盤の整備等に係る国庫負担金については類似した奨励的補助金も含めて国の補助負担対象の縮減・採択基準の引上げ等を図り、地方の単独事業に委ねていく。

この場合において、全国的に一定の整備水準が達成された事業に係る国庫負担金については、廃止・縮減する。

(3) 国庫補助負担金を通じた廃止・縮減等

以下の方針により、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から、国の義務付けの縮減、交付金化、統合メニュー化、統合補助金化、運用の弾力化等の改革を進める。

地方公共団体の事務として同化、定着、定型化しているものに係る補助金等、すなわち、法施行事務費、公共施設の運営費・設備整備費をはじめとする地方公共団体の経常的な事務事業に係る国庫補助負担金については、原則として、一般財源化を図る。

また、人件費補助に係る補助金、交付金等については、当該職員設置に係る必置規制等を見直すとともに、特定地域に対する特別なものを除き、一般財源化等を図る。

国庫補助負担金が少額のもの、地方公共団体が行う事務・事業全体に係る経費のうち国庫補助負担事業部分が一部にすぎないもの等については、原則として、廃止又は一般財源化を図る。

投資的経費に対する国庫補助負担金については、特に、公共事業に係る国の関与を重点化する観点から、以下のとおり、廃止・縮減する。

- () 市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する。
- () 広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う。
- () 既に完成した社会資本の維持管理や既存ストックの更新は、管理主体が自らの財源で責任を持って行うことを原則として、地方公共団体の自主性に委ねていく方向で検討する。維持補修や日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格も踏まえ、順次廃止・縮減する。
- (iv) 公共事業の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する。

(4) 以上の基本方針に基づき、対象となるすべての国庫補助負担金について平成 16 年度予算から厳しく見直しを実施するとともに、予算編成後に実施状況のフォローアップを行う。

特に、上記(1)については、平成 16 年度予算において削減目標を設定して廃止・縮減を推進するとともに、(3) 及び (4) については、「改革と展望」の期間の中で可能な限り速やかな実現に努める。これら以外の項目についても着実な推進を図る。

(注) 下線は、当省が付した。

調査した補助金の概要

所管 省名	補助金名	創設年度	事業の内容	主な補助対象事業・経費	補助事業者（ 間接補助事業者）	国庫 補助率
総務省	マルチメディア 街中にぎわい創 出事業	平10	基本計画に基づき、行政や商業等の分野の情報通信ア プリケーションを提供する機能や、マルチメディアに 慣れ親しむ機能を併せ持つ施設・設備を整備する地方 公共団体や第3セクター等に対する補助	・施設・設備費（センター施設、送受信装置、双方向画像伝送 装置等の設置に要する経費等） ・用地取得費・道路費	都道府県、市町村 都道府県、市町村 （第3セクター、公益法人）	1 / 2 1 / 3
	商業・サービス 業集積関連施設 整備費補助金	平10	基本計画に基づき、住民や事業者の利便を高めるため の駐車場や多目的ホール等の商業集積施設の整備を行 う地方公共団体や第3セクター（特定事業計画の認定 を受けた場合に限る。）に対する補助	顧客利便施設の建設・取得 （駐車場、多目的ホール、特殊舗装等） 小売業務円滑化施設の建設・取得 （研修施設、ゴミ処理場等）	都道府県、市町村 都道府県 （市町村） 都道府県、市町村 （第3セクター）	1 / 2 1 / 2 1 / 2 1 / 4
経済 産業省	中心市街地商業 等活性化総合支 援事業費補助金	平13	基本計画に基づき、駐車場や多目的ホール等の商業基 盤施設又は商業インキュベーション施設等の商業施設の整 備、商業活性化のためのソフト事業を行う地方公共団 体や第3セクター（施設整備を受けた場合に限る。）等に 対する補助	商業集積施設の建設・取得 （顧客利便施設 （駐車場、多目的ホール、特殊舗装等） ・小売業務円滑化施設 （研修施設、ゴミ処理場等） 商業施設の建設・取得 ・商業インキュベーション施設 ・テナントミックスに資する店舗 商業活性化のためのソフト事業 （バス運行、宅配事業等委託費等）	都道府県、市町村 都道府県 （市町村） 都道府県、市町村 （第3セクター） 都道府県、市町村 （NPO）	1 / 2 1 / 2 1 / 2 1 / 3 1 / 4 1 / 3
	新事業支援施設 整備費補助金	平14 （平10）	基本計画等に基づき、将来の地域経済の牽引役である 中小・ベンチャー企業を効果的・効率的に育成するた めの新事業育成支援施設を整備する地方公共団体や第 3セクター等に対する補助	次の施設の建設・取得 ・貸事業場 ・研究開発施設 ・産学連携支援施設 ・人材育成施設 ・貸工場	都道府県、市町村、第3セクター 都道府県 （市町村） 都道府県、市町村 （第3セクター） 都道府県、市町村 （PFI事業者）	1 / 2 1 / 2 1 / 2 1 / 4 1 / 2
	中心市街地等商 店街・商業集積 活性化施設整備 費補助金	平11 （平10）	TMO計画、特定事業計画等に基づき、多目的ホー ル、アーケード等、商店街・商業集積の活性化を図 るとともに一般公衆の利便に寄与する施設、荷捌き 場、ゴミ処理場等、商店街・商業集積の活性化を図 るとともに小売業務の円滑な実施を図るための施設を整 備する商工会議所、商店街振興組合、第3セクター等 に対する補助	商店街・商業集積の活性化を図るとともに一般公衆の利便に 寄与する施設の建設・取得 （教養文化施設、多目的ホール、アーケード、カラード舗装、 駐車場等） 商店街・商業集積の活性化を図るとともに小売業務の円滑な 実施を図るための施設の建設・取得 （荷捌き場、ゴミ処理場等）	市町村 都道府県、市町村 （第3セクター） 都道府県、市町村 （商工会議所、商店街振興組合等） 都道府県、市町村 （共同出資会社）	1 / 2 1 / 2 1 / 3 1 / 4 1 / 3 1 / 4 1 / 4
	中心市街地等商 店街・商業集積 活性化施設整備 事業費補助事業	平14 （平10）	TMO計画、特定事業計画等に基づき、イベン ト広場、公園、公衆便所等商店街・商業集積の活性化を図 るとともに一般公衆の利便に寄与する施設、テナン トミックスに資する店舗、ファサードの整備等を行う 商工会議所、商店街振興組合、第3セクター等 に対する補助	商店街・商業集積の活性化を図るとともに一般公衆の利便に 寄与する施設の建設・取得 （イベント広場、公園、公衆便所等） 商店街・商業集積の活性化を図る事業 （テナントミックスに資する店舗、ファサード） 商店街・商業集積の活性化を図るとともに中小小売業者等 の経営基盤の強化に寄与する設備等 （電子計算機、端末装置、伝送装置等） 商店街・商業集積を取り巻く様々な社会問題に対応すること により商店街・商業集積の活性化を図るための事業 （バリアフリー対応設備等） 中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備補助金等に より整備された施設を利用し、商店街・商業集積の活性化を 図るためのソフト事業	都道府県、市町村 （第3セクター） 都道府県、市町村 （商工会議所、商店街振興組合等） 都道府県、市町村 （共同出資会社）	1 / 2 1 / 3 1 / 4 1 / 3 1 / 4

所管省名	補助金名	創設年度	事業の内容	主な補助対象事業・経費	補助事業者（間接補助事業者）	国庫補助率
経済産業省	商店街等活性化事業費補助事業	平13 (平10)	中心市街地等における商店街の活性化を図るために空き店舗対策、駐車対策、マネイジメント対策、活性化対策のソフト事業を行う商工会議所、商店街振興組合、第3セクター等に対する補助	空き店舗対策事業 (空き店舗を活用したチャレンジショップ事業、情報提供事業等) 駐車対策事業 (共通駐車券システムの構築、循環バスの運行等) マネイジメント対策事業 (商店街へのマネージャーの常駐) 活性化対策事業 (IT化、高齢化に対応したカード事業、宅配事業等)	都道府県、市町村 (商工会議所、商店街振興組合、第3セクター等)	1 / 3
	TMO自立支援事業費補助事業	平13	駐車場経営、特産品販売、テナントリレーシニング等、中心市街地の活性化に資するとともに、料金収入により、TMOの経営基盤の確立に資する事業を行うTMO Oに対する事業立上時の補助	・謝金 ・旅費 ・庁費 ・委託費 ・基盤確立事業費(店舗等賃貸料、内装・設備・施工工事費、広報費、委託費等)	市町村 (TMO)	1 / 3
国土交通省	バス利用促進等総合対策事業	平10	自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図るため、車両点検・整備講習等の自動車事故防止対策に合わせ、バス等公共交通機関の利用促進等に資する事業を行う地方公共団体、自動車運送業者等に対する補助	オムニバスタウン整備総合対策事業 (オムニバスタウン計画に基づく調査、施設整備等) 交通システム対策事業 (パークアンドバスライド、コミュニティバス、シャトルバス等システムの整備) 個別対策事業 (超低床ノンステップバスの導入、ターミナル等施設整備等) 調査事業 (パークアンドバスライド、コミュニティバス、シャトルバス等システムについての計画策定のための調査) 実証実験・実証運行事業 (パークアンドバスライド、コミュニティバス、シャトルバス等システムの実証実験、実証運行)	地方公共団体、自動車運送業者、バス協会及びトラック協会等	1 / 2 1 / 3 1 / 4 1 / 5

(注)1 総務省、経済産業省、国土交通省の資料による。
2 「創設年度」欄における()は、当該補助金の創設年度である。
3 「補助事業者(間接補助事業者)」欄における市町村には、東京都特別区を含む。
4 「バス利用促進等総合対策事業」は、地方公共団体、自動車運送業者、バス協会及びトラック協会等を補助対象事業者とし、原則として国と地方公共団体が協同して補助を行うこととされている。

表3 -

調査した補助金の予算及び執行状況

(単位:千円)

補助金名			平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
総務省	マルチメディア街中にぎわい創出事業	予算額(A)	1,198,333	198,333	198,333	223,000	150,000	142,500
		執行額(B)	437,242	763,457	443,045	261,352	89,989	34,751
		B / A	36.5%	384.9%	223.4%	117.2%	60.0%	24.4%
		交付件数	2	2	6	3	2	1
経済産業省	商業・サービス業集積関連施設整備費補助金	予算額(A)	6,430,637	3,014,361	3,416,276	2,175,872	1,470,074	930,894
		執行額(B)	5,257,521	2,916,643	3,383,625	2,170,219	1,426,537	919,993
		B / A	81.8%	96.8%	99.0%	99.7%	97.0%	98.8%
		交付件数	16	20	36	21	8	14
	中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金	予算額(A)				306,121	3,775,121	4,488,100
		執行額(B)				306,100	3,751,327	4,455,379
		B / A				100%	99.4%	99.3%
		交付件数				2	28	30
	新事業支援施設整備費補助金	予算額(A)	568,400	553,580	1,505,098	1,563,095	1,885,485	1,996,150
		執行額(B)	194,924	552,192	1,425,892	1,483,715	1,839,975	1,878,322
		B / A	34.3%	99.7%	94.7%	94.9%	97.6%	94.1%
		交付件数	1	2	2	16	18	14
	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金	予算額(A)	16,500,000	5,800,000	5,500,000	4,300,000	3,550,000	2,750,000
		執行額(B)	5,788,417	3,134,810	2,896,429	2,776,789	1,983,816	2,707,643
		B / A	35.1%	54.0%	52.7%	64.6%	55.9%	98.5%
		交付件数	98	76	62	62	60	48
	中心市街地等商店街・商業集積活性化事業費補助事業	予算額(A)	3,172,500	2,072,500	2,372,500	3,372,500	2,452,613	1,875,000
		執行額(B)	1,078,879	619,620	587,076	2,864,899	1,507,906	1,534,832
		B / A	34.0%	29.9%	24.7%	84.9%	61.5%	81.9%
		交付件数	42	53	54	68	70	59
	商店街等活性化事業費補助事業	予算額(A)	862,544	866,565	773,403	1,088,767	438,550	168,355
		執行額(B)	597,512	423,927	495,975	375,178	230,075	152,737
		B / A	69.3%	48.9%	64.1%	34.5%	52.5%	90.7%
		交付件数	58	51	68	99	77	55
TMO自立支援事業費補助事業	予算額(A)				650,533	141,233	41,449	
	執行額(B)				5,321	11,984	16,908	
	B / A				0.8%	8.5%	40.8%	
	交付件数				3	6	5	
国土交通省	バス利用促進等総合対策事業	予算額(A)	1,930,000	1,631,000	1,631,000	1,934,000	1,740,000	1,740,000
		執行額(B)	1,866,216	1,603,615	1,427,868	1,712,198	1,564,208	1,442,973
		B / A	96.7%	98.3%	87.5%	88.5%	89.9%	82.9%
		交付件数	100	127	137	159	142	151

(注)1 総務省、経済産業省及び国土交通省の資料による。

2 予算額は補正後の予算額である。

3 マルチメディア街中にぎわい創出事業、商業・サービス業集積関連施設整備費補助金及び中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金を除き、数値には中心市街地外の事業分も含む。

4 マルチメディア街中にぎわい創出事業については、電気通信格差是正事業費補助金の他の事業予算からの流用等があるため、執行率(B/A)が100%を超える場合がある。

5 数値には、各補助金の前身となる補助金の実績を含む。

表 3 -

調査した補助金における事業効果の発現状況等

1 施設・設備の利用見込みや活性化効果の見込みを設定している事業

(単位：事業)

所管 省名	補助金名	調査 事業数	左のうち、見込みを 設定しているもの	左のうち、見込みに 対する実績を測定 可能なもの(A)	左のうち、実績が見 込みを達成してい ないもの(B)	
						B/A
総務省	マルチメディア街中にぎわい創出事業	8	1	1	0	0%
経済 産業省	商業・サービス業集積関連施設整備費補助金	42	8	6	4	66.7%
	中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金	3	2	2	0	0%
	新事業支援施設整備費補助金	3	0	0		
	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金	35	4	4	3	75%
	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業	25	3	3	2	66.7%
	商店街等活性化事業費補助事業	49	5	1	0	0%
	TMO自立支援事業費補助事業	5	5	5	4	80%
国土 交通省	バス利用促進等総合対策事業	9	7	7	0	0%

2 施設・設備の利用見込みや活性化効果の見込みを設定していない事業

(単位：事業)

所管 省名	補助金名	調査 事業数	左のうち、見込みを 設定していないもの	左のうち、事業効果 を測定可能なもの (A)	左のうち、歩行者通 行量が事業実施前 後を比較したとこ ろ減少しているも の等(B)	
						B/A
総務省	マルチメディア街中にぎわい創出事業	8	7	3	3	100%
経済 産業省	商業・サービス業集積関連施設整備費補助金	42	34	2	2	100%
	中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金	3	1	0		
	新事業支援施設整備費補助金	3	3	0		
	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金	35	31	12	7	58.3%
	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業	25	22	4	0	0%
	商店街等活性化事業費補助事業	49	44	11	1	9.1%
	TMO自立支援事業費補助事業	5	0			
国土 交通省	バス利用促進等総合対策事業	9	2	0	0	0%

3 合計(1+2)

(単位:事業)

所管省名	補助金名	調査 事業数	1 A + 2 A (A)	1 B + 2 B (B)	
					B / A
総務省	マルチメディア街中にぎわい創出事業	8	4	3	75%
経済 産業省	商業・サービス業集積関連施設整備費補助金	42	8	6	75%
	中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金	3	2	0	0%
	新事業支援施設整備費補助金	3	0		
	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金	35	16	10	62.5%
	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業	25	7	2	28.6%
	商店街等活性化事業費補助事業	49	12	1	8.3%
	TMO自立支援事業費補助事業	5	5	4	80%
国土 交通省	バス利用促進等総合対策事業	9	7	0	0%

(注) 当省の調査結果による。

調査した補助金を受けて実施された事業のうち、施設・設備等の利用実績が見込みに達していないものや歩行者通行量が事業実施前後を比較したところ減少しているもの等

(総務省：マルチメディア街中にぎわい創出事業)

施設・設備の利用見込みや活性化効果の見込みを設定していない場合において、事業実施前後で比較可能な指標 施設・設備稼働率等を用いて事業効果を測定したもの

都道府県	市町村	事業実施主体	事業内容 (実施年度)	国庫補助額 (千円)	測定指標	事業効果の発現状況		事業効果の報告及び指導・助言 採択機関による指導・助言の実施状況
						事業実施前	事業実施後	
北海道	f1 町	f1 町	福祉サービス施設への情報化拠点としての設備(テレビ会議システムを備えた多目的ホール等)の併設(平12)	72,518	施設稼働率 (年間利用人数/施設定員×年間開館日数)	多目的情報ホール 1,881人/80人×249日=9.4%(平成14年度) 多目的情報会議室 280人/14人×249日=8%(平成14年度)		平成14年5月、北海道総合通信局へ施設・設備の動作状況、利用状況、目的外使用の有無等を報告(会計検査関係)
愛知県	f2 市	f2 市	伝承工芸品に関する映像情報、行政情報、観光情報の提供、伝承技術の情報蓄積等を行う施設(平11)	147,086	施設・設備の利用状況	双方向画像伝送装置(10,313千円)は開館以来利用実績なし ノンリニア編集機(4,312千円)は、修理予算が確保できないことから、故障したまま放置 入館者数 平成12年度：10,917人 平成13年度：9,851人 平成14年度：9,751人		平成13年12月及び15年1月、東海総合通信局へ施設・設備の動作状況、利用状況、目的外使用の有無等を報告(会計検査関係) 平成14年7月、東海総合通信局へ施設・設備の利用者数、施設・設備が中心市街地の活性化にもたらす定性的な評価等を報告(政策評価関係)

(経済産業省：商業・サービス業集積圏連施設整備補助金)
施設・設備の利用見込みや活性化効果の見込みを設定しているもの

都道府県	市町村	事業実施主体	事業内容 (実施年度)	国庫補助額 (千円)	見込み		実績		事業効果の報告及び指導・助言	
					設定指標	設定数値 (A)	実績 (B)	達成度 (B/A)	採択機関への報告状況	採択機関による指導・助言の実施状況
神奈川県	f3市	f3市	特殊舗装、街路灯、サイン、スツール(椅子) (平13~14)	32,991	歩行者通行量	実施前(平9) : 1,400人/半日 実施後(平13) : 4,600人/日	4,191人/日	91.1%	平成14年8月及び15年6月、関東経済産業局へ商業統計等数値の推移、地域住民・市町村による定性的評価結果を報告(政策評価関係)	
京都府	f4市	f4市	厚生会館改修(平12~13)	101,535	利用者数	改修前(平12) : 69,668人/年 改修後(平14) : 80,000人/年	平14 : 74,890人/年	93.6%		
京都府	f4市	f4市	厚生会館改修(平13)	168,144	近隣観光施設利用者数	改修前(平12) : 24,593人/年 改修後(平14) : 30,000人/年	平14 : 16,466人/年	54.9%		
鹿児島県	f5市	f5市	駐車場 特殊舗装、ポケットパーク、歩行者専用橋等 (平10~11)	105,515	利用台数	100,000台/年	平12 : 19,896台/年 平13 : 27,546台/年 平14 : 31,780台/年	31.8% (平14)	平成13年7月、九州経済産業局へ商業統計等数値の推移、地域住民・市町村による定性的評価結果を報告(政策評価関係)	

施設・設備の利用見込みや活性化効果の見込みを設定していない場合において、事業実施前後で比較可能な指標・施設・設備の稼働率等を用いて事業効果を測定したもの

都道府県	市町村	事業実施主体	事業内容 (実施年度)	国庫補助額 (千円)	事業効果の発現状況		事業効果の報告及び指導・助言		
					測定指標	事業実施前	事業実施後	採択機関への報告状況	採択機関による指導・助言の実施状況
富山県	f6町	f6町	コミュニティスペース (平10)	254,075	施設近隣3商店街商店数 施設近隣3商店街年間販売額 施設近隣3商店街従業員数 施設近隣3商店街売場面積	平9 : 115店 平9 : 6,246百万円 平9 : 426人 平9 : 8,888㎡	平11 : 107店 平11 : 5,127百万円 平11 : 398人 平11 : 7,590㎡		
福岡県	f7市	f7市	駐車場から商店街までの雨よけシールド (平11~12)	29,135	駐車場利用台数 商店街歩行者通行量	平12.4 : 13,012台 平12.3 : 3,155人(平日) 3,935人(休日)	平13.4 : 13,367台 平14.4 : 11,946台 平15.4 : 11,922台 平13.3 : 3,225人(平日) 3,377人(休日) 平14.3 : 2,707人(平日) 3,458人(休日) 平15.3 : 2,625人(平日) 2,766人(休日)		平成13年7月、九州経済産業局へ商業統計数値の推移、市町村による定性的評価結果を報告(政策評価関係)

(経済産業省：中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備補助金)
施設・設備の利用見込みや活性化効果の見込みを設定しているもの

都道府県	市町村	事業実施主体	事業内容 (実施年度)	国庫補助額 (千円)	見込み		実績		事業効果の報告及び指導・助言 採択機関による指導・助言の実施状況
					設定指標	設定数値 (A)	実績 (B)	達成度 (B/A)	
北海道	f8 町	f8 町商工会	商業基盤複合施設(物産展示スペース、コミュニティスペース、手作り農産加工室、多目的ホール等) (平12)	84,118	(手作り農産加工室) 利用者数 利用回数	1,200人/年 110回/年	平14：67人 平14：22回	5.6% 20%	
					(多目的ホール) 利用者数 利用回数	18,800人/年 210回/年	平14：6,913人 平14：232回	36.8% 110.5%	
静岡県	f9 市	(株)f10	駐車場 集会所等(平13)	63,194	駐車場 利用台数	601台/日	平13.9～15.9平均：174台/日	29%	
					駐車場 料金収入	115,000円/日	平13.9～15.9平均：35,000円/日	30.4%	
香川県	f11 市	f12 商店街振興組合	アーケード(平13)	20,000	商店街歩行者 通行量	実施前(平13)：19,600人/日 実施後(平14)：20,000人/日	平14：18,397人/日	92%	

施設・設備の利用見込みや活性化効果の見込みを設定していない場合において、事業実施前後で比較可能な指標 施設・設備の稼働率等を用いて事業効果を測定したものの

都道府県	市町村	事業実施主体	事業内容 (実施年度)	国庫補助額 (千円)	事業効果の発現状況			事業効果の報告及び指導・助言 採択機関による指導・助言の実施状況
					測定指標	事業実施前	事業実施後	
香川県	f11 市	f13 商店街振興組合	アーケード(平13～14)	50,000	商店街歩行者通行量	平13.9：16,322人/日(平日) 20,546人/日(休日)	平14.9：16,100人/日(平日) 15,698人/日(休日)	
					商店街歩行者通行量	平10.5：5,969人/日(平日) 5,307人/日(休日)	平12.5：5,607人/日(平日) 5,704人/日(休日) 平14.5：4,600人/日(平日) 5,156人/日(休日)	
愛媛県	f14 市	協同組合 f16	アーケード(平11)	15,168	商店街歩行者通行量	平10.5：6,922人/日(平日) 6,437人/日(休日)	平12.5：5,662人/日(平日) 6,734人/日(休日) 平14.5：5,109人/日(平日) 6,203人/日(休日)	
					商店街歩行者通行量	平10.5：6,395人/日(平日) 6,123人/日(休日)	平12.5：5,292人/日(平日) 6,267人/日(休日) 平14.5：4,110人/日(平日) 5,144人/日(休日)	

都道府県	市町村	事業実施主体	事業内容 (実施年度)	国庫補助額 (千円)	事業効果の発現状況			事業効果の報告及び指導・助言	
					測定指標	事業実施前	事業実施後	採択機関への報告状況	採択機関による指導・助言の実施状況
福岡県	f18 市	f19 商店街振興組合	アーケード(平11)	66,079	商店街歩行者通行量 (調査地点)	平 11.3 : 3,258 人/日(平日) 3,109 人/日(休日)	平 12.3 : 2,761 人/日(平日) 2,317 人/日(休日) 平 13.3 : 2,873 人/日(平日) 2,688 人/日(休日) 平 14.3 : 2,273 人/日(平日) 1,778 人/日(休日)		
					商店街歩行者通行量 (調査地点)	平 11.3 : 3,049 人/日(平日) 2,908 人/日(休日)	平 12.3 : 3,045 人/日(平日) 2,392 人/日(休日) 平 13.3 : 2,910 人/日(平日) 2,397 人/日(休日) 平 14.3 : 2,905 人/日(平日) 2,003 人/日(休日)		
					商店街商店数	平 10.8 : 60 店	平成 15.8 : 51 店		
福岡県	f7 市	f7 商工会議所	アーケード、カラー舗装 (平13)	82,800	商店街歩行者通行量 (調査地点)	平 13.3 : 1,159 人/日(平日) 994 人/日(休日)	平 14.3 : 989 人/日(平日) 947 人/日(休日) 平 15.3 : 956 人/日(平日) 653 人/日(休日)		
					商店街歩行者通行量 (調査地点)	平 13.3 : 4,868 人/日(平日) 5,191 人/日(休日)	平 14.3 : 3,988 人/日(平日) 4,626 人/日(休日) 平 15.3 : 4,109 人/日(平日) 3,619 人/日(休日)		
					商店街空き店舗数	平 12.9 : 4 店	平 14.11 : 5 店		
福岡県	f7 市	f7 商工会議所	カラー舗装、街路灯 (平13)	37,145	商店街歩行者通行量 (調査地点)	平 13.3 : 6,693 人/日(平日) 5,742 人/日(休日)	平 14.3 : 6,603 人/日(平日) 6,058 人/日(休日) 平 15.3 : 5,429 人/日(平日) 4,968 人/日(休日)		
					商店街歩行者通行量 (調査地点)	平 13.3 : 5,517 人/日(平日) 3,871 人/日(休日)	平 14.3 : 4,926 人/日(平日) 4,389 人/日(休日) 平 15.3 : 4,764 人/日(平日) 3,602 人/日(休日)		

(経済産業省：中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業)
施設・設備の利用見込みや活性化効果の見込みを設定しているもの

都道府県	市町村	事業実施主体	事業内容 (実施年度)	国庫補助額 (千円)	見込み		実績		事業効果の報告及び指導・助言	
					設定指標	設定数値 (A)	実績 (B)	達成度 (B/A)	採択機関への報告状況	採択機関による指導・助言の実施状況
香川県	f20 市	(株)f21	イベント広場(平14)	91,340	来場者	平15: 400人/日(平日) 600人/日(休日)	平15.4~10平均: 約60人/日	15%(平日) 10%(休日)		
愛媛県	f22 市	f23 協同組合	テナントミックスに資する店舗等(平14)	13,827	販売額	17,750千円/月	平15.3~10:5,000~6,000千円/月	33.8%		

(経済産業省：商店街等活性化事業費補助事業)

施設・設備の利用見込みや活性化効果の見込みを設定していない場合において、事業実施前後で比較可能な指標 施設・設備の稼働率等を用いて事業効果を測定したものの

都道府県	市町村	事業実施主体	事業内容 (実施年度)	国庫補助額 (千円)	事業効果の発現状況			事業効果の報告及び指導・助言	
					測定指標	事業実施前	事業実施後	採択機関への報告状況	採択機関による指導・助言の実施状況
愛知県	f24 市	f24 商工会議所	空き店舗を利用したチャレンジショップ、イベント会場(平13)	2,114	空き店舗の状況	空き店舗を利用したチャレンジショップでの開店店舗は、平成14年3月の補助終了を以って閉店 空き店舗を利用したイベント会場は、平成15年10月現在閉鎖され、再び空き店舗化の予定			

(経済産業省：TMO自立支援事業費補助事業)

施設・設備の利用見込みや活性化効果の見込みを設定しているもの

都道府県	市町村	事業実施主体	事業内容 (実施年度)	国庫補助額 (千円)	見込み		実績		事業効果の報告及び指導・助言	
					設定指標	設定数値 (A)	実績 (B)	達成度 (B/A)	採択機関への報告状況	採択機関による指導・助言の実施状況
宮城県	f25 市	(株) f26	ネット通販、バーチャルタウン等(平13)	801	事業収支	平13:収入 2,740,000円 支出 5,599,000円 補助金 3,076,000円 経常利益 217,000円	平13:収入 29,000円 支出 2,402,916円 補助金 1,601,944円 経常利益 771,972円			
						平14:収入 1,728,000円 支出 3,367,800円 補助金 2,240,000円 経常利益 600,200円	平14:収入 303,000円 支出 2,205,188円 補助金 1,470,124円 経常利益 432,064円			
宮城県	f25 市	(株) f26	ネット通販、バーチャルタウン等(平14)	735	事業収支	平13:売上 2,541,000円 売上原価 1,548,750円 営業経費 9,739,785円 補助金 6,492,000円 経常利益 2,255,535円	平13:売上 1,364,922円 売上原価 44,630円 営業経費 5,675,187円 補助金 3,601,344円 経常利益 753,551円			
						平14:売上 11,018,150円 売上原価 6,581,575円 営業経費 9,535,646円 補助金 6,356,000円 経常利益 1,256,929円	平14:売上 6,675,002円 売上原価 543,685円 営業経費 12,288,798円 補助金 6,357,089円 経常利益 199,608円			
愛知県	f2 市	f27 株式会社	陶器・ガラス工芸品の常設展示・販売、喫茶店等(平13)	1,801	事業収支	平13:売上 2,541,000円 売上原価 1,548,750円 営業経費 9,739,785円 補助金 6,492,000円 経常利益 2,255,535円	平13:売上 1,364,922円 売上原価 44,630円 営業経費 5,675,187円 補助金 3,601,344円 経常利益 753,551円			
						平14:売上 11,018,150円 売上原価 6,581,575円 営業経費 9,535,646円 補助金 6,356,000円 経常利益 1,256,929円	平14:売上 6,675,002円 売上原価 543,685円 営業経費 12,288,798円 補助金 6,357,089円 経常利益 199,608円			
愛知県	f2 市	f27 株式会社	陶器・ガラス工芸品の常設展示・販売、喫茶店等(平14)	3,179		平13:売上 2,541,000円 売上原価 1,548,750円 営業経費 9,739,785円 補助金 6,492,000円 経常利益 2,255,535円	平13:売上 1,364,922円 売上原価 44,630円 営業経費 5,675,187円 補助金 3,601,344円 経常利益 753,551円			
						平14:売上 11,018,150円 売上原価 6,581,575円 営業経費 9,535,646円 補助金 6,356,000円 経常利益 1,256,929円	平14:売上 6,675,002円 売上原価 543,685円 営業経費 12,288,798円 補助金 6,357,089円 経常利益 199,608円			平成15年度以降、赤字見込み

(注) 当省の調査結果による。

整備した施設・設備の利用が低調な例

件名	都道府県名	静岡県	市町村名	f9 市	事業実施主体名	株式会社 f10
	補助金名	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金		国庫補助額(千円)	63,194	
	事業内容	駐車場、集会所、公衆便所の整備		事業実施年度	平成 13 年度	
事例の内容	<p>f9 市の中心市街地においては、一定規模の収容力を有する駐車場が不足していたため、株式会社 f10 は、車による来街者の利便性の向上を図り、中心市街地の集客力向上を図るため、平成 13 年度に中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金を利用し、集会所、公衆便所を含んだ立体駐車場（収容台数 187 台）を整備</p> <p>本事業では、駐車場に隣接する平成 11 年に撤退した大型店の再開を前提として、駐車場の利用見込み台数を設定しているが、同大型空き店舗については、補助金交付申請が行われた平成 13 年の時点において既に具体的な再開の見通しはないとされており、平成 15 年に至っても未だ再開されていない。</p> <p>そのため、整備した駐車場においては、1 日当たり 601 台（料金収入 115,000 円）の利用見込みに対し、利用実績は平成 13 年度で 150 台（30,091 円）、14 年度で 170 台（34,098 円）、15 年度で 209 台（41,729 円）と、見込みを大幅に下回る状況</p> <p>（参考）</p> <p>f28 商工会議所（静岡県 f28 市）は、平成 14 年度に中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金（国庫補助額 84,465 千円）を利用し、立体駐車場（収容台数 126 台）及び多目的ホールの整備事業を行っているが、建設に当たっては事前に、近隣の既存駐車場におけるピーク時の利用率及び同時間帯の路上駐車状況調査、近隣商店街の加盟全店舗に対する駐車場需要アンケート調査、建設予定地から半径 150m 以内にある 78 商店へのヒアリング調査を行うなど、的確な需要予測に努めた結果、1 日当たり 149 台（料金収入 75,000 円）の利用見込みに対し、実績は 1 日当たり 199 台（86,000 円）と見込みを上回るものとなっている。</p>					

(注) 当省の調査結果による。

整備した施設・設備の利用が低調な例

件名	都道府県名	愛知県	市町村名	f2市	事業実施主体名	f2市
	補助金名	マルチメディア街中にぎわい創出事業		国庫補助額(千円)	147,086	
	事業内容	情報化拠点施設の整備		事業実施年度	平成11年度	
事例の内容	<p>f2市は、平成10年度末に伝承工芸品に関する映像情報、行政情報、観光情報の提供、伝承技術の情報蓄積等を行う施設の建設を企画</p> <p>本事業は、基本計画において当初から予定されていたものとは位置等が相違しており、企画から着工までが短期間で行われたことから、施設・設備の利用見込み等について、十分な検討が行われていない。</p> <p>以上のように、事業実施に当たった内容検討が不十分であったこともあり、</p> <p>情報交換や行政相談等に用いられる双方向画像伝送装置(10,313千円)は、携帯電話の普及により必要性が乏しくなっているほか、相談に用いるにはプライバシーが確保できる構造になっていないことなどから、平成12年4月の開館以来利用実績なし。</p> <p>伝承工芸の作業風景などをビデオ収録するための機器であるノンリニア編集機(4,312千円)は、故障したまま修理予算が確保できず、放置された状態</p> <p>施設の入場者数は年々減少(平成12年度:10,917人、13年度:9,851人、14年度:9,751人)</p> <p>総務省は、f2市に対し、東海総合通信局を通じて、平成13年12月、14年6月及び12月に、会計検査対応や政策評価のための資料として、施設・設備の状況や利用状況等を報告させているものの、同報告では施設の実態を把握できておらず、指導・助言も行われていない。</p>					

(注) 当省の調査結果による。

表 3 -

調査した補助金における事業効果見込みの記載に関する規定状況

省名	補助金名	活性化効果を記載する規定の有無	施設・設備、ソフト事業の利用見込みに関する規定の有無	施設・設備、ソフト事業の利用見込みの根拠（地域住民への需要調査結果等）を記載する規定の有無	備考
総務省	マルチメディア街中にぎわい創出事業	×	×	×	
経済産業省	商業・サービス業集積関連施設整備費補助金				
	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金				「事業採算性」を記載することとされているものの、その内容が実施する事業の種類に応じて、活性化効果の見込み及び施設・設備等の利用見込みを設定するものとなっていない。
	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業				
	商店街等活性化事業費補助事業	×	×	×	
	TMO自立支援事業費補助事業	×			本事業は、中心市街地の活性化とTMOの財政基盤の確立を目的とし、TMOが行う収益事業に対し補助を行うものであるため、「利用見込み」は「収益見込み」になる。

(注)1 総務省、経済産業省の資料による。

2 「 」は交付要望調書等に当該規定があることを、「×」は交付要望調書等に当該規定がないことを示す。

表3 -

調査した補助金における事業効果見込みの記載に関する規定内容

所管 省名	補助金名	内容	根拠
経済 産業省	商業・サービス 業集積関連施 設整備費補助 金	<p>中心市街地の活性化を図るため、どのような効果を期待して当該事業を実施するのか 当該事業の事業効果を測定する指標の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○以下の「商業の活性化を測定する指標」から1以上を設定 <ul style="list-style-type: none"> ・年間販売額 ・商店数（商店数、空き店舗数、新規出店数） ・売場面積 ○以下の「集客力（来街者）を測定する指標」から1以上を設定 <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者（車）の通行量 ・駅乗降客数 ・来街者数 ・観光客数 ○ハコ物（駐車場、催事場、商業施設等）整備事業については「施設利用者（台）数」を設定 ○上記の他に効果を測定できる指標がある場合は、できるだけ多くの指標を設定 <p>事業実施後の目標値は、原則として事業完了年の翌年度における設定値とし、長期的な目標値があれば当該目標値も記載 統計資料、類似施設稼働状況、ニーズ調査等、目標値の積算根拠を記載</p> <p>他の事業と連携して実施されることによって効果の発現が期待される場合は、その事業の内容及び、それらの事業との連携により発現される効果を測定する指標（居住人口、年間販売額、歩行者通行量等）及び目標値の積算根拠 年間利用人員（台数）、年間開館日数、年間使用日数等、施設活用計画及び積算根拠資料 維持管理費（運営費）等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営主体 ・収支計画 ・赤字補填の考え方 <p>類似施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・類似施設の有無 ・類似施設の概要 ・類似施設が存在する場合の施設整備の必要性 	総合補助金及び商サ補助金の要望調査について別紙事業の効果等説明書
	中心市街地等 商店街・商業集 積活性化施設 整備費補助金	<p>施設利用計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備した施設を利用して行うイベント事業等の予定 <p>事業採算性の説明 利用者数等数値根拠</p>	リノベーション補助金（中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金及び中小商業活性化事業費補助金のうちの中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業）の交付希望調査について
	中心市街地等 商店街・商業集 積活性化施設 整備事業費補 助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「施設利用計画」や「事業採算性の説明」で引用した調査及び統計等の出典 	

所管 省名	補助金名	内容	根拠
経済 産業省	TMO自立支 援事業費補助 事業	事業経費支出計画 事業収入計画	TMO自立支援事業費補 助金要望書 TMO自立支援事業個別 事業計画書

(注) 経済産業省の資料による。

表3 -

中央省庁等改革基本法（平成十年法律第百三号）<抄>

（国の規制及び補助金等の見直し）

第四十四条（略）

2 政府は、次に掲げる観点から、国の補助金等の見直しを行うものとする。

- 一 地方公共団体に対するものについては、地方分権推進委員会の勧告に沿って、その削減又は合理化を推進すること。
- 二 事業等の振興又は助成を図るためのものであって、長期間の継続によりその効果が乏しくなっているもの又は少額なものは、原則として廃止すること。
- 三 補助の効果をできる限り客観的に評価して公表する仕組みを整備すること。

（注）下線は、当省が付した。

表3 -

「地方分権推進計画」（平成10年5月29日閣議決定）<抄>

第4 国庫補助負担金の整理合理化と地方財源の充実確保

3 存続する国庫補助負担金に係る運用・関与の改革

(3) 国庫補助負担金の制度・運用の在り方をめぐる国と地方の新しい関係の樹立

ウ 運用・関与の在り方についての総点検や目的の達成状況、効果、超過負担の実態調査等の実施による改善措置の仕組み

各省庁は所管する国庫補助負担金の予算の適正執行について所要の点検を行うのみでなく、その運用・関与の在り方についての総点検や目的の達成状況、効果、超過負担の実態調査等を適時に行い、これに基づき具体的な改革措置を講ずる仕組みとする。

（注）下線は、当省が付した。

表3 -

「地方分権推進委員会意見」（平成12年8月8日）<抄>

第1章 国庫補助負担金の整理合理化と当面の地方税源の充実確保策について

国庫補助負担金の運用等についての改革措置について

1 地方分権推進計画においては、当委員会の第2次勧告を踏まえ、「各省庁は所管する国庫補助負担金の予算の適正執行について所要の点検を行うのみではなく、運用・関与の在り方についての総点検や目的の達成状況、効果、超過負担の実態調査等を適時に行い、これに基づき具体的な改革措置を講ずる仕組みとする」こととされている。

2 従来から関係省庁においては、超過負担の解消のため毎年度いくつかの補助金等について共同実態調査を行い、その結果に基づき必要な措置を講じるなどの努力を行っているが、各省庁自らがそれぞれ所管する国庫補助負担金の運用等の実態を把握し、早急に具体的な改革措置を講じる仕組みとすべきである。

（注）1 地方分権推進法（平成七年法律第九十六号）第十条第二項の規定に基づく内閣総理大臣に対する意見である。

2 下線は、当省が付した。

表3 -

調査した補助金における事業効果の報告に関する仕組みの整備及び指導・助言の状況

省名	補助金名	事業効果の報告		指導・助言	備考
		活性化効果の報告	施設・設備、ソフト事業の利用実績の報告	左の報告結果に基づく指導・助言	
総務省	マルチメディア街中にぎわい創出事業	×		×	
経済産業省	商業・サービス業集積関連施設整備費補助金		×	×	平成16年度から活性化効果及び施設・設備等の利用実績を報告させることとした。
	中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金	×	×	×	平成16年度から活性化効果及び施設・設備等の利用実績を報告させることとした。
	新事業支援施設整備費補助金	×	×	×	平成16年度から活性化効果及び施設・設備等の利用実績を報告させることとした。
	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金	×	×	×	
	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業	×	×	×	
	商店街等活性化事業費補助事業	×	×	×	
	TMO自立支援事業費補助事業	×	×	×	本事業は、中心市街地の活性化とTMOの財政基盤の確立を目的とし、TMOが行う収益事業に対し補助を行うものであるため、「利用実績」は「収益実績」になる。
国土交通省	バス利用促進等総合対策事業			×	本事業は自動車交通の安全の確保等を一義的な目的としており、直接に中心市街地活性化を目的とはしていない。

(注)1 総務省、経済産業省及び国土交通省の資料による。

- 2 「 」は事業効果の報告の仕組みがあること、又は指導・助言を行っていることを、「×」は事業効果の報告の仕組みがないこと、又は指導・助言を行っていないことを示す。

表 3 -

調査した補助金における事業効果の報告に関する仕組みの内容

所管 省名	補助金名	内容	根拠
総務省	マルチメディア街中にぎわい創出事業	マルチメディアを活用した展示・研修・交流施設の利用者数 施設についての定性的な評価結果 ホームページへのアクセス数	地域イントラネット基盤施設整備事業等の事後評価に係る調査について(依頼)
経済 産業省	商業・サービス業集積関連施設整備費補助金	市町村全体及び中心市街地における人口、売上高、売場面積、店舗数、空き店舗数の推移 認知度、活用度等に関する地域住民による定性的な評価結果 活用度、活性化効果、目標達成度に関する市町村による定性的な評価結果	商業・サービス補助金(商・サ補助金)の成果・効果に関する調査について(依頼) 中心市街地活性化施策評価調査の実施について(依頼)
国土 交通省	バス利用促進等総合対策事業	コミュニティバスの輸送人員の推移 コミュニティバスの実車走行キロ コミュニティバスに対する満足度調査結果等による利用者利便性向上施策の成果として示すことができる数値的指標	バス利用促進等総合対策事業の実施による自動車事故防止効果等政策効果について(調査依頼)

(注) 総務省、経済産業省及び国土交通省の資料による。

表 3 -

調査した補助金の事後評価の実施状況

所管 省名	補助金名	評価結果（概要）
総務省	マルチメディア 街中にぎわい創 出事業	<p>総務省実績評価書（地域における情報化の推進）（平成 14 年 7 月）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 政策・業務の実施状況 平成 14 年 3 月末現在の交付決定事業数 13 事業、1 事業当たりの展示・研修・交流施設の利用者数は 1 日当たり 334 人（平成 12 年度末現在で完了している事業の平成 13 年度実績） 2 評価時点での現状と目標の達成状況の分析 実施事業数の増加は、中心市街地の活性化に取り組む地域の増大として、展示・研修・交流施設の利用者数の増加はその地域でのにぎわいの増加として把握できる。平成 13 年度の施設の利用者数は 1 事業当たり 1 日 334 人であり、この実績に対するアンケートでは施設整備に効果があった 95%、やや効果があった 5%、効果がなかった 0%となっており、事業実施の効果が認められる。 3 今後の課題 にぎわいの効果を更に高めるため、実施計画の段階からアンケートによる利用状況調査を行う等により現在整備されている施設以上に集積力のあるアプリケーションを提供する展示・研修・交流施設を整備することが必要 4 政策評価の結果 にぎわいを創出するために更に利用者数の増加が見込める施設を整備する必要がある。 5 評価結果の政策への反映状況 事業採択段階でのシステム及び施設の利用見込みを把握するとともに平成 13 年度までの実績と同事業の実施ニーズを勘案し、前年度と同様に、平成 15 年度概算要求に 1 億 5 千万円の要求を盛り込んだ。 6 政策効果の把握の手法及びその結果 事業実施数については補助金交付申請書から、展示・研修・交流施設利用者数については自治体からの報告による。
経済 産業省	商業・サービス 業集積関連施設 整備費補助金	<p>中心市街地活性化施策に関する事後評価書（平成 16 年 6 月）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目標達成度 平成 12 年度までに施設整備が完了した 41 市町村の中心市街地のうち、小売販売額において 30 件（73.2%）、小売店舗数において 21 件（51.2%）、売場面積において 26 件（63.4%）が、減少から増加に転ずるか、減少幅が縮小 2 民間需要創出結果 平成 12 年度までに施設の共用を開始している顧客利便施設のうち、商業施設と関連のある事業において当該商業施設の売上高が確認できた 3 事業についてみると、補助額 37 億円に対し、当該商業施設の売上高合計は約 188 億円 3 有識者、ユーザー等の各種意見 平成 14 年度までに補助金の交付対象となった市町に対して行った施設整備後の認知度、活用度等のアンケート調査、平成 12 年度までに基本計画を策定した市町村に対して行ったアンケートの結果、事業が周知されており、事業の有用性も概ね高い評価 4 有効性、効率性等 市町村単独では整備が難しい施設であっても、事業費の 1 / 2 を補助することにより事業が推進しやすくなるため、補助金による支援は効果的

所管 省名	補助金名	評価結果（概要）
経済 産業省	中心市街地商業 等活性化総合支 援事業費補助金	<p>中心市街地活性化施策に関する事後評価書（平成 16 年 6 月）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目標達成度 2 民間需要創出効果 平成 13 年度創設であり、効果を定量的に把握する段階に至らず。 3 有識者、ユーザー等の各種意見 平成 12 年度までに基本計画を策定した市町村に対してアンケートを行った結果、事業が周知されており、事業の有用性も概ね高い評価 4 有効性、効率性等 市町村単独では整備が難しい施設であっても、事業費の 1 / 2 を補助することにより事業が推進しやすくなるため、補助金による支援は効果的。また、整備した施設の活用を図る等の目的により行う各種ソフト事業についても、市町村が当事者意識を持ちつつ集中的に実施することを可能とするためには補助金による支援が効果的
	新事業支援施設 整備費補助金	
	中心市街地等商 店街・商業集積 活性化施設整備 費補助金	<p>中心市街地活性化施策に関する事後評価書（平成 16 年 6 月）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目標達成度 平成 14 年度までの採択件数は 358 件、施設の利用率については、「達成できた」8 割以上、通行量への寄与は「達成できた」約 7 割といずれも目標達成度は非常に高い。しかし、中心市街地の商業への寄与については、4 割弱にとどまり、また、中心市街地全体に対する効果については、「不明」との回答が 3 割と非常に高く、全体への波及効果が低い点が今後の課題 2 有識者、ユーザー等の各種意見 平成 14 年度までに事業実施済の 376 事業者を対象にアンケートを行った結果、事業の有効性について高い評価 3 有効性、効率性等 TMO等が行うハード整備へ支援を行うことにより、顧客や地域住民の利便性が向上し、中心市街地・商店街の利便性や魅力が向上し、当該中心市街地・商店街の活性化が図られ、当該商業集積における民間消費の増加、それに伴う商店街の売上増加、新規出店企業の増加等による民間投資の拡大が図られる。
中心市街地等商 店街・商業集積 活性化施設整備 事業費補助事業	<p>中心市街地活性化施策に関する事後評価書（平成 16 年 6 月）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目標達成度 平成 14 年度までの採択件数は 287 件、施設の利用率については、「達成できた」8 割以上、通行量への寄与は「達成できた」約 8 割といずれも目標達成度は非常に高い。しかし、中心市街地の商業への寄与については、4 割にとどまり、また、中心市街地全体に対する効果については、「不明」という回答が 3 から 4 割と非常に高く、全体への波及効果が低い点が今後の課題 2 有識者、ユーザー等の各種意見 平成 14 年度までに事業実施済の 291 事業者を対象にアンケートを行った結果、事業の有効性について高い評価 3 有効性、効率性等 TMO等が行うハード整備へ支援を行うことにより、顧客や地域住民の利便性が向上し、中心市街地・商店街・利便性や魅力が向上し、当該中心市街地・商店街の活性化が図られ、当該商業集積における民間消費の増加、それに伴う商店街の売上増加、新規出店企業の増加等による民間投資の拡大が図られる。 	

所管 省名	補助金名	評価結果（概要）
経済 産業省	商店街等活性化 事業費補助事業	<p>中心市街地活性化施策に関する事後評価書（平成16年6月）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目標達成度 本事業の認知度に関する事業対象者の評価は、約8割が達成できたと回答しており、一定の認知度は認められる。しかし、「賑わいや来街者等の評判など」中心市街地の商業への寄与については、4割にとどまっており、中心市街地全体に対する効果については、「不明」という回答が3から4割と非常に高く、全体への波及効果が低い点が今後の課題 2 有識者、ユーザー等の各種意見 平成14年度までに事業実施済の363事業者を対象にアンケートを行った結果、事業の有効性について高い評価 3 有効性、効率性等 TMO等が行うソフト事業へ支援を行うことにより、顧客や地域住民の利便性が向上し、中心市街地・商店街・利便性や魅力が向上し、当該中心市街地・商店街の活性化が図られ、当該商業集積における民間消費の増加、それに伴う商店街の売上増加、新規出店企業の増加等による民間投資の拡大が図られる。
	TMO自立支援 事業費補助事業	<p>中心市街地活性化施策に関する事後評価書（平成16年6月）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目標達成度 目標を「事業開始前より、経常損益が黒字に改善したTMOの割合が5割」としているが、平成13年度の創設以来、本事業を活用したTMOは8件と少なく、また、各TMOにおいて補助期間が終了していないため、損益状況の把握し得ない状況にあり、上記指標による判断はできない。 2 有識者、ユーザー等の各種意見 平成14年度までに事業実施済の9TMOを対象にアンケートを行った結果、事業の有効性について高い評価 3 有効性、効率性等 TMO等が行うソフト事業へ支援を行うことにより、顧客や地域住民の利便性が向上し、中心市街地・商店街・利便性や魅力が向上し、当該中心市街地・商店街の活性化が図られ、当該商業集積における民間消費の増加、それに伴う商店街の売上増加、新規出店企業の増加等による民間投資の拡大が図られる。
国土 交通省	バス利用促進等 総合対策事業	

(注) 総務省、経済産業省及び国土交通省の資料による。

表3 -

マルチメディア街中にぎわい創出事業の要望・申請・採択・交付件数

(単位：件)

	平成10年度		11年度		12年度		13年度		14年度		15年度	
		うち 新規 件数		うち 新規 件数		うち 新規 件数		うち 新規 件数		うち 新規 件数		うち 新規 件数
要望 件数	不明		不明		不明		3	0	2	1	1	1
申請 件数	2	2	2	2	6	6	3	0	2	1	1	1
採択 件数	2	2	2	2	6	6	3	0	2	1	1	1
交付 件数	2	2	2	2	6	6	3	0	2	1	1	1

(注) 総務省の資料による。

表3 -

調査した都道府県における中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金の要望・申請・採択・交付件数

(単位：件)

都道府県	平成10年度				11年度				12年度				13年度				14年度			
	要望 件数	申請 件数	採択 件数	交付 件数	要望 件数	申請 件数	採択 件数	交付 件数	要望 件数	申請 件数	採択 件数	交付 件数	要望 件数	申請 件数	採択 件数	交付 件数	要望 件数	申請 件数	採択 件数	交付 件数
北海道	3	3	3	/	2	2	2	/	5	5	5	/	5	5	5	/	3	3	3	/
うち中心市街地	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	/	0	0	0	/	0	0	0	/	0	0	0	/	0	0	0	/
うち中心市街地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	0	0	0	/	0	0	0	/	0	0	0	/	0	0	0	/	2	2	2	/
うち中心市街地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	1
埼玉県	不明	0	0	/	不明	1	1	/	不明	1	1	/	不明	0	0	/	不明	0	0	/
うち中心市街地	不明	0	0	0	不明	0	0	0	不明	0	0	0	不明	0	0	0	不明	0	0	0
東京都	6	6	6	/	7	7	7	/	3	3	3	/	5	5	5	/	5	5	5	/
うち中心市街地	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
神奈川県	1	1	1	/	3	3	3	/	2	2	2	/	2	2	2	/	3	3	3	/
うち中心市街地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	2	2	2	2
新潟県	7	7	7	/	9	9	9	/	5	5	5	/	6	6	6	/	3	3	3	/
うち中心市街地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	5	5	3	3	3	3
愛知県	0	0	0	/	0	0	0	/	4	4	4	/	3	2	2	/	3	2	2	/
うち中心市街地	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	4	3	2	2	2	3	2	2	2
富山県	0	0	0	/	1	1	1	/	0	0	0	/	1	1	1	/	0	0	0	/
うち中心市街地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0
静岡県	2	2	2	/	3	3	3	/	3	3	3	/	4	4	3	/	1	1	1	/
うち中心市街地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
大阪府	21	19	19	/	10	9	9	/	12	12	12	/	15	14	14	/	26	17	17	/
うち中心市街地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0
京都府	0	0	0	/	0	0	0	/	0	0	0	/	0	0	0	/	0	0	0	/
うち中心市街地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	9	7	7	/	3	3	3	/	3	3	3	/	2	1	1	/	7	6	6	/
うち中心市街地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1	1	1
和歌山県	0	0	0	/	1	1	1	/	2	2	2	/	1	1	1	/	0	0	0	/
うち中心市街地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	2	2	2	/	1	0	0	/	0	0	0	/	1	0	0	/	0	0	0	/
うち中心市街地	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
香川県	1	1	1	/	1	1	1	/	0	0	0	/	2	2	2	/	0	0	0	/
うち中心市街地	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	2	2	2	2	0	0	0	0
愛媛県	1	1	1	/	6	6	6	/	1	1	1	/	3	3	3	/	2	2	2	/
うち中心市街地	0	0	0	0	5	5	5	5	0	0	0	0	3	3	3	3	1	1	1	1
福岡県	4	4	4	/	6	6	6	/	4	4	4	/	4	4	4	/	3	3	3	/
うち中心市街地	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	3	3	3	3
熊本県	0	0	0	/	0	0	0	/	0	0	0	/	0	0	0	/	4	3	3	/
うち中心市街地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	3
鹿児島県	3	3	3	/	0	0	0	/	0	0	0	/	1	1	1	/	0	0	0	/
うち中心市街地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0
計	60	56	56	/	53	52	52	/	44	45	45	/	55	51	50	/	62	50	50	/
うち中心市街地	1	1	1	1	10	9	9	9	8	8	8	8	24	21	21	21	21	19	19	18

(注)1 当省の調査結果による。

2 交付が次年度以降に繰り越されている場合であっても、採択年度の交付件数として計上している。

表3 -

中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金、中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業の補助対象者及び補助対象事業対照表

	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業
所管	中小企業庁経営支援部商業課	
補助対象者	市町村 都道府県及び経産局長が特に必要と認めた市町村から補助を受けて事業を行う商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業共同小組合、共同組合連合会、商工会、商工会議所、商店街組合、商工組合連合会、共同出資会社、第三セクター	都道府県及び経産局長が特に必要と認めた市町村から補助を受けて事業を行う商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業共同小組合、共同組合連合会、商工会、商工会議所、商店街組合、商工組合連合会、共同出資会社、第三セクター
補助対象事業	<p>1. 中心市街地活性化法の認定を受けた計画に基づき整備される施設</p> <p>組合等が策定する中心市街地活性化法の認定を受けた中小小売商業高度化事業計画又は特定事業計画に基づき整備される次の施設(これらの施設と一体的に整備されるものを含む。)であって、商店街・商業集積の活性化を図るとともに一般公衆の利便に寄与する施設や商店街・商業集積の活性化を図るとともに小売業務の円滑な実施を図るための施設の建設又は取得に要する経費(施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は除く。)</p> <p>(1) 商店街・商業集積の活性化を図るとともに一般公衆の利便に寄与する施設</p> <p>教養文化施設(教養、文化等地域の消費者のニーズに対応するための集会場等施設)</p> <p>ア. 多目的ホール、情報センター</p> <p>イ. 展示場、会議室、研修室、カルチャー教室等</p> <p>ウ. 児童遊戯施設、休憩施設等</p> <p>スポーツ施設</p> <p>アーケード</p> <p>カラー舗装</p> <p>駐車場。ただし当該駐車場については以下のとおりとする。</p> <p>ア. 鉄骨又は鉄筋コンクリートを使用する立体型又は地下型のものであること。</p> <p>イ. 上記 から までに掲げる施設の設置に併せて行うもの又は中心市街地等商店街・商業集積活性化事業費補助金(施設等整備事業費に限る)で整備する施設と一体的に整備するものであること(ただし、収容台数が50台未満のものはこの限りではない。)</p> <p>商業インキュベーター施設(新規開業者向け貸店舗)</p> <p>(2) 商店街・商業集積の活性化を図るための共同施設</p> <p>小売業務の円滑な実施を図るための共同施設</p> <p>・ 荷捌き場 ・ ゴミ処理場 等</p>	<p>1. 中心市街地活性化法の認定を受けた計画に基づき整備される施設</p> <p>A. 組合等が策定する中心市街地活性化法の認定を受けた中小小売商業高度化事業計画又は特定事業計画に基づき整備される次の施設・設備であって、商店街・商業集積の活性化を図るとともに一般公衆の利便に寄与する施設、テナントミックスに資する店舗、店舗のファサード等の建設又は取得に要する経費(施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費及び中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金対象施設は除く。)</p> <p>(1) 商店街・商業集積の活性化を図るとともに一般公衆の利便に寄与する施設</p> <p>イベント広場、公園、緑地、公衆便所等商店街・商業集積の機能を高め、一般公衆の利便に寄与する施設。ただし、本施設のうち駐車場については、上記の駐車場以外の施設の設置に併せて行うものに限る。(ただし、収容台数が50台未満のものはこの限りでない)</p> <p>(2) 商店街・商業集積の活性化を図る事業</p> <p>店舗(テナントミックスに資するものに限る)</p> <p>ファサード整備(主に店舗のうち商店街の通りに面している外壁の整備に係るもの - 中小小売商業高度化事業のうち中心市街地活性化法第4条第5項第1号に基づく事業であること。)</p>

	<p>中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金</p>	<p>中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業</p>
<p>補助対象事業</p>	<p>2. 中小小売商業振興法又は商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）の認定を受けた計画に基づき整備される施設</p> <p>組合等が作成する中小小売商業振興法の認定を受けた高度化事業計画又は商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の認定を受けた基盤施設計画に基づき整備される次の施設（これらの施設と一体的に整備されるものを含む。）であって、商店街・商業集積の活性化を図るとともに一般公衆の利便に寄与する施設の建設又は取得に要する経費（施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は除く。）</p> <p>教養文化施設（教養、文化等地域の消費者のニーズに対応するための集会場等施設）</p>	<p>B. 中心市街地活性化法の認定を受けた中小小売商業高度化事業計画（施設を整備する事業に併せて行われるものに限る）に基づき実施する商店街カードなどの商店街等の情報化等を図るための事業に必要な次の設備等であって、商店街・商業集積の活性化を図るとともに、中小小売事業者等の経営基盤の強化に寄与する電子計算機及び電子計算機を共同利用するために必要な関連機器設備等の開発、取得に要する経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機 ・周辺装置 ・端末装置 ・伝送装置 ・ソフトウェア開発委託費 ・ソフトウェア開発取得に要する経費 ・その他電子計算機を共同利用するために必要な設備 <p>2. 中心市街地活性化法関連で整備される設備等</p> <p>A. 認定構想推進事業者等が単独で実施又は組合等が局長が認めた計画に基づき実施する商店街カードなどの商店街等の情報化等を図るための事業（認定中小小売商業高度化事業構想に位置付けられているものに限る）に必要な次の設備等であって、商店街・商業集積の活性化を図るとともに、中小小売事業者等の経営基盤の強化に寄与する電子計算機、電子計算機を共同利用するために必要な関連機器設備等の開発、取得に要する経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機 ・周辺装置 ・端末装置 ・伝送装置 ・ソフトウェア開発委託費 ・ソフトウェア開発取得に要する経費 ・その他電子計算機を共同利用するために必要な設備 <p>B. 組合等が実施する商店街・商業集積を取り巻く様々な社会問題に対応することにより商店街・商業集積の活性化を図るための事業（認定中小小売商業高度化事業構想に位置付けられているものに限る）に必要なバリアフリー対応設備、環境リサイクル対応設備、防犯対応設備等の整備に必要な経費</p> <p>3. 中小小売商業振興法、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）の認定を受けた計画に基づき整備される施設</p> <p>組合等が策定する中小小売商業振興法の認定を受けた高度化事業計画に基づき整備される次の施設であって、商店街・商業集積の活性化を図るとともに一般公衆の利便に寄与する施設や中小小売事業者等の経営基盤の強化に寄与する設備等の建設又は取得に要する経費（施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費及び中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金対象施設は除く。）</p> <p>(1) 商店街・商業集積の活性化を図るとともに一般公衆の利便に寄与する施設</p>

	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業
補助対象事業	<p>ア．多目的ホール、情報センター イ．展示場、会議室、研修室、カルチャー教室等 ウ．児童遊戯施設、休憩施設等 スポーツ施設 アーケード カラー舗装 駐車場。ただし当該駐車場については以下のとおりとする。</p> <p>ア．鉄骨又は鉄筋コンクリートを使用する立体型又は地下型のものであること。 イ．上記 から までに掲げる施設の設置に併せて行うもの又は中心市街地等商店街・商業集積活性化事業費補助金（施設等整備事業費に限る）で整備する施設と一体的に整備するものであること（ただし、収容台数が50台未満のものはこの限りではない。） 商業インキュベーター施設（新規開業者向け貸店舗）</p> <p>3．共同出資会社が整備する施設（1．及び2．を除く） 共同出資会社が整備する、商店街・商業集積の活性化を図るとともに一般公衆の利便に寄与する から までの施設（これらの施設と一体的に整備されるものを含む。）や商店街・商業集積の活性化を図るとともに小売業務の円滑な実施を図るための の施設（特定中心市街地内で行う場合は認定中小小売商業高度化事業構想に位置付けられているものに限る。なお、これらの施設と一体的に整備されるものを含む。）の建設又は取得に要する経費（施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は除く。）</p> <p>(1) 商店街・商業集積の活性化を図るとともに一般公衆の利便に寄与する施設 教養文化施設（教養、文化等地域の消費者のニーズに対応するための集会場等施設） ア．多目的ホール、情報センター イ．展示場、会議室、研修室、カルチャー教室等 ウ．児童遊戯施設、休憩施設等 スポーツ施設 アーケード カラー舗装 駐車場。ただし当該駐車場については以下のとおりとする。</p> <p>ア．鉄骨又は鉄筋コンクリートを使用する立体型又は地下型のものであること。 イ．上記 から までに掲げる施設の設置に併せて行うもの又は中心市街地等商店街・商業集積活性化事業費補助金（施設等整備事業費に限る）で整備する施設と一体的に整備するものであること（ただし、収容台数が50台未満のものはこの限</p>	<p>イベント広場、公園、緑地、公衆便所等商店街・商業集積の機能を高め、一般公衆の利便に寄与する施設。ただし、本施設のうち駐車場については、上記の駐車場以外の施設の設置に併せて行うものに限る。（ただし、収容台数が50台未満のものはこの限りでない）</p> <p>(2) 商店街・商業集積の活性化を図るとともに中小小売商業者等の経営基盤の強化に寄与する設備等 電子計算機及び電子計算機を共同利用するために必要な関連機器設備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機 ・周辺装置 ・端末装置 ・ソフトウェア開発委託費 ・ソフトウェア開発取得に要する経費 ・その他電子計算機を共同利用するために必要な設備 <p>4．共同出資会社が整備する施設（1．、2及び3を除く） 共同出資会社が整備する、イベント広場、公園、緑地、公衆便所等（ただし、本施設のうち駐車場については、上記の駐車場以外の施設の設置に併せて行うものに限る。（ただし、収容台数が50台未満のものはこの限りではない。））商店街・商業集積の活性化を図るとともに一般公衆の利便に寄与する施設、テナントミックスに資する店舗（特定中心市街地で実施する場合であって、中小小売商業高度化事業構想に位置付けられているものに限る。）の建設又は取得に要する経費（施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費及び中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金対象施設は除く。）</p>

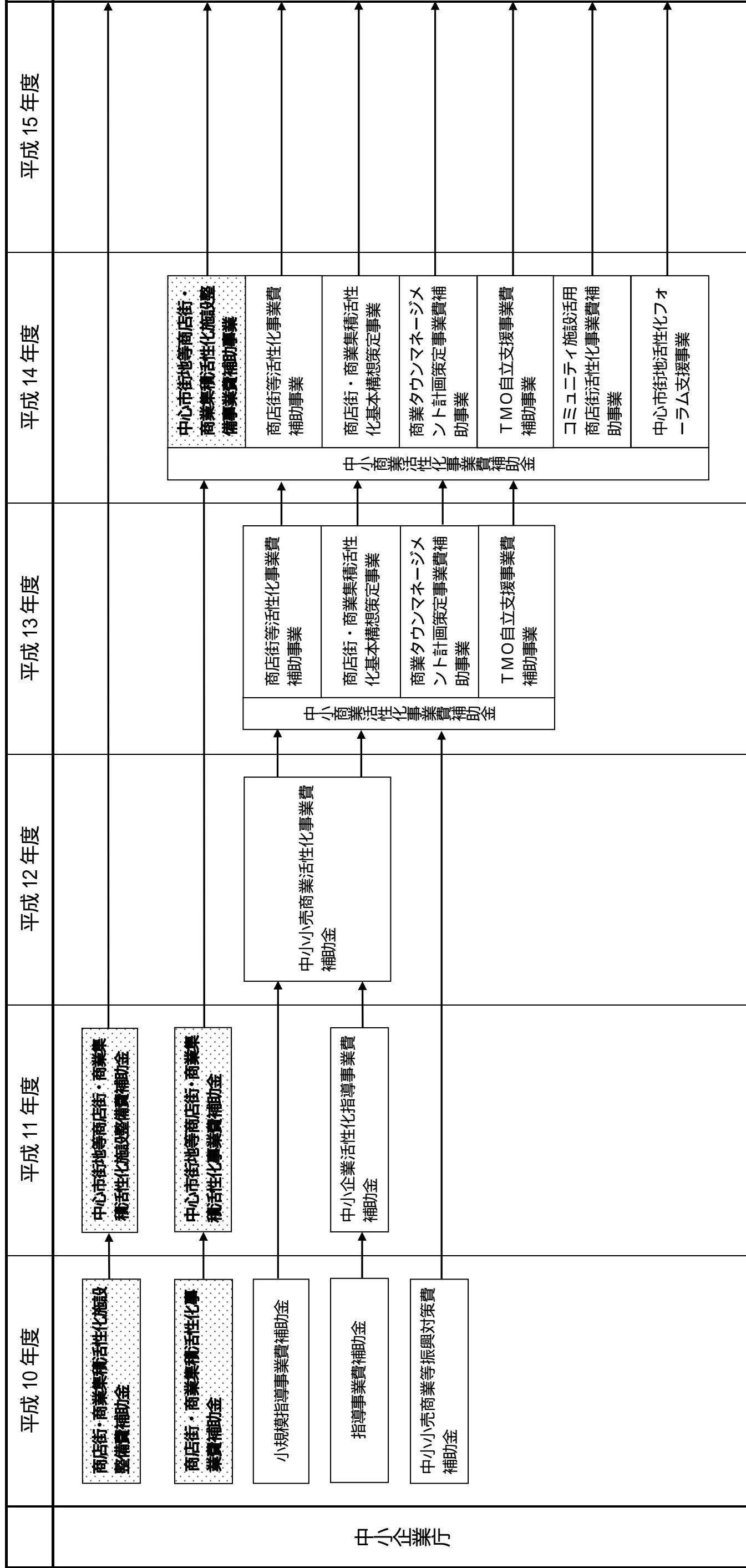
	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業
補助対象事業	<p>りではない。)</p> <p>商業インキュベーター施設(新規開業者向け貸店舗)</p> <p>(2) 商店街・商業集積の活性化を図るための共同施設 小売業務の円滑な実施を図るための共同施設 ・荷捌き場 ・ゴミ処理場 等</p> <p>4. 補助事業者が整備する施設</p> <p>補助事業者が、地域活性化のための計画の実現のために整備する商業インキュベーター施設(店舗を含む。ただし、テナントミックスに資するものに限る。)及びこれと一体的に整備される次の施設であって、商店街・商業集積の活性化を図るとともに一般公衆の利便に寄与する施設や商店街・商業集積の活性化を図るとともに小売業務の円滑な実施を図るための施設の建設又は取得に要する経費(施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は除く。)</p> <p>教養文化施設(教養、文化等地域の消費者のニーズに対応するための集会所等施設)</p> <p>ア. 多目的ホール、情報センター</p> <p>イ. 展示場、会議室、研修室、カルチャー教室等</p> <p>ウ. 児童遊戯施設、休憩施設等</p> <p>スポーツ施設</p> <p>アーケード</p> <p>カラー舗装</p> <p>駐車場。ただし、当該駐車場については以下のとおりとする。</p> <p>ア. 鉄骨又は鉄筋コンクリートを使用する立体型又は地盤型のものであること。</p> <p>イ. 上記に掲げる施設の設置に併せて行うものであること(ただし、収容台数が50台未満のものはこの限りでない。)</p> <p>小売業務の円滑な実施を図るための共同施設 ・荷さばき場 ・ゴミ処理場 等</p>	<p>5. 商店街・商業集積を取り巻く様々な社会問題に対応することにより商店街・商業集積の活性化を図るための事業組合等が実施する商店街・商業集積を取り巻く様々な社会問題に対応することにより商店街・商業集積の活性化を図るための事業に必要なバリアフリー対応設備、環境リサイクル対応設備、防犯設備等の整備に必要な経費</p> <p>6. 施設活用活性化事業</p> <p>中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金により整備された施設(中小商業活性化事業費補助金で整備された駐車場を含む。)を利用し、その施設を整備した者が、商店街・商業集積の活性化を図るためのソフト事業を行うのに必要な経費に対し補助をする。</p>

(注)1 経済産業省の資料による。

2 市町村には、東京都特別区を含む。

表3 -

中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備補助費補助金、中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備補助事業費補助事業の変遷



(注) 経済産業省の資料による。

表 3 - -

1 施設で中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金と中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業を併用している例

	都道府県名	愛媛県	市町村名	f22 市	事業実施主体名	f23 協同組合
区分	補助金名	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金 中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業			国庫補助額(千円)	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金：12,839 中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業：13,827
	事業内容	複合施設(テナントミックスに資する店舗、多目的ホール等)の整備			事業実施年度	平成 14 年度
事例の内容	<p>f23 協同組合は平成 14 年度に、1 階部分にテナントミックスに資する店舗、2 階部分に多目的ホールを備えた複合施設の建設するため、愛媛県の商業基盤等施設整備事業費補助金(2 種の国庫補助金に対応する県補助金)の交付を要望</p> <p>愛媛県は、f23 協同組合からの交付要望を受け、四国経済産業局との協議を行ったが、協議の過程で四国経済産業局から、中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金と中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業を併用するよう要請され、f23 協同組合に対し、必要経費を 2 国庫補助金に則して按分するよう指示</p> <p>f23 協同組合は、愛媛県からの指示を受け、総事業費、補助対象経費、補助金申請額を、複合施設内の 1 階部分(テナントミックスに資する店舗)と 2 階部分(多目的ホール)に分けて算出し、愛媛県に提出</p> <p>愛媛県は、f23 協同組合から提出された費用按分表を基に、中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金及び中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業の交付申請書を作成し、四国経済産業局に提出</p> <p>今回の当省の調査に当たり愛媛県は、「経済産業局との手続に当たって、個々の事業を 2 国庫補助金に按分しなければならず、煩雑なため両補助金を統合してもらいたい。」と要望</p> <p>(参考)</p> <p>愛知県は、愛媛県と同様に、2 種の国庫補助金を統合し、「中心市街地等商店街活性化施設整備費補助金」を創設しており、今回の当省の調査に当たり、「2 つの制度に分ける必要はみられず、一本化してほしい。」と要望</p>					

(注) 当省の調査結果による。

表 3 - -

1 施設で中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金と中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業を併用している例

区分	都道府県名	東京都	市町村名	f29 市	事業実施主体名	株式会社 f30
	補助金名	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金 中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業		国庫補助額(千円)	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金：130,095 中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業：309,867	
事業内容	産業プラザの整備		事業実施年度	平成 14 年度		
事例の内容	<p>株式会社 f30 は、平成 14 年度に産業プラザを建設するため、東京都中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金（中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金に相当）の交付を要望</p> <p>東京都は、株式会社 f30 からの交付要望を受け、国の中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金を利用し補助を行うこととし、関東経済産業局との協議を行ったが、協議の過程で関東経済産業局から、中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金と中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業を併用するよう要請され、株式会社 f30 に通知</p> <p>株式会社 f30 は、東京都からの指示を受け、産業プラザ建設事業の必要経費を、2 国庫補助金それぞれに対応した都補助金（東京都中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金及び東京都商店街等活性化事業費補助金）に則して按分し、交付申請</p>					

(注) 当省の調査結果による。

調査した補助金の名称

省名	補助金の目、目細、積算内訳			報告書等で記載する名称
	目	目細	積算内訳	
総務省	電気通信格差是正事業費補助金		マルチメディア街中にぎわい創出事業	マルチメディア街中にぎわい創出事業
経済産業省	商業・サービス業集積関連施設整備費補助金			商業・サービス業集積関連施設整備費補助金
	中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金			中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金
	新事業支援施設整備費補助金			新事業支援施設整備費補助金
	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金			中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金
	中小企業活性化補助金	中小商業活性化事業費補助金	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業費補助事業
			商店街等活性化事業費補助事業	商店街等活性化事業費補助事業
TMO自立支援事業費補助事業			TMO自立支援事業費補助事業	
国土交通省	自動車事故対策費補助金	都市交通の安全・円滑化に資するバス利用促進等総合対策事業		バス利用促進等総合対策事業

(注) 本表における補助金・事業の名称は、平成15年度のものである。

(参考資料)

調査した138市町における中心市街地の活性化の状況

調査した138市町の人口、世帯数、商店数、商店従業者数、年間商品販売額、売場面積、事業所数、事業所従業者数について、当該市町全体及び中心市街地分に係る数値並びに当該市町全体に占める中心市街地の割合（占有率）を把握し、分析したものである。

- 凡例 -

1 人口及び世帯数

住民基本台帳調査結果に基づき、平成6年、9年及び15年の数値を記載したものである。

「中心市街地」欄は、基本計画の区域に所在する町丁・大字等の数値を集計したものである。

「指数」欄は、平成9年の数値を100としたものである。

「指数」欄は、平成6年の数値を100としたものである。

「単年度伸率」欄は、以下の計算式で算出した。

平成9年の単年度伸率 = (9年の数値 - 6年の数値) / 6年の数値 / 3か年

平成15年の単年度伸率 = (15年の数値 - 9年の数値) / 9年の数値 / 6か年

「占有率」欄は、市町村全体に占める中心市街地の割合を記載したものである。

2 商店数、商店従業者数、年間商品販売額及び売場面積

商業統計調査結果に基づき、平成6年、9年及び14年の数値を記載したものである。

「中心市街地」欄は、「第10表 商業集積地区(商店街)の都道府県別、市区町村別の商店街数、事業者数、大店舗数、大店舗内事業者数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積」に記載された商店街の中から、基本計画の区域に所在する商店街の数値を集計したものである。

「指数」欄は、平成9年の数値を100としたものである。

「指数」欄は、平成6年の数値を100としたものである。

「単年度伸率」欄は、以下の計算式で算出した。

平成9年の単年度伸率 = (9年の数値 - 6年の数値) / 6年の数値 / 3か年

平成14年の単年度伸率 = (14年の数値 - 9年の数値) / 9年の数値 / 5か年

「占有率」欄は、市町村全体に占める中心市街地の割合を記載したものである。

3 事業者数及び事業所従業者数

事業所・企業統計調査結果に基づき、平成8年及び13年の数値を記載したものである。

「中心市街地」欄は、「第1表 産業(大分類)・従業者規模(6区分)別全事業所及び男女別従業者数 - 市区町村、町丁・大字」の中から、基本計画の区域に所在する町丁・大字の数値を集計したものである。

「指数」欄は、平成8年の数値を100としたものである。

「単年度伸率」欄は、以下の計算式で算出した。

平成13年の単年度伸率 = (13年の数値 - 8年の数値) / 8年の数値 / 5か年

「占有率」欄は、市町村全体に占める中心市街地の割合を記載したものである。

調査した138市町における中心市街地の活性化の状況（北海道）

調査対象市町村番号	市町村名	基本計画作成年度(変更年度)	区域面積(ha)	住民基本台帳												商業統計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
				人口						世帯数						商店数						従業者数						年間商品販売額(百万円)						売場面積(m ²)						事業所数						従業者数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				H6	H9	H15	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
11	A11市	H13	77	市町村全体	26,530	26,163	25,566	9,647	9,923	10,395	322	329	307	1,740	1,835	1,884	42,027	46,522	41,389	35,540	36,408	34,740	1,497	1,454	1,454	12,685	12,567	101.40	100.00	97.72	97.22	100.00	104.76	97.87	100.00	93.31	93.31	100.00	102.67	100.00	108.28	90.34	100.00	88.97	88.97	100.00	100.00	97.62	97.62	100.00	100.00	97.75	97.75	100.00	100.00	99.07	100.00	100.00	102.86	102.86	107.75	107.75	100.00	100.00	102.17	95.34	95.34	100.00	105.46	105.46	108.28	100.00	100.00	98.48	98.48	100.00	100.00	97.75	97.75	100.00	100.00	99.07	(単年度伸率)	-0.46	-0.38	0.79	0.95	0.79	0.72	-1.34	-1.34	0.53	0.53	18.991	20,578	18,991	19,605	17,720	11,605	690	617	4,806	4,364	101.37	100.00	92.69	96.06	100.00	100.00	92.68	100.00	65.24	65.24	100.00	102.39	100.00	65.26	100.00	100.00	50.04	50.04	59.19	59.19	100.00	100.00	100.00	100.00	90.39	90.39	100.00	100.00	90.80	(単年度伸率)	-0.45	-1.22	0.07	1.37	0.07	2.63	-6.95	-6.95	-7.25	-7.25	45%	44%	45%	55%	49%	33%	42%	42%	38%	35%	占有率	15%	15%	14%	17%	18%	17%	47%	50%	35%	35%	50%	50%	69.92	69.92	73.83	103.00	103.00	113.34	113.34	68.64	68.64	60.56	60.56	35%	35%	市町村全体	21,722	21,713	20,571	8,179	8,872	8,988	254	239	249	1,528	1,660	1,828	31,607	33,727	29,261	25,742	28,424	32,009	1,041	1,085	1,041	11,142	10,822	100.04	100.00	94.74	92.19	100.00	101.31	106.28	100.00	104.18	104.18	100.00	110.12	100.00	110.12	86.76	86.76	112.61	112.61	124.35	124.35	100.00	100.00	100.00	100.00	110.42	110.42	124.35	124.35	97.13	(単年度伸率)	-0.01	-0.88	0.22	2.82	0.22	-1.97	0.84	0.84	-0.22	-0.22	2.88	2.02	100.00	106.71	92.58	100.00	100.00	110.42	110.42	124.35	124.35	100.00	100.00	0.85	0.85	中心市街地	6,871	6,748	6,318	2,780	3,031	3,054	146	140	132	715	772	653	12,486	11,265	7,436	14,486	14,928	13,141	683	666	683	5,232	5,175	101.82	100.00	93.63	91.72	100.00	100.76	104.29	100.00	94.29	94.29	100.00	107.97	100.00	107.97	91.33	91.33	88.03	88.03	90.72	90.72	100.00	100.00	100.00	100.00	103.05	103.05	90.72	90.72	98.91	(単年度伸率)	-0.60	-1.06	-1.06	3.01	0.13	0.13	57%	59%	-1.14	-1.14	2.66	-3.08	100.00	90.22	-6.80	100.00	100.00	1.02	1.02	-2.39	-2.39	0.00	0.00	占有率	32%	31%	31%	34%	34%	34%	57%	59%	53%	47%	47%	36%	40%	33%	25%	56%	53%	41%	66%	61%	66%	47%	48%	市町村全体	101.78	100.00	98.83	99.49	100.00	99.46	98.13	100.00	90.50	90.50	76.81	76.81	118.27	100.00	76.08	107.15	100.00	78.17	78.17	72.95	72.95	100.00	100.00	(単年度伸率)	-0.58	-0.20	-0.20	0.17	-0.09	-0.09	100.00	101.91	92.23	92.23	76.34	76.34	100.00	84.55	64.33	100.00	100.00	-2.22	-2.22	-4.37	-4.37	0.00	0.00
				12	A12市	H13	202	市町村全体	21,722	21,713	20,571	8,179	8,872	8,988	254	239	249	1,528	1,660	1,828	31,607	33,727	29,261	25,742	28,424	32,009	1,041	1,085	1,041	11,142	10,822	100.04	100.00	94.74	92.19	100.00	101.31	106.28	100.00	104.18	104.18	100.00	110.12	100.00	110.12	86.76	86.76	112.61	112.61	124.35	124.35	100.00	100.00	100.00	100.00	110.42	110.42	124.35	124.35	97.13	(単年度伸率)	-0.01	-0.88	0.22	2.82	0.22	-1.97	0.84	0.84	-0.22	-0.22	2.88	2.02	100.00	106.71	92.58	100.00	100.00	110.42	110.42	124.35	124.35	100.00	100.00	0.85	0.85	中心市街地	6,871	6,748	6,318	2,780	3,031	3,054	146	140	132	715	772	653	12,486	11,265	7,436	14,486	14,928	13,141	683	666	683	5,232	5,175	101.82	100.00	93.63	91.72	100.00	100.76	104.29	100.00	94.29	94.29	100.00	107.97	100.00	107.97	91.33	91.33	88.03	88.03	90.72	90.72	100.00	100.00	100.00	100.00	103.05	103.05	90.72	90.72	98.91	(単年度伸率)	-0.60	-1.06	-1.06	3.01	0.13	0.13	57%	59%	-1.14	-1.14	2.66	-3.08	100.00	90.22	-6.80	100.00	100.00	1.02	1.02	-2.39	-2.39	0.00	0.00	占有率	32%	31%	31%	34%	34%	34%	57%	59%	53%	47%	47%	36%	40%	33%	25%	56%	53%	41%	66%	61%	66%	47%	48%																																																																																																																																																																																																																												
								市町村全体	26,530	26,163	25,566	9,647	9,923	10,395	322	329	307	1,740	1,835	1,884	42,027	46,522	41,389	35,540	36,408	34,740	1,497	1,454	1,454	12,685	12,567	101.40	100.00	97.72	97.22	100.00	104.76	97.87	100.00	93.31	93.31	100.00	102.67	100.00	108.28	90.34	100.00	88.97	88.97	100.00	100.00	97.62	97.62	100.00	100.00	99.07	(単年度伸率)	-0.46	-0.38	0.79	0.95	0.79	0.72	-1.34	-1.34	0.53	0.53	18.991	20,578	18,991	19,605	17,720	11,605	690	617	4,806	4,364	101.37	100.00	92.69	96.06	100.00	100.00	92.68	100.00	65.24	65.24	100.00	102.39	100.00	65.26	100.00	100.00	50.04	50.04	59.19	59.19	100.00	100.00	100.00	100.00	90.39	90.39	100.00	100.00	90.80	(単年度伸率)	-0.45	-1.22	0.07	1.37	0.07	2.63	-6.95	-6.95	-7.25	-7.25	45%	44%	45%	55%	49%	33%	42%	42%	38%	35%	占有率	15%	15%	14%	17%	18%	17%	47%	50%	35%	35%	50%	50%	69.92	69.92	73.83	103.00	103.00	113.34	113.34	68.64	68.64	60.56	60.56	35%	35%																																																																																																																																																																																																																																																														

調査した138市町における中心市街地の活性化の状況（宮城県）

調査対象市町村番号	市町村名	基本計画作成年度(変更年度)	区域面積(ha)	住民基本台帳						商業統計						事業所・企業統計															
				人口			世帯数			商店数			従業者数			年間商品販売額(百万円)			売場面積(m ²)			事業所数			従業者数						
				H6	H9	H15	H6	H9	H15	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H13	H6	H9	H13	H6	H9	H13	
18	B6町	H11	24	市町村全体	20,642	20,292	19,296	5,572	5,722	208	243	1,177	1,556	1,029	1,591	16,549	15,137	20,412	801	829	7,056	6,852	801	829	829	801	829	829	7,056	7,056	7,056
				(指数)	101.72	100.00	95.09	102.69	100.00	90.43	105.65	101.82	100.00	89.01	106.30	100.00	91.47	86.56	100.00	103.50	100.00	100.00	103.50	100.00	100.00	103.50	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
				(指数)	98.30	98.00	93.48	103.64	100.00	85.60	100.00	94.65	100.00	98.22	98.22	98.22	87.43	86.05	100.00	86.05	79.52	100.00	86.05	79.52	79.52	86.05	79.52	79.52	79.52	79.52	79.52
				(単年度伸率)	-0.57	-0.82	-1.80	0.45	0.31	-1.91	-1.78	-1.91	-1.91	-0.59	-2.20	-2.20	-4.91	-1.71	-1.71	-2.69	-2.69	-2.69	-2.69	-2.69	-2.69	-2.69	-2.69	-2.69	-2.69	-2.69	-2.69
19	B7市	H11	85	中心市街地	2,290	2,110	1,882	715	647	106	130	630	655	440	7,509	7,010	4,880	6,059	285	290	1,910	1,823	285	290	290	285	290	290	1,910	1,910	1,910
				(指数)	108.53	100.00	89.19	105.77	100.00	95.71	100.78	100.00	82.17	96.18	107.12	100.00	69.61	49.30	100.00	69.61	49.30	100.00	69.61	49.30	49.30	69.61	49.30	49.30	100.00	100.00	100.00
				(指数)	100.00	100.00	82.18	100.00	94.55	90.49	100.00	99.23	81.54	100.00	103.97	69.84	64.99	52.45	100.00	64.99	52.45	100.00	64.99	52.45	52.45	64.99	52.45	52.45	52.45	52.45	52.45
				(単年度伸率)	-2.62	-2.09	-1.03	10%	13%	-0.71	-0.26	-3.57	-3.57	56%	54%	-4.91	-6.56	-6.08	-6.08	-6.08	-10.14	-10.14	-6.08	-10.14	-10.14	-6.08	-10.14	-10.14	-10.14	-10.14	-10.14
20	B8市	H12	180	占有率	110.11	100.00	98.30	107.48	100.00	98.13	119.87	100.00	92.82	154.90	100.00	77.40	178.53	100.00	67.36	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
				(指数)	100.00	100.00	89.28	100.00	93.04	91.30	100.00	83.42	77.43	100.00	64.56	49.97	100.00	56.01	37.73	100.00	78.03	52.01	100.00	92.66	92.66	100.00	92.66	92.66	100.00	92.66	92.66
				(指数)	41.672	40.514	40.514	12.332	12.583	13.405	595	568	490	2,877	2,906	2,625	42,278	43,340	35,800	52,550	50,298	47,571	2,132	2,003	2,003	2,132	2,003	2,003	2,132	2,003	2,003
				(単年度伸率)	-0.46	-0.46	-0.46	0.68	0.68	1.09	-1.51	-2.75	-2.75	17%	14%	-1.44	-5.53	-4.52	-4.52	-14.66	-7.32	-6.66	-14.66	-7.32	-6.66	-14.66	-7.32	-6.66	-14.66	-7.32	-6.66
21	B9町	H12(H13)	110	中心市街地	19,440	19,227	19,251	6,228	6,392	6,948	189	962	772	645	10,897	11,885	7,925	11,002	985	926	8,321	7,891	926	926	926	926	926	926	8,321	8,321	8,321
				(指数)	101.11	100.00	100.12	97.43	100.00	108.70	87.30	100.00	82.01	124.61	100.00	83.55	91.69	100.00	66.68	100.00	63.45	63.45	100.00	94.01	94.01	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
				(指数)	98.90	98.00	99.03	100.00	102.63	111.56	100.00	114.55	93.94	100.00	80.25	67.05	100.00	109.07	72.73	138.79	138.79	88.06	138.79	88.06	88.06	138.79	88.06	88.06	138.79	88.06	88.06
				(単年度伸率)	-0.37	0.02	0.02	0.88	0.88	1.45	4.85	-3.60	-3.60	33%	32%	-0.99	-6.66	-0.99	-0.99	-6.66	-6.66	-6.66	-6.66	-6.66	-6.66	-6.66	-6.66	-6.66	-6.66	-6.66	-6.66
22	B10市	H13	36	占有率	99.71	100.00	102.99	99.42	100.00	102.03	83.34	100.00	95.07	125.87	100.00	92.49	93.99	100.00	80.72	100.00	67.09	67.09	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
				(指数)	100.00	100.00	103.29	100.00	100.59	102.63	100.00	119.99	114.07	100.00	79.45	73.48	100.00	106.39	85.89	100.00	145.00	97.27	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
				(指数)	23,074	23,199	22,646	6,472	6,718	6,981	511	495	444	2,334	2,574	2,575	46,126	49,459	36,543	51,714	47,969	45,726	1,712	1,747	1,747	1,712	1,747	1,747	1,712	1,747	1,747
				(単年度伸率)	0.48	0.18	-0.40	0.20	0.20	0.34	0.50	0.50	0.34	28%	28%	-0.99	-6.66	-0.99	-0.99	-6.66	-6.66	-6.66	-6.66	-6.66	-6.66	-6.66	-6.66	-6.66	-6.66	-6.66	-6.66

調査した138市町における中心市街地の活性化の状況（福島県）

調査対象市町村番号	市町村名	基本計画作成年度(変更年度)	区域面積(ha)	住民基本台帳												商業統計																													
				人口						世帯数						商店数						年間商品販売額(百万円)						売場面積(m ²)						事業所数						従業員数					
				H6	H9	H15	H6	H9	H15	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H13	H6	H9	H13												
23	C1市	H10(H11)	900	市町村全体	319,508	324,712	333,202	105,385	110,458	119,971	3,727	3,640	3,435	20,242	20,984	23,775	442,624	447,734	429,432	347,481	395,159	524,388	18,768	18,265	17,047	18,768	18,265	17,047	18,768	18,265	17,047	18,768	18,265	17,047											
				(指数)	98.40	100.00	102.61	95.41	100.00	108.61	102.39	100.00	94.37	96.46	100.00	113.30	98.86	100.00	95.91	87.93	100.00	132.70	100.00	97.32	100.00	100.00	97.32	100.00	100.00	97.32	100.00	100.00	97.32	100.00											
				(単年度伸率)	0.54	0.44	0.44	0.54	0.44	0.44	0.54	0.44	0.44	0.54	0.44	0.44	0.54	0.44	0.44	0.54	0.44	0.44	0.54	0.44	0.44	0.54	0.44	0.44	0.54	0.44	0.44	0.54	0.44	0.44											
				中心市街地	4,788	4,515	4,004	1,972	1,953	1,845	508	469	442	3,189	2,678	2,797	85,727	70,809	61,206	86,603	75,060	94,603	2,025	1,877	1,811	2,025	1,877	1,811	2,025	1,877	1,811	2,025	1,877	1,811											
24	C2市	H10(H12)	270	市町村全体	280,696	284,756	288,632	94,624	99,128	106,924	3,198	3,164	2,885	17,778	19,233	20,013	347,763	376,586	345,285	268,558	315,273	380,214	14,852	13,810	15,034	14,852	13,810	15,034	14,852	13,810	15,034	14,852	13,810	15,034											
				(指数)	107.77	100.00	86.42	105.83	100.00	86.98	105.79	100.00	99.87	104.40	100.00	104.44	122.47	100.00	90.12	131.21	100.00	94.98	100.00	95.24	100.00	100.00	95.24	100.00	100.00	95.24	100.00														
				(単年度伸率)	-1.90	-1.89	-2.26	2.00	2.00	-2.17	1.40	1.40	-0.03	1.40	1.40	-1.56	19.00	19.00	-6.11	25.00	19.00	-7.93	11.00	10.00	-1.00	11.00	10.00	-1.00	11.00	10.00	-1.00	11.00	10.00	-1.00											
				中心市街地	15,945	14,852	13,785	6,902	6,716	6,536	795	780	670	4,723	4,524	4,416	100,644	89,854	70,962	93,825	92,111	100,634	4,453	3,964	44,709	4,453	3,964	44,709	4,453	3,964	44,709	4,453	3,964	44,709											
25	C3市	H10	200	市町村全体	118,531	118,594	116,023	40,988	42,450	43,860	1,797	1,697	1,564	9,043	9,141	9,214	172,689	199,107	160,261	160,212	172,702	179,226	8,543	7,958	68,940	8,543	7,958	68,940	8,543	7,958	68,940	8,543	7,958	68,940											
				(指数)	108.91	100.00	91.57	107.66	100.00	90.22	100.84	100.00	94.20	112.94	100.00	93.81	121.29	100.00	86.13	119.58	100.00	90.59	100.00	95.74	100.00	100.00	95.74	100.00	100.00	95.74	100.00														
				(単年度伸率)	0.02	-0.36	-1.41	7.00	7.00	-1.63	25.00	25.00	-0.28	27.00	27.00	-1.24	29.00	29.00	-5.85	35.00	29.00	-5.46	26.00	29.00	-1.88	26.00	29.00	-1.88	26.00	29.00	-1.88	26.00	29.00	-1.88											
				中心市街地	14,765	14,197	13,016	5,588	5,553	5,403	551	522	367	2,836	2,472	1,738	50,047	44,547	25,940	65,115	61,618	45,292	17,063	17,498	14,885	17,063	17,498	14,885	17,063	17,498	14,885														
26	C4町	H11	33	市町村全体	1,590	1,488	1,309	451	439	410	102	103	51	362	323	189	4,649	4,021	1,773	7,569	7,618	4,264	427	381	2,557	427	381	2,557	427	381	2,557														
				(指数)	106.85	100.00	87.97	102.73	100.00	93.39	99.03	100.00	49.51	112.07	100.00	58.51	115.62	100.00	44.09	99.36	100.00	55.97	100.00	89.23	100.00	100.00	89.23	100.00																	
				(単年度伸率)	-2.14	-2.14	-2.00	6.00	6.00	-2.30	32.00	32.00	-9.71	25.00	25.00	-9.53	19.00	19.00	-10.64	31.00	31.00	-8.81	33.00	31.00	-1.00	33.00	31.00	-1.00																	
				中心市街地	1,590	1,488	1,309	451	439	410	102	103	51	362	323	189	4,649	4,021	1,773	7,569	7,618	4,264	427	381	2,557	427	381	2,557																	
27	C5市	H11	68	市町村全体	36,035	36,382	35,970	10,007	10,559	11,085	446	456	446	2,127	2,039	2,225	38,195	35,082	33,437	36,076	38,441	41,185	1,859	1,916	17,445	1,859	1,916	17,445	1,859	1,916	17,445														
				(指数)	109.19	100.00	86.87	107.82	100.00	86.21	113.23	100.00	51.43	113.23	100.00	52.37	135.28	100.00	46.80	105.61	100.00	55.01	100.00	94.98	100.00	100.00	94.98	100.00																	
				(単年度伸率)	-2.81	-2.81	-2.19	8.00	8.00	-2.42	32.00	32.00	-9.71	25.00	25.00	-9.53	19.00	19.00	-10.64	31.00	31.00	-8.81	33.00	31.00	-1.00	33.00	31.00	-1.00																	
				中心市街地	9,824	9,564	9,271	3,201	3,211	3,276	230	233	217	917	950	913	12,877	12,675	10,869	14,196	16,610	14,220	875	844	5,194	875	844	5,194																	

調査した138市町における中心市街地の活性化の状況（福島県）

調査対象市町村番号	市町村名	基本計画作成年度(変更年度)	区域面積(ha)	住民基本台帳						商業統計																			
				人口			世帯数			商店数			従業者数			年間商品販売額(百万円)			売場面積(m ²)			事業所数			従業者数				
				H6	H9	H15	H6	H9	H15	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H8	H13	H14	H8	H13	H14		
28	C6町	H11	150	市町村全体(指数)	19,949	20,379	19,667	5,324	5,575	5,678	266	235	200	912	856	825	14,824	13,985	14,824	9,101	14,389	13,237	835	835	835	6,727	6,503		
				(指数)	97.89	100.00	96.51	100.00	101.85	113.19	106.54	100.00	85.11	106.54	106.54	106.54	100.00	96.38	100.00	100.00	61.39	108.70	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	96.67
				(単年度伸率)	100.00	102.16	98.59	100.00	104.71	106.65	100.00	88.35	75.19	90.46	100.00	93.86	90.46	106.00	100.00	106.00	65.08	100.00	91.99	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
				中心市街地(指数)	1,327	1,215	1,109	428	429	418	39	57	49	194	265	199	5,212	3,218	5,212	2,182	2,678	4,412	138	138	138	806	862		
				(指数)	109.22	100.00	91.28	99.77	100.00	97.44	68.42	100.00	85.96	73.21	100.00	75.09	100.00	100.00	41.86	60.70	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	106.95		
				(単年度伸率)	100.00	91.56	83.57	100.00	100.23	97.66	100.00	146.15	125.64	100.00	136.60	102.58	161.96	100.00	67.81	164.75	119.94	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	106.95	
				占有率(指数)	7%	6%	6%	8%	8%	7%	15%	24%	25%	21%	31%	23%	35%	24%	33%	19%	33%	28%	17%	17%	15%	12%			
				(単年度伸率)	111.57	100.00	94.58	104.47	100.00	95.67	60.45	100.00	101.01	68.71	100.00	77.92	100.00	100.00	68.19	55.84	82.91	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	106.95	
					100.00	89.63	84.77	100.00	95.72	91.57	100.00	100.00	165.43	167.10	113.39	152.80	104.19	104.19	179.09	100.00	179.09	148.48	100.00	100.00	100.00	100.00	110.63		
					-3.46	-1.43	-0.90	0.00	-1.43	-0.72	0.00	21.81	0.20	0.00	-4.42	17.60	-6.36	-6.36	26.36	26.36	-3.42	-1.56	-1.56	-1.56	-1.56	0.02			

調査した138市町における中心市街地の活性化の状況（埼玉県）

調査対象市町村番号	市町村名	基本計画作成年度(変更年度)	区域面積(ha)	住民基本台帳												商業統計												事業所・企業統計												
				人口			世帯数			商店数			従業者数			年間商品販売額(百万円)			売場面積(m ²)			事業所数			従業者数															
				H6	H9	H15	H6	H9	H15	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14				
34	D6市	H12	73	市町村全体	142,201	145,435	147,919	45,793	48,234	53,376	992	996	996	7,133	7,355	7,591	121,324	135,314	130,875	125,147	128,926	137,900	4,886	4,886	4,886	5,152	5,152	5,152	45,996	45,996	45,996	50,749	50,749	50,749	110.33	110.33	110.33			
				(指数)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00			
				(指数)	100.00	102.27	104.02	100.00	105.33	116.56	95.02	95.40	96.42	100.00	100.03	106.42	100.00	111.53	107.87	97.07	103.02	110.19	100.00	103.02	110.19	100.00	103.02	110.19	100.00	103.02	110.19	100.00	103.02	110.19	100.00	103.02	110.19	100.00	103.02	110.19
				(単年度伸率)	0.76	0.28	1.78	1.78	1.78	1.78	-1.66	0.08	1.28	0.01	1.28	3.84	0.66	1.09	1.39	1.01	1.39	1.39	1.09	1.39	1.39	1.09	1.39	1.39	1.09	1.39	1.39	1.09	1.39	1.39	1.09	1.39	1.39			
35	D7市	H12	85	市町村全体	55,212	56,683	57,100	15,984	17,061	18,537	500	481	481	2,327	2,509	2,847	38,789	41,414	41,651	35,584	40,851	46,601	2,566	2,566	2,566	2,423	2,423	2,423	22,832	22,832	22,832	21,173	21,173	21,173	92.73	92.73	92.73			
				(指数)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00			
				(指数)	100.00	102.66	103.42	100.00	106.74	115.97	95.79	92.15	92.35	100.00	107.82	122.35	100.00	106.77	107.38	100.00	114.80	130.96	100.00	114.80	130.96	100.00	114.80	130.96	100.00	114.80	130.96	100.00	114.80	130.96	100.00	114.80	130.96	100.00	114.80	130.96
				(単年度伸率)	0.89	0.12	1.44	2.25	1.44	-1.40	-0.76	2.69	2.61	2.69	2.26	0.11	2.82	2.82	0.11	2.82	2.82	0.11	2.82	2.82	-1.11	-1.11	-1.11	-0.01	-0.01	-0.01	-0.01	-0.01	-0.01	-0.01	-0.01	-0.01				
36	D8市	H13	75	市町村全体	294,257	299,870	314,667	100,677	105,872	120,257	2,429	2,174	1,871	13,683	14,963	16,415	271,782	290,496	279,039	190,695	235,675	268,622	12,802	12,802	12,802	11,485	11,485	11,485	104,927	104,927	104,927	99,725	99,725	99,725	95.04	95.04	95.04			
				(指数)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00			
				(指数)	100.00	101.91	106.94	100.00	105.16	119.45	104.47	93.51	93.51	100.00	109.35	119.97	100.00	106.89	102.67	100.00	123.59	140.86	100.00	123.59	140.86	100.00	123.59	140.86	100.00	123.59	140.86	100.00	123.59	140.86	100.00	123.59	140.86	100.00	123.59	140.86
				(単年度伸率)	0.64	0.82	2.26	1.72	2.26	1.49	-2.10	1.94	3.12	1.94	2.30	-0.79	2.80	2.80	-0.79	2.80	2.80	-0.79	2.80	2.80	-2.06	-2.06	-2.06	-0.01	-0.01	-0.01	-0.01	-0.01	-0.01	-0.01	-0.01					
37	D9市	H13	62	市町村全体	5,727	5,750	6,435	2,239	2,365	2,809	268	268	268	3,209	3,108	3,704	56,979	57,093	63,645	48,132	50,603	77,852	2,355	2,355	2,355	2,390	2,390	2,390	18,017	18,017	18,017	20,343	20,343	20,343	112.91	112.91	112.91			
				(指数)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00			
				(指数)	100.00	101.31	112.36	100.00	105.63	125.46	94.78	88.99	88.99	100.00	95.59	119.18	100.00	100.20	111.75	100.00	105.13	161.75	100.00	105.13	161.75	100.00	105.13	161.75	100.00	105.13	161.75	100.00	105.13	161.75	100.00	105.13	161.75	100.00	105.13	161.75
				(単年度伸率)	0.44	0.69	2.24	1.67	2.24	-1.74	-1.22	4.93	-1.47	4.93	2.30	-0.07	2.30	-0.07	2.30	-0.07	2.30	2.30	-0.07	2.30	2.30	-1.77	-1.77	-1.77	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03				
38	D10市	H13	99	市町村全体	62,867	64,444	64,478	19,868	21,278	23,032	436	436	436	2,279	2,408	2,833	43,738	47,534	43,472	38,064	48,238	51,923	1,935	1,935	1,935	1,815	1,815	1,815	18,725	18,725	18,725	17,317	17,317	17,317	92.48	92.48	92.48			
				(指数)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00			
				(指数)	100.00	102.51	102.56	100.00	107.10	115.93	103.07	93.38	93.38	100.00	105.66	124.31	100.00	108.68	99.39	100.00	126.73	136.41	100.00	126.73	136.41	100.00	126.73	136.41	100.00	126.73	136.41	100.00	126.73	136.41	100.00	126.73	136.41	100.00	126.73	136.41
				(単年度伸率)	0.84	0.01	1.37	2.37	1.37	1.02	-1.88	3.53	1.89	3.53	-1.71	2.89	-1.71	2.89	-1.71	2.89	2.89	-1.71	2.89	2.89	-1.77	-1.77	-1.77	-0.02	-0.02	-0.02	-0.02	-0.02	-0.02	-0.02	-0.02					

調査した138市町における中心市街地の活性化の状況（東京都）

調査対象市町村番号	市町村名	基本計画作成年度 (変更年度)	区域面積 (ha)	住民基本台帳						商業統計																							
				人口			世帯数			商店数			従業者数			年間商品販売額（百万円）			売場面積（㎡）			事業所数			従業者数								
				H6	H9	H15	H6	H9	H15	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H13	H6	H9	H13						
44	E6市	H12	180	市町村全体 (指数)			195,872	196,127	205,865	86,830	89,359	98,673	1,723	1,713	1,510	9,703	10,084	11,137	193,231	198,399	177,816	121,294	115,619	118,792	7,618	7,102	7,102	89,638	89,638	75,238			
				(指数)			99.87	100.00	104.97	97.17	100.00	110.42	100.58	100.00	88.15	96.22	100.00	110.44	97.40	100.00	89.63	104.91	100.00	102.74	100.00	100.00	100.00	100.00	93.23	100.00	100.00	100.00	83.94
				(単年度伸率)			100.00	100.13	105.10	100.00	102.91	113.64	100.00	99.42	87.64	100.00	99.42	87.64	100.00	103.93	114.78	100.00	102.67	92.02	100.00	95.32	97.94	100.00	97.23	100.00	100.00	97.94	83.94
44	E6市	H12	180	中心市街地 (指数)			27,681	29,245	31,310	12,934	14,205	16,280	597	570	507	3,551	3,533	3,714	73,789	70,055	52,520	48,071	46,657	42,148	1,998	1,989	1,998	21,973	21,973	21,407			
				(指数)			94.65	100.00	107.06	91.05	100.00	114.61	104.74	100.00	88.95	100.51	100.00	105.12	105.33	100.00	74.97	103.03	100.00	90.34	100.00	100.00	100.00	100.00	99.55	100.00	100.00	97.42	97.42
				(単年度伸率)			100.00	105.65	113.11	100.00	109.83	125.87	100.00	95.48	84.92	100.00	99.49	104.59	100.00	99.49	104.59	100.00	94.94	71.18	100.00	97.06	87.68	100.00	99.55	100.00	100.00	97.42	97.42
44	E6市	H12	180	占有率 (指数)			14%	15%	15%	15%	16%	16%	35%	33%	34%	37%	35%	33%	38%	35%	30%	40%	40%	35%	26%	28%	26%	25%	25%	28%			
				(指数)			100.00	100.00	102.00	93.70	100.00	103.79	104.13	100.00	100.91	104.46	100.00	95.18	108.15	100.00	83.65	98.21	100.00	87.92	100.00	100.00	100.00	106.78	100.00	116.07			
				(単年度伸率)			100.00	105.51	107.62	100.00	106.72	110.76	100.00	96.03	96.90	100.00	95.73	91.12	100.00	92.47	77.35	100.00	101.82	89.53	100.00	101.82	89.53	100.00	106.78	116.07			
44	E6市	H12	180	占有率 (指数)			1.84	1.84	1.84	2.24	2.24	2.24	0.63	0.63	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.61	0.61	0.55	1.36	1.36	1.36	0.03	0.03	0.03			
				(指数)			100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00			
				(単年度伸率)			1.84	1.84	1.84	2.24	2.24	2.24	0.63	0.63	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.61	0.61	0.55	1.36	1.36	1.36	0.03	0.03	0.03			

調査した138市町における中心市街地の活性化の状況（神奈川県）

調査対象市町村番号	市町村名	基本計画作成年度(変更年度)	区域面積(ha)	住民基本台帳						商業統計						事業所・企業統計												
				人口			世帯数			商店数			従業者数			年間商品販売額(百万円)			売場面積(m ²)			事業所数			従業者数			
				H6	H9	H15	H6	H9	H15	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H13	H6	H9	H13	
50	F6市	H12	470	3,283,929 (指数) 98.86 100.00 (単年度伸率)	3,321,940 100.00 101.16 0.39	3,507,157 105.58 106.80 0.93	1,234,099 95.98 100.00	1,285,749 100.00 104.19 1.40	1,444,360 112.34 117.04 2.06	25,348 100.00 100.00 -1.15	24,473 100.00 96.55 -1.15	22,859 93.40 90.18 -1.32	165,370 100.00 100.00 -0.09	164,918 100.00 99.73 -0.09	185,391 112.41 112.11 2.48	3,711,273 99.00 100.00	3,748,823 100.00 101.01 0.34	3,618,066 96.51 97.49 -0.70	2,289,688 93.51 100.00	2,448,638 100.00 106.94 2.31	124,884 100.00 100.00	124,884 100.00 100.00	117,000 93.69 -1.26	117,000 93.69 -1.26	1,388,493 100.00 100.00	1,388,493 100.00 100.00	1,347,684 97.06 -0.01	1,347,684 97.06 -0.01
				54,585 (指数) 94.34 100.00 (単年度伸率)	57,861 100.00 106.00 2.00	71,181 123.02 130.40 3.84	32,338 92.27 100.00	35,049 100.00 108.38 2.79	45,980 131.19 142.19 5.20	898 93.83 100.00 4%	957 100.00 106.57 2.19	953 99.58 106.12 -0.08	5,465 102.90 100.00 3%	5,311 100.00 97.18 -0.94	5,857 110.28 107.17 2.06	141,227 115.92 100.00 4%	121,830 100.00 86.27 -4.58	100,074 82.14 70.86 -3.57	105,951 109.43 100.00 5%	96,821 100.00 91.38 -2.87	15,101 100.00 100.00 12%	13,228 87.60 -2.48	13,228 87.60 -2.48	188,000 100.00 100.00 14%	188,000 100.00 100.00	161,433 85.87 -0.03	161,433 85.87 -0.03	
				占有率 (指数) 95.43 100.00 (単年度伸率)	100.00 104.79 1.60	116.52 122.10 2.75	96.13 100.00	100.00 104.03 1.34	116.78 121.49 2.80	90.60 100.00 3.46	100.00 110.38 117.68	106.61 117.68 1.32	102.62 100.00	100.00 97.45 -0.85	98.10 95.60 -0.38	117.09 100.00	100.00 85.40 -4.87	85.11 72.69 -2.98	117.03 100.00	100.00 85.45 -4.85	100.00 94.48 -1.10	100.00 93.50 -1.30	100.00 100.00	100.00 88.47	100.00 88.47			

調査した138市町における中心市街地の活性化の状況（新潟県）

調査対象市町村番号	市町村名	基本計画作成年度(変更年度)	区域面積(ha)	住民基本台帳												商業統計																			
				人口			世帯数			商店数			従業者数			年間商品販売額(百万円)				売場面積(m ²)				事業所数				従業者数							
				H6	H9	H15	H6	H9	H15	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H8	H13	H14	H8	H13	H14	H8	H13	H14					
56	66町	H12	100	31,517 (指数) 98.02 100.00 0.67 (単年度伸率)	32,154 (指数) 102.26 104.33 0.38 (単年度伸率)	32,882 (指数) 102.26 104.33 0.38 (単年度伸率)	9,057 (指数) 93.27 100.00 2.40 (単年度伸率)	9,710 (指数) 100.00 107.21 2.40 (単年度伸率)	10,809 (指数) 111.32 119.34 1.89 (単年度伸率)	10,809 (指数) 111.32 119.34 1.89 (単年度伸率)	403 (指数) 108.63 100.00 -2.65 (単年度伸率)	371 (指数) 100.00 92.06 -2.65 (単年度伸率)	412 (指数) 111.05 102.23 2.21 (単年度伸率)	1,702 (指数) 101.79 100.00 -0.59 (単年度伸率)	1,672 (指数) 100.00 98.24 -0.59 (単年度伸率)	2,582 (指数) 154.43 151.70 10.89 (単年度伸率)	2,582 (指数) 154.43 151.70 10.89 (単年度伸率)	35,215 (指数) 112.03 100.00 -3.58 (単年度伸率)	31,434 (指数) 100.00 89.26 -3.58 (単年度伸率)	42,332 (指数) 134.67 120.21 6.93 (単年度伸率)	42,332 (指数) 134.67 120.21 6.93 (単年度伸率)	34,880 (指数) 83.92 100.00 6.38 (単年度伸率)	34,880 (指数) 83.92 100.00 6.38 (単年度伸率)	41,561 (指数) 100.00 119.15 19.44 (単年度伸率)	41,561 (指数) 100.00 119.15 19.44 (単年度伸率)	81,964 (指数) 197.21 234.99 19.44 (単年度伸率)	81,964 (指数) 197.21 234.99 19.44 (単年度伸率)	1,433 (指数) 100.00 101.33 0.27 (単年度伸率)	1,433 (指数) 100.00 101.33 0.27 (単年度伸率)	1,452 (指数) 101.33 101.33 0.27 (単年度伸率)	1,452 (指数) 101.33 101.33 0.27 (単年度伸率)	14,545 (指数) 100.00 106.16 0.01 (単年度伸率)	14,545 (指数) 100.00 106.16 0.01 (単年度伸率)	15,441 (指数) 106.16 106.16 0.01 (単年度伸率)	15,441 (指数) 106.16 106.16 0.01 (単年度伸率)
				7,329 (指数) 103.71 100.00 -1.19 (単年度伸率)	7,067 (指数) 95.25 91.84 -0.79 (単年度伸率)	6,731 (指数) 95.25 91.84 -0.79 (単年度伸率)	2,188 (指数) 99.00 100.00 0.34 (単年度伸率)	2,210 (指数) 100.00 101.01 0.34 (単年度伸率)	2,293 (指数) 103.76 104.80 0.63 (単年度伸率)	114 (指数) 76.51 100.00 10.23 (単年度伸率)	149 (指数) 100.00 130.70 10.23 (単年度伸率)	134 (指数) 89.93 117.54 -2.01 (単年度伸率)	371 (指数) 55.37 100.00 26.86 (単年度伸率)	670 (指数) 100.00 180.59 26.86 (単年度伸率)	651 (指数) 97.16 175.47 -0.57 (単年度伸率)	651 (指数) 97.16 175.47 -0.57 (単年度伸率)	4,643 (指数) 37.55 100.00 55.43 (単年度伸率)	12,364 (指数) 100.00 266.29 55.43 (単年度伸率)	9,011 (指数) 72.88 194.08 -5.42 (単年度伸率)	9,011 (指数) 72.88 194.08 -5.42 (単年度伸率)	6,187 (指数) 26.10 100.00 94.36 (単年度伸率)	6,187 (指数) 26.10 100.00 94.36 (単年度伸率)	23,701 (指数) 100.00 383.08 94.36 (単年度伸率)	23,701 (指数) 100.00 383.08 94.36 (単年度伸率)	18,696 (指数) 78.88 302.18 -4.22 (単年度伸率)	18,696 (指数) 78.88 302.18 -4.22 (単年度伸率)	485 (指数) 100.00 91.75 -1.65 (単年度伸率)	485 (指数) 100.00 91.75 -1.65 (単年度伸率)	445 (指数) 91.75 90.55 -1.89 (単年度伸率)	445 (指数) 91.75 90.55 -1.89 (単年度伸率)	2,977 (指数) 100.00 100.00 20% (単年度伸率)	2,977 (指数) 100.00 100.00 20% (単年度伸率)	3,037 (指数) 102.02 102.02 0.00 (単年度伸率)	3,037 (指数) 102.02 102.02 0.00 (単年度伸率)	
				23% (指数) 105.80 100.00 -1.83 (単年度伸率)	22% (指数) 94.51 88.03 -1.14 (単年度伸率)	20% (指数) 93.14 87.81 -1.13 (単年度伸率)	24% (指数) 106.14 100.00 -1.93 (単年度伸率)	23% (指数) 100.00 94.21 -1.93 (単年度伸率)	21% (指数) 93.21 87.81 -1.13 (単年度伸率)	28% (指数) 70.43 100.00 13.99 (単年度伸率)	40% (指数) 100.00 141.98 13.99 (単年度伸率)	33% (指数) 80.98 114.98 -3.80 (単年度伸率)	22% (指数) 54.40 100.00 27.94 (単年度伸率)	40% (指数) 100.00 183.83 27.94 (単年度伸率)	25% (指数) 62.92 115.67 -7.42 (単年度伸率)	25% (指数) 62.92 115.67 -7.42 (単年度伸率)	13% (指数) 33.52 100.00 66.11 (単年度伸率)	39% (指数) 100.00 298.32 66.11 (単年度伸率)	21% (指数) 54.12 161.45 -9.18 (単年度伸率)	21% (指数) 54.12 161.45 -9.18 (単年度伸率)	18% (指数) 31.10 100.00 73.83 (単年度伸率)	18% (指数) 31.10 100.00 73.83 (単年度伸率)	57% (指数) 100.00 321.50 73.83 (単年度伸率)	57% (指数) 100.00 321.50 73.83 (単年度伸率)	23% (指数) 40.00 128.59 -12.00 (単年度伸率)	23% (指数) 40.00 128.59 -12.00 (単年度伸率)	34% (指数) 100.00 90.55 -1.89 (単年度伸率)	34% (指数) 100.00 90.55 -1.89 (単年度伸率)	31% (指数) 90.55 100.00 20% (単年度伸率)	31% (指数) 90.55 100.00 20% (単年度伸率)	20% (指数) 96.10 96.10 -0.01 (単年度伸率)	20% (指数) 96.10 96.10 -0.01 (単年度伸率)			

調査した138市町における中心市街地の活性化の状況（富山県）

調査対象市町村番号	市町村名	基本計画作成年度(変更年度)	区域面積(ha)	住民基本台帳												商業統計																		
				人口			世帯数			商店数			従業者数			年間商品販売額(百万円)			売場面積(m ²)			事業所数			従業者数									
				H6	H9	H15	H6	H9	H15	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H13	H6	H9	H13				
67	11町	H10(H12)	70	市町村全体	21,657	21,249	20,416	5,560	5,460	5,797	331	308	289	1,347	1,370	1,330	20,971	20,557	16,783	22,740	22,409	24,447	1,251	1,191	1,191	10,415	10,415	9,882	94.88	94.88	94.88			
				(指数)	101.92	100.00	96.08	101.83	100.00	106.17	107.47	100.00	93.83	98.32	100.00	97.08	102.01	100.00	81.64	100.00	98.54	107.51	100.00	95.20	95.20	100.00	100.00	94.88						
				(単年度伸率)	0.63	-0.63	-0.65	0.60	-0.60	1.03	-2.32	-2.32	-1.23	0.57	0.57	-0.58	0.66	-0.66	-3.67	0.49	0.49	1.50	-0.96	-0.96	1.50	0.00	0.00	0.00	-0.01	-0.01	-0.01			
				中心市街地	4,820	4,601	4,137	1,390	1,367	1,353	220	176	136	859	743	467	13,488	9,876	5,896	12,729	14,742	9,967	703	701	703	4,319	4,319	4,144	95.95	95.95	95.95			
68	12市	H10	135	市町村全体	102.79	100.00	93.58	99.85	100.00	93.22	116.31	100.00	82.35	117.59	100.00	64.74	133.68	100.00	73.13	100.00	117.52	100.00	104.74	100.00	104.74	59%	59%	41%	101.12	101.12	101.12			
				(指数)	100.00	100.00	91.05	100.00	100.00	93.36	100.00	100.00	70.80	100.00	100.00	55.06	100.00	100.00	54.70	85.09	100.00	61.97	100.00	100.00	104.74	41%	41%	42%						
				(単年度伸率)	-1.51	-1.51	-1.68	-0.55	-0.55	-0.17	-0.17	-0.17	-4.55	-4.68	-4.68	-7.05	-4.55	-4.55	-8.06	-4.55	-4.55	-4.34	-0.06	-0.06	-4.34	-0.06	-0.06	-0.06	-0.01	-0.01	-0.01			
				中心市街地	48,877	48,157	46,908	14,465	14,859	15,677	872	799	784	3,276	3,383	3,776	63,970	70,220	64,370	73,004	60,297	81,745	3,240	3,137	3,240	27,417	27,417	25,805	94.12	94.12	94.12			
69	13市	H11(H14)	243	市町村全体	320,208	321,503	321,025	106,042	110,902	118,741	4,822	4,458	4,408	23,967	23,046	25,636	493,355	521,187	475,539	451,336	424,390	512,984	21,748	20,518	21,748	211,593	211,593	202,051	95.49	95.49	95.49			
				(指数)	99.60	100.00	99.85	95.62	100.00	107.07	108.17	100.00	98.88	104.00	100.00	91.41	100.00	96.16	106.96	106.35	94.03	113.66	100.00	94.34	100.00	100.00	100.00	95.49						
				(単年度伸率)	0.13	-0.13	-0.02	-0.02	-0.02	1.18	-2.52	-2.52	-0.22	-1.28	-1.28	2.25	1.88	-1.88	-1.75	2.12	2.12	2.73	-1.13	-1.13	-1.13	-0.01	-0.01	-0.01						
				中心市街地	17,399	16,324	15,153	6,458	6,335	6,419	1,461	1,333	1,202	7,084	6,644	5,906	152,134	149,771	114,461	144,962	144,962	124,951	6,213	5,603	6,213	60,808	60,808	54,088	88.95	88.95	88.95			
70	14市	H12	229	市町村全体	107.02	100.00	92.96	106.61	100.00	94.64	101.33	100.00	91.20	102.53	100.00	79.91	107.31	100.00	83.76	100.00	108.22	100.00	100.00	100.00	100.00	29%	29%	27%	93.15	93.15	93.15			
				(指数)	100.00	100.00	86.87	100.00	100.00	88.77	100.00	100.00	90.00	100.00	100.00	77.94	100.00	93.19	78.06	92.40	100.00	71.31	100.00	95.59	100.00	100.00	100.00	93.15						
				(単年度伸率)	-2.19	-2.19	-1.17	-0.89	-0.89	-0.89	-0.44	-0.44	-1.76	-0.82	-0.82	-4.02	-2.27	-2.27	-3.25	-2.53	-2.53	-4.57	-0.88	-0.88	-4.57	-0.01	-0.01	-0.01						
				中心市街地	60,383	59,429	57,484	15,996	16,378	16,853	931	891	758	3,401	3,284	3,179	51,994	49,524	40,754	60,668	62,555	63,061	3,154	2,894	3,154	22,259	22,259	20,150	90.53	90.53	90.53			
71	15市	H12	150	市町村全体	175,820	175,364	171,463	51,876	53,765	56,526	3,003	2,743	2,490	13,097	12,513	13,007	236,532	250,331	212,830	265,706	253,713	278,414	11,860	10,908	11,860	100,020	100,020	92,147	92.13	92.13	92.13			
				(指数)	100.26	100.00	97.78	96.49	100.00	105.14	109.48	100.00	90.78	104.67	100.00	103.95	94.49	100.00	85.02	100.00	95.49	104.78	100.00	91.97	100.00	100.00	100.00	92.13						
				(単年度伸率)	-0.37	-0.37	-0.90	-0.77	-0.77	-0.77	-3.53	-3.53	-0.20	-2.89	-2.89	-1.84	-4.50	-4.50	-6.71	-3.13	-3.13	-1.86	-1.61	-1.61	-1.61	-0.02	-0.02	-0.02						
				中心市街地	10,903	10,007	9,035	3,813	3,681	3,617	482	417	315	2,057	1,638	1,223	31,269	31,330	20,825	41,868	46,208	37,981	2,243	1,965	2,243	12,554	12,554	10,998	87.61	87.61	87.61			

調査した138市町における中心市街地の活性化の状況（富山県）

調査対象市町村番号	市町村名	基本計画作成年度 (変更年度)	区域面積 (ha)	住民基本台帳						商業統計																
				人口			世帯数			商店数			従業者数			年間商品販売額（百万円）			売場面積（㎡）			事業所・企業統計				
				H6	H9	H15	H6	H9	H15	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H8	H13	H13	H8	H13
72	16町	H12	78	15,238 100.82 100.00	15,114 100.00 99.19	14,784 97.82 97.02	3,820 97.52 100.00	3,917 100.00 102.54	4,087 104.34 106.99	283 111.42 100.00	254 100.00 89.75	238 93.70 84.10	1,084 107.01 100.00	1,013 100.00 93.45	1,031 101.78 95.11	18,998 100.00 131.66	14,430 75.96 100.00	13,443 70.76 93.16	20,150 103.15 100.00	19,534 100.00 96.94	20,100 102.90 99.75	1,108 100.00 101.35	1,123 101.35 101.35	8,711 100.00 100.00	8,031 92.19 -0.02	
				4,381 105.80 100.00	4,137 100.00 94.43	3,805 91.97 86.85	1,297 100.70 100.00	1,288 100.00 99.31	1,287 99.92 99.23	229 108.02 100.00	212 100.00 92.58	196 92.45 85.59	857 107.93 100.00	794 100.00 92.65	840 105.79 98.02	14,291 100.00 153.49	9,311 65.15 100.00	10,803 75.59 116.02	15,152 91.96 100.00	16,476 100.00 108.74	17,703 107.45 116.84	638 100.00 102.82	656 102.82 102.82	4,356 100.00 100.00	3,931 90.24 -0.02	
				29% 105.04 100.00	27% 100.00 95.21	26% 94.03 89.52	34% 103.26 100.00	33% 100.00 96.85	31% 95.77 92.75	81% 96.95 100.00	83% 100.00 103.15	82% 98.67 101.77	79% 100.86 100.00	78% 100.00 99.14	81% 103.95 103.06	75% 100.00 116.58	65% 85.78 100.00	80% 106.83 124.54	75% 89.15 100.00	84% 100.00 112.17	89% 104.42 117.13	58% 100.00 101.45	58% 101.45 101.45	50% 100.00 100.00	49% 97.88 -0.02	
					-1.60	-1.00		-1.05	-0.71	1.05	-0.27		-0.29	0.79	5.53		1.37	4.06	0.88	0.29	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.00

調査した138市町における中心市街地の活性化の状況（静岡県）

調査対象市町村番号	市町村名	基本計画作成年度(変更年度)	区域面積(ha)	住民基本台帳						商業統計																	
				人口			世帯数			商店数			従業者数			年間商品販売額(百万円)			売場面積(m ²)			事業所数			従業者数		
				H6	H9	H15	H6	H9	H15	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H13	H6	H9	H13
78	J6市	H12 (H15)	250	471,106 100.03 100.00	470,983 100.00 99.97	467,959 99.36 99.33	163,561 96.52 100.00	169,456 100.00 103.60	180,075 106.27 110.10	6,785 109.36 100.00	6,204 100.00 91.44	5,525 89.06 81.43	33,901 106.20 100.00	31,923 100.00 94.17	32,576 102.05 96.09	728,623 100.07 100.00	728,136 100.00 99.93	587,715 80.72 80.66	562,113 104.95 106.63	527,169 98.42 100.00	535,613 100.00 101.60	31,754 100.00 100.00	28,734 90.49 100.00	283,944 100.00 100.00	259,912 91.54 -0.02	259,912 91.54 -0.02	
				15,666 105.30 100.00	14,877 100.00 94.96	14,586 98.04 93.11	6,476 101.16 100.00	6,402 100.00 98.86	6,658 104.00 102.81	1,266 107.56 100.00	1,177 100.00 92.97	1,036 88.02 81.83	8,603 103.07 100.00	8,347 100.00 97.02	7,053 84.50 81.98	218,157 86.16 100.00	253,209 100.00 116.07	166,794 65.87 76.46	160,049 89.40 93.31	171,521 95.81 100.00	179,023 100.00 104.37	6,838 100.00 100.00	6,457 94.43 100.00	81,206 100.00 100.00	74,249 91.43 -0.02	74,249 91.43 -0.02	
				3% 105.28 100.00	3% 100.00 94.99	3% 98.68 93.73	4% 104.80 100.00	4% 100.00 95.42	4% 97.87 93.38	19% 98.35 100.00	19% 98.84 101.68	19% 98.84 100.49	25% 97.05 100.00	26% 100.00 103.04	22% 82.80 85.32	30% 86.10 100.00	35% 100.00 116.14	28% 81.61 94.79	28% 85.19 87.51	33% 97.34 100.00	33% 100.00 102.73	22% 100.00 104.35	22% 100.00 100.00	29% 100.00 99.89	29% 100.00 99.89		

調査した138市町における中心市街地の活性化の状況（京都府）

調査対象市町村番号	市町村名	基本計画作成年度(変更年度)	区域面積(ha)	住民基本台帳									商業統計														
				人口			世帯数			商店数			従業員数			年間商品販売額(百万円)			売場面積(m ²)			事業所数			従業員数		
				H6	H9	H15	H6	H9	H15	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H13
84	L1町	H11(H13)	12	市町村全体	14,999	15,887	16,207	4,483	5,488	5,924	208	192	178	842	826	757	12,528	13,450	9,665	11,213	13,354	13,286	858	814	5,439		
				(指数)	94.41	100.00	102.01	81.69	100.00	107.94	108.33	100.00	92.71	101.94	100.00	100.00	91.65	100.00	71.86	100.00	83.97	100.00	99.49	100.00	94.87	100.00	5,875
				(指数)	100.00	105.92	108.05	100.00	122.42	132.14	100.00	92.31	85.58	77.15	100.00	98.10	89.90	100.00	107.36	77.15	118.49	119.09	118.49	100.00	-1.03	236	1,909
				(単年度伸率)	1.97	1.32	0.34	7.47	1.32	1.32	-1.46	-2.56	-1.46	-0.63	264	239	3,384	2,799	2,213	4,388	3,374	4,388	4,388	255	236	1,909	
				(単年度伸率)	10%	8%	8%	11%	9%	9%	43%	45%	43%	32%	32%	27%	21%	23%	25%	33%	30%	30%	30%	30%	29%	29%	29%
85	L2市	H12	127	市町村全体	66,326	67,123	69,000	23,558	24,783	27,374	1,064	974	911	4,984	5,086	5,198	92,829	103,723	91,303	80,455	88,667	105,142	4,461	4,049	39,126		
				(指数)	98.81	100.00	102.80	95.06	100.00	110.45	109.24	100.00	93.53	97.99	100.00	100.00	102.20	100.00	88.03	90.74	100.00	118.58	100.00	100.00	90.76	100.00	
				(指数)	100.00	101.20	104.03	100.00	105.20	116.20	100.00	91.54	85.62	78.73	100.00	102.05	104.29	100.00	111.74	98.36	100.00	110.21	130.68	100.00	90.76	100.00	
				(単年度伸率)	0.40	0.40	0.47	1.73	1.74	-2.64	-2.82	-3.76	-0.94	0.68	0.44	0.68	0.44	0.44	3.91	-2.39	3.40	3.40	6.14	3.72	-1.85	2,866	
				(単年度伸率)	39%	39%	38%	42%	41%	40%	20%	20%	18%	17%	18%	18%	12%	14%	12%	10%	21%	19%	13%	64%	60%	57%	
86	L3市	H13	190	市町村全体	1,390,607	1,390,273	1,386,372	553,912	571,206	604,351	21,815	20,257	18,586	109,959	106,810	111,400	2,280,087	2,307,126	2,005,488	1,427,189	1,484,832	1,609,477	96,563	86,836	815,177		
				(指数)	100.02	100.00	99.72	96.97	100.00	105.80	107.69	100.00	91.75	102.95	100.00	104.30	100.00	86.93	96.12	100.00	108.39	100.00	108.39	100.00	89.93	100.00	
				(指数)	100.00	99.98	99.70	100.00	103.12	109.11	100.00	92.86	85.20	78.73	100.00	97.14	101.31	87.96	100.00	101.19	112.77	112.77	112.77	100.00	89.93	100.00	
				(単年度伸率)	-0.01	-0.01	-0.05	-0.05	-0.67	-0.44	-0.58	-2.38	-1.65	-0.95	0.86	-0.95	0.86	0.40	-3.44	-2.61	1.35	1.68	1.68	2%	-2.01	1,747	
				(単年度伸率)	1%	1%	1%	1%	1%	2%	3%	3%	3%	2%	3%	2%	2%	2%	2%	2%	3%	3%	3%	2%	2%	2%	2%

調査した138市町における中心市街地の活性化の状況（兵庫県）

調査対象市町村番号	市町村名	基本計画作成年度(変更年度)	区域面積(ha)	住民基本台帳															商業統計														
				人口			世帯数			商店数			従業者数			年間商品販売額(百万円)			売場面積(㎡)			事業所数			従業者数								
				H6	H9	H15	H6	H9	H15	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H8	H13	H13	H8	H13	H13			
87	M1市	H10(H11)	150	市町村全体	43,552	43,022	41,390	15,012	15,600	16,183	687	793	867	3,295	3,070	3,206	56,736	56,936	48,080	50,688	49,399	57,342	3,018	2,883	2,883	3,018	3,018	3,018	23,330	23,330	23,584		
				(指数)	101.23	100.00	96.21	96.23	100.00	103.74	86.63	100.00	104.43	107.33	100.00	104.43	99.65	100.00	104.43	102.61	100.00	116.08	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	101.09		
				(単年度伸率)	0.00	-0.41	-0.63	0.00	0.00	0.62	-2.67	0.00	0.89	0.00	0.00	-2.67	-2.28	-2.28	0.89	0.00	0.00	-3.11	-0.85	-0.85	3.22	-0.89	-0.89	-0.89	-0.89	-0.89	0.00		
				中心市街地	6,674	6,215	5,369	2,743	2,708	2,522	351	351	191	1,515	1,348	1,024	118,47	118,47	118,47	24,170	22,427	26,030	1,243	1,177	1,177	1,243	1,243	1,243	7,889	7,889	7,172		
88	M2市	H10	133	(指数)	107.39	100.00	86.39	101.29	100.00	93.13	54.42	100.00	75.96	112.39	100.00	75.96	118.47	100.00	118.47	107.77	100.00	116.07	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	90.91	90.91	90.91		
				(単年度伸率)	0.00	-2.29	-2.27	0.00	0.00	-1.14	-1.45	-1.45	-9.12	46%	44%	-4.81	44%	44%	-5.68	-2.40	-2.40	3.21	-1.06	-1.06	-1.06	-1.06	-1.06	-0.02					
				占有率	15%	14%	13%	18%	17%	16%	44%	44%	28%	43%	43%	28%	96.19	96.19	62.81	104.71	100.00	62.81	104.71	100.00	104.71	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	89.93		
				(単年度伸率)	0.00	-1.91	-1.70	0.00	0.00	-1.70	-1.32	-1.32	-7.44	100.00	100.00	65.30	100.00	100.00	65.30	100.00	100.00	95.20	100.00	100.00	95.20	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	89.93		
89	M3町	H11	66	市町村全体	254,632	265,279	266,142	81,308	86,873	92,361	2,146	2,183	2,146	13,095	13,420	14,980	280,642	300,784	250,744	233,014	280,378	291,698	9,973	9,619	9,619	9,973	9,973	9,973	98,050	92,868	94,71		
				(指数)	95.99	100.00	104.23	93.59	100.00	106.32	107.10	100.00	98.31	97.58	100.00	111.62	93.30	100.00	83.36	83.11	100.00	104.04	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	94.71		
				(単年度伸率)	0.00	0.05	0.05	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-0.34	0.00	0.00	2.32	0.00	0.00	-3.33	0.00	0.00	6.78	-0.71	-0.71	-0.71	-0.71	-0.71	-0.01					
				中心市街地	23,092	22,802	23,767	8,528	8,612	9,471	311	311	252	2,206	2,158	1,439	58,866	57,175	27,467	63,885	72,369	49,041	1,932	1,727	1,727	1,932	1,932	1,932	15,648	13,857	13,857		
90	M4市	H11	80	(指数)	101.27	100.00	103.89	99.02	100.00	109.97	107.72	100.00	81.03	102.22	100.00	59.74	110.35	100.00	57.63	106.22	100.00	65.14	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	88.55	88.55	88.55		
				(単年度伸率)	0.00	-0.42	0.71	0.00	0.00	0.71	0.00	0.00	-3.79	14%	14%	10%	17%	17%	11%	27%	26%	17%	19%	19%	19%	16%	16%	15%					
				占有率	9%	9%	9%	10%	10%	10%	14%	14%	12%	14%	14%	12%	10%	10%	8%	21%	21%	11%	27%	26%	17%	18%	18%	15%					
				(単年度伸率)	0.00	-1.74	0.65	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-0.19	0.00	0.00	-0.19	0.00	0.00	-0.33	0.00	0.00	-6.66	0.00	0.00	-10.39	-0.46	-0.46	-0.02					
91	M5市	H11	75	市町村全体	10,782	10,822	11,466	3,031	3,301	3,643	169	169	163	637	693	722	10,461	10,468	9,163	11,311	9,438	11,057	780	714	714	780	780	780	5,063	5,415	5,415		
				(指数)	99.63	100.00	105.95	91.82	100.00	110.36	102.37	100.00	96.45	91.92	100.00	104.18	99.93	100.00	87.53	119.85	100.00	117.15	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	106.95					
				(単年度伸率)	0.00	0.12	0.99	0.00	0.00	0.00	-0.77	-0.77	-0.71	0.00	0.00	0.84	0.00	0.00	-2.49	-5.52	-5.52	3.43	-1.69	-1.69	-1.69	-1.69	-1.69	0.01					
				中心市街地	2,924	2,786	2,566	1,243	1,293	1,350	45	45	46	241	135	172	3,499	1,884	1,594	4,536	2,527	2,574	334	299	299	334	334	334	1,532	1,299	1,299		

調査した138市町における中心市街地の活性化の状況（兵庫県）

調査対象市町村番号	市町村名	基本計画作成年度(変更年度)	区域面積(ha)	住民基本台帳						商業統計																			
				人口			世帯数			商店数			従業者数			年間商品販売額(百万円)			売場面積(m ²)			事業所数			従業者数				
				H6	H9	H15	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9
92	M6市	H12(H14)	150	52,916 100.12 100.00	52,852 100.00 99.88	51,525 97.49 97.37	14,634 96.23 100.00	15,207 100.00 103.92	16,164 106.29 110.46	660 100.00 91.92	660 100.00 91.92	542 82.12 75.49	3,011 100.94 100.00	2,983 100.00 99.07	2,821 94.57 93.69	51,140 96.46 100.00	53,019 100.00 103.67	43,223 81.52 84.52	58,747 102.06 100.00	57,560 100.00 97.98	54,401 94.51 92.60	2,728 100.00 -4.27	2,146 78.67 -4.27	21,287 100.00 -0.04	17,492 82.17 -0.04	3,583 100.00 -0.04	3,583 100.00 -0.04	4,361 100.00 -0.04	3,583 100.00 -0.04
	市町村全体 (指数)			6,499 94.34 100.00	6,889 100.00 99.88	7,192 104.40 110.66	2,115 90.00 100.00	2,350 100.00 111.11	2,678 113.96 126.62	88 100.00 95.65	88 100.00 95.65	57 64.77 61.96	328 104.55 100.00	313 100.00 95.43	320 70.29 67.07	3,823 106.40 100.00	3,593 100.00 93.98	2,403 66.88 62.86	7,488 111.59 100.00	6,710 100.00 89.61	4,453 66.36 59.47	866 100.00 -4.27	681 78.64 -4.27	4,361 100.00 -0.04	3,583 100.00 -0.04	3,583 100.00 -0.04	4,361 100.00 -0.04		
	中心市街地 (指数)			94.22 100.00	100.00 106.13	107.09 113.65	93.52 100.00	100.00 106.92	107.21 114.63	100.00 104.06	100.00 104.06	78.87 82.08	103.82 100.00	100.00 96.32	100.00 71.59	110.31 100.00	100.00 90.65	82.04 74.37	109.34 100.00	100.00 91.46	70.22 64.22	32% 100.00	32% 100.00	20% 100.00	20% 99.99	20% 99.99	20% 99.99	20% 99.99	
	占有率 (指数)			12% 100.00	13% 106.13	14% 113.65	14% 100.00	15% 106.92	17% 114.63	13% 104.06	13% 104.06	11% 82.08	11% 100.00	11% 96.32	10% 71.59	7% 100.00	7% 90.65	6% 74.37	13% 100.00	12% 91.46	8% 64.22	32% 100.00	32% 100.00	20% 100.00	20% 99.99	20% 99.99	20% 99.99	20% 99.99	
	(単年度伸率)			2.04	2.04	1.18	1.20	2.31	1.20	1.35	-4.23	1.35	-1.23	-5.14	-3.12	-3.12	-3.59	-2.85	-2.85	-5.96	-0.01	-0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

調査した138市町における中心市街地の活性化の状況（和歌山県）

調査対象市町村番号	市町村名	基本計画作成年度(変更年度)	区域面積(ha)	住民基本台帳												商業統計											
				人口			世帯数			商店数			従業者数			年間商品販売額(百万円)			売場面積(m ²)			事業所数			事業所・企業統計		
				H6	H9	H15	H6	H9	H15	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H8	H13	H13
98	N6町	H13	83	16,125 102.10 100.00	15,794 100.00 97.95	15,072 95.43 93.47	5,441 98.64 100.00	5,516 100.00 101.38	5,187 94.04 95.33	366 100.00 91.04	339 92.62 84.33	1,269 105.93 100.71	1,198 100.00 95.08	1,260 105.18 100.00	1,269 105.93 100.71	20,408 100.00 92.25	22,123 108.40 100.00	16,401 80.37 74.14	27,420 90.82 100.00	30,193 100.00 110.11	24,456 81.00 89.19	1,207 100.00 -1.04	1,144 94.78 -1.04	1,144 94.78 -1.04	6,450 100.00 -0.01	6,222 96.47 -0.01	6,222 96.47 -0.01
				6,478 105.78 100.00	6,124 100.00 94.54	5,395 88.10 83.28	2,430 102.97 100.00	2,360 100.00 97.12	2,153 91.23 88.60	244 100.00 129.10	188 77.05 99.47	600 86.96 133.63	690 100.00 153.67	449 65.07 100.00	449 65.07 100.00	8,783 100.00 214.69	4,091 46.58 100.00	5,574 63.46 136.25	8,984 56.83 100.00	15,809 100.00 175.97	12,862 81.36 143.17	558 100.00 -1.08	528 94.62 -1.08	528 94.62 -1.08	1,784 100.00 -0.01	1,721 96.47 -0.01	1,721 96.47 -0.01
				40% 103.61 100.00	39% 100.00 96.52	36% 92.32 89.10	45% 104.39 100.00	43% 100.00 95.80	42% 97.02 92.94	67% 100.00 141.80	55% 83.19 117.96	47% 82.09 132.68	58% 100.00 161.63	36% 61.87 100.00	36% 61.87 100.00	43% 100.00 232.73	18% 42.97 100.00	34% 78.97 183.79	33% 62.58 100.00	52% 100.00 159.81	53% 100.44 160.52	46% 100.00 -0.03	46% 99.83 -0.03	46% 99.83 -0.03	28% 100.00 0.00	28% 100.00 0.00	28% 100.00 0.00

調査した138市町における中心市街地の活性化の状況（広島県）

調査対象市町村番号	市町村名	基本計画作成年度(変更年度)	区域面積(ha)	住民基本台帳											商業統計																	
				人口			世帯数			商店数			従業者数			年間商品販売額(百万円)			売場面積(m ²)			事業所数			従業者数							
				H6	H9	H15	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14		
99	01市	H10(H11)	187	市町村全体	372,700	376,079	407,456	127,189	132,948	152,173	4,246	4,484	4,246	24,214	24,432	27,651	499,276	506,654	449,292	514,890	524,193	556,147	566,147	22,260	22,328	201,190	202,020	201,190	202,020	201,190	202,020	
				(指数)	99.10	100.00	108.34	95.67	100.00	114.46	106.47	100.00	94.69	100.00	94.69	99.11	100.00	94.69	100.00	88.68	100.00	101.81	108.01	108.01	100.00	100.31	100.00	100.41	100.00	100.41	100.00	
				(単年度伸率)	0.30	0.30	1.39	1.51	2.41	-2.02	1.06	0.30	2.43	0.30	2.43	0.30	2.43	0.30	2.43	-2.26	-2.47	0.36	-2.47	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	
				中心市街地	13,021	12,768	12,250	5,345	5,472	5,542	1,075	1,001	914	914	5,710	5,375	4,824	139,792	128,283	82,318	135,174	155,79	146,17	146,17	3,756	3,269	28,134	23,873	28,134	23,873	28,134	
100	02市	H10	99	市町村全体	101,98	100.00	95.94	97.68	100.00	101.28	91.31	100.00	91.31	106.23	94.13	89.75	108.97	100.00	99.74	100.00	64.17	64.17	64.17	100.00	87.03	100.00	100.00	100.00	100.00	84.85	84.85	
				(指数)	100.00	100.00	94.08	100.00	103.69	85.02	100.00	85.02	93.12	100.00	85.02	100.00	94.13	89.75	100.00	100.00	64.17	64.17	64.17	100.00	87.03	100.00	100.00	100.00	100.00	84.85	84.85	
				(単年度伸率)	-0.65	-0.65	-1.91	0.79	0.21	-2.29	-1.74	0.21	-2.29	-1.74	0.21	-2.29	-1.96	-0.93	0.00	-3.43	-5.53	-7.17	-7.17	-7.17	17%	-2.59	14%	-0.03	12%	-0.03	12%	
				占有率	3%	3%	3%	4%	4%	22%	23%	4%	22%	22%	24%	22%	17%	28%	18%	18%	18%	18%	18%	18%	17%	15%	14%	14%	14%	12%	12%	
101	03市	H11	200	市町村全体	102,824	111,621	119,344	37,976	43,436	48,249	935	996	935	6,027	6,960	8,218	127,129	141,312	140,948	135,174	155,79	146,17	146,17	4,652	4,716	54,467	59,268	54,467	59,268	54,467		
				(指数)	92.12	100.00	106.92	87.43	100.00	111.08	96.39	100.00	93.88	100.00	86.59	115.48	118.07	89.96	100.00	99.74	100.00	64.17	64.17	64.17	100.00	87.03	100.00	100.00	100.00	100.00	108.81	108.81
				(単年度伸率)	1.15	1.15	1.15	4.79	1.85	1.25	-1.22	1.25	-1.22	-1.22	23%	16%	14%	22%	17%	-2.30	-10.59	-4.03	-4.03	-4.03	17%	-3.11	14%	-0.01	13%	-0.01	13%	
				占有率	4%	4%	5%	4%	4%	20%	25%	4%	20%	20%	23%	16%	14%	22%	17%	-2.30	-10.59	-4.03	-4.03	-4.03	17%	-3.11	14%	-0.01	13%	-0.01	13%	
102	04市	H12	60	市町村全体	9,711	8,857	7,602	4,160	3,979	3,731	389	440	389	1,583	1,385	1,385	22,853	19,220	15,333	26,431	24,372	17,17	17,17	1,683	1,460	8,250	7,322	8,250	7,322			
				(指数)	109.64	100.00	85.83	104.55	100.00	93.77	110.45	100.00	88.41	100.00	87.47	104.38	87.43	100.00	79.78	100.00	92.21	92.21	100.00	100.00	86.75	100.00	100.00	88.75	100.00	88.75		
				(単年度伸率)	-2.93	-2.93	-2.36	-1.45	-1.04	-3.16	-2.32	-3.16	-2.32	-2.32	30%	30%	30%	25%	23%	19%	17%	17%	17%	27%	26%	19%	19%	19%	18%	18%		
				占有率	10%	9%	8%	12%	11%	10%	31%	30%	30%	30%	25%	23%	22%	22%	19%	17%	17%	17%	17%	27%	26%	19%	19%	19%	18%	18%		
103	05町	H12	47	市町村全体	29,752	29,075	29,418	10,956	11,109	11,725	270	296	270	1,908	1,816	2,122	35,346	34,414	31,285	27,696	32,539	31,550	31,550	1,441	1,391	17,295	15,741	17,295	15,741			
				(指数)	102.33	100.00	101.18	98.62	100.00	105.55	108.78	100.00	91.22	105.07	105.07	105.07	95.18	116.85	90.91	100.00	117.49	113.92	113.92	100.00	96.53	100.00	100.00	91.01	100.00	91.01		
				(単年度伸率)	0.20	0.20	0.20	0.47	0.92	-2.69	0.92	0.92	-2.69	0.92	0.92	-1.61	4.55	-1.82	-0.88	88.51	87.78	103.13	87.78	87.78	-0.69	-0.69	4.339	-0.02	4.339	-0.02	4.339	
				占有率	20%	20%	21%	21%	22%	35%	35%	22%	32%	29%	36%	32%	39%	41%	37%	44%	46%	60%	42%	42%	41%	39%	25%	25%	27%	27%		

調査した138市町における中心市街地の活性化の状況（愛媛県）

調査対象市町村番号	市町村名	基本計画作成年度 (変更年度)	区域面積 (ha)	住民基本台帳															商業統計														
				人口			世帯数			商店数			従業者数			年間商品販売額（百万円）			売場面積（㎡）			事業所数			従業者数								
				H6	H9	H15	H6	H9	H15	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H8	H13	H13	H8	H13	H13			
112	Q1市	H11 (H14)	450	市町村全体 (指数)	459,946	464,503	475,274	178,093	186,340	201,189	5,490	5,068	4,816	28,888	30,289	32,558	568,556	619,860	578,467	578,202	578,014	567,014	502,674	502,521	502,288	24,288	23,521	23,521	232,873	228,407	228,407		
				(指数)	98.16	100.00	102.32	95.57	100.00	107.97	108.33	100.00	95.03	95.37	100.00	95.03	91.72	100.00	93.32	100.00	100.00	98.07	86.94	86.94	86.94	100.00	96.84	96.84	100.00	98.08	98.08		
				(単年度伸率)	0.63	0.39	0.33	0.39	1.54	1.33	0.39	0.39	-0.99	-2.56	1.62	1.50	1.34	0.31	-1.34	5.01	-0.39	-0.39	-0.63	-0.63	-0.63	0.00	-0.63	-0.63	0.00	0.00	0.00		
113	Q2市	H11	113	中心市街地 (指数)	34,531	33,916	33,198	17,420	17,597	17,982	1,387	1,324	1,247	8,256	7,670	7,788	201,372	203,656	161,128	183,767	171,726	171,726	178,709	178,709	11,884	11,884	11,298	11,298	120,139	113,837	113,837		
				(指数)	101.81	100.00	97.88	98.99	100.00	102.19	104.76	100.00	94.18	107.64	100.00	101.54	98.88	100.00	79.12	100.00	100.00	93.45	97.25	97.25	100.00	100.00	95.07	95.07	100.00	94.75	94.75		
				(単年度伸率)	0.35	0.35	-0.35	0.34	0.34	0.36	0.36	0.36	-1.16	-1.51	-2.37	0.31	0.38	0.38	-4.18	0.94	-1.31	-1.31	0.00	0.00	0.00	0.00	-0.99	-0.99	0.00	-0.01	-0.01		
114	Q3市	H11	438	占有率 (指数)	103.72	100.00	95.66	103.58	100.00	94.65	96.71	100.00	99.11	112.86	100.00	94.46	107.80	100.00	84.78	100.00	100.00	95.29	111.86	111.86	100.00	100.00	98.17	98.17	100.00	96.61	96.61		
				(指数)	100.00	100.00	92.23	100.00	96.55	91.38	92.23	100.00	103.41	103.41	100.00	83.70	100.00	92.76	78.64	89.40	85.19	85.19	100.00	100.00	100.00	100.00	98.17	98.17	100.00	96.61	96.61		
				(単年度伸率)	-0.72	-0.72	-0.72	-0.72	-1.15	-0.89	-0.89	-0.89	0.18	1.14	-1.11	1.14	1.14	-1.11	-2.41	-3.04	-3.04	-3.53	-3.53	-0.94	0.00	0.00	0.00	0.00	-0.37	-0.37	0.00	-0.01	-0.01
115	Q4市	H12	164	市町村全体 (指数)	131,638	130,331	127,664	49,304	50,442	52,859	1,806	1,613	1,502	8,149	7,502	8,764	138,835	148,878	134,908	177,847	205,462	205,462	178,760	178,760	6,505	6,505	6,239	6,239	59,680	58,126	58,126		
				(指数)	101.00	100.00	97.95	97.74	100.00	104.79	111.97	100.00	93.12	108.62	100.00	116.82	93.25	100.00	90.62	100.00	100.00	115.53	100.00	100.00	100.00	100.00	95.91	95.91	100.00	97.40	97.40		
				(単年度伸率)	-0.33	-0.33	-0.34	0.77	0.77	0.80	0.80	0.80	-1.38	-3.56	-1.38	3.67	3.67	-2.10	-4.68	1.95	-4.68	3.11	3.11	-0.17	0.00	-0.82	-0.82	0.00	-0.01	-0.01			
116	Q5市	H12	100	中心市街地 (指数)	26,047	25,149	24,684	10,585	10,442	10,734	370	317	285	1,748	1,379	1,853	33,388	26,929	26,309	43,884	63,982	63,982	53,639	53,639	2,634	2,634	2,442	2,442	21,646	21,320	21,320		
				(指数)	103.57	100.00	98.15	101.37	100.00	102.80	116.72	100.00	89.91	126.76	100.00	134.37	123.99	100.00	97.70	100.00	100.00	145.80	100.00	100.00	100.00	100.00	92.71	92.71	100.00	98.49	98.49		
				(単年度伸率)	0.31	0.31	0.31	0.47	0.47	0.47	0.47	0.47	-2.02	-4.77	-2.02	6.87	6.87	-7.04	-6.45	-6.45	9.16	9.16	31.11	31.11	31.11	0.00	-1.46	-1.46	0.00	0.00	0.00		

調査した138市町における中心市街地の活性化の状況（愛媛県）

調査対象市町村番号	市町村名	基本計画作成年度 (変更年度)	区域面積 (ha)	住民基本台帳						商業統計						事業所・企業統計																	
				人口			世帯数			商店数			従業者数			年間商品販売額（百万円）			売場面積（㎡）			事業所数			従業者数								
				H6	H9	H15	H6	H9	H15	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H8	H13	H14	H8	H13	H14						
117	Q6市	H12	99	市町村全体 (指数)						30,594	30,849	31,224	9,833	10,289	11,168	370	371	335	1,527	1,659	1,809	23,583	29,463	26,561	32,875	41,334	43,568	1,593	1,498	1,498	12,892	12,808	12,808
				(指数)						99.17	100.00	101.22	95.57	100.00	108.54	99.73	100.00	90.30	92.04	100.00	109.04	80.04	100.00	90.15	79.54	100.00	105.40	100.00	94.04	94.04	100.00	99.35	99.35
				(単年度伸率)						0.28	0.20	0.20	1.55	1.42	1.42	0.09	0.09	-1.94	2.88	1.81	1.81	8.31	-1.97	-1.97	8.58	1.08	1.08	-1.19	-1.19	-1.19	0.00	0.00	0.00
117	Q6市	H12	99	中心市街地 (指数)						3,268	3,130	2,946	1,265	1,226	1,235	119	121	99	375	387	307	3,341	3,248	2,236	7,428	6,003	3,794	341	279	279	1,454	1,152	1,152
				(指数)						104.41	100.00	94.12	103.18	100.00	100.73	98.35	100.00	81.82	96.90	100.00	79.33	102.86	100.00	68.84	123.74	100.00	63.20	100.00	81.82	81.82	100.00	79.23	79.23
				(単年度伸率)						-1.41	-1.41	-0.98	0.00	-1.03	0.12	0.56	0.56	-3.64	1.07	-4.13	-4.13	-0.93	-0.93	-6.23	-6.39	-6.39	-7.36	-3.64	-3.64	-3.64	-0.04	-0.04	-0.04
117	Q6市	H12	99	占有率 (指数)						11%	10%	9%	13%	12%	11%	32%	33%	30%	25%	23%	17%	14%	11%	8%	23%	15%	9%	21%	19%	11%	11%	9%	9%
				(指数)						105.28	100.00	92.99	107.97	100.00	92.81	98.61	100.00	90.61	105.28	100.00	72.75	128.51	100.00	76.36	155.58	100.00	59.96	100.00	87.01	87.01	100.00	79.75	79.75
				(単年度伸率)						-1.67	-1.67	-1.17	0.00	-2.46	-1.20	0.47	0.47	-1.88	-1.67	-1.67	-5.45	-7.40	-7.40	-4.73	-11.91	-11.91	-8.01	-2.60	-2.60	-2.60	-0.04	-0.04	-0.04

調査した138市町における中心市街地の活性化の状況(福岡県)

調査対象市町村番号	市町村名	基本計画 作成年度 (変更年度)	区域 面積 (ha)	住民基本台帳						商業統計																						
				人口			世帯数			商店数			従業者数			年間商品販売額(百万円)			売場面積(m ²)			事業所数			従業者数							
				H6	H9	H15	H6	H9	H15	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14		
				(指数)	(指数)	(指数)	(指数)	(指数)	(指数)	(指数)	(指数)	(指数)	(指数)	(指数)	(指数)	(指数)	(指数)	(指数)	(指数)	(指数)	(指数)	(指数)	(指数)	(指数)	(指数)	(指数)	(指数)	(指数)	(指数)	(指数)		
118	R1市	H10	202	市町村全体 (指数) (単年度伸率)																												
				中心市街地 (指数) (単年度伸率)																												
				占有率 (指数) (単年度伸率)																												
				市町村全体 (指数) (単年度伸率)																												
				中心市街地 (指数) (単年度伸率)																												
119	R2市	H11 (H13)	227	市町村全体 (指数) (単年度伸率)																												
				中心市街地 (指数) (単年度伸率)																												
				占有率 (指数) (単年度伸率)																												
				市町村全体 (指数) (単年度伸率)																												
				中心市街地 (指数) (単年度伸率)																												
120	R3市	H11	160	市町村全体 (指数) (単年度伸率)																												
				中心市街地 (指数) (単年度伸率)																												
				占有率 (指数) (単年度伸率)																												
				市町村全体 (指数) (単年度伸率)																												
				中心市街地 (指数) (単年度伸率)																												
121	R4市	H11 (H12)	42	市町村全体 (指数) (単年度伸率)																												
				中心市街地 (指数) (単年度伸率)																												
				占有率 (指数) (単年度伸率)																												
				市町村全体 (指数) (単年度伸率)																												
				中心市街地 (指数) (単年度伸率)																												
122	R5市	H11 (H14)	47	市町村全体 (指数) (単年度伸率)																												
				中心市街地 (指数) (単年度伸率)																												
				占有率 (指数) (単年度伸率)																												
				市町村全体 (指数) (単年度伸率)																												
				中心市街地 (指数) (単年度伸率)																												

調査した138市町における中心市街地の活性化の状況(熊本県)

調査対象市町村番号	市町村名	基本計画作成年度(変更年度)	区域面積(ha)	住民基本台帳											商業統計												
				人口			世帯数			商店数			従業者数			年間商品販売額(百万円)			売場面積(m ²)			事業所数			従業者数		
				H6	H9	H15	H6	H9	H15	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H8	H13	H8
128	S1市	H11(H13)	270	628,380 (指数) (占率) (単年度伸率)	638,957 (100.00) (101.68) (1.55)	657,968 (102.98) (104.71) (1.55)	238,493 (95.57) (104.64) (1.44)	249,549 (100.00) (108.61) (1.44)	271,036 (108.61) (113.65) (1.44)	7,381 (100.00) (93.36) (-2.21)	7,906 (107.11) (100.00)	6,788 (91.97) (85.86) (-1.61)	43,762 (103.26) (100.00)	42,379 (100.00) (96.84) (-1.05)	48,047 (113.37) (109.79) (2.67)	809,227 (98.64) (101.38) (0.46)	820,409 (100.00) (101.38) (0.46)	807,760 (98.46) (99.82) (-0.31)	623,273 (90.03) (111.07) (3.69)	692,291 (100.00) (111.07) (3.69)	850,210 (122.81) (136.41) (4.56)	32,711 (100.00) (100.00)	29,998 (91.71) (100.00)	29,998 (91.71) (100.00)	297,587 (276,551) (92.93)	297,587 (276,551) (92.93)	
129	S2市	H11	89	35,265 (指数) (占率) (単年度伸率)	34,102 (100.00) (96.70) (-1.10)	34,147 (100.13) (96.83) (0.02)	16,502 (100.37) (99.63) (-0.12)	17,201 (104.24) (104.24) (0.77)	17,201 (104.24) (104.24) (0.77)	1,111 (100.00) (93.91) (-2.03)	1,183 (106.48) (100.00)	1,020 (91.81) (86.22) (-1.64)	8,021 (105.43) (100.00)	7,608 (100.00) (94.85) (-1.72)	7,750 (101.87) (96.62) (0.37)	213,226 (103.99) (100.00)	205,051 (100.00) (96.17) (-1.28)	169,523 (82.67) (79.50) (-3.47)	170,265 (100.00) (104.97) (1.66)	180,147 (105.80) (111.07) (1.16)	7,395 (100.00) (100.00)	6,328 (85.57) (100.00)	6,328 (85.57) (100.00)	70,618 (100.00) (100.00)	70,618 (100.00) (100.00)		
130	S3市	H11	110	108,500 (指数) (占率) (単年度伸率)	100,000 (92.16) (-2.61)	103,222 (104.24) (92.30) (0.17)	103,222 (100.00) (96.88) (-1.04)	103,222 (100.00) (96.88) (-1.04)	103,222 (100.00) (96.88) (-1.04)	100,000 (92.16) (-2.61)	102,460 (111.44) (100.00)	80,740 (78.00) (-2.37)	104,010 (101.59) (96.18) (-1.68)	107,240 (102.10) (96.99) (-2.25)	89,740 (83.03) (76.77) (-8.08)	107,310 (100.00) (93.19) (-2.27)	131,980 (119.27) (100.00)	131,980 (119.27) (100.00)	78,890 (60.71) (58.72) (-7.40)	112,870 (100.00) (104.66) (1.55)	127,972 (113.34) (122.87) (6.05)	1,005 (100.00) (100.00)	88,660 (88.22) (92.35) (-2.27)	88,660 (88.22) (92.35) (-2.27)	7,437 (100.00) (100.00)	7,437 (100.00) (100.00)	
131	S4市	H11(H13)	17	108,492 (指数) (占率) (単年度伸率)	108,360 (100.00) (99.98) (-0.04)	106,269 (97.99) (97.99) (-0.26)	36,604 (100.00) (103.43) (1.14)	36,604 (100.00) (103.43) (1.14)	38,356 (104.79) (108.38) (0.80)	1,487 (106.79) (100.00)	1,389 (93.41) (93.64) (-1.32)	1,389 (93.41) (93.64) (-1.32)	7,374 (103.05) (100.00)	7,156 (95.59) (97.04) (-0.99)	7,556 (102.47) (102.47) (1.12)	119,002 (100.28) (99.72) (-0.09)	118,671 (100.00) (99.72) (-0.09)	102,262 (86.17) (85.93) (-2.77)	146,867 (100.00) (110.32) (3.44)	161,401 (109.90) (121.24) (1.98)	6,246 (100.00) (100.00)	5,970 (95.58) (100.00)	5,970 (95.58) (100.00)	48,970 (100.00) (100.00)	48,970 (100.00) (100.00)		
132	S5町	H13	249	23,153 (指数) (占率) (単年度伸率)	24,161 (100.00) (104.35) (-1.63)	25,009 (103.51) (108.02) (-2.45)	7,051 (100.00) (107.28) (1.69)	7,051 (100.00) (107.28) (1.69)	8,175 (116.32) (117.93) (1.65)	318 (113.57) (100.00)	301 (97.50) (94.65) (-3.28)	1,533 (107.50) (100.00)	1,533 (107.50) (100.00)	1,568 (119.45) (102.28) (-3.89)	1,873 (122.18) (122.18) (0.76)	23,234 (100.00) (114.65) (4.88)	26,637 (114.65) (114.65) (4.88)	23,171 (86.99) (99.73) (-2.60)	34,963 (100.00) (157.58) (19.19)	37,609 (107.57) (169.50) (1.51)	985 (100.00) (100.00)	1,174 (119.19) (100.00)	1,174 (119.19) (100.00)	12,618 (100.00) (100.00)	12,618 (100.00) (100.00)		

調査した138市町における中心市街地の活性化の状況（熊本県）

調査対象市町村番号	市町村名	基本計画作成年度 (変更年度)	区域面積 (ha)	住民基本台帳											商業統計												
				人口			世帯数			商店数			従業者数			年間商品販売額（百万円）			売場面積（㎡）			事業所数			従業者数		
				H6	H9	H15	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H6	H9	H14	H8	H13	H14	H8	H13	H14
133	S6市	H13 (H14)	208	45,889 100.17 100.00	45,810 100.00 99.83	45,687 99.73 99.56	14,450 96.96 100.00	14,903 100.00 103.13	15,946 107.00 110.35	634 100.00 89.80	541 85.33 76.63	3,207 106.26 100.00	3,018 100.00 94.11	3,166 104.90 98.72	48,936 100.00 104.30	46,917 95.87 100.00	37,269 76.16 79.44	50,986 93.63 112.92	54,452 100.00 120.60	2,187 100.00 100.00	2,082 95.20 95.20	2,157 100.00 100.00	18,920 100.00 100.00	18,531 97.94 97.94			
				6,766 98.80 100.00	6,848 100.00 101.21	6,853 100.07 101.29	2,767 98.82 100.00	2,800 100.00 101.19	2,802 100.07 101.26	346 100.00 94.28	290 83.82 79.02	1,764 110.46 100.00	1,597 100.00 90.53	1,676 104.95 95.01	25,282 100.00 90.89	27,817 110.03 100.00	17,973 71.09 64.61	30,785 93.69 108.90	26,483 86.03 116.24	1,227 100.00 100.00	1,157 94.30 94.30	1,227 100.00 100.00	8,902 100.00 100.00	8,758 98.38 98.38			
				15% 98.63 100.00	15% 100.00 101.39	15% 100.34 101.73	19% 101.92 100.00	19% 100.00 98.12	18% 93.53 91.76	55% 100.00 104.98	54% 98.22 103.12	55% 103.95 100.00	53% 100.00 96.20	53% 100.04 96.24	52% 100.00 87.14	59% 114.76 100.00	48% 93.34 81.34	57% 100.05 96.44	59% 103.74 100.00	56% 100.00 100.00	56% 99.05 99.05	56% 100.00 100.00	47% 100.00 100.45	47% 100.45 100.45			
				0.06 0.46	0.04 0.46	0.01 0.01	0.01 0.01	0.01 0.01	0.01 0.01	-1.91 -3.24	-3.24 -3.24	1.66 1.66	-1.27 -1.27	0.01 0.01	-4.29 -4.29	0.01 0.01	-1.33 -1.33	-1.20 -1.20	-1.20 -1.20	-0.19 -0.19	-0.19 -0.19	0.01 0.01	0.00 0.00	0.00 0.00			

